

官報

号
国会会議録 外

令和七年六月二十二日

○第二百十七回 衆議院会議録追録(一)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

| | |
|------------------------|--------------------|
| 内閣提出議案 八十一件 | 規則案 二件 |
| 予算 三件 両院可決 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 条約 十三件 両院承認 | 採択、内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 法律案 五十九件 | 内閣提出議案 三件 可決 |
| 内成立 五十八件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 本院閉会中審査 一件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 国会の承諾を求めるの件 三件 本院閉会中審査 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 議員提出議案 七十二件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 内本院閉会中審査 一件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 内法律案 六十六件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 内成立 十五件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 本院閉会中審査 四十七件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 本院通過、参議院未了 一件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |
| 撤回 三件 | 内閣送付 五百一件(五百一通) |

| | |
|---------------------------------|--|
| 議員提出法律案 十八件 | 二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案 (田中健君外一名提出、衆法第三二号) |
| 内 本院閉会中審査 十三件 | 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案 (大島敦君外十七名提出、衆法第四三号) |
| 本院未了 二件 | 四、国家公務員の労働関係に関する法律案 (大島敦君外十七名提出、衆法第四四号) |
| 内 請願 三千五百件(三千五百通) | 五、公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出、衆法第四五号) |
| 内 撤回 三件 | 六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出、衆法第六〇号) |
| 内 採択、内閣送付 五百一件(五百一通) | 七、内閣の重要な政策に関する件 |
| 内 質問 三百五十二件 | 八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件 |
| 内 国家公務員等の任命について同意を求めるの件 三十二件 同意 | 九、榮典及び公式制度に関する件 |
| 内 参議院提出法律案 二件 成立 | 一〇、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 |
| 内 参議院議員提出法律案(本院予備審査) 九件 | 一一、国民生活の安定及び向上に関する件 |
| 内 参議院未了 | 一二、警察に関する件 |
| 内 本院において前国会から継続した議案等 二十件 | 内閣委員会 |
| 内 内閣委員会 | 総務委員会 |

| | |
|-------|--|
| 内閣委員会 | 一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るために土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号) |
| 内閣委員会 | 二、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出、衆法第一二号) |
| 内閣委員会 | 二、地方税法の一部を改正する法律案(吉川元君外六名提出、衆法第一七号) |
| 内閣委員会 | 三、自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第三二号) |
| 内閣委員会 | 四、国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出、衆法第四三号) |
| 内閣委員会 | 五、公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出、衆法第四四号) |
| 内閣委員会 | 六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出、衆法第六〇号) |
| 内閣委員会 | 七、内閣の重要な政策に関する件 |
| 内閣委員会 | 八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件 |
| 内閣委員会 | 九、榮典及び公式制度に関する件 |
| 内閣委員会 | 一〇、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 |
| 内閣委員会 | 一一、国民生活の安定及び向上に関する件 |
| 内閣委員会 | 一二、警察に関する件 |

| | |
|--|--|
| 三、地方公務員法等の一部を改正する法律案 (大島敦君外十六名提出、衆法第四六号) | 七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、衆法第六五号) |
| 四、地方公務員の労働関係に関する法律案 (大島敦君外十六名提出、衆法第四七号) | 八、裁判所の司法行政に関する件 (山口俊一君外六名提出、衆法第五八号) |
| 五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案 (山口俊一君外六名提出、衆法第五八号) | 九、法務行政及び検察行政に関する件 (一〇) 国内治安に関する件 一一、人権擁護に関する件 |
| 六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 七、地方自治及び地方税財政に関する件 八、情報通信及び電波に関する件 九、郵政事業に関する件 一〇、消防に関する件 | 一、国際情勢に関する件 二、財務委員会 一、民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出、衆法第二九号) 二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案 (藤田文武君外二名提出、衆法第三〇号) 三、民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名提出、衆法第三五号) 四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十九名提出、衆法第六一号) 五、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、衆法第三七号) 六、民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、衆法第六四号) |
| 七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、衆法第六五号) | 五、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第二五号) 六、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出、衆法第五二号) 七、財政に関する件 八、税制に関する件 九、関税に関する件 一〇、外国為替に関する件 一一、人権擁護に関する件 |
| 八、裁判所の司法行政に関する件 (一〇) 国内治安に関する件 一一、人権擁護に関する件 | 一、国際情勢に関する件 二、財務委員会 一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に對処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、第三百六回国会衆法第一号) 二、一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、第三百六回国会衆法第四号) 三、財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、第三百六回国会衆法第一号) 四、学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、第三百六回国会衆法第二五号) 五、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(中島克仁君外九名提出、第三百六回国会衆法第二三号) 六、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(井坂信彦君外十二名提出、衆法第二二号) |
| 九、法務行政及び検察行政に関する件 (一〇) 国内治安に関する件 一一、人権擁護に関する件 | 一、厚生労働委員会 一、医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号) 二、就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十五回国会衆法第一号) 三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、第三百六回国会衆法第一九号) 四、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外九名提出、第三百六回国会衆法第二三号) 五、生涯学習に関する件 六、学校教育に関する件 七、科学技術及び学術の振興に関する件 九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件 |
| 十、外國為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第二五号) | 四、文部科学行政の基本施策に関する件 五、生涯学習に関する件 六、学校教育に関する件 八、科学技術の研究開発に関する件 九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件 |

| | | |
|---|--|--|
| 七、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(井坂信彦君外十五名提出、衆法第三号) | 八、健康保険法等の一部を改正する法律案(中島克仁君外十名提出、衆法第八号) | 九、厚生労働関係の基本施策に関する件 |
| 一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 | 一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 | 一二、農山漁村の振興に関する件 |
| 農林水産委員会 | 経済産業委員会 | 国土交通委員会 |
| 一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第三八号) | 一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、第二百十六回国会衆法第五号) | 一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁士君外二名提出、衆法第六号) |
| 二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出、衆法第三九号) | 二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(階猛君外六名提出、衆法第一号) | 二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出、衆法第六三号) |
| 三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四〇号) | 三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名提出、衆法第五四号) | 三、国土交通行政の基本施策に関する件 |
| 四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四一号) | 四、経済産業の基本施策に関する件 | 四、国土計画、土地及び水資源に関する件 |
| 五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出、衆法第四二号) | 五、資源エネルギーに関する件 | 五、都市計画、建築及び地域整備に関する件 |
| 六、特許に関する件 | 六、特許に関する件 | 六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 |
| 七、中小企業に関する件 | 七、陸運、海運、航空及び観光に関する件 | 七、陸運、海運、航空及び観光に関する件 |
| 八、私の独占の禁止及び公正取引に関する件 | 八、北海道開発に関する件 | 八、北海道開発に関する件 |
| 二号) | 九、気象及び海上保安に関する件 | 九、気象及び海上保安に関する件 |
| 令和七年六月二十二日 衆議院会議録追録(一) 議長の報告 | 環境委員会 | 九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 |
| | 一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出、衆法第六六号) | 一、予算の実施状況に関する件 |
| | 二、環境の基本施策に関する件 | 二、令和五年度一般会計歳入歳出決算 |
| | 三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件 | 三、令和五年度政府関係機関決算書 |
| | 四、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件) | 四、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書 |
| | 五、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件) | 五、令和六年度一般会計予備費使用総調書及 |

| | | |
|---|--|--|
| 項 | 六、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) | 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会 |
| | 七、歳入歳出の実況に関する件 | 八、国有財産の増減及び現況に関する件 |
| | 九、政府関係機関の経理に関する件 | 九、政府関係機関の経理に関する件 |
| | 一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件 | 一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件 |
| | 一一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 | 一一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 |
| | 一二、行政監視に関する件 | 一二、行政監視に関する件 |
| | 議院運営委員会 | 議院運営委員会 |
| | 一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出、衆法第五一号) | 一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出、衆法第五一号) |
| | 二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第五九号) | 二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第五九号) |
| | 三、衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、衆規第二号) | 三、衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、衆規第二号) |
| | 四、国会法等改正に関する件 | 四、国会法等改正に関する件 |
| | 五、議長よりの諮問事項 | 五、議長よりの諮問事項 |
| | 六、その他議院運営委員会の所管に属する事項 | 六、その他議院運営委員会の所管に属する事項 |
| | 七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出、衆法第五〇号) | 七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出、衆法第五〇号) |
| | | 八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出、衆法第五五号) |
| | | 九、政治改革に関する件 |
| | | 一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百六四回国会衆法第三二号) |
| | | 二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件 |
| | | 三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百六回国会衆法第九号) |
| | | 四、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、第二百六回国会衆法第一二号) |
| | | 五、北朝鮮による拉致問題等に関する件 |
| | | 六、消費者問題に関する特別委員会 |
| | | 七、北朝鮮による拉致問題等に関する件 |
| | | 八、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 |
| | | 九、沖縄及び北方問題に関する件 |
| | | 一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査 |
| | | 二、内閣委員会 |
| | | 三、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 |
| | | 四、総務委員会 |
| | | 五、法務及び司法行政等に関する調査 |
| | | 六、外交防衛委員会 |
| | | 七、外交、防衛等に関する調査 |
| | | 八、文教科学委員会 |
| | | 九、厚生労働委員会 |
| | | 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 |
| | | 二、農林水産委員会 |
| | | 三、経済産業委員会 |
| | | 四、国土交通委員会 |
| | | 五、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 |

| | |
|---|---|
| 本土復帰以降の政府の沖縄への向き合いの方に関する質問主意書(山川仁君提出)及び答弁書 | 沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問主意書(山川仁君提出)及び答弁書 |
| 有機フッ素化合物(P-FAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書 | 有機フッ素化合物(P-FAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書 |
| (山川仁君提出)及び答弁書 | (山川仁君提出)及び答弁書 |
| 硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問主意書(阿部祐美子君提出)及び答弁書 | 硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問主意書(阿部祐美子君提出)及び答弁書 |
| 離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問主意書(篠田奈保子君提出)及び答弁書 | 離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問主意書(篠田奈保子君提出)及び答弁書 |
| 十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問主意書(大石あきこ君提出)及び答弁書 | 十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問主意書(大石あきこ君提出)及び答弁書 |
| いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書(杉村慎治君提出)及び答弁書 | いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書(杉村慎治君提出)及び答弁書 |
| 中国における日本軍性暴力被害に関する質問主意書(有田芳生君提出)及び答弁書 | 中国における日本軍性暴力被害に関する質問主意書(有田芳生君提出)及び答弁書 |
| 関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問主意書(青山大人君提出)及び答弁書 | 関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問主意書(青山大人君提出)及び答弁書 |
| 「地方創生二・〇基本構想」に関する質問主意書(神津たけし君提出)及び答弁書 | 「地方創生二・〇基本構想」に関する質問主意書(神津たけし君提出)及び答弁書 |
| シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館予測事態に関する質問主意書(阪口直人君提出)及び答弁書 | シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館予測事態に関する質問主意書(阪口直人君提出)及び答弁書 |
| 政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書 | 政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書 |
| (仮称)整備に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書 | (仮称)整備に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書 |
| 輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書 | 輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書 |
| 政府備蓄米に関する質問主意書(田村貴昭君提出)及び答弁書 | 政府備蓄米に関する質問主意書(田村貴昭君提出)及び答弁書 |
| 皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることにに関する質問主意書(たがや亮君提出)及び答弁書 | 皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問主意書(たがや亮君提出)及び答弁書 |
| 日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)及び答弁書 | 日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)及び答弁書 |
| レアアース貿易に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)及び答弁書 | レアアース貿易に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)及び答弁書 |
| 医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 | 医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 |
| 持続可能な病院経営に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)及び答弁書 | 持続可能な病院経営に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)及び答弁書 |
| 労働者の過半数代表者に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 | 労働者の過半数代表者に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 |
| シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 | シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 |
| 東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 | 東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 |
| ふるさと納税に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 | ふるさと納税に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)及び答弁書 |
| 国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問主意書 | 国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問主意書 |
| (吉田はるみ君提出)及び答弁書 | (吉田はるみ君提出)及び答弁書 |
| 介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問主意書(山井和則君提出)及び答弁書 | 介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問主意書(山井和則君提出)及び答弁書 |
| 外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問主意書(吉川里奈君提出)及び答弁書 | 外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問主意書(吉川里奈君提出)及び答弁書 |
| 漢方・生薬の葉価の見直しに関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 | 漢方・生薬の葉価の見直しに関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 |
| リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 | リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 |
| 海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 | 海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書(井坂信彦君提出)及び答弁書 |

| | |
|------------------------|--|
| 令和七年六月二十二日 衆議院会議録追録(一) | <p>攻撃用無人機への対処に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書</p> <p>経営・管理の在留資格に関する再質問主意書 (松原仁君提出)及び答弁書</p> <p>保険適用薬のあり方に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)及び答弁書</p> <p>外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問主意書(杉村慎治君提出)及び答弁書</p> <p>いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問主意書(杉村慎治君提出)及び答弁書</p> <p>中古品取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問主意書 (杉村慎治君提出)及び答弁書</p> <p>ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問主意書(竹上裕子君提出)及び答弁書</p> <p>在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問主意書(竹上裕子君提出)及び答弁書</p> <p>民泊制度の見直しに関する質問主意書(竹上裕子君提出)及び答弁書</p> <p>先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問主意書(竹上裕子君提出)及び答弁書</p> <p>障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)及び答弁書</p> <p>「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書 羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書(城井崇君提出)及び答弁書</p> <p>マンション大規模修繕工事に関する質問主意書(阿久津幸彦君提出)及び答弁書</p> <p>税収の上振れに関する質問主意書(櫻井周君提出)及び答弁書</p> <p>公営競技の適正利用に関する質問主意書(櫻井周君提出)及び答弁書</p> <p>有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)及び答弁書</p> <p>風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問主意書(緑川貴士君提出)及び答弁書</p> <p>国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書(緑川貴士君提出)及び答弁書</p> <p>コメ作況指標の公表廃止に関する質問主意書(緑川貴士君提出)及び答弁書</p> <p>我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問主意書(梅村聰君提出)及び答弁書</p> <p>[会議録追録(二)に掲載]</p> |
|------------------------|--|

令和7年10月23日 木曜日 発行

官 報 (号外国会会議録)

令和七年六月二十二日

衆議院会議録追録(一)

官報

令和七年六月二十七日

裁判所の人的・物的充実に関する請願へ請願者 埼玉県所沢市中新井四の四の一
三 鈴木絹子外百九十九名（紹介議員 枝野 幸男君）（第一六一五号）、同（請願者 秋田県鹿角市花輪字合ノ野二一五のB 三浦光喜外百九十九名（紹介議員 寺田 学君）（第一六一六号）、同（請願者 鹿児島県薩摩川内市大小路町一二の二 花増修一外百九十九名（紹介議員 野間 健君）（第一六一七号）、同（請願者 長崎市滑石五の五の六 峰由里子外百九十九名）（紹介議員 山田 勝彦君）（第一六一八号）、同（請願者 東京都世田谷区粕谷三の三一の一六の二〇五 横勇人外百九十九名）（紹介議員 有田 芳生君）（第一六一七号）、同（請願者 山口県下関市小月宮の町一〇の八若松賢一外百九十九名）（紹介議員 平岡秀夫君）（第一六一七号）、同（請願者 岡山県真庭市中原六三八 三村加代子外百九十九名）（紹介議員 柚木 道義君）（第一六一八号）、同（請願者 福岡市中央区六本松四の二の六の七〇一 石井徳久外百九十九名）（紹介議員 稲富 修二君）（第一七一

〔第三十六号参照〕

の四〇六三 田村博人外百九十九名（紹介議員 菊田 真紀子君）（第一七八六号）、同（請願者 名古屋市北区六が池町四四三の一 島田英二外百九十一名）（紹介議員 志位 和夫君）（第一七八七号）、同（請願者 名古屋市南区大堀町一六の二三 加納みなみ外百九十一名）（紹介議員 塩川 鉄也君）（第一七八八号）、同（請願者 名古屋市中川区大当郎三の二二〇三の一 川井達夫外百九十一名）（紹介議員 辰巳 孝太郎君）（第一七八九号）、同（請願者 名古屋市名東区高社二の五三の二〇二 瀧本武外百九十一名）（紹介議員 田村 貴昭君）（第一七九〇号）、同（請願者 名古屋市昭和区山里町七四の一二二 門野真季外百九十一名）（紹介議員 田村 智子君）（第一七九一号）、同（請願者 名古屋市天白区植田山一の五〇一の二一〇 岡田薰外百九十一名）（紹介議員 本員 堀川 あきこ君）（第一七九三号）、同（請願者 名古屋市名東区石が根町六七の一 渡辺七穂外百九十八名）（紹介議員 本村 伸子君）（第一七九三号）、同（請願者 沖縄県国頭郡本部町字健堅一五六の一 島袋恵美子外百九十九名）（紹介議員 屋良朝博君）（第一七九四号）、同（請願者 新潟市中央区弥生町一の二三 森川勝重外百九十九名）（紹介議員 松下 玲子君）（第一八三四号）、同（請願者 大津市千町一の一九の五二の三の二二 佐藤千ヨ子外百九十九名）（紹介議員 松下 玲子君）（第一八三四号）、同（請願者 東京都板橋区高島平一 清水瞳外百九十九名）（紹介議員 斎藤アレックス君）（第一九三三号）、同（請

の七〇三 志賀愛外百九十九名) (紹介議員 隆階 猛君) (第二五八六号)、同(請願者 千葉市稻毛区小中台町一-七七の四 川本千鶴外百九十九名) (紹介議員 森田 俊和君) (第二七六一号)、同(請願者 東京都板橋区上板橋二の六の六の五〇一 坂本芳照外百九十九名) (紹介議員 伊藤 俊輔君) (第三〇〇五号)、同(請願者 新潟市西区みずき野一の九の一〇 渡邊節外百九十九名) (紹介議員 黒岩 宇洋君) (第三〇〇六号)、同(請願者 栃木県小山市扶桑二の二二の二 渡邊正典外百九十九名) (紹介議員 藤岡 たかお君) (第三〇〇七号) 及び 同(請願者 名古屋市緑区作の山町七の二八 安田聰志外六千二百八十名) (紹介議員 本村 伸子君) (第三三三六号)に関する報告書 請願の要旨

一、請願の裏、旨

精算の要旨

一
請願の要旨
る報告書

たほか、近年は裁判手続のIT化や子供の福祉のための裁判所機能の充実が求められるなど、裁判所が果たすべき役割はこれまでになく広がっている。こうした手続を定着させ安定的に運用し、国民の期待に応える裁判所としていくことが必要である。

ついては、国民がより利用しやすい司法の実現のために裁判所予算を増額し、次記事項を措置されたい。

1 裁判所職員の人的体制を整備すること。

2 裁判所施設を充実させること。

二 請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なものと認める。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和七年六月二十日

厚生労働委員会
法務委員長 西村智奈美

衆議院議長 額賀福志郎殿

厚生労働委員会

パーキンソン病治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願(請願者 埼玉県入間市仏子一九九の二三 澤田幸子外千二百八十七名)(紹介議員 枝野幸男君)

(第五五八号)、同(請願者 宮城県名取市八号)、同(請願者 北海道旭川市大雪通七の五〇六の三七 柳田文雄外千四百四色)(紹介議員 佐藤英道君)(第七五八号)、同(請願者 津市一志町田尻四四七前川昭外千九十三名)(紹介議員 福森和歌子君)(第七五九号)、同(請願者 名古屋市熱

田区二番二の二〇の二の二〇三 黒岩芳彦

外四百八十名)(紹介議員 中川康洋君)

(第八二六号)、同(請願者 岩手県岩手郡葛巻町江刈五の三九の二 端坂則喜外四百二十六名)(紹介議員 隅階猛君)(第八八八号)、同(請願者 宇都宮市東岡本町七四二の四二九 秋澤勝外二千四百八十一名)(紹介議員 佐藤勉君)(第九三一号)、同(請願者 兵庫県明石市大明石町一の六の一の二二〇四 立花亮外二千四百四十二名)(紹介議員 赤羽一嘉君)(第一〇四五号)、同(請願者 高知市廿代町一六の二〇の二〇四 片山典子外二千七十八名)(紹介議員 尾崎正直君)(第一〇四六号)、同(請願者 静岡県浜松市浜名区都田町六三九九 山本明則外千八百六十名)(紹介議員 源馬謙太郎君)(第一〇四七号)、同(請願者 金沢市大場町東六七一大西正子外千八十八名)(紹介議員 小森卓郎君)(第一〇四一〇四八号)、同(請願者 宮崎市花山手西二の二の六 齊藤久美子外二千七十八名)(紹介議員 宗野創君)(第一〇四九号)、同(請願者 広島県吳市郷原学びの丘二の九の八 奥野政弘外二千百九十九名)(紹介議員 寺田稔君)(第一〇五〇号)、同(請願者 長野県飯田市上郷黒田三一九五の一〇三 平柳和則外千百九十六名)(紹介議員 中川宏昌君)(第一〇五一号)、同(請願者 富山県黒部市石田六四九九の五の五 牧理絵外千五百十七名)(紹介議員 鈴木貴子君)(第一〇八一号)、同(請願者 茨城県龍ヶ崎市長山六の一三の五一 小田千恵外八百九十六名)(紹介議員 葉梨康弘君)(第一一二三号)、同(請願者 岐阜市加納花ノ木町七八の一 山口美子外五百三十八名)(紹介議員 棚橋泰文君)(第一二六二号)、同(請願者 沖縄県那覇市水上の一〇二 丸山美重外千九百三十四名)(紹介議員 田中健君)(第一

〇五八号)、同(請願者 千葉県松戸市栄町五の三〇五の四〇七 赤松美香外四百八十九号)、同(請願者 宮崎市薰る坂二の九の一〇 甲斐敦史外四千四百九十一名)(紹介議員 長友慎治君)(第一〇六〇号)、同(請願者 北海道旭川市南二条通二十三の二九七五の三六〇 木村多恵志外千九百九十九名)(紹介議員 西川将人君)(第一〇六一号)、同(請願者 広島市佐伯区五日市四の九の八 弓場章弘外二千百九十九名)(紹介議員 平口洋君)(第一〇六二号)、同(請願者 長野県駒ヶ根市飯坂一の二七の二七 宮沢浩一外千七十二名)(紹介議員 宮下一郎君)(第一〇六三号)、同(請願者 京都市西京区川島桜園町五四吉岡澄恵外九百九十九名)(紹介議員 北神圭朗君)(第一〇六九号)、同(請願者 高松市茜町九の二八 溝上豊子外二千二百二十六名)(紹介議員 玉木雄一郎君)(第一〇七〇号)、同(請願者 岡山県加賀郡吉備中央町上竹三八六四の二 矢谷延一外千五百十一名)(紹介議員 菊田真紀子君)(第一〇七二の一七 中橋詳二外千四百八十五名)(紹介議員 菊田柚木道義君)(第一〇七二の一七 中橋詳二外千四百八十五名)(紹介議員 菊田真紀子君)(第一〇八〇号)、同(請願者 新潟県阿賀野市稻荷町二の一七 中橋詳二外千四百八十五名)(紹介議員 菊田真紀子君)(第一〇八〇号)、同(請願者 札幌市手稲区星置三条九の五 牧理絵外千五百十七名)(紹介議員 鈴木貴子君)(第一〇八一号)、同(請願者 茨城県龍ヶ崎市長山六の一三の五一 小田千恵外八百九十六名)(紹介議員 葉梨康弘君)(第一一二三号)、同(請願者 岐阜市加納花ノ木町七八の一 山口美子外五百三十八名)(紹介議員 棚橋泰文君)(第一二六二号)、同(請願者 沖縄県那覇市水上の一〇二 丸山美重外千九百三十四名)(紹介議員 田中健君)(第一

吉忠常外二千二百四十四名)(紹介議員 赤嶺政賢君)(第一四五二号)、同(請願者 甲府市緑が丘一の五の一 川手元外千七十名)(紹介議員 中島克仁君)(第二三〇八号)、同(請願者 大阪府大阪狭山市大野台七の二〇の五 井上博文外二千五十九名)(紹介議員 梅村聰君)(第二六三二号)及び同(請願者 京都市西京区川島桜園町五四吉岡和彦外千六百名)(紹介議員 山崎正恭君)(第三三九八号)に関する報告書

一 請願の要旨

パーキンソン病は根本的な治療法がない中、薬物療法を中心とした現行の治療法では疾患体の進行を抑制することができない。再生医療や遺伝子治療との融合による次世代医療やパーキンソン病の完治療法の実現には、国内にいる多くの研究者に対する国の支援なくしてはあり得ない。また、パーキンソン病は様々な身体的症状が伴うことから医師によって医療費助成の対象であるかの判断が異なるため、助成制度の正しい理解と運用を関係医療機関に周知徹底し、患者の経済的負担の軽減を図る必要がある。さらに、進行性の病気であり症状が改善されることはないにもかかわらず、毎年、特定医療費(指定難病受給者証の交付申請が必要である)、患者・家族にとって申請費用と手続は大きな負担となっている。

については、次記事項を措置されたい。

- 1 パーキンソン病に付随して発生する傷病について、診療科目にかかわらず医療費助成の対象であることを、関係医療機関に周知徹底を図ること。
- 2 パーキンソン病に付随して発生する傷病について、原因究明と再生医療・遺伝子治療などへの研究・開発をより一層推進するための支援

3 特定医療費(指定難病)受給者証の交付申請
手続の簡素化による、患者・家族の負担軽減
を図ること。

本請願の趣旨は考慮することを適當と認め
る。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採
択すべきものと議決した。なお、本請願はこれ
を議院において採択の上は、内閣に送付すべき
ものと認める。

衆議院議長 厚生労働委員長
額賀福志郎殿 藤丸 敏

每

国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願（請願者 東野四四二の二 佐藤敦子外四百二十四名）紹介議員 青山 大人君（第五六八号）、同（請願者 兵庫県姫路市青山北一の三二の一七 小井住壽代外千三百二十八名）紹介議員 赤羽 号（請願者 神戸市長田区庄町二の二の二四 野津誠治外千三百二十四名）紹介議員 井坂 信彦君（第五五七〇号）、同（請願者 松山市中央一の五の一九 河野 真己外四百十四名）紹介議員 石井 智恵君（第五七一號）、同（請願者 富山県下新川郡朝日町横尾八三九の一 波間英子外六百三十四名）紹介議員 上田 英俊君（第五七二号）、同（請願者 福岡市早良区飯倉五の一二の二九 甲斐義啓外三千二百五十五名）紹介議員 鬼木 誠君（第五七三号）、同（請願者 群馬県藤岡市小林四四三の四 嶋田俊雄外六百六十四名）紹介議員 優子君（第五七四号）、同（請願

星英二外千二十三名（紹介議員 鎌田 さゆり君）（第五七五号）、同（請願者 大分県田市舟入町一の二の四 中村光幸外九百四十一号）（紹介議員 黒岩 宇洋君）（第五七七号）、同（請願者 福井県勝山市郡町一の三の三 竹原範夫外四千四百八十八名）（紹介議員 斎木 武志君）（第五七八号）、同（請願者 广島県福山市沼隈町草深九三八 河野洋子外九百九十九名）（紹介議員 佐藤 公治君）（第五七九号）、同（請願者 千葉県大網白里市金谷郷二〇二四 積田圭市外千二百三十名）（紹介議員 志位 和夫君）（第五八〇号）、同（請願者 奈良市学園南二の一九の四 水本善文外二千五十一名）（紹介議員 高市 早苗君）（第五八一号）、同（請願者 滋賀県彦根市平田町一四八の四〇 柴田久美子外千百七十八名）（紹介議員 武村 展英君）（第五八二号）、同（請願者 千葉市美浜区幸町二の一の一二の一〇四〇八 木下彩子外千二百三十九名）（紹介議員 田嶋 要君）（第五八三号）、同（請願者 福井県越前市千福町三〇六の一〇二 栗谷淳外四千三十五名）（紹介議員 英之君）（第五八四号）、同（請願者 广島県福山市西深津町五の一六の一〇 森原章博外千名）（紹介議員 寺田 稔君）（第五八五号）、同（請願者 長崎市田中町八五一三 林田秀文外二千三百九名）（紹介議員 藤正幸外百四十名）（紹介議員 根本 拓君）（第五八七号）、同（請願者 岐阜市鏡島

中一の一一の五九 田中和博外六千百二十
五名)紹介議員 野田 聖子君(第五八八
号)、同(請願者 鹿児島市中山町七四六の
一 上原高樹外千七百四十五名(紹介議
員 野間 健君)第五八九号)、同(請願
者 埼玉県児玉郡神川町植竹二九六の一
九 根本潤外六百六十九名)紹介議員 長
谷川 嘉一君)第五九〇号)、同(請願者
栃木県那須烏山市谷浅見一〇七四の一 稲
見賢一外七百五十九名)紹介議員 福田
昭夫君(第五九一号)、同(請願者 埼玉県
本庄市児玉町小平八九四の二 大木亥織外
六百六十九名)紹介議員 福田 達夫君)
(第五九二号)、同(請願者 栃木県真岡市
並木町三の六の一五の一〇一 高山博外七
百五十九名)紹介議員 藤岡 たかお君)
(第五九三号)、同(請願者 名古屋市千種
区千代田橋一の一の二三の一四二四 高石
皓美外千百九十九名)紹介議員 古川 元
五号)、同(請願者 愛知県小牧市大字三ツ
久君(第五九四号)、同(請願者 宮崎市学
園木花台南三の三の二三 嶋濱晴香外六百
十四名)紹介議員 古川 謙久君(第五九
号)、同(請願者 愛知県小牧市大字三ツ
渕三一六 小久保和広外千百十五名)紹介
議員 松田 功君(第五九六号)、同(請願
者 奈良県生駒市小平尾町二三三の二〇
木津和久外千五十一名)紹介議員 馬淵
澄夫君(第五九七号)、同(請願者 仙台市
青葉区木町通二の三の二七 田林治之外九
百七十二名)紹介議員 柳沢 剛君(第五
九八号)、同(請願者 富山市北代一四一〇
の二 朝倉善彦外六百三十八名)紹介議
員 山 登志浩君(第五九九号)、同(請願
者 北海道釧路市大糸毛三の二六の一二
大山修三外千六百八十四名)紹介議員 山
岡 達丸君(第六〇〇号)、同(請願者 神

戸市東灘区住吉宮町二の一四の一の一〇
一 中浜美津枝外千三百二十五名（紹介議員 山田 賢司君（第六〇一号）、同（請願者 隆一君）（第六〇二号）、同（請願者 国分寺市日吉町一の三〇の一九 片桐真理
外七十六名）（紹介議員 稲田 朋美君（第六三九号）、同（請願者 福岡県那珂川市片繩北六の一七の一五 山城健二外二千六百八十九名）（紹介議員 稲富 修二君（第六四〇号）、同（請願者 新潟県上越市寺町一の五の二一 高橋信行外千八百三十名）（紹介議員 梅谷 守君）（第六四一号）、同（請願者 津市栗真町屋町七一九の四 坂野慶子外七百七十一名）（紹介議員 岡田 克也君）（第六四二号）、同（請願者 宮城県大崎市鳴子温泉古戸前八九の二七 遊佐憲一外者 鹿児島市谷山中央一の七〇二の二のA三六〇一 鮫島義久外二千百二十一名）（紹介議員 川内 博史君）（第六四五号）、同（請願者 龜井 亜紀子君）（第六四四号）、同（請願者 鹿児島市谷山中央一の七〇二の二のA三六〇一 鮫島義久外二千百二十一名）（紹介議員 源馬謙太郎君）（第六四六号）、同（請願者 長野県上田市住吉一三七の一 小林幸男外七百七十九名）（紹介議員 神津 たけし君）（第六四七号）、同（請願者 東京都府中市府中町二の一の一の五〇二 田中節子外七十六名）（紹介議員 志位 和夫君）（第六四八

号)、同(請願者 愛知県岡崎市東牧内町日久東一二の二 安田明義外千二百四十三名)(紹介議員 重徳 和彦君)(第六四九号)、同(請願者 東京都足立区神明二の二〇の二四 大石ちはる外七十六名)(紹介議員 田村 智子君)(第六五〇号)、同(請願者 秋田市新屋町字新町後二八〇の一七二 佐藤栄三外二千三百九十九名)(紹介議員 寺田 学君)(第六五一号)、同(請願者 宮崎県えびの市太字大河平五〇九五の九 東永信子外六百十九名)(紹介議員 長友 慎治君)(第六五二号)、同(請願者 福井県坂井市丸岡町今町一八 西田美和子外四千二百七十一名)(紹介議員 波多野翼君)(第六五三号)、同(請願者 広島県福山市東川口町二の一三の二一 今川忠則外千百二名)(紹介議員 平口 洋君)(第六五四号)、同(請願者 水戸市東赤塚二五七の四 福田伸一外四百二十四名)(紹介議員 福島 伸享君)(第六五五号)、同(請願者 宇都宮市平松四の九の一八 岡本昭外七百六十九名)(紹介議員 船田 元君)(第六五六号)、同(請願者 長野県駒ヶ根市中沢二四九四の一 古田有恒外七百七十九名)(紹介議員 申子君)(第六五七号)、同(請願者 村 伸子君)(第六五八号)、同(請願者 歌山市有本六一二の二 鎌田忠雄外千五百六十九名)(紹介議員 井野 俊郎君)(第六五九号)、同(請願者 群馬県伊勢崎市田中上二七の四 三岡成人外千十八名)(紹介議員 大西 健介君)(第六七九号)、同(請願者)

議員 小熊 優司君(第六八〇号)、同(請願者 広島市安佐南区相田三の五四の六
安田克司外千三十三名)紹介議員 岸田文雄君(第六八一号)、同(請願者 熊本県天草市天草町下田北一三三七 古賀源一郎
外三千六百九十七名)紹介議員 八三号)、同(請願者 奈良市神殿町五七九
君)(第六八二号)、同(請願者 長野県岡谷市長地出早二の九の一 松木良介外七百七十九名)紹介議員 小林 茂樹君(第六八四号)、同(請願者 埼玉県春日部市南五の六の一三の一〇二
南雲繁治外千四百六十八名)紹介議員 小宮山 泰子君(第六八五号)、同(請願者 愛媛県西条市丹原町丹原二〇六の八 佐伯節子外四百八十名)紹介議員 白石 洋二
君)(第六八六号)、同(請願者 岐阜県瑞穂市牛牧一〇六五の一 奥村紀代子外三千四百八十九名)紹介議員 仙田 晃宏君(第六八八号)、同(請願者 前橋市大友町二の六の二
町西条字大千田六二 谷清外千四百五十七号)紹介議員 高橋 永君(第六八九号)、同(請願者 曾根 康隆君)(第六八九号)、同(請願者 茨城県那珂市菅谷三八四四の三 木村利文
外四百二十二名)紹介議員 松本 剛明君(第六九〇号)、同(請願者 兵庫県尼崎市御園二の一五の一の四〇四
新生町二の一の七 谷徹外千八百九名)紹介議員 千三百二十三名)紹介議員 菊田 真紀子君(第六九九号)、

同(請願者) 高松市林町二五五六の一 西
山英治外四百二十七名(紹介議員 玉木
雄一郎君)(第七〇〇号)、同(請願者 愛知
県豊川市平尾町寺貝津四七 村上俊寛外千
二百七十名(紹介議員 根本 幸典君(第
七〇一号)、同(請願者 大阪府堺市西区浜
寺諒訪森町中一の一一八の四三 後野正男
外二千百二十八名(紹介議員 馬場 伸幸
君)(第七〇二号)、同(請願者 岐阜県多治
見市赤坂町六の二の三 市原和男外三千四
百九十六名(紹介議員 古屋 圭司君(第
七〇三号)、同(請願者 徳島県吉野川市鴨
島町知恵島一七九八 堀江操外千四百九
名(紹介議員 山口 俊一君)(第七〇四
号)、同(請願者 佐賀県伊万里市松浦町山
形五七八二の一 岩橋勝芳外千三百七十五
名)(紹介議員 大串 博志君)(第七二〇
号)、同(請願者 静岡市駿河区中田本町三
七の五のB一〇一 村井利光外千三百六十一
四名)(紹介議員 田中 健君)(第七二二
号)、同(請願者 愛知県小牧市二重堀一六
六五 稲垣由理外九百五十七名(紹介議
員 長坂 康正君)(第七二二号)、同(請願
者 北海道旭川市春光七条七の八の二六
成川正克外千四百名(紹介議員 山岡 達
丸君)(第七二三号)、同(請願者 茨城県那
珂市戸三〇一七 関郁夫外四百十八名(紹
介議員 浅野 哲君)(第七六〇号)、同(請
願者 津市夢が丘一の一五の一 一 石田益
雄外七百八十六名(紹介議員 岡田 克也
君)(第七六一號)、同(請願者 和歌山県田
辺市湊三八の二四 大沢敏江外千五百八十一
名)(紹介議員 牧島 かれん君)(第七六三

号)、同(請願者 大分市敷戸東町一六の
県酒田市北新橋一の一四の九 佐藤豊外八
百十八名)紹介議員 加藤 鮎子君(第七
九三号)、同(請願者 富山市大町二三の二
二 大德帶刀外六百三十九名)紹介議員
田畑 裕明君(第七九四号)、同(請願者
鹿児島市宇宿三の一八の一四 菅原貞子外
千七百七十七名)紹介議員 三反園 訓
君(第八二七号)、同(請願者 秋田市寺内
焼山一の三三 古谷隆一外二千三百九十九
名)紹介議員 緑川 貴士君(第八二八
号)、同(請願者 広島県福山市川口町三の
一〇の三 箱田仁美外千五名)紹介議員
斉藤 鉄夫君(第八四三号)、同(請願者
神奈川県平塚市山下二の一九の二七 五十
嵐茂外六百八十四名)紹介議員 早稲田
ゆき君(第八七四号)、同(請願者 北海道
釧路市愛國西一の三六の一五 吉岡祐子外
千二百七名)紹介議員 石川 香織君(第
八八九号)、同(請願者 盛岡市月が丘の一
三一の七のB二 島崎至外千七十四名)紹
介議員 隅 猛君(第八九〇号)、同(請願
者 宮崎市大塚町正市五六一九 座間賢佑
外六百六十名)紹介議員 渡辺 創君(第
八九一号)、同(請願者 岐阜県大垣市大島
町二の八二三の二 小倉和雄外四千九百九
十四名)紹介議員 棚橋 泰文君(第九一
四号)、同(請願者 高松市亀水町一四一二
の四 南原義秋外四百三十八名)紹介議員
員 平井 阜也君(第九一五号)、同(請願
者 神奈川県平塚市山下一の三五の一
大木久美子外六百七十一名)紹介議員 阿
部 知子君(第九三二号)、同(請願者 岐
阜市西莊二の一六の二〇 浅野智美外三千

五百四名)紹介議員 今井 雅人君(第九三三号)、同(請願者 長野市浅川西条一四三 岡澤徹外七百七十九名)紹介議員 篠原 孝君(第九三四号)、同(請願者 口県防府市大字新田一六一六の五 國澤康重町内田三三四五 小野ミフク外五百二十名)紹介議員 広瀬 建君(第九六六号)、同(請願者 大分県豊後大野市三一二の一の一の一〇二 仲村功外千三百六十名)紹介議員 赤嶺 政賢君(第九八六号)、同(請願者 和歌山県東牟婁郡太地町太地三三九の三 杉森宮人外千六百八名)紹介議員 石田 真敏君(第九八七号)、同(請願者 熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田一四五の一 岩本利男外千八百名)紹介議員 吉田 宣弘君(第九九四号)、同(請願者 福島県須賀川市保土原字水溜三八 加藤美奈外百三十三名)紹介議員 馬場 雄基君(第一〇五二号)、同(請願者 福島県郡山市深沢一の六の二の五〇五 岡部茂外二百四十九名)紹介議員 坂本 竜太郎君(第一一〇〇号)、同(請願者 秋田県大館市駒内字街道上三八の七 佐藤圭介二千三百九十八名)紹介議員 福原 淳嗣君(第一一九三号)、同(請願者 福島市飯坂町湯野字西小姓五の一七 清野敏江外二百四十九名)紹介議員 上野 賢一郎君(第一二三一號)、同(請願者 滋賀県近江八幡市若宮町五二八 南勝文外千二百三名)紹介議員 眞野 哲君(第一二四九号)、同(請願者 秋田市千秋公園一の一七 村

越正道外二千三百九十九名)紹介議員 村岡 敏英君(第二三一四号)、同(請願者 兵庫県小野市市場町一三四七の五 依岡秀章外千三百三十四名)紹介議員 関 芳弘君(第一三七四号)、同(請願者 京都市伏見区村上町三七六の三〇七 石部和則外三百三十三名)紹介議員 堀川 あきこ君(第一四九〇号)、同(請願者 愛知県春日井市藤山台三の一の三の三四七の二〇六相田勝則外千百六名)紹介議員 丹羽 秀樹君(第一九八九号)、同(請願者 高松市成合町五五六の一 中原薰外四百四名)紹介議員 大野 敬太郎君(第二一八三号)、同(請願者 岐阜県美濃加茂市伊深町一八八八 大矢正明外三千四百七十五名)紹介議員 阪口 直人君(第二二一八四号)、同(請願者 長野県松本市神田一の二九の一〇 飯森政幸外八百五十一名)紹介議員 下條 みつ君(第二三〇九号)、同(請願者 山梨県韋崎市中島一の一五の一四五 制野裕子外四千六十八名)紹介議員 中島 克仁君(第二三一〇号)、同(請願者 大阪市住之江区粉浜一の一八の二 秦孝治外四千四百三十名)紹介議員 梅村聰君(第二六三三号)、同(請願者 山形市銅町二の一五の七 中村玉代外七百六十八名)紹介議員 遠藤 利明君(第二八六八号)、同(請願者 高松市木太町三三三の四 由良芳子外四百二十九名)紹介議員 小川 淳也君(第三三四五号)、同(請願者 四七の三一 西尾明外三千四百九十五名)紹介議員 眞野 哲君(第一二四九号)、同(請願者 秋田市千秋公園一の一七 村

(第三三九九号)に関する報告書

一 請願の要旨

患者数が千三百万人を超えると推計される慢性腎臓病は、命に関わる病気の発症リスクが高く一たび不全になれば人工透析や腎移植が必要になる。国の腎疾患対策事業や生活習慣病対策事業などの推進の成果や、官民を挙げての啓発活動の効果などにより、二〇二二年度末に初めて透析患者数が前年と比較して減少したが、依然として七十歳以上では増加し続けており、透析患者全体の高齢化によって通院や介護支援、フレイル、サルコペニアの予防・改善などが喫緊の課題となっている。加えて、生産年齢世代の透析患者に対する就労支援の充実や医師の高齢化による透析施設の閉鎖及び自然災害が発生した場合の対策も重要なこと。さらに、腎移植までの平均約十五年かかることから、臓器移植への国民の一層の理解が進むよう普及啓発や国内外での移植件数を最大化させる施策の推進とともに、再生医療の研究が進むことを願う。

ついては、次記事項を措置されたい。

1 腎臓病の早期発見と重症化予防、透析患者及び腎移植患者を含む慢性腎臓病患者の生活の質の向上のため、腎疾患対策検討会報告書に係る取組の中間評価(令和五年十月)に記されているように医療機関間の紹介基準等の普及及び連携強化等を更に推進すること。

2 透析患者であっても安心して介護保険施設に入所できるよう令和六年度介護報酬改定において送迎に関する加算が設けられたが、透析施設と介護施設の連携体制の更なる整備に向け、人的・財政的措置を引き続き検討すること。

3 透析患者の高齢化や障害の重度化により通院困難者が増えている。国と地方自治体が連携し、通院を支援する体制を整備するよう努めること。

4 医療者の高齢化などによる医療者不足によ

り透析施設の閉鎖や夜間診療の中止、入院受入れの中止等が余儀なくされている地域に、遠隔医療の導入などにより透析医療を確保するための対策を講ずること。

5 生産年齢世代の透析患者の就労による社会参加を促進するため、透析患者の治療と就労の両立のための支援対策を推進すること。

6 近年、全国各地で地震・風水害等による甚大な被害が頻発している。透析患者の通院支援・透析医療の確保等、要支援者に対する迅速な対応と、広域に停電や断水が発生した場合は隣接する都道府県において透析患者を受け入れられる体制を確立すること。

7 臓器移植及び再生医療研究の更なる促進に努め、実用化に近い腎臓再生医療の研究につけては体制のより一層の充実を図ること。

二 請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認め

る。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和七年六月二十日

厚生労働委員長 藤丸 敏
衆議院議長 額賀福志郎殿

パーキンソン病の撲滅を目指すことに関する請願(請願者 津市一身田上津部田三〇一三の五の二〇四 東陽子外二百八十四名)紹介議員 福森 和歌子君(第七四七号)、同(請願者 静岡市駿河区北丸子二の三の四 松村芳男外九十名)紹介議員 田中 健君(第一〇六四号)、同(請願者 神

奈川県高座郡寒川町倉見二四四三の二 須
田伝江外七百十名 (紹介議員 阿部 知子
君) (第二四八九号) 及び同 (請願者 新潟県
上越市鴨島一の四の六〇 小林三郎外四百
七十五名) (紹介議員 阿部 知子君) (第二
六五五号) に関する報告書

一 請願の要旨

パーキンソン病の発病の原因はこの五十年解
明されていないが、iPS細胞を使った治療や
遺伝子治療、ペプチドを用いた治療法など、多
くの研究者がパーキンソン病に苦しむ患者のた
めに研究を進めている。普通の暮らしがしたい
という患者と家族の願いをかなえるためにも、
国から研究機関への支援拡大が必要である。

ついては、パーキンソン病の治療法研究に対
するAMED (国立研究開発法人日本医療開発
機構) の助成費を継続し、対象研究の拡大を検
討されたい。

二 請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適當と認め
る。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採
択すべきものと議決した。なお、本請願はこれ
を議院において採択の上は、内閣に送付すべき
ものと認める。

右報告する。

令和七年六月二十日

衆議院議長 厚生労働委員長 藤丸 敏
立候補者 藤丸敏

國立病院の機能強化に関する請願 (請願
者 横浜市中区本牧原三の二の三〇一 阿
部勝二外九十九名) (紹介議員 早稲田 ゆ
き君) (第八七〇号) 、同 (請願者 札幌市白
石区北郷四条四の二二の二一 鈴木早織外
百九十九名) (紹介議員 道下 大樹君) (第

九一六号) 、同 (請願者 北海道旭川市東光
九条五の二の一六 小村和子外二百九十九
名) (紹介議員 西川 将人君) (第一〇六五
号) 、同 (請願者 埼玉県越谷市東越谷五
一の二五 宇佐美忠利外百九十九名) (紹介
議員 杉村 慎治君) (第一一〇一号) 、同
(請願者 千葉県市川市国分二の二二の
一 藤田孝市外三百二十二名) (紹介議員
安藤 じゅん子君) (第一一二四号) 、同 (請
願者 宮城県登米市登米町日根牛不動前一
一二の二 北館純子外二百六十九名) (紹介
議員 鎌田 さゆり君) (第一一二五号) 、
(請願者 静岡県浜松市浜名区染地台四
の二三の二九 寺田甲枝外二百七十四名)
(紹介議員 源馬 謙太郎君) (第一一二六
号) 、同 (請願者 愛知県豊橋市旭町字旭二
五一 村上孝枝外三百四十九名) (紹介議
員 小山 千帆君) (第一一二七号) 、同 (請
願者 秋田市手形住吉町六の六一 嶋田菜
保外三百二十六名) (紹介議員 寺田 学
君) (第一一二八号) 、同 (請願者 大阪府八
尾市緑ヶ丘五の一〇の二二 西田久代外
百七十七名) (紹介議員 山崎 誠君) (第一
一三〇号) 、同 (請願者 新潟県見附市漆山
町九四六 田崎清子外二百九十九名) (紹介
議員 米山 隆一君) (第一一二三一号) 、同
(請願者 茨城県ひたちなか市幸町九の八
の二〇二 高崎智美外百七十九名) (紹介議
員 青山 大人君) (第一二五五号) 、同 (請
願者 札幌市西区西野四条九の四の三八の
二〇三 宇夫佳代子外二百六十八名) (紹介
議員 荒井 優君) (第一一五六号) 、同 (請
願者 兵庫県西脇市黒田庄町岡六四五の
一の二一〇三 奥野昌彦外千二百十九名)

九一六号) 、同 (請願者 北海道旭川市東光
九条五の二の一六 小村和子外二百九十九
名) (紹介議員 西川 将人君) (第一一〇六五
号) 、同 (請願者 埼玉県越谷市東越谷五
一の二五 宇佐美忠利外百九十九名) (紹介
議員 杉村 慎治君) (第一一〇一号) 、同
(請願者 千葉県市川市国分二の二二の
一 藤田孝市外三百二十二名) (紹介議員
安藤 じゅん子君) (第一一二四号) 、同 (請
願者 宮城県登米市登米町日根牛不動前一
一二の二 北館純子外二百六十九名) (紹介
議員 鎌田 さゆり君) (第一一二五号) 、
(請願者 静岡県浜松市浜名区染地台四
の二三の二九 寺田甲枝外二百七十四名)
(紹介議員 源馬 謙太郎君) (第一一二六
号) 、同 (請願者 愛知県豊橋市旭町字旭二
五一 村上孝枝外三百四十九名) (紹介議
員 小山 千帆君) (第一一二七号) 、同 (請
願者 秋田市手形住吉町六の六一 嶋田菜
保外三百二十六名) (紹介議員 寺田 学
君) (第一一二八号) 、同 (請願者 大阪府八
尾市緑ヶ丘五の一〇の二二 西田久代外
百七十七名) (紹介議員 山崎 誠君) (第一
一三〇号) 、同 (請願者 新潟県見附市漆山
町九四六 田崎清子外二百九十九名) (紹介
議員 米山 隆一君) (第一一二三一号) 、同
(請願者 茨城県ひたちなか市幸町九の八
の二〇二 高崎智美外百七十九名) (紹介議
員 青山 大人君) (第一二五五号) 、同 (請
願意者 横浜市中区本牧原三の二の三〇一 阿
部勝二外九十九名) (紹介議員 早稲田 ゆ
き君) (第八七〇号) 、同 (請願意者 札幌市白
石区北郷四条四の二二の二一 鈴木早織外
百九十九名) (紹介議員 道下 大樹君) (第

九 林直樹外六百八十一名) (紹介議員 井
坂 信彦君) (第一一五七号) 、同 (請願意者
松本市白水台四の八の二 井口麗梨外二百
十四名) (紹介議員 石井 智恵君) (第一一
五八号) 、同 (請願意者 北海道帯広市西二十
五条南三の三四の七 佐藤克幸外三百九
九号) (紹介議員 石川 香織君) (第一一五
号) 、同 (請願意者 青森県八戸市小田一の
六の七五の二 河村恵美外千五百五十四
名) (紹介議員 岡田 華子君) (第一一六〇
号) 、同 (請願意者 宮城県岩沼市稻荷町三
九 石塚可奈子外千三百六十九名) (紹介議
員 岡本 あき子君) (第一一六一号) 、同
(請願意者 東京都新宿区戸山一の二の四
の二一二 橋本昭和外百十九名) (紹介議
員 海江田 万里君) (第一一六二号) 、同
(請願意者 鹿児島県鹿屋市串良町細山田五
二五六の五 湯元真理外七百九十九名) (紹
介議員 川内 博史君) (第一一六三号) 、
(請願意者 大分市花江川二の三五 真藤
早希外五百二十四名) (紹介議員 吉良 州
司君) (第一一六四号) 、同 (請願意者 新潟県
五百泉市羽下二六七 板垣美里外二百九十九
名) (紹介議員 黒岩 宇洋君) (第一一六五
号) 、同 (請願意者 北海道帯広市西十九条南
三の一六の一 三浦将宏外百九十九名) (紹
介議員 篠田 奈保子君) (第一一六六
号) 、同 (請願意者 東京都練馬区中村南二の
二一の一〇の三〇一 中野ケイ子外百十九
名) (紹介議員 高松 智之君) (第一一六七
号) 、同 (請願意者 千葉市緑区おゆみ野中央
五の三二の二四 小橋圭子外三百八八十一
名) (紹介議員 高木 亮君) (第一一六八
号) 、同 (請願意者 福岡市城南区友丘三の一
の二一〇三 奥野昌彦外千二百十九名)
(紹介議員 堤 かなめ君) (第一一六九)

請願に関する報告書

七十一号（紹介議員 長妻 昭君）（第三四一〇号）に関する報告書

新型コロナウイルス感染症の猛威は我が国の医療提供体制の課題を露呈した。公的病院の中でも唯一全ての都道府県にありセーフティーネット医療を担う国立病院は、コロナ禍の教訓に学び感染症や災害時医療に備え平時から医療体制を強化することが求められている。また、二〇二四年第二百三十三回国会において、国立病院が国民の命を守る国の医療機関として国の責任で運営を行うことを求めた請願が採択されてい る。 ついては、いつでもどこでも安心して医療が

3 第二百三十三回国会での請願採択を踏まえ具體的対策を講ずること。

2 興感染症や災害医療対策において十分な役割を發揮できるよう対策を講ずること。

1 国民の命を守るセーフティーネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実を図るため、国立病院を機能強化すること。

本請願の趣旨は考慮することを適當と認め
る。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採
択すべきものと議決した。なお、本請願はこれ
を議院において採択の上は、内閣に送付すべき
ものと認める。

令和七年六月二十日

衆議院議長 厚生労働委員長 藤丸
額賀福志郎殿

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(請願者 岩手県奥州市前沢白山字胎内四七 佐藤壽弘外九百四十九名)(紹介議員 隅階 猛君)(第一二八〇号)、同(請願者 群馬県邑楽郡邑楽町中野八四五の三 中野淳一外六千二名)(紹介議員 井野 俊郎君)(第一二九三号)、同(請願者 福島市大笹生字粕内四四の一 佐藤和子外二百三十四名)(紹介議員 小熊 慎司君)(第一二九四号)、同(請願者 大分市大津町一の一九の三 藤内由頼者 美外七百九十九名)(紹介議員 吉良 州司君)(第一二九五号)、同(請願者 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦六五〇の一 岡田一真外千七十九名)(紹介議員 鈴木 英敬君)(第一二九六号)、同(請願者 札幌市西区八軒五条西十の一の二五の六〇四 坂川雄音外千二十名)(紹介議員 鈴木 貴子君)(第一二九七号)、同(請願者 滋賀県長浜市宮町五四二の七 藤井美智子外九百十五名)(紹介議員 武村 展英君)(第一二九八号)、同(請願者 静岡県富士市津田町一六四 川島輝久外三百三十四名)(紹介議員 角田 秀穂君)(第一二三〇〇号)、同(請願者 群馬県高崎市棟高町五六四の一〇六 阿部直樹外二千名)(紹介議員 長谷川 嘉一八 宍戸嘉司外二千三十五名)(紹介議員 根本 拓君)(第一二三〇一号)、同(請願者 山市静町一九の二三 高橋みつえ外二百三十四名)(紹介議員 馬場 雄基君)(第一二三〇三号)、同(請願者 和歌山市鷹匠町七の

一 武内優子外三百六十九名（紹介議員
林 佑美君）（第一三〇四号）、同（請願者
三重県いなべ市北勢町麻生田二九一二 伊
藤芳和外千七十名）（紹介議員 福森 和歌
子君）（第一三〇五号）、同（請願者 宇都宮
市鶴田二の三〇の九 平塚英治外五千六百
八十九名）（紹介議員 船田 元君）（第一三
〇六号）、同（請願者 青森市古川一の二〇
の一九 入間正智外五百五十九名）（紹介議
員 升田 世喜男君）（第一三〇七号）、同
（請願者 大阪府吹田市岸部北二の三のB
三の九〇八 江村孝子外四百十九名）（紹介議
員 森山 浩行君）（第一三〇八号）、同
（請願者 熊本市中央区九品寺二の八の一
七の三〇三 手島明外千八十名）（紹介議
員 吉田 宣弘君）（第一三〇九号）、同（請
願者 静岡県袋井市長溝三五一の一 美原
健慈外一万三千六百七十名）（紹介議員 渡
辺 周君）（第一三一〇号）、同（請願者 大
阪府泉大津市東豊中町二の九の二 富和
子外四百二十八名）（紹介議員 東 徹君）
(第一三一六号)、同（請願者 大阪府堺市
堺区海山町一の一八の一一大黒由美子外
四百三十四名）（紹介議員 池下 卓君）(第
一三一七号)、同（請願者 札幌市北区北二
十七条西九の一の一三の三〇一 大橋健二
堺区海山町一の一八の一一大黒由美子外
四百五十名）（紹介議員 池田 真紀君）
(第一三一八号)、同（請願者 札幌市清田
東長島一九八九の三 水口準次外千四十七
名）（紹介議員 石川 香織君）（第一三一
号）、同（請願者 群馬県館林市高根町一〇
五二の二五一 西山光男外四千一名）（紹介
議員 小渕 優子君）（第一三二一号）、同

(請願者 福島市野田町七の三の五〇 今
井伸枝外二百三十四名) (紹介議員 金子
恵美君) (第一三三二号)、同(請願者 静岡
県藤枝市青葉町一の二二の一〇 小沼智外
六千四百五十名) (紹介議員 源馬 謙太郎
君) (第一三三三号)、同(請願者 東京都江
東区大島七の二四の一四の一〇三 望月
奈々美外四千六百七名) (紹介議員 酒井
なつみ君) (第一三四四号)、同(請願者 青
森県八戸市松ヶ丘四の二三 柳町秀樹外百
五十八名) (紹介議員 佐原 若子君) (第二
三三五号)、同(請願者 和歌山市木ノ本九
一〇の四 池永多世外三百十九名) (紹介議員
長谷川 淳二君) (第一三三六号)、同(請願者
五 竹森義則外二千三百三名) (紹介議員
友 慎治君) (第一三三七号)、同(請願者
松本市保免西一の三の九 大西和江外五百
九十五名) (紹介議員 長谷川 淳二君) (第一
三三二八号)、同(請願者 宇都宮市南大通
り三の四の二 坂本文子外一万二千二名)
(紹介議員 福田 昭夫君) (第一三三九
号)、同(請願者 栃木県真岡市寺内一三七
六の一 荒井幸子外八千五百十六名) (紹介
議員 藤岡 たかお君) (第一三三〇号)、
同(請願者 和歌山県紀の川市上田井五〇
一の九五 畑清美外三百十九名) (紹介議員
智恵君) (第一三三五号)、同(請願者 札幌
員 山本 大地君) (第一三三一号)、同(請
願者 松本市市坪南二の一四の二六 田中
きよ子外五百七十七名) (紹介議員 石井
(第一三三六号)、同(請願者 茨城県笠間
市旭町七九の六 関厚外七千九百九十九
名) (紹介議員 田所 嘉徳君) (第一三三七

号)及び同(請願者 埼玉県秩父市中村町四の二の九 荒船匠外七千七百十九名(紹介議員 早稲田 ゆき君)(第三四九一号)に関する報告書

一 請願の要旨

二〇一五年一月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律によつて、我が国の難病対策は法的根拠を持つ総合対策として出发し、さらに、五年見直しの規定に沿つて二〇二二年十二月に法改正が行われた。国及び地方自治体には、難病対策の総合的な推進と国民への周知が進むよう一層の努力を求める。

ついては、次記事項を措置されたい。

1 難病の根治を目指し、未診断疾患を含めた難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぐとともに、指定難病対象疾病的拡大を進めること。

2 難病の子供に対する医療の充実を図り、成人への移行期医療を確立すること。また、インクルーシブ教育を進める中で、学校等における合理的配慮、医療的ケア児への支援を更に推し進めること。加えて、情報通信技術(ICT)の効果的な活用等により、長期療養児・者の学習環境を充実させること。

3 難病や長期慢性疾患の患者と家族が地域で尊厳を持つ生活できるよう、医療費などの負担軽減難病の実態に沿つた福祉サービスの提供、人材の確保と研修の充実を図ること。

4 創薬やゲノム医療等を患者・市民参画(PHI)の下に推進し、国民への難病に対する理解と対策の周知を進めるとともに、全国のどこに住んでいても我が国の進んだ医療を受けができるよう、専門医療と地域医療の連携を強化すること。また、医療・介護等専門スタッフの不足を原因とする医療の地域格差を解消し、リハビリや在宅医療の充実を

図ること。

5 難病患者にとつて就労は、経済的な側面のみならず、患者の働く意欲に応え、社会参加と生きる希望につながるものである。義務化された合理的配慮、差別禁止の周知を更に推進するとともに、障害者雇用率の対象とすること等による就労の拡大や就労支援の充実を図ること。

6 全国難病センター(仮称)の設置等により、都道府県難病相談支援センターの充実や一層の連携、患者・家族団体活動への支援、難病問題の国民への周知等を推進すること。

二 請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適當と認め

る。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和七年六月二十日

厚生労働委員長 藤丸 敏

衆議院議長 額賀福志郎殿

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことにに関する請願(請願者 広島県尾道市向島町三七〇二 吉原充剛外五百五十名(紹介議員 柚木 道義君)(第一七九八号)、同(請願者 栃木県小山市駅南町二の二の二九 磯野弘和外七百四十二名)紹介議員 大西 健介君)(第二一九号)、同(請願者 鹿児島市西陵二の二の三二 小峯拓也外四百七十五名(紹介議員 野間 健君)(第二一二〇号)、同(請願者 福岡県田川市奈良二〇四の六 木村二二の二〇三 鳥羽彩乃外七百十七名(紹

二君)(第二一九八号)、同(請願者 北海道稚内市末広五の三の七の五〇三の四六 泉元希外八百二十六名(紹介議員 神谷裕君)(第二一九九号)、同(請願者 鹿児島県始良市平松五四七一の九 山本健太外五百三十六名(紹介議員 川内 博史君)(第二二〇〇号)、同(請願者 栃木県下野市笛原一〇三の八 飛川麻依外六百三名(紹介議員 新垣 邦男君)(第二三三五号)、同(請願者 柄木県足利市助戸仲町八二四の二 中島幹子外六百十一名(紹介議員 金子 恵美君)(第二三三六号)、同(請願者 松山市竹原三の七の三二 藤原晋外七百二十一名(紹介議員 白石 洋一君)(第二三三七号)、同(請願者 札幌市清田区平岡四条一の四四の二四 佐藤誠外六百九十八名(紹介議員 山岡 達丸君)(第二三三八号)、同(請願者 大分市光吉三四の五三五 前慶助外五百二名(紹介議員 吉川元君)(第二三三九号)、同(請願者 神奈川県鎌倉市岩瀬七九七の一の二〇一 小原晟弘外五百四十三名(紹介議員 阿部 知子君)(第二五二号)、同(請願者 宇都宮市西川田町九七二の一のB一〇二 佃徹外六百四十名(紹介議員 井坂 信彦君)(第二五二二号)、同(請願者 長野県須坂市墨坂南二の二の九の二 坂田雄太外六百六十名(紹介議員 篠原 孝君)(第二五二三号)、同(請願者 福岡市東区香椎二の五の四三の三〇五 森本吏外七百八十八名(紹介議員 堀 かなめ君)(第二五二四号)、同(請願者 北海道釧路市住吉二の一〇の五の一〇三 川村亮介外五百四十一名(紹介議員 松木 けんこう君)(第二五二五号)、同(請願者 佐賀市兵庫北二の一三の二二の二〇三 鳥羽彩乃外七百十七名(紹

一 請願の要旨

労働行政は働き方改革など政府の重要な施策を担つており、二〇二四年十一月にはフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されるなど、より幅広い業務運営が必要になつてゐる。加えて、政府が同月に策定した総合経済対策において「賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行が掲げられ、最低賃金の引上げ等の取組を進める方針や、地方創生を進めるとして短時間正社員の活用やし字カード解消のため女性の正規雇用改善に取り組む考えが示された。この

介議員 山田 勝彦君)(第二五六六号)、同(請願者 横浜市鶴見区鶴見中央四の九の五 高橋桂子外六百五十五名(紹介議員 早稲田 ゆき君)(第二五三七号)、同

二 高橋博之外七百十九名(紹介議員 石川 香織君)(第二六七九号)、同(請願者 大津市湖城が丘三一の五四 武内佳恵外五百六十二名(紹介議員 田中 健君)(第二八九〇号)、同(請願者 北海道名寄市西九条北六八八九号)、同(請願者 茨城県つくば市並木三の一七の七 黒羽勝利外八百八十二名(紹介議員 田村 智子君)(第二八九〇号)、同(請願者 北海道名寄市西九条北六八八九号)、同(請願者 茨城県つくば市並木三の一七の七 黒羽勝利外八百八十二名(紹介議員 田村 智子君)(第二八九〇号)、同(請願者 札幌市厚別区厚別北四条二の一四の七 澤忠夫外七百五十八名(紹介議員 道下 大樹君)(第三〇八七号)、同(請願者 佐賀県鳥栖市弥生が丘一の一一の一〇の七二 田尻英隆外二千二百八十一名(紹介議員 田村 貴昭君)(第三〇八四号)及び同(請願者 栃木県塩谷郡塩谷町熊木一三一八 日原信次外四百七十九名(紹介議員 中島 克仁君)(第三二八五号)に関する報告書

議員 荒井 優君 (第三一二一四号)、同 (請願者 熊本県八代市井上町一五九の一 糸山哲章外二百九名) (紹介議員 大河原 まさこ君 (第三一二六号)、同 (請願者 熊本鹿一七七六 有働駿外二百二十九名) (紹介議員 おおつき 紅葉君) (第三一二七号)、同 (請願者 千葉県船橋市西船二の二〇号)、同 (請願者 青木理外百九十九名) (紹介議員 奥野 総一郎君) (第三一二八号)、同 (請願者 仙台市青葉区宮町三の六の三一の二〇一 村井陽子外二百二十九名) (紹介議員 鎌田 さゆり君) (第三一二九号) 同 (請願者 福島県須賀川市畠田字平山四 小針一夫外百七十四名) (紹介議員 和彦君) (第三一二二九号)、同 (請願者 愛知県春日井市梅ヶ坪町四七の七 佐藤まゆみ外二百二十二名) (紹介議員 重徳 和彦君) (第三一二二九号)、同 (請願者 東京都稻城市長峰二の二四の二四 石井省三外二百九十九名) (紹介議員 柴田 勝之君) (第三一二三号)、同 (請願者 徳島市新浜本町四の二の二六号)、同 (請願者 東直子外二百九十九名) (紹介議員 高橋永君) (第三一二四号)、同 (請願者 埼玉県八潮市南後谷七二五の一の六一五 福田守外百四十八名) (紹介議員 武正 公一君) (第三一二五号)、同 (請願者 福井市和田中一の七〇四の二 谷出勝外二百六名) (紹

(請願者 宇都宮市宝木本町二〇五九の四 岡 たかお君)(第三二二七号)、同(請願者 愛知県豊川市美幸町一の四八の二 河口栄文外五名)(紹介議員 牧 義夫君)(第三二二八号)、同(請願者 北海道旭川市富岡四条六の五の一〇 岡崎美雪外百十五名)(紹介議員 山岡 達丸君)(第三一三〇号)、同(請願者 熊本県八代市古閑中町一二二九号)、同(請願者 北海道旭川市富岡三六九 坂田恵外二百三十一名)(紹介議員 柚木 道義君)(第三二三一号)、同(請願者 願者 岡山市北区玉柏一五三〇の一三 小島まいこ外二百九十九名)(紹介議員 屋良 朝博君)(第三二三一号)、同(請願者 新潟県十日町市寿町一の二の一九 庭野純愛外百九十九名)(紹介議員 米山 隆一君)(第三二三三号)、同(請願者 福岡市西区壱岐団地一四〇の八 熊丸恭子外百九十九名)(紹介議員 渡辺 創君)(第三二三四号)、同(請願者 千葉県市川市須和田二の二六の一 森上彩奈外百九十九名)(紹介議員 阿部 知子君)(第三二九五号)、同(請願者 県春日井市勝川町一〇の七の二五 吉村裕子外百九十九名)(紹介議員 大串 博志君)(第三二九六号)、同(請願者 愛知県春日井市勝川町一〇の八の八 仲田伸介外百九十九名)(紹介議員 菊田 真紀子君)(第三二九七号)、同(請願者 新潟県新発田市中曾根町一の二の二 山本昇外九十七号)、同(請願者 北海道釧路市桜ヶ岡七の一の二の二 山本昇外九十九名)(紹介議員 辻 英之君)(第三二二六号)、同

(請願者) 佐藤 英道君(第三三九号)、同
玉木 雄一郎君(第三三〇号)、同(請願者) 福岡市城南区長尾二の三の一五の一
元達朗外百五十五名(紹介議員) 高松市太田下町三〇一五の二
昭君(第三三〇一号)、同(請願者) 東京都
東村山市秋津町三の二八の四二 片桐香菜子外二百四名(紹介議員) 田村 貴
(第三三〇二号)、同(請願者) 秋田県湯沢市柳町二の三の一二 渡部和子外二百五十五名(紹介議員) 寺田 學君(第三三〇三号)、同(請願者) 鹿児島市下伊敷三の八八
の一九 前原悦子外百十名(紹介議員) 野間 健君(第三三〇四号)、同(請願者) 大阪府寝屋川市寝屋新町一一の一の二〇六
伊勢本晴美外九十二名(紹介議員) 馬場伸幸君(第三三〇五号)、同(請願者) 愛知県春日井市小木田町二五五
七十九名(紹介議員) 本村 伸子君(第三三〇六号)、同(請願者) 千葉県市川市福栄一の一〇の四 関口賢一外二百九十九名(紹介議員) 矢崎 堅太郎君(第三三〇七号)、同(請願者) 鳥取県日野郡日南町新屋一四〇九 古都あゆみ外二百九十九名(紹介議員) 山崎 誠君(第三三〇八号)、同
(請願者) 兵庫県姫路市白浜町字佐崎中二の一四九 澤田恵利外九十四名(紹介議員) 岡本 あき子君(第三三〇号)、同(請願者) 新潟県小千谷市大字ひ生乙一三三八の六六
野千香子外二千二百三十名(紹介議員) 仙台市太白区鹿野二の四の二五 石山浩代外三百三十九名(紹介議員) 岡本 三成君(第三三〇三号)、同(請願者) 新潟県佐渡市羽茂淹平五三 城腰智史外百

一 請願の要旨

てんかんはあらゆる年齢で発病する脳の病気である。全国に約百万人の患者があり、発作の症状や予後には個人差や多様性がある。いまだに様々な不利益を受けることがあり、てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現を求める。

- ついては、次記事項を措置されたい。
1 てんかん診療の地域格差を解消し、安心して治療に参加できる制度の維持・充実を図ること。

三

- 2 難治でんかんの克服に向けた研究と開発を
推進すること。

3 てんかんの障害特性に配慮して、福祉サー
ビスや相談窓口を全国で格差なく利用できる
よう整備し、推進すること。

4 てんかんがあるだけで職業上の制限が生ず
ることがないように、働く場の機会の充実を
図ること。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員山川仁君提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員山川仁君提出有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員有田芳生君提出中国における日本軍性暴力被害に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員有田芳生君提出輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品安全法違反事例に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員青山大久人君提出闊節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員阿部祐美子君提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員篠田奈保子君提出離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員神津たけし君提出地方創生三・〇基本構想」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員田村貴昭君提出政府備蓄米に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員吉田はるみ君提出労働者の過半数代表者に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員吉田はるみ君提出皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員阪口直人君提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員大石あきこ君提出十二万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員長妻昭介君提出日本・ラテンアメリカ外交に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員鈴木庸介君提出シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館(仮称)整備に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十一条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員鈴木庸介君提出レアアース貿易に関する質問に対し、質問主意書及び答弁書

| |
|--|
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員吉田は るみ君提出国際連合自由権規約委員会による日 本への総括所見に対する政府の取組に関する質 問に対し、質問事項について検討する必要が あり、これに日時を要するため、令和七年六月 二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条 第二項後段の規定による通知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員山井和 則君提出介護職員処遇改善の必要性の認識と今 後の取組等に関する質問に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する 旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による 通知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員山井和 則君提出家計の年間の食費に係る消費税負担額 の認識等に関する質問に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する旨 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員山井和 則君提出海上保安庁の離職者増加に関する質問 に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する旨 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員中谷一 馬君提出物価高対策としての現金給付に對する 政府見解に関する質問に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する旨 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員彦坂信 彦君提出リチウムイオン電池等の使用後の處理 に関する質問に對して、質問事項について検討 する必要があり、これに日時を要するため、令 和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法 第七十五条第二項後段の規定による通知書を受 領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員中谷一 馬君提出保育所等における医療的ケア児の支援 のための看護師配置等に関する質問に對して、 質問事項について検討する必要があり、これに 日時を要するため、令和七年六月二十七日まで に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の 規定による通知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員吉川里 幸君提出持続可能な病院経営に関する質問に對 して、質問事項について検討する必要があり、 これに日時を要するため、令和七年六月二十七日 までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後 段の規定による通知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員水沼秀 人君提出子育て版ケアマネジャー導入に関する 質問に對して、質問事項について検討する必要 があり、これに日時を要するため、令和七年六月 二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条 第二項後段の規定による通知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員阪口直 彦君提出シルバー人材センターのインボイス対 応に関する質問に對して、質問事項について検 討する必要があり、これに日時を要するため、 令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会 法第七十五条第二項後段の規定による通知書を 受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員井坂信 彦君提出海上保安庁の離職者増加に関する質問 に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する旨 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員八幡愛 君提出首相官邸の人事構成における民間人材の 比率と役割に関する質問に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する旨 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員八幡愛 君提出首相官邸の人事構成における民間人材の 比率と役割に関する質問に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する旨 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員八幡愛 君提出生成AIで作成される商標の取扱い等に 関する質問に對して、質問事項について検討す る必要があり、これに日時を要するため、令和 七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第 七十五条第二項後段の規定による通知書を受領 した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員山崎誠 君提出バイオマス発電における輸入木質燃料の 持続可能性確認に関する質問に對して、質問事 項について検討する必要があり、これに日時を 要するため、令和七年六月二十七日までに答弁 する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定に よる通知書を受領した。 |
| 一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員佐々木 ナオミ君提出高等学校段階におけるインクルー シブ教育等に関する質問に對して、質問事項に ついて検討する必要があり、これに日時を要す るため 令和七年六月二十七日までに答弁する旨 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 知書を受領した。 |

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員杉村慎治君提出中古品取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員竹上裕子君提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大手等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員竹上裕子君提出在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員竹上裕子君提出民泊制度の見直しに関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員竹上裕子君提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対し、質問事項

について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員奥野総一郎君提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員阿部知子君提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員城井崇君提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員阿久津幸彦君提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員櫻井周君提出税収の上振れに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員櫻井周君提出税収の上振れに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

君提出公営競技の適正利用に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員酒井なつみ君提出有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員緑川貴士君提出風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員緑川貴士君提出国民皆歯科健診の導入等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員梅村聰君提出我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から、衆議院議員梅村聰君提出我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、六月二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄君提出自治体職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出石破総理の金利がある世界の恐ろしさという発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子君提出外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出カルテ開示及び受診証明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之君提出政府の人口減少対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出外国情報機関による勸誘工作に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出戦没者遺族への援護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出ハーバード大学の留学生受け入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問に対する答弁書

| | |
|---|---|
| 衆議院議員山井和則君提出オンラインカジノ規制やギャンブル依存症対策等に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員青柳陽一郎君提出出入国在留管理体制における在留審査体制に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員落合貴之君提出昨今の政府の経済財政運営に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員阪口直人君提出予備自衛官補からの任官階級に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員島田洋一君提出洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員田村貴昭君提出在日米軍基地におけるP.C.B.に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員鈴木庸介君提出独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員鈴木庸介君提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員鈴木庸介君提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるボートフォリオに関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員鈴木庸介君提出年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員鈴木庸介君提出沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員屋良朝博君提出沖縄・地域安全パートナーコーディネーター整備等に係る支援に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員屋良朝博君提出さとうきびの生産振興及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する質問に対する答弁書 |

| | |
|--|--|
| 衆議院議員屋良朝博君提出保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員中谷一馬君提出物価高騰下における兵等に対し我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員屋良朝博君提出保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員中谷一馬君提出物価高騰下における兵等に対し我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書 |
| 衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書 |

| | |
|--|--|
| 質問 第二五五号 令和七年六月十二日提出 | 質問 第二五五号 令和七年六月十二日提出 |
| 内閣衆質二一七第二五五号 令和七年六月二十四日 | 内閣衆質二一七第二五五号 令和七年六月二十四日 |
| 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 | 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 |
| 提出者 福田 玄 議員活動に対する適用に関する質問主意書 | 提出者 福田 玄 議員活動に対する適用に関する質問主意書 |
| 自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問主意書 | 自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問主意書 |

| | |
|--|--|
| 衆議院議員福田玄君提出自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問に対する答弁書 | 衆議院議員福田玄君提出自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問に対する答弁書 |
| 質問 第二五六号 令和七年六月十二日提出 | 質問 第二五六号 令和七年六月十二日提出 |
| 教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書 提出者 福田 玄 教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書 | 教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書 提出者 福田 玄 教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書 |
| 精神疾患で休職する公立の小中高校教員が増加しているのだとすれば、それは地方自治法に定むる地方自治の精神をないがしろにする、行政権による質問に対する答弁書 | 精神疾患で休職する公立の小中高校教員が増加しているのだとすれば、それは地方自治法に定むる地方自治の精神をないがしろにする、行政権による質問に対する答弁書 |
| 十日に発表した、令和五年度公立学校教職員の人事行政状況調査によれば、「教育職員の精神疾患による病気休職者数は、七千百十九人(全教育職員数の〇・七七%)で、令和四年度(六千五百三十九人)から五百八十人増加し、過去最多」とある。こうした休職者の増加傾向は、教育現場における教員不足につながっているとも聞く。併せて、療養を終えて復職をしたもの職場になじめずに再び休職するという事例も少なくないという話も聞かき、教育職員向けの復職プログラムには改善の余地があるのではないかと思うところである。そこで政府に対して教職員への復職支援について以下質問するものである。 | 十日に発表した、令和五年度公立学校教職員の人事行政状況調査によれば、「教育職員の精神疾患による病気休職者数は、七千百十九人(全教育職員数の〇・七七%)で、令和四年度(六千五百三十九人)から五百八十人増加し、過去最多」とある。こうした休職者の増加傾向は、教育現場における教員不足につながっているとも聞く。併せて、療養を終えて復職をしたもの職場になじめずに再び休職するという事例も少なくないという話も聞かき、教育職員向けの復職プログラムには改善の余地があるのではないかと思うところである。そこで政府に対して教職員への復職支援について以下質問するものである。 |

い水準にあることを念頭に置いて、日本の財政が厳しい状況にあることに言及したものである。

三の2について

御指摘の答弁については、「そしてまた税収は増えているけれども、社会保障の費用もこれは増えているわけですがございまして、そういうこと全てを総合的に勘案しないかなければなりません」と答弁する中で「全て」という言葉に言及したものであり、当該答弁における「そういうこと全て」とは、税収や社会保障関係費など、歳入・歳出両面を含めた財政全体の状況を指している。

三の3について

御指摘の「事実一部でそのようになつてゐる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、一般論として、財政状況について様々な指標を用いて検証し、議論することは重要なと考へてゐるところ、我が国の財政状況について議論する中で、財政の持続可能性を見る上で、債務残高対GDP比という国際比較において広く用いられる指標を念頭に置いた答弁を行うことはあると考へてゐる。いずれにせよ、御指摘の「国民に誤った認識を与える」とのないようにするとの観点も踏まえ、我が国の財政状況に関しては、今後とも丁寧な説明に努めてまいりたい。

三の4について

お尋ねについては、一般論として、我が国の財政状況について国民に説明する中で、主要な指標について特定の国と我が国との比較を行うことは有用であると考へており、このような国際比較において特定の国について言及することが、御指摘のように「外交的にも影響を及ぼしかねない」とは考えていない。

令和七年六月十二日提出
質問 第二五八号

外国人による運転免許証の切替制度の悪用防 止に関する再質問主意書

提出者 竹上 裕子

外国人による運転免許証の切替制度の悪用

防止に関する再質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二一七五六号。以下「本件答弁書」という。)において、「『外国免許切替者』とそれ以外の者の交通事故に關する実態の把握を始め、お尋ねの『交通事故を起こす危険性』の定量的な把握に努めてまいりたい」、「『ホテル等を住所として本邦の運転免許証の取得』をしたことによる『事件・事故の捜査や反則金の納付等』への『支障』については、(中略)その有無を含め、把握に努めてまいりたい。」などの答弁が得られたところである。

一方で、令和元年に公益財団法人交通事故総合分析センターが公表したイタルダインフォメーションN.O.、一三二によれば、「観光・娯楽目的のレンタカーの相対事故率」は、日本人が二・五三であるのに対し、居住外国人が日本人の約四倍(九・七)、訪日外国人が日本人の五倍以上(十三・八)となつてゐる。この結果からは、外国人の方が事故を起こす危険性は日本人に比べて顕著である状況がうかがえる。この状況を前提とすれば、簡易的な運転知識等の確認では、通常の運転免許試験を受けた者と同水準の運転知識及び運転能力を有することの証明とはならないと考える。

また、前回の質問六に対する答弁が不十分であつたと考へる。

以上を踏まえ、再度質問する。

一 外国免許切替者が国外で自動車等を運転し、交通事故を起こす事例が多発すれば、本邦の運

転免許証の信用が大きく失墜する事態にもつながりかねないと考へるが、政府は、外国免許切替者が日本国外で起こした交通事故の実態(交通事故の発生件数等)を把握しているか明らかにされたい。把握していない場合、その実態を調査する必要があると考へるが、政府の見解を問う。

二 本邦における日本人と外国人との交通事故を起こす危険性の差については、前記で明らかにされた相対事故率が参考になると考へる。政府として、同センターの協力を得て、日本人と外国人の相対事故率の違いについての調査を行い、最新の結果を明らかにすべきと考えるが、政府の認識を問う。

三 いわゆるジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給しておらず、「我が国と同等の水準にあると認められる免許制度」を有している国にも該当しない国については、当該国の運転免許保有者が本邦で自動車等を運転する際には、本邦の運転免許を取得する必要があるが、その際に、外免切替制度を利用することができる。

外免切替制度における運転知識等の確認は、通常の運転免許試験に比べて簡易的なものであるため、外免切替制度については、各国の交通規制、交通事情や運転免許試験の水準の違い等を考慮して対象国を限定し、対象外の国の運転免許保有者については通常の運転免許試験を受験することとすべきと考えるが、政府の見解を問う。

四 政府は、本件答弁書において、運転免許証券面に、短期滞在者の滞在予定期間(申請時の添付書類に記載されたもの。以下「滞在予定期間」という。)を表示することについて「慎重な検討が必要であると考えている」としている。運転免許証の券面に在留期間や滞在予定期間(以下「在留期間等」という。)を表示することとした

場合、何か具体的な問題が生じるおそれはあるか。政府の認識を示されたい。

五 道路交通法(以下「法」という。)第九十三条第一項第四号において、運転免許証には、免許を受けた者の住所を記載することとされている目的は何か。

六 法第九十三条第一項第二号において、免許証の有効期間の末日が記載事項とされている一方で、在留期間等については、運転免許証の券面からは判別できない。そのため、在留期間等が終了しているにもかかわらず、運転免許証自体是有効であるという状態が生じ得る。

七 有効期限内の運転免許証が様々な場面で本人確認の手段として利用されている実態に鑑みれば、滞在予定期間が終了した者が、一その時点における滞在先とは異なる住所が券面に記載されている運転免許証を住所を証明する手段として利用することや、再入国情後に運転免許証を「住所」を証明する手段として利用すること等により、犯罪や不正行為を行ふことも可能となると考えられる。

在留期間等を運転免許証の券面に記載することとすべきと考えるが、政府の見解を問う。

八 交通事故が発生した場合には、(中略)都道府県警察が、当事者の運転免許証により住所を確認した上で、当事者からの聴取等により、その時点における滞在先の住所や当事者の連絡先等

の把握に努めている」とされており、都道府県警察も、運転免許証の住所を第一に確認することとなる。そのため、住所の証明として有効な期間を明らかに経過している運転免許証であるかどうかが券面から判別できれば、現場の警察官の負担軽減につながると考えられる。

以上を踏まえ、運転免許証に在留期間を表示した上で、券面に記載されている住所や在留期間が変更となつた場合の届出を徹底すべきと考えるが、政府の見解を、具体的な理由とともに示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二五八号

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 須賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹上裕子君提出外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問に対する答弁書

一について
令和七年六月二十四日
衆議院議長 須賀福志郎殿
衆議院議員竹上裕子君提出外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問に対する答弁書

二について
警察では、交通事故の発生状況等を注視しつつ、外国人の交通安全対策に取り組んでいるところ、今後、その対策を進めていくに当たつて、お尋ねの「日本人と外国人の相対事故率」の分析及びその結果の公表の要否について検討してまいりたい。

三について
法第九十七条の二第三項において、我が国の免許を受けようとする者(以下「免許申請者」という)が外国等の免許を有する者であるときは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という)は、当該者が自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができるとされており、御指摘の「外免切替」においては、「対象国を限定するのではなく、同項の規定の適用を受ける免許申請者が自動車等を運転することに支障がないかを適切に確認することが重要であると認識している。

こうした観点から、御指摘の「外免切替」の「運転知識等の確認」の在り方については、令和七年五月二十三日の衆議院内閣委員会において、坂井国家公安委員会委員長が、「日本の交通ルールを十分理解しているか確実に確認するために、知識確認、技能確認、この方法を厳格化することが必要ではないかと考えております。」と答弁したとおりであり、現在、検討しているところである。

四及び七について
お尋ねについては、「運転免許証の券面に在外運転免許証の交付を受けた者が、外国等で自動車等の運転により起こした交通事故の実態については、把握していない。
また、外国等で自動車等の運転により交通事故

五について
免許を受けた者の住所を含む、法第九十三条第一項各号に掲げる免許証の記載事項(以下「免許証記載事項」という)については、交通事故が発生した場合や違反があつた場合に、警察官が、交通事故の当事者や交通取締りの対象となつた運転者に免許証を提示させることで、それらの者が適法に運転することができるかどうかを判断するために必要な情報を一見して確認することが可能となるよう定められたものである。

六について
お尋ねの「このような状態において、前記五の目的を果たせる」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

留期間や滞在予定期間・・・を表示することとした場合」及び運転免許証に在留期間を表示した上で」という仮定を前提とするものであり、また、御指摘の「運転免許証に在留期間を表示することと「券面に記載されている住所」が「変更となつた場合の届出を徹底すべき」との関係が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、令和七年五月二十三日の衆議院内閣委員会において、坂井国家公安委員会委員長が「運転免許証には、免許を有している者の氏名、住所、生年月日、免許の種類、免許証の有效期間といった、免許を保有しているか否かを確認するために必要な事項が記載をされております。御指摘の外国人の在留期間につきましては、運転免許を保有するか否かとは直接関係するものではなく、在留期間についても、運転免許証の発行後に変わり得るものである」と答弁したとおり、御指摘のように「運転免許証に在留期間を表示」することについては、慎重な検討が必要であると考えている。

六の2について

法第九十四条第一項において、免許を受けた者は、免許証記載事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載等を受けなければならぬこととされているところ、お尋ねの「在留外国人」も含め、免許を受けた者に対しては、都道府県警察のホームページ等において記載事項の変更手続の必要性について周知している。

令和七年六月十二日提出
質問 第二五九号

カルテ開示及び受診証明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

予防接種の副反応による健康被害は不可避的に発生するもので、国には健康被害を迅速に救済する責務がある。いわゆるコロナパンデミック時に約四億四千万回ものワクチン接種が実施され、予防接種健康被害救済制度への給付申請数が急増している。申請にはカルテや受診証明書の提出が必須であるにもかかわらず、一部の医療機関は、カルテ開示や受診証明書の発行に関して高額の手数料を課しており、患者が予防接種健康被害救済制度の申請に難渋している実態があると承知している。

高額請求を始めとする医療機関のカルテ開示抑制策は、これまでにも度々問題とされてきた。二〇一七年に厚生労働省自ら、医療機関における診療録の開示に係る実態調査を実施し、多くの医療

機関で高額の開示手数料を徴収している実態が明らかとなつた。また、翌年七月に、診療情報の提供等に関する指針について(周知)を発出し、カルテ開示に要する費用は実際の費用から積算されることは不適切であることが示された。さらに、二〇一九年に閣議決定された規制改革実施計画を受け、厚生労働省が二〇二二年に医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続についてを発出し、高額の開示手数料等によりカルテ開示請求が不当に制限されることにならないように、開示手数料の算定に係る推奨手続等が示された。

これらの方針にもかかわらず、依然として医療現場におけるカルテ開示高額請求等の問題は解決しておらず、患者は必要な書類を集められず放置され、予防接種健康被害救済制度は多くのコロナワクチン後遺症患者にとって絵に描いた餅となつて、以下質問する。

一手数料については、いわゆる個人情報保護法第三十八条第一項で「個人情報取扱事業者は、同条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる」とし、

同条第二項では「個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならぬ」とされている。

したがつて、手数料は「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内」でなければならず、よもや手数料により利潤を得ることを認めるものではない。まして患者自身の個人情報開

示の求めを抑制するおそれがある行為は決して許されるものではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 本年五月十六日、薬害・医療被害をなくすための厚労省交渉実行委員会が厚生労働省との第百十二回交渉を実施した。参加団体の一つである新型コロナワクチン後遺症患者の会の資料「患者の会」医療機関における救済制度申請、受診状況に関するアンケート」報告(二〇二四年一月七日付)によれば、カルテ開示及び受診証明書発行を求めたところ、医療機関により高額な費用を請求されたため、患者がそれら必要書類を入手できず、予防接種健康被害救済制度への給付申請を諦めた事例が具体的に記載されている。

前記資料によると、救済制度のうち「医療費・医療手当」申請に「申請済み」及び「書類を集め終わった」と回答した百七十五名のうち、救

済制度申請のために医療機関及び薬局にカルテ開示や受診証明書発行手数料として支払った費用の合計が五千円未満であったものは4%に過ぎず、八十分が一万元以上支払っている。特に、五万円以上支払ったケースが二十%、十万元以上に上ったケースも七・四%あつた。これらカルテの高額開示手数料の具体例は別表のとおりである。

また、救済制度のうち「医療費・医療手当」申請に「申請済み」「書類を集め終わった」あるいは「書類集め中」と回答した会員(総数二百七名)のうち三十名が「診療録開示の費用が高額であることが理由で救済制度申請を諦めた病院がある」と回答している。さらに驚くべきは、この二百七名のうち二十六名(十二・六%)は、カルテ開示あるいは受診証明書の記載を「拒否さ

れたい。これは明確な個人情報保護法違反であると考える。

以上のとおり、全国の医療機関で「実費を勘案して合理的であると認められる範囲」をはるかに超える手数料の請求が漫然と繰り返され、その結果、患者は費用が高額であるためにカルテ開示を抑制し、救済制度申請を諦めざるを得ない状況に追い込まれていることは明らかであると考える。

個人情報保護法第一百五十五条では「事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取り扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。」とされている。医療機関の事業を所管する厚生労働大臣は、医療機関による個人情報の開示に係る高額手数料の徴収及びカルテ開示拒否につき、以下質問する。

三 報告及び立入検査によって、医療機関による手数料の高額請求が確認できた場合、これらはいずれも法の定める「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内」を超えるもので、個人情報開示の求めを抑制し、なおかつ不当収益に該当するものであると考える。事業を所管する厚生労働大臣は、実費を勘案して合理的であると認められる金額との差額を開示請求人に返還するよう、当該医療機関に対する指導・助言

(個人情報保護法第四十七条、勧告・命令

(同法第四十八条を個人情報保護委員会に対

して求めるべきと考えるが、政府の見解を示さ

れたい。

四 患者の会のアンケート報告により明らかとなつているのは、高額請求の実態だけではない。医療機関による、厚生労働省通知等を無視したカルテ開示手続の横行(①費用は実費の積算から算出されるべきで一律に定めることは不適切とする二〇一八年七月の指針に反する例、②医師の立会いを必須とすることは不適切とする二〇一八年七月の指針に反する例、③受付と受渡しの手続は、郵送で提供を行う等、柔軟な対応を検討することを求める二〇二二年の通知に反する例)を別表にて具体的に示す。

以上のとおり、全国の医療機関でカルテ開示に係る厚生労働省の方針が周知徹底されない実態があり、指針や通知は拘束力がないため患者が苦しんでいると承知している。カルテ等の開示請求に係る患者負担の軽減について、とされたい。

何らかの法規制を講ずるべきと考えるが、政府

の見解を示されたい。

五 カルテは医療現場における必要性から、個人ごとに識別され、他の情報と完全に切り離されてファイリングのうえ管理されている。他の個人情報や行政文書と異なり、開示に際して探索の必要や非開示事項検討の手間もないことから、開示に係る実費とは、基本的にはファイルを取り出して複写するための費用に限定され、医療機関ごとに大きく異なることは有り得ないはずである。医療機関の事業を所管する厚生労働大臣は、開示に係る実費の目安を明らかにすることが可能であると考える。

合理的と認められる範囲を超える費用負担を、患者がこれ以上求められるとのないよう

カルテ開示に係る費用の目安を明示して再発防止の徹底を図ついただきたいが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

| 都道府県 | 高額だった[カルテ開示に掛かった費用] | 高額だった[受診証明にかかった費用] |
|------|---|---|
| 北海道 | クリニック：一律5,000円 | △クリニック：1通8,000円 |
| 福島県 | ○大学付属病院（茨城県）：1枚50円×252枚=12,600円 | ○大学付属病院（茨城県）：4,400円 |
| 群馬県 | ○病院：コピー305枚6,710円+CD-R4枚8,800円+手数料2,200円=合計17,710円△病院内科クリニック：コピー19枚で6,000円 | ○病院：1通6,600円 |
| 東京都 | 文書費（カルテ開示費用）3,000円の病院が2軒 ○皮膚科；カルテ1枚5,000円 △耳鼻咽喉科：カルテ1枚3,500円 ○総合病院：カルテ4枚4,500円 ・カルテ13枚で7,000円 | ○クリニック：1通10,000円 ○総合病院4,300円 ○皮膚科：1通7,000円 |
| 千葉県 | | ある病院：2枚になり13,000円 |
| 神奈川県 | ○脳外科病院：コピー14枚で2万円弱 | ○脳外科病院：5,500円 |
| 愛知県 | ○医大病院：手数料3,300円+画像データ3,300円+診療録コピー5,500円=12,100円◎ ○医科大学病院 約8万円 ○医科大学病院：手数料+コピー+画像データで合計4万円 コピー枚数関係なく3,300円 | ○整形外科：5,500円 ○皮膚科：6,600円 ○耳鼻咽喉科：1通10,000円 |
| 岐阜県 | ○整形外科：カルテ開示費29,600円+コピー代1,089円 | ○大学病院：5,500円 ○大学病院：1通5,500円だが別紙の料金も取られ、受信証明書1通に11,000円 |
| 京都府 | △耳鼻咽喉科クリニック：コピー1枚100円=30枚で3,000円 | △耳鼻咽喉科クリニック：1ヶ月500円の計算、7ヶ月で3,500円 |
| 奈良県 | ○クリニック：カルテ3枚コピーのみで3,000円 ・ある病院：一回の受診（診療時間10分）で2万円 | |
| 大阪府 | ○病院：カルテ200枚で合計2万円 | ・ある病院：1通7,000円 |
| 兵庫県 | | ○病院：1通10,000円 |
| 岡山県 | ○クリニック：カルテの枚数に関係なく22,500円 | |
| 福岡県 | ・ある病院：開示料（A4用紙1枚のみ）12,000円 ○皮膚科クリニック：カルテ1枚5,000円 ○耳鼻咽喉科：カルテ6枚で3,000円 ○心療内科：一律16,500円（カルテ4枚） | ○皮膚科クリニック：5,000円 |

| ①費用は実費の積算から算出されるべきで一律に定めることは不適切とする2018年7月の指針に反する例 | |
|--|---|
| 東京都 | 厚労省指定の用紙を渡したのに役場に問い合わせたら用紙が違ったと言って同書式の用紙に記載して渡され、役場への問い合わせの手間と時間を含めた医師の時給換算で16,000円を請求されたものの医師の配慮で6,000円に負けとくと言われ支払った。その際、自分の後に続く患者に対してより安価での提供を乞うたが、約束できないと言われた。 |
| 長野県 | ○大学病院：文書料として5,500円、 △医院：手数料3,300円+文書料2,200円 ○クリニック等：手数料3,300円+文書料2,200円 |
| 奈良県 | ある病院：1回の受診で10分ほど話しただけで、カルテ開示は2万円と言われた。 |
| 岡山県 | △クリニック：カルテの枚数に関係なく22,500円 |
| 福岡県 | ○心療内科：カルテ4枚で16,500円（一律16,000円） |
| 神奈川県 | 診療記録が半年分毎に5500円と言われた、4年分なので44,000円見込みだと言われた。 |
| ②医師の立ち合いを必須とすることは不適切とする2018年7月の指針に反する例 | |
| 北海道 | 受診状況の記入を拒否され、書いてもらうにはもう一度受診するよう言われた病院が3軒ある。 |
| 埼玉県 | 救急で1度だけ受診した大学病院だけで1万円近い費用がかかると言われたこと 初期に受診した病院、元々通院していたクリニックがたくさんあり、中には申請をするために再度受診しないとなる病院がいくつもあること |
| 新潟県 | 資料の請求にも関わらず、診療の強要 |
| ③受付と受渡しの手続きは、郵送で提供を行う等、柔軟な対応を検討することを求める2022年の通知に反する例 | |
| 東京都 | 院側の書類不備のため、一度訂正されたものを訂正を依頼しに病院に行かなければ行かなかったこと（毎回命がけで病院に行っていた）。 |
| 東京都 | 何度も病院に書類を受け取りに行かなければならなかったところです。動けなかったので、親に取りに行ってもらいました。 |
| 千葉県 | 診断書の取り寄せに行くことが体調的に難しい。 |
| 新潟県 | 本人または家族が直接医療機関に行く必要があり、自分は動けないため、高齢の親が遠方まで車で運転する必要があった |
| 京都府 | 体調が悪く寝たきりだったので制度を知ってから行動に移すのに1年4ヶ月かかった。子どもと2人暮らしでは、体調悪い自分では申請できない。最短ペースで動いたが書類を集めると2ヶ月もかかった。お金が案外かかる（書類費・交通費）がかかる。病院への申請や受取に直接出向かないといけなくて交通費が（病院数が多いため）案外かかった。書類集め申請後、慢性疲労症候群のクラッシュが出て2ヶ月PS8の寝たきりで動けなかつた。 |
| 京都府 | カルテの写しをもらう時に、本人が行かないと渡せないと言われる病院が数ヶ所あった。移動時間が長いと体調が悪化すると伝えて、本人以外には渡せないと言われ困った。 |
| 奈良県 | 遠くの病院へ何度も通わないと行けないのが非常に辛い。病院で書いてもらう書類を提出をしに行き、後日また取りに行がないといけない。それを身体の状態が悪い人がやらなければいけないのはおかしい。 |
| 大阪府 | 本人がカルテ開示や受診証明書を取りに行かないといけなかった。取りに行ける体調ではなかったのに事情を話しても融通がきかなかった。受診した医療機関を何軒も回れず2軒だけで申請した。 |
| 兵庫県 | 倦怠感が強くて、全ての病院を回ることができず、諦めた病院が何軒かある。 |

※「患者の会『医療機関における救済制度申請、受診状況に関するアンケート』報告」（2024年1月7日付）及び「患者の会『会員の現状についての臨時アンケート（2025年1月末時点）』報告」（2025年2月17日付）より抜粋

内閣衆質二一七第二六〇号

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員落合貴之君提出政府の人口減少対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員落合貴之君提出政府の人口減少対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「子ども未来戦略」(令和五年十二月二十二日閣議決定。以下「戦略」という。)において、「少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている」としているとおりである。

少子化対策については、戦略において、「若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできないこと」を明確にした上で、「(一)構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、(二)社会全体の構造や意識を変えること、(三)全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の三つを基本理念として抜本的に政策を強化する」等としているとおりである。

1 選挙における通称使用の根拠法令は何かを示された上で、その立法事実及び趣旨をそれぞれ示されたい。

2 各選挙長が候補者の通称使用申請を認定するか否かを判断する際の基準は何か。

3 これまでに執行された国政選挙及び地方選挙において候補者からの通称使用の申請を各選挙長が認めなかつた事例について、政府は把握しているか。把握している場合は、その件数並びに各事例の概要及び申請を許可しなかつた理由をそれぞれ可能な限り示されたい。

内閣衆質二一七第二六一号
令和七年六月二十四日衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

一の1について

選挙における通称(戸籍簿に記載された氏名(以下「本名」という。)以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)に係る選挙長の認定(以下「通称認定」という。)については、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)第八十八条第八項(同条第九項及び第八十九条第五項において準用する場合を含む。)及び第八十一条の三第七項(令第八十八条の五第七項において準用する場合を含む。)に規定されており、通称認定を受けることにより、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第八十六条第十三項の告示等に、候補者届出政党の届出に係る候補者等の氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることとなる。

指摘のよう、「人口減少を所与のものとして位置付け、再び人口を増やすための措置を講じるつもりがない」という「考え方」を有しているものではない。

少子化対策については、戦略において、「若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできないこと」を明確にした上で、「(一)構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、(二)社会全体の構造や意識を変えること、(三)全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の三つを基本理念として抜本的に政策を強化する」等としているとおりである。

1 選挙における通称使用の根拠法令は何かを示された上で、その立法事実及び趣旨をそれぞれ示されたい。

2 各選挙長が候補者の通称使用申請を認定するか否かを判断する際の基準は何か。

3 これまでに執行された国政選挙及び地方選挙において候補者からの通称使用の申請を各選挙長が認めなかつた事例について、政府は把握しているか。把握している場合は、その件数並びに各事例の概要及び申請を許可しなかつた理由をそれぞれ可能な限り示されたい。

内閣衆質二一七第二六一号
令和七年六月二十四日衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

内閣衆質二一七第二六一号
令和七年六月二十四日衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

内閣衆質二一七第二六一号
令和七年六月二十四日

かテストするため」と説明したと報道されている。このような、同姓同名の候補者が同じ選挙に立候補している状態を意図的に作り出す行為は、選挙の公正性や有権者の判断に重大な影響を及ぼす可能性があると考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第二六一号
令和七年六月二十四日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

内閣衆質二一七第二六一号
令和七年六月二十四日

衆議院議員中谷一馬君提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に対する質問に対する答弁書

令の通称認定に係る規定については、昭和三十九年に設けられたものであるが、それ以前から本名以外の呼称による立候補は認められていましたところ、これが濫用された事例もあったこと等から、明文の規定として設けられたものである。また、その趣旨は、当該候補者等によっては、通称を有している場合に、本名により立候補するときは著しく不利な立場に置かれることも考えられるため、通称認定を受けた場合に限り、通称が記載され、又は使用されることを認めているものである。

一の2について
候補者届出政党等が、法第八十六条第十三項の告示等に、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを認めようとするときは、令第八十八条第八項等の規定により、通称認定申請書を提出するとともに選挙長に申請された呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料を提示しなければならないとされており、選挙長はこれらの説明及び提示された資料を踏まえ、当該選挙の行われる区域において本名に代わるものとして申請された呼称が広く通用していると認められる場合に限つて、通称として認定をするべきものと解されている。

過去十年間の衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿登載者

過去十年間の衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿登載者のうち、選挙長が通常として認定しなかったものは存在しない。また、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙については、把握していない。

二の1について

同一の選挙に、同一の氏名の公職の候補者がある場合において、これらの候補者に対する投票については、例えば、氏名のほかに投票に記載された職業、身分又は住所の類により、区別されることがあるものと考えられる。

二の2について

衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、法第六十八条の二第一項の規定により、同一の氏名氏又は名の公職の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、法第六十八条第八号の規定にかかるわらず、有効とすることとされており、当該投票は、法第六十八条の二第四項の規定により、開票区ごとに、当該候補者のその他の有効投票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとされている。

また、参議院比例代表選出議員の選挙においては、同条第三項の規定により、氏名、氏又は名が同一である参議院名簿登載者(公職の候補者たる者に限る。)が二以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、法第六十八条第三項第十号の規定にかかわらず、法有効とすることとされており、当該投票は、法第六十八条の二第五項の規定により、開票区ごとに、当該参議院名簿登載者のその他の有効投票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとされている。

一の3について

御指摘の「同姓同名の候補者が同じ選挙に立候補している状態を意図的に作り出す行為」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、法第八十六条の八等の規定により公職の候補者となることができない者ではない限り、公職の候補者となることができるものである。

できるものである。

なお、市町村の選挙管理委員会は、法第百七十五条第一項及び第二項の規定により、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所又は期日前投票所内の適当な箇所に、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあっては公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあっては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称)の掲示をしなければならないとされているほか、同一の選挙に同一の氏名の公職の候補者がある場合には、例えば、当該掲示に年齢等を付記する例もあると承知しており、選挙人がこれらの候補者を区別することができるよう努めているものと承知している。

そこで、次のとおり質問する。

二〇〇五年には日本、ドイツ、イタリアを含む

G4諸国が常任理事国入りと併せて敵国条項の撤

廃を含む憲章改正案を国連に提出しており、当該

課題が長年未解決のまま放置されていることは、

国連の正当性にも影響を与えていていると考える。

そこで、次のとおり質問する。

一 国際連合憲章第五十三条、第七十七条及び

第一百七条に規定される、いわゆる敵国条項につい

て、政府として現在どのような認識を有してい

るか明らかにされたい。特に、日本を「敵国」と

規定することの法的・国際的整合性について、

政府の公式見解を示されたい。

二 日本国は、戦後八十年を迎えたなかで、敵

国条項の撤廃に向けて国際社会において主導的

な役割を果たすべきと考えるが、これについて

いかなる外交方針を有しているか。

三 前問に關連し、過去に日本政府が敵国条項の

撤廃に向けた国連に対し具体的に行つた提案

や、他国との連携による動きがあれば、その内

容と経過をそれぞれ明らかにされたい。

四 敵国条項の撤廃には国際連合憲章の改正が必

要となるところ、現行の国際連合憲章におい

て、憲章改正には安保理常任理事国五か国を含

む加盟国三分の二の批准が必要である。政府は

を行つてきた経緯はあるか。ある場合、各国の考え方について政府の承知するところをそれぞれ明らかにされたい。

五 ドイツをはじめとする他の敵国条項の対象国が、当該条項の撤廃に向けてどのような外交的努力を行つてゐるか、政府として把握している情報があれば明らかにされた上で、それらの国々との連携の可能性について、政府の見解如何。

六 國際社会において、いまだ敵国条項が形式的であるとしても存置されていることが、日本の常任理事国入りを含む国際的地位向上の妨げとなるとの意見もあるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二一七第二六二号

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣

額賀福志郎殿

石破 茂

衆議院議長

衆議院議員松原仁君提出国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問に対する答弁書

一及び六について

お尋ねの「日本を『敵国』と規定することの法的・国際的整合性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、例えば、令和四年四月十九日の参議院外交防衛委員会において、林外務大臣（当時）が「五年の総会で、この国連総会決議として既に死文化している」という認識を示す決議、百五十五か国、全ての常任理事国を含んで賛成を入れて採択をされております。二〇〇五年の国連首脳会合でも、国連憲章から敵国への言及を削除す

るという全加盟国首脳の決意を示す成果文書がコンセンサスで採択をされております。したがつて、いかなる国も旧敵国条項を援用する余地はもはやないと考えております。』と答弁しているとおりである。

二について
お尋ねの「主導的な役割」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国としては、平成十七年九月の国際連合首脳会合成果文書において、国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号。以下「国連憲章」という。）第五十三条、第七十七条及び第百七条における「敵国」への言及を削除することを決意する旨記述されたことも踏まえ、国際連合安全保障理事会改革を含む国際連合改革の動向など、国連憲章の改正を必要とし得る他の事情も勘案しつつ、適当な機会を捉え、国連憲章第五十三条、第七十七条及び第百七条における「敵国」への言及の削除を求めていく考えである。

三から五までについて
我が国としては、二について述べたとおり、国連憲章第五十三条、第七十七条及び第百七条における「敵国」への言及の削除を求めていく考えであるが、お尋ねの「連携の可能性」を含む、その取組の具体的な内容並びに「各國の考え方」及び「外交的努力」については、今後の対応に支障を来すおそれがあり、また、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

令和七年六月二十四日提出
内閣衆質二一七第二六三号
衆議院議員松原仁君提出外国情報機関による勧誘工作に関する再質問に対する答弁書

主意書
提出者 松原 仁

外国情報機関による勧誘工作に関する再質問主意書

内閣衆質二一七第二六三号
令和七年六月二十四日

問主意書

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出外国情報機関による勧誘工作に関する再質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出外国情報機関による勧誘工作に関する再質問に対する答弁書

御指摘の「自衛隊退職者等」の具体的に指示示す範囲が必ずしも明らかではないが、「自衛隊退職者」への特定秘密の漏えいの教唆又は煽動についての情報を確知した場合には、これを公表するか否か個別の事案に応じて慎重に検討するべきものと考える。

令和七年六月十二日提出
質問 第二六四号

戦没者遺族への援護に関する質問主意書

提出者 松原 仁

ループであるAPT四〇が中国政府を背景に持つ可能性が高いと評価した上で、その活動を断固非難した。このような、いわゆるパブリック・アートリビューションの手法は、攻撃を抑止する上で有効であると考えられる。

日本国外に居住する外国政府職員を特定秘密保護法違反で起訴することは、現状では、多大な困難を伴う。この状況を踏まえ、政府は、自衛隊退職者等に対してもインターネット上の交流サイト等を通した特定秘密漏洩の教唆又は扇動が確認された場合は、直ちに公表することを基本方針とすべきと考えるが、見解如何。

右質問する。

前回主意書で言及した北海道札幌市在住の戦没者遺児の男性が、本年四月に第十二回特別弔慰金

を請求したところ、前回の審査で受給資格が明らかであるにもかかわらず、「書類受付から、国債の受け取りまで、十ヶ月～十二ヶ月ほどお時間がかかります。」特別弔慰金は、一年目に請求が集中し、審査に非常に時間がかかるため、国債交付までお時間をいただいております。(前回の特別弔慰金では、国債のお渡しまで最大で一年三ヶ月ほどお時間をいたきました。)と記した案内を渡されたという。男性の、前回の記録を照合すれば審査は速やかに終わるのでないか、との感想は極めて道理にかなうと考える。多くの戦没者遺族も、同じように感じているであろう。「今日の日本の平和と繁栄の礎となつた戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表す」という特別弔慰金の趣旨が事務的な処理の遅鈍により遺族に伝わっていないと考える。

このような遅延は、戦後日本でたいへんな苦労をされてきた戦没者遺児に対し礼を欠いている。多くの遺児は、経済的に窮した母子家庭で育つた。進学を諦めざるを得なかつた遺児も少なくない。さらに就職や結婚において、不当な差別のため多くの困難にも直面している。戦没者遺族を代表する一般社団法人日本遺族会の水落会長は、新潟日報のインタビューで、「母は朝四時から田畑を耕し、日中は土木作業を行つて、私を育ててくれた。貧しくて学校の集金の支払いもままならない。コメは換金してしまつて一週間に一回しか食べられなかつた。」「母を助けようと中卒で就職しようとしたが全て落ち、当時の担任に「お前は片親だから」と言われた。父は国の命令で戦地に行き命を落としたのに、戦後は「戦争に加担した犯罪者」と差別された。」と述べている。また、同会長は産経新聞のインタビュー記事で、「昭和三十八年に日本遺族会に奉職し、九段会館に配属されました。当時、戦没者の遺児は「片親」つてことで企業に就職できなかつた。窮状を

わかっているから、遺族会が遺児を集団就職させたんです。」「私は十八年生まれで、戦争のことは知りません。ただ、戦後の苦しかったことは知っています。食べる物も着る物もなく、戦争がなければ、父親さえ生きていたら、と思いました。それはしっかりと語り継いでいかないと駄目だと思つています。」と述懐している。

さらに、戦没者の遺骨収集についても長い間不十分であった。前述の札幌市の男性は、亡父も、また同じく戦死した叔父の遺骨も戻ってきていないという。厚生労働省社会・援護局によれば、令和五年度末時点で、海外戦没者概数約二百四十万柱のうち約百十二万柱の遺骨が未収容である。

諸外国において、戦没者遺児は、国家のために一命を捧げた英雄の遺児として扱われ、奨学金等の制度が用意されている。例えば、英国では、戦没者遺児が大学に進学する場合、年間最高で一萬四千二百英ポンド(約二百七十万円)の給付型奨学金を受給できる。我が国とは大きく事情が異なると考へている。

そこでお尋ねする。

一 第十二回特別弔慰金の受給手続について

1 前回受給者について、請求から裁定までの期間を短縮する措置を講じているか。

2 1の措置は時間的、金銭的コストの低減を図れると考えるが、政府の認識如何。

3 請求一般について、裁定、受給までの期間を短縮してほしいという当事者の方々の声を認識しているか。

4 民間企業のシステムやノウハウを参考にするなど、事務処理の迅速化を図るべきと考えるが、政府の見解如何。

二 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第三条第二項に規定する戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間は、令和十一年度までとなつてゐる。令和五年七月二十八日

に閣議決定された戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画に定めるとおり、戦後八十年を迎えるに当たり、戦没者の遺族が高齢化している現実を重く受け止め、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を収容及び本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国的重要な責務であると考える。政府は実施している具体的な施策を明らかにされたい。

右質問に対する回答。

内閣衆質二一七第二六四号
令和七年六月二十四日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議員松原仁君提出戦没者遺族への援護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出戦没者遺族への援護に関する質問に対する答弁書

一 の1から3までについて

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)に基づく特別弔慰金(以下「特別弔慰金」という)について、御指摘のような請求から支給までの期間の短縮を求める声があることは認識しており、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に請求を受け付けた特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定された方(以下「第十一回特別弔慰金可決裁定者」という。)に対して迅速に権利の裁定を行うに当たつては、令和七年四月一日から請求の受付を開始した特別弔慰金の権利の裁定において、第十一回特別弔慰金可決裁定者等からの請求とそれ以外の方からの請求とを区分して処理を行うよう「第十二回特別弔慰金

事務処理マニュアル」(令和七年四月厚生労働省社会・援護局・業務課作成)において都道府県に対して推奨しているほか、第十一回特別弔慰金可決裁定者の情報を都道府県に提供するなどの措置を講じているところである。

一の4について

御指摘の「民間企業のシステムやノウハウを参考にするなど」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、特別弔慰金に係る事務処理の迅速化については、一の1から3までについてでお答えした措置のほか、特別弔慰金の請求に際しての提出書類を削減するなど請求手続及び都道府県における事務を簡素化する等の措置を講じており、今後とも特別弔慰金に係る事務処理の迅速化を図つてまいりたい。

二について

政府としては、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成二十八年法律第十二号)第五条第一項の規定に基づき策定した「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(令和五年七月二十八日閣議決定)に基づき、関係行政機関間の連携協力を図り、関係国の政府等と協議を行い、その理解と協力を得ながら遺骨収集を行つてゐる。

例えば、政府としては、これまでの情報収集等により得られた埋葬地と思われる地点が推定できた場所のうち調査を実施できない約三千三百箇所(令和四年三月末時点)の情報及び新規に取得が見込まれる情報に関し、令和十一年度までに、遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施することとしており、一柱でも多くの戦没者の遺骨を収容又は本邦に送還するとともに、身元特定のためのDNA鑑定を進め、戦没者の遺族に遺骨を引き渡すことに努めている。

令和七年六月十二日提出
質問 第二六五号

原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問主意書

提出者 松原 仁

官報 (号外) 国会議録

令和7年10月23日 木曜日 発行

広島市および長崎市に対し原爆投下を行つたことは、国際人道法に反する可能性があると考えるが、政

府の見解如何。

これまで米国政府は、原爆投下について公式に謝罪することなく、「戦争終結を早めるために必要だった」とする見解を基本としている。しかし、戦後八十年を迎えた今、人道に対する普遍的価値観の観点からも、原爆使用という行為が国際人道法および戦時倫理の原則に照らして重大な問題をはらんでいることは明白であると考える。

特に、米国が同盟国として真に信頼に足るパートナーであることは明白であり、自らの歴史的行為に対し、被害を受けた市民に対して謝意と敬意を表すことができる国と考える。原爆投下は軍事施設ではなく、民間人が生活していた都市部に対する攻撃であり、戦争犯罪の観点からも検証されるべき事案である。

したがって、政府は同国政府に対し、原爆投下によって被害を受けた広島市民および長崎市民に対する公式な謝罪を表明するよう、外交ルートを通じて強く促すべきであると考える。

そこで、次のとおり質問する。

一 政府として、米国による広島および長崎への原爆投下について、いかなる歴史的評価を有しているか、明らかにされたい。

二 原爆投下により多数の民間人が即死あるいは

第二次世界大戦末期、アメリカ合衆国(米国)は広島市および長崎市に対し原爆弾を投下した。これにより一瞬にして数十万人の尊い命が奪われ、生存者も被爆による後遺症や差別に長く苦しむこととなつた。

これまで米国政府は、原爆投下について公式に謝罪することなく、「戦争終結を早めるために必要だった」とする見解を基本としている。しかし、戦後八十年を迎えた今、人道に対する普遍的価値観の観点からも、原爆使用という行為が国際人道法および戦時倫理の原則に照らして重大な問題をはらんでいることは明白であると考える。

特に、米国が同盟国として真に信頼に足るパートナーであることは明白であり、自らの歴史的行為に対し、被害を受けた市民に対して謝意と敬意を表すことができる国と考える。原爆投下は軍事施設ではなく、民間人が生活していた都市部に対する攻撃であり、戦争犯罪の観点からも検証されるべき事案である。

四 原爆投下に関する米国の加害性と日本の被害性に関して、歴史教育や国際発信においてその実相を日本国民や国際社会に対し正確に伝えるための方針があれば明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二六五号
令和七年六月二十四日

衆議院議長 領賀福志郎殿 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員松原仁君提出原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問に対する答弁書

[別紙]

衆議院議員松原仁君提出原爆投下に対する

米国の公式謝罪を求めるべきことに関する

質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「歴史的評価」の具体的に意味すると

ころが必ずしも明らかではないが、政府として

は、広島及び長崎に対する原爆弾の投下は

極めて広い範囲にその害が及ぶ人道上極めて遺

憾な事態を生じさせたものと認識している。ま

た、政府としては、かねてから明らかにしてき

たとおり、核兵器の使用は、その絶大な破壊

力、殺傷力のゆえに、国際法の思想的基盤にあ

り、多くの一般市民が住宅を購入できない状況

にある。加えて、投資目的による不動産取得が加

速しており、居住実態のない空室物件の存在が、都市部の住宅供給の逼迫と住宅価格の上昇に拍車をかけている。直近の報道では、マンションやアパートの所有者が外国人に代わり、不動産賃貸契約の更新時に家賃を極めて高額に引き上げられたため、住民が退去を余儀なくされた事例が大きな話題を呼んだと承知している。

三及び四について

お尋ねの「米国の加害性と日本の被害性」の具

体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、戦後約八十年を経た現時点において米国

に対し謝罪を求めるよりも、政府としては、人

類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器が将来二

度と使用されるようなことがないよう、核兵器

のない平和で安全な世界の実現を目指して、現

実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくこ

とが重要であると考える。歴史教育についての

は、例えば、小学校学習指導要領(平成二十九

年文部科学省告示第六十三号)において「我が國

に関する第二次世界大戦」に関する知識を身に

付けることができるよう指導することについて

規定しており、同要領の解説において「広島・

長崎への原爆弾の投下など、国民が大きな被

害を受けたことが分かること」を記述してい

る。また、国際発信については、核兵器がもたら

したあらゆる被害についての正確な認識を広め、被爆の実相を世代と国境を越えて世界に発

信することは、我が国的重要な責任であると認

識している。

三及び四について

お尋ねの「米国の加害性と日本の被害性」の具體的に意味するところが必ずしも明らかではないが、戦後約八十年を経た現時点において米国に対し謝罪を求めるよりも、政府としては、人種の謝罪を行っていないが、被爆者やその遺族の心情、国際的道義の観点から、米国に対し公式な謝罪を促すべきと考えるが、政府の見解如何。

このように背景において、民法第三条第二項に

お尋ねの「外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する」とされるが、同条の趣旨には、相互主義の原則が含まれているとする有力学説も存在する。すなわち、日本人がその国において不動産所有を許されない場合には、当該国の国民にも日本国内での不動産所有を認めるべきではないという考え方である。

ところが、政府からは令和五年六月三十日の答弁書(内閣衆質二二一第一四六号)において「日本民法における不動産所有の原則である相互主義の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である」と答弁がなされている。この点に関して、かつて我妻教授が述べたように、外国人の私法上の権利能力に関する国際私法の基礎には、各国の法制度との間の公平な取扱い、すなわち相互主義が存在しているべきであるとの法理が存在していると考える。

実際、欧州諸国を含む複数の国では、外国人の不動産取得に対し自国民と異なる制限を設けている。例えば、中国本土では、土地の私有が認められておらず、フィリピンにおいても、外国人による土地所有は禁止されている。これに対して、日本はほとんど無制限に外国人に不動産所有を認めしており、その結果として都市部の不動産市場が投機的資本により歪められているとの指摘があると承知している。

こうした状況を鑑みると、今後、住宅政策の公正性および国益を確保する観点から、外国人の不

動産所有に対する相互主義の適用を厳格に再検討する必要があると考える。

そこで、次のとおり質問する。

一 日本の民法における相互主義について、具体的にどのような法理に基づく原則であるか。政府の認識如何。

二 外国人による日本国内での不動産所有について、現在、あらゆる国の国民に一律に認められているのか示された上で、国籍を条件に何らかの制限を課している国がある場合には、その対象国と内容をそれぞれ示されたい。

三 前問において、日本人が不動産を所有できない国の国民に対して、日本国内での不動産所有を無制限に認めるとは、制度的な不公平を感じさせるのではないかと考えるが、政府の見解如何。

四 欧州諸国やアジア諸国における外国人の不動産所有に対する制限の事例を、政府としてどのように認識しているか。相互主義の観点も踏まえ明らかにされたい。

五 相互主義を徹底するために、日本人が当該国で不動産を所有できない国の国民には、日本国内での不動産所有を制限するための外国人土地法の改正を検討するべきと考えるが、政府の認識如何。

六 マンション等の不動産の価格高騰の一因が、外国人による投資目的での所有にあるとの認識を政府として有しているか。有していない場合は、今後そのような問題意識を踏まえた調査・分析を実施する意思があるか。

七 東京二十三区の住宅市場において、居住目的ではなく投資目的で取得された不動産が占める割合について政府として把握しているか。把握しているのであれば、その状況を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二六六号
令和七年六月二十四日

内閣總理大臣 石破 茂

衆議院議長 頷賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出外国人による不動産所有と民法上の相互主義に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出外国人による不動産所有と民法上の相互主義に関する質問に

一について
お尋ねの「日本の民法における相互主義」の意味するところが明らかではないめ、お答えすることは困難であるが、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三条第二項は、「外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。」と規定し、外国人の私権の享有についていわゆる内外人平等の原則を探用したものと承知している。

二について
現行法上、外国人は、その国籍にかかわらず、原則として、日本国内の不動産を所有することが可能である。

三及び五について
お尋ねの「制度的な不公平を生じさせる」、「相互主義を徹底するため」及び日本人が当該国で不動産を所有できない国の国民には、日本

一 日本の民法における相互主義について、具体的にどのような法理に基づく原則であるか。政

府の認識如何。

二 外国人による日本国内での不動産所有について、現在、あらゆる国の国民に一律に認められ

ているのか示された上で、国籍を条件に何らかの制限を課している国がある場合には、その対象国と内容をそれぞれ示されたい。

三 前問において、日本人が不動産を所有できない国の国民に対して、日本国内での不動産所有を無制限に認めるとは、制度的な不公平を感じさせるのではないかと考えるが、政府の見解如何。

四 欧州諸国やアジア諸国における外国人の不動産所有に対する制限の事例を、政府としてどのように認識しているか。相互主義の観点も踏まえ明らかにされたい。

五 相互主義を徹底するために、日本人が当該国で不動産を所有できない国の国民には、日本国内での不動産所有を制限するための外国人土地法の改正を検討するべきと考えるが、政府の認識如何。

六 マンション等の不動産の価格高騰の一因が、外国人による投資目的での所有にあるとの認識を政府として有しているか。有していない場合は、今後そのような問題意識を踏まえた調査・分析を実施する意思があるか。

七 東京二十三区の住宅市場において、居住目的ではなく投資目的で取得された不動産が占める割合について政府として把握しているか。把握しているのであれば、その状況を明らかにされたい。

右質問する。

るとしている。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、不動産に関する法制度については、外国人に対する規制の有無や、規制がある場合のその趣旨、目的、内容等を含めて、国によって様々であるため、お尋ねの「認識」を一概にお示しすることは困難である。

六について

前段のお尋ねについては、令和七年三月十三

日の参議院国土交通委員会において、政府参考人が「近年のマンション価格の上昇につきましては、供給と需要の両面での様々な要因によるものというふうに認識をいたしております。具体的には、まず、供給の面におきましては、資

材価格や労務費の上昇などに伴います建設コストの上昇、開発適地の減少、ホテルなど住宅以外の用途の事業との競合に伴う用地取得費の上昇などが影響しているというふうに考えてございます。また、需要の面につきましては、都市の再開発による魅力向上などを背景といたしましての人口流入や、立地等に優れた都心部等のマンションを求める共働き世帯の増加などが影響しているというふうに考えているところございます。」と答弁したとおりであり、お尋ねの「マンション等の不動産の価格高騰の要因について、一概にお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、「そのような問題意識を踏まえた調査・分析」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同年六月十三日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」において、「外国人を含めた全国の土地等の透明性を高めるため、土地

関連する台帳の所有者等の情報、データベー

スの充実について対応を検討すること」とされ

ており、政府としては、これを踏まえ、必要な検討を進めてまいりたい。

お尋ねの「東京二十三区の住宅市場において、居住目的ではなく投資目的で取得された不動産が占める割合」については、現時点では、政府として把握していない。

七について

お尋ねの「東京二十三区の住宅市場において、居住目的ではなく投資目的で取得された不動産が占める割合」については、現時点では、政府として把握していない。

令和七年六月十三日提出
質問 第二六七号

ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問主意書

提出者 鈴木 康介

ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問主意書

二〇二五年五月二十二日、米国のトランプ政権は同国のハーバード大学に対し、留学生の受入れを停止させる決定を発表した。この決定は、現在在籍している学生及び将来の入学予定者の双方に適用されるものである。米国国土安全保障省が発表した声明によれば、同大学に在籍している全ての外国人学生は、他の教育機関へ転校するか、さもなくば在籍資格の喪失に伴い、合法的な学生ビザが取り消され、米国内の居住資格も失効することになるとされている。

今回の決定は、二〇二五年四月以降、ハーバード大学とトランプ政権との間で続いてきた一連の対立の末に下されたものである。同月十一日、米国政府は同大学に対し、採用方針や学生規律に関する一連の改革要求を提示した。その中には「アメリカの価値観に敵対的な留学生の入学を拒否すること」という要求も含まれていたが、同大学側は同月十四日、全ての要求に応じないと回答し

オンラインカジノを利用した場合を含めたお尋ねの「オンラインカジノの違法性」について周知徹底してきましたところであり、引き続き、一層効果的な広報啓発に努めてまいりたい。

お尋ねの「違法カジノ加担者」及び「厳罰化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十五条は「賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は料料に処する」と、同法第百八十六条第一項は「常習として賭博をした者は、三年以下の拘禁刑に処する」とそれぞれ規定しております。オオンラインカジノを含めた賭博事犯については、これらの規定による处罚の対象となり得る。政府としては、引き続き、当該賭博事犯に対する対応として、現行法の規定に基づいて、厳正に対処してまいりたい。

御指摘の「オンラインカジノの被害者」及び「低年齢化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年度に警察庁が民間事業者に委託して実施した「オンラインカジノの実態把握のための調査研究」によれば、オンラインカジノの経験者五百人を対象としたアンケート調査において、回答者のうち十代の割合は三・六パーセント、二十代の割合は三十・〇パーセント、三十代の割合は二十八・八パーセントとされている。また、ギャンブル等依存症に係る関係者から、オンラインカジノを含むギャンブル等に関する若年者からの相談件数が増加しているとの指摘があることは承知している。そのため、政府としては、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(令和七年三月二十二日閣議決定)において、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発の観点から、「特に若い世代に対してSNS等を効果的に活用した啓発

お尋ねの「ギャンブル依存症」という疾患の啓発の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、厚生労働省においては、令和六年度の「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」において、ギャンブル等依存症に関する普及啓発イベントの開催、ポータルサイト等を活用した情報提供等を行っているところであります。引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

六について

お尋ねの「支援を強化すべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、厚生労働省においては、令和六年度の「依存症民間団体支援事業」において、NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会等の民間団体が実施する依存症に関する普及啓発等に係る取組等について補助を行っているところであります。引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

お尋ねの「啓発」の具体的に意味することは、必ずしも明らかではないが、ギャンブル等依存症については、例えば、「高等学校学習指導要領（平成三十年告示）解説 保健体育編 体育編」（平成三十年七月文部科学省作成、令和六年十二月改訂）において、「アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする」と記述しており、各高等学校においては、これを踏まえて指導が行われているものと承知している。

活動を継続的に実施すること、「各都道府県の教育委員会等の積極的な参画を促進すること」としており、関係省庁が連携して同計画に基づく取組を着実に実施することとしている。

七について

お尋ねの「わかりやすい目安」の具体的な意味を
するところが必ずしも明らかではないが、例えば、国際疾病分類第十版において、「病的賭博」
について、「この障害は、社会的、職業的、物質的および家庭的な価値と義務遂行を損なうままでに患者の生活を支配する、頻回で反復する賭博のエピソードから成り立っている」とされて
いるものと承知している。

令和七年六月十三日提出
質問 第二六九号
出入国在留管理庁における在留審査体制に関する質問主意書

提出者 青柳陽一郎

出入国在留管理庁

近年、我が国に在留する外国人の数は、コロナ禍の一時期を除き年々増加しており、令和六年末現在で約三百七十七万人と過去最高を更新し、過去十年で約百六十五万人増加している。このような状況を踏まえると、出入国在留管理局における在留審査体制を充実させることは喫緊の課題であると考える。出入国在留管理局が在留手続のオンライン化を進めていることは承知しているが、外国人が抱える事情は千差万別であるため、たとえオンライン申請が可能であっても、申請に先立ち、まずは地方出入国在留管理局の相談窓口や電話で、直接受管職員に相談したいという申請者は多いと思われる。しかしながら、現状、相談窓口の混雑が常態化・深刻化し、電話についても極めて繋がりにくい状況となっていると聞く。また、申請の結果の連絡等も遅延しており、これから我が国に入国・在留しようとする外国人や、在留期間の更新や在留資格の変更をしようとする在留外国人は大変不便を感じていると考える。そこで、以下質問する。

者に対するその旨の連絡が、電子メールや電話ではなく、手間も費用も時間も余計にかかる郵送で行われていると聞く。

1 郵送で行われる理由は何か。

2 オンライン申請を行った場合は、そうした連絡も電子メールで行われている状況を踏まえると、窓口対応の場合も同様に電子メールで行うべきではないかと考えるが、政府の見解を問う。

相談窓口や電話の混雑を軽減するため、現在出入国在留管理局のウェブサイトで公開されているFAQについて充実を図り、いわゆるAIチャットボットの活用等により個別の問合せにも一定程度対応できるようにすべきではないかと考えるが、政府の見解を問う。

内閣衆質二一七第二六九号
令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員青柳陽一郎君提出出入国在留管理局における在留審査体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青柳陽一郎君提出出入国在留管理局における在留審査体制に関する質問に對する答弁書

一について

地方出入国在留管理局等に設置している外国人在留総合インフォメーションセンターにおけるお尋ねの「相談」の「電子メールでの受付」については、入国・在留等の一般的な手続に関する問合せや相談等について対応している一方、個別具体的な申請についての許可の見通し、審査

の進捗状況、処分結果等に係る問合せには対応していないところ、こうした個別具体的な申請に関する電子メールによる問合せに対応することについては、現時点では、地方出入国在留管理局等において、人的及び物的な体制が整っていないことから、実施していない。

お尋ねの「地方出入国在留管理局の電話相談窓口における一日当たりの問合せ件数等、その混雑の実態」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける年間の相談件数については把握している。

三について

地方出入国在留管理局等の窓口で申請を受け付ける場合は、人的及び物的な体制の関係上、御指摘の「追加書類の提出」に関し、電子メールでの連絡は行っておらず、その連絡や提出は郵送によるものとしているが、出入国在留管理局としては、より円滑な在留に関する申請手続の実現のため、オンライン申請の一層の普及に努めてまいりたい。

四について

在留に関する申請の相談に係る利便性向上の観点から、相談のための手段を増やすことは望ましいものと考えております。御指摘の点も含め、個別具体的な申請に関する問合せへの対応を含めた相談対応の在り方について引き続き検討してまいりたい。

令和七年六月二十四日 提出
書

提出者 落合 貴之

昨今の政府の経済財政運営に関する質問主意書

〔別紙〕

衆議院議員落合貴之君提出昨今の政府の経済財政運営に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の債務残高対GDP比はG7中最悪であるとされている。経済財政運営と改革の基本方針二〇二五原案においては、これをコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げるこことを目指すとしている。国際通貨基金のデータによれば、我が国の総負債対GDP比はコロナ禍前の二〇一九年が二百三十六・四%であったのに對し、二〇二五年が二百三十四・九%と、コロナ禍前よりも一・五ポイント改善している。これはG7中我が国のみである。

一方で、我が国の実質民間消費支出は、二〇一九年を百とした場合、二〇二五年の一~三月期は九十九・七と、コロナ禍前を下回つたままのは、G7中消費がコロナ禍前を下回つたままのは、G7中我が国だけである。

そこで、以下質問する。

一 政府は、この原因は何であると考えるか、教えて示されたい。

二 政府においては「経済あつての財政」という考え方方に基づき、経済財政政策を行うこととしているが、これらのデータからは、「財政あつての経済」、すなわち、財政健全化が優先された結果、マクロ経済政策の選択肢が歪められてしまつたことが読み取れるが、政府の見解如何。

右質問する。

二について

御指摘の「これらのデータからは、「財政あつての経済」、すなわち、財政健全化が優先された結果、マクロ経済政策の選択肢が歪められてしまつたことが読み取れる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、令和七年一月十七日に開催された経済財政諮問会議において、石破内閣総理大臣が「我が国の成長型経済への移行を確実なものとするため、二千二十五年度のプライマリーバランス黒字化目標はございますが、「経済あつての財政」の考え方の下、必要な経済対策や税制改正を実施いたしました。今回の「中長期試算」では、二千二十五年度のプライマリーバランスは黒字化し

衆議院議員落合貴之君提出昨今の政府の経済財政運営に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「この原因」の意味するところが必ずしも明らかではないが、債務残高対GDP比が御指摘のように「コロナ禍前よりも一・五ポイント改善している」原因については、令和七年六月九日の参議院決算委員会において、中山財務省主計局次長が「IMFが公表する一般政府債務残高対GDP比は債務を時価評価しております、足下で金利が上昇する中、債務残高の大さい我が国では時価の減少が比率の低下に大きく寄与していると承知してございます。」と答弁したとおりである。

また、実質の民間最終消費支出について、令和七年一~三月期の値が令和元年の値を下回つている原因として、他のG7諸国では、物価上昇率が低下する中で、名目賃金の伸びがこれを上回つている一方で、我が国では、名目賃金の伸びが物価上昇率を安定的に上回る状況には至つていないことなどがあると認識している。

二 御指摘の「これらのデータからは、「財政あつての経済」、すなわち、財政健全化が優先された結果、マクロ経済政策の選択肢が歪められてしまつたことが読み取れる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えは、令和七年一月十七日に開催された経済財政諮問会議において、石破内閣総理大臣が「我が国の成長型経済への移行を確実なものとするため、二千二

十五年度のプライマリーバランス黒字化目標はございますが、「経済あつての財政」の考え方の下、必要な経済対策や税制改正を実施いたしました。今回の「中長期試算」では、二千二十五年度のプライマリーバランスは黒字化し

内閣衆質二一七第二七〇号
令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員落合貴之君提出昨今の政府の経済財政運営に関する質問に対する答弁書

一について

内閣衆質二一七第二七〇号
令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員落合貴之君提出昨今の政府の経済財政運営に関する質問に対する答弁書

格調整スキームの廻及適用はやめるべきではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 FIP制度下で四十%の価格転嫁が行われた場合の電力会社の買取総額及びいわゆる再エネ賦課金の総額がいくらになるか、それとの試算結果を可能な限り明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二七二号

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 頷賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問に対する答弁書

一 及び二について

御指摘の「民主主義の理念に照らして不適切な決定方法」の具体的に意味するところが必要も明らかではないが、お尋ねについては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第四十五条第一項の規定により、国会の両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する委員により構成される調達価格等算定委員会において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十三年法律第八十九号。以下「法」という。)第十五条第三項により選定された事業者に電源への投資を確実に完遂させる観点から、ロシアによるウクライナ侵略等の影響による資材価格等の変動と同水準の資材価格等の変動にも対応できるよう、御指摘が行われた場合の電力会社の買取総額及びいわゆるFIP制度下で四十%の価格転嫁

の「価格調整スキーム」において考慮する物価の変動幅の上限について、原則、四十パーセントとする旨の意見が取りまとめられたところ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の三第七項及び第三条第八項の規定により、この意見を尊重し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体積立基準額を定める件(平成二十九年経済産業省告示第三十五号。以下「告示」という。)第一条第二項第十九号イにおいて、お尋ねの「四十%」という「数字」を規定したものであり、また、これに当たっては、令和七年一月四日から同年三月五日までパブリックコメントを実施し、広く国民から意見を募集したところである。

三について

いてそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

ゆる再エネ賦課金の総額」については、法に基づく公募の今後の実施状況、公募済み事業に係る変更の認定の状況、御指摘の「価格調整スキーム」の適用対象となる設備の稼働状況等々様々な要因によって変動するため、お答えすることは困難である。

令和七年六月十三日提出
質問 第二七三号

在日米軍基地におけるPCBに関する質問主意書

提出者 田村 貴昭

主意書

在日米軍基地におけるPCBに関する質問主意書

在日米軍基地におけるPCBに関する質問主意書

ボリ塩化ビフェニル(PCB)は、変圧器やコンデンサー、安定器など電気機器に使用されてきたが、環境中で分解されにくく、生物への蓄積が認められてきたことから、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約によって、廃絶と適正処理が求められている。国内でも、いわゆるPCB特措法により、二〇二七年までに全てのPCB含有電気機器の廃止、処理を終了させ、国内から完全に廃絶することとなっている。

有害物質であるPCBの処理は、汚染者負担の原則に基づかなければならないが、防衛省は米軍の認定を受ける場合に限り、御指摘の「価格調整スキーム」の対象としていることは、当該事業者に、一及び二について述べたとおり、電源への投資を確実に完遂させる観点から、ロシアによるウクライナ侵略等の変動と同水準の資材価格等の変動による資源への投資を確実に完遂させる観点から、ロシアによるウクライナ侵略等の影響による資材価格等の変動にも対応できるようにするためである。

四について

一 防衛省は昨年の私の問合せに、在日米軍施設・区域のPCB廃棄物量は二〇二二年度から二〇二三年度まで約四百六十三トン、処理費用は約四億四千八百三十万円と回答した。その後、直近までのPCB廃棄物量と処理費用につ

いてそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

二 全国五か所のJESCO処理施設の稼働状況について及びこれまでのコンデンサー等の処理台数、安定器等の処理トン数の総量について、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

三 環境省は、二〇二三年十二月二十一日に、北海道及び室蘭市に対して、二〇二三年度で処理事業を終了する西日本、北九州、大阪、豊田市が発見された場合、二〇二五年度末までの間、JESCO北海道事業所にて受け入れることを要請したと承知している。

その中には、在日米軍基地に残存するPCBは含まれないことを、二〇二四年二月二十八日の衆議院予算委員会分科会で、当時の伊藤環境大臣が答弁している。また環境省も、西日本エリアの高濃度PCB廃棄物の処理、受入れを北海道に要請しているが、米軍のものは想定していない、そうした要請をしていないと答弁している。この答弁は今も変わりはない。

四 米軍基地・施設内に残存するPCB含有機器及び廃棄物について

1 数量はどのくらいあるのか。

2 調査、聴取等は行っているのか。

3 残存確認はどの府省庁が行うのか。

4 返還地を含む在日米軍施設・区域における工事に際し、PCBの有無について、政府の把握するところを可能な限り明らかにされたい。

五 日本のPCB処理施設で、米軍のPCB廃棄物については処理しない方針のもと、米軍基地・施設におけるPCB廃棄物は、どのようにして処理するのか。いわゆるPCB特措法により、二〇二七年までに国内から完全に廃絶することとなっているが、米軍PCBは米国等国外

六 防衛省が米軍のP.C.Bを引き取り、防衛省の施設において保管しているとの情報があるが、それは事実か。そうであるならば、日本側が引き取っている根拠を示した上で、そのP.C.Bの処理はどのように行うのか、JESCO北海道に処理を要請するのか、それぞれ明らかにされたい。

七 米軍のP.C.Bは速やかに米国に持ち帰つて処理すべきと考えるが、政府の見解はいかがか。右質問する。

内閣衆質二一七第二七三号
令和七年六月二十四日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員田村貴昭君提出在日米軍基地におけるP.C.Bに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員田村貴昭君提出在日米軍基地におけるP.C.Bに関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「防衛省は昨年の私の問合せに、在日米軍施設・区域のP.C.B廃棄物量は二〇〇二二年度から二〇二三年度まで約四百六十三トン、処理費用は約四億四千八百三十万円と回答しました」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省が把握している限りにおいて、平成十五年度から令和五年度までに、在日米軍施設及び区域から発生した、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するボリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P.C.B

へ搬出して処理するのか。処理の方法について、政府の把握するところを可能な限り明らかにされたい。

六 防衛省が米軍のP.C.Bを引き取り、防衛省の施設において保管しているとの情報があるが、それは事実か。そうであるならば、日本側が引き取っている根拠を示した上で、そのP.C.Bの処理はどのように行うのか、JESCO北海道に処理を要請するのか、それぞれ明らかにされたい。

七 米軍のP.C.Bは速やかに米国に持ち帰つて処理すべきと考えるが、政府の見解はいかがか。右質問する。

二について
お尋ねの「JESCO処理施設の稼働状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）に基づき設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県にボリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設を設置しており、令和七年六月二十四日時点において、北海道及び東京都に所在する二箇所のボリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設が稼働しているものと承知している。

また、お尋ねの「これまでのコンデンサー等の処理台数、安定器等の処理トン数の総量」については、同年三月末までに、同社のボリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設において処理を行つた、一台当たりの重量が三キログラム以上の変圧器、コンデンサー等の機器は約三十九万五千台、安定器、汚染物等の量は約二万千トンであると承知している。

三について
お尋ねの答弁で述べられた政府の從来の見解に変わりはない。

四の1について
お尋ねの「米軍基地・施設内に残存するP.C.B含有機器及び廃棄物」の「数量」については、日本政府として現時点において把握していない。

四の2及び3について
お尋ねの「調査、聴取等」及び「残存確認」の有無を含む日米間での協議については、これを公にすると米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

いすれにせよ、在日米軍施設及び区域内の御指摘の「P.C.B含有機器及び廃棄物」については、米国との間で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号、以下「日米地位協定」という。）第二十五条1の規定に基づき設置された合同委員会等様々な場所で、外務省、環境省、防衛省等関係省庁で連携しつつ、適切に処理されるよう働きかけるなど、環境対策が実効的なものとなるよう取り組んでいく。

四の4について
お尋ねの「返還地を含む在日米軍施設・区域における工事」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省が行う、在日米軍から施設及び区域が返還された場合の原状回復措置並びに提供施設整備及び米軍再編に係る事業において発生したP.C.B廃棄物があると承知している。

五から七までについて
在日米軍から施設及び区域が返還された場合の原状回復措置に係るP.C.B廃棄物については、日米地位協定第四条1の規定に基づき、また、提供施設整備及び米軍再編に係る事業におけるP.C.B廃棄物については、日米地位協定第二十四条2の規定に基づき、それぞれ日本政府が処理費用を負担し、在日米軍から返還手続をとつた上で、防衛省が適切に保管しているところである。

その上で、御指摘の「日本のP.C.B処理施設で、米軍のP.C.B廃棄物については処理しない方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本政府としては、外務省、環境省、防衛省等関係省庁で連携しつつ、環境対策が実効的なものとなるよう、米国政府との間で、P

C.B廃棄物の処理について協議しているところ、その具体的な内容に係る事項については、これを公にすると同国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から、答弁を差し控えた。

令和七年六月十三日提出
質問 第二十七四号

独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問主意書
提出者 鈴木 康介

独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問主意書

第一回会議において独立行政法人国際協力機構法が改正され、民間資金の動員を促進する取組の一環として、発展途上国の企業への信用保証などが、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の業務に追加された。しかし、政府は、今回追加された業務の具体的な内容については、現時点で明確にしていない。

そこで、以下政府に対し質問する。
一 JICAは、これまで市場型資金調達や信用保証業務の実績が乏しいが、リスクマネジメントに従事する人材の確保方針と、その選定基準について、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示されたい。

二 債券取得によって得た社債等に不履行が生じた場合、国や地域ごとのJICAの対応基準はあるのか政府の把握するところを示されたい。

三 いわゆるファーストロス性資金などの契約により、他の金融機関と比較して不利な立場に置かれる可能性についての政府の見解を示されたい。

四 JICAが行う信用保証業務について、令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において

て、「開発途上地域の現地金融機関に対して行う融資ポートフォリオへの信用保証を想定しております。」との宮路外務副大臣の答弁があるが、「現地金融機関」の範囲を明らかにされた上であり、「現地金融機関」にいわゆるプライベート・クライティファンドやベンチャーファンドが含まれるか示されたい。

六 の把握するところを、それぞれ可能な限り示されたい。

七 保証料率はどのような計算式又は基準に基づいて設定されているか示された上で、成果連動型海外投融資と同様に、現地金融機関ごとに異なる保証料率を設定するのか、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示されたい。

八 右質問する。

内閣衆質二一七第二七四号
令和七年六月二十四日

お尋ねの「リスクマネジメントに従事する人材の確保方針と、その選定基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が債務の保証及び社債等の取得に係る業務

を実施するに当たつての人才の確保について、は、令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において、政府参考人が「本法改正によりまして拡充した業務、これを踏まえまして、JICAの体制をしかるべき整えていく予定でございまして、JICAの令和七年度予算案でも、新業務に備えた機構・定員を盛り込んでいるところでございます。加えて、専門的知見を有する人材の採用、育成、実績のある国際機関との協調による知見の獲得、そういうふたところにも努力していくかたいと考へていてございます」と答弁しているとおりである。

認められる事業をいう。)の実施に必要な資金は当該法人等が設定する計画であつて開発途地の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に必要な資金について実施する)ととされており、現時点では、開発途上地域の地場銀行その他の金融機関、地域開発金融機関を含む。)が地場中小企業等に対して行う複数これら資金の融資を束ねたポートフォリオの保証を想定している。お尋ねの「プライベートエクイティファンド」及び「ベンチャーファンド」がJICAの債務の保証に係る業務の対象となるためには、このような融資業務を行うことが前提となる。

令和七年六月十三日提携
質問 第二七五

書 独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問主意

し、当該法人等が設定する計画であつて開発上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、又は当該資金を調達のために発行される社債等を取得することとされている。また、お尋ねの想定される事例については、例えば、開発途上地域の法規等による温室効果ガスの削減に係る計画とした開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に対する貸付け等を想定している。さらに、お尋ねの「支援内容」については、その具体的に意味するところが必ずしも四法人等が設定する計画の達成状況に応じて適切な金利等を変動させることを想定している。

独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問主意書

第二百十七回国会において独立行政法人国際協力機構法が改正され、民間資金の動員を促進する業務などが独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の業務として加わった。これらの業務に基づく事業は、過去にJICAが抱つてきた事業に比べて遙かに財務の健全性へのリスクが高い。特に、大規模な灾害や経済不況に際して途上国の民間企業が債務不履行に陥った場合、日本国民の税金が欠損したJICAの財務の穴埋めに使われる可能性が生ずると考える。

そこで、以下政府に対し質問する。

四四

内閣衆質二一七第二七五号
令和七年三月二十六日

内閣総理大臣 石破 茂

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二) 質問主意書及び答弁書

二について
お尋ねの「最悪のシナリオにおける履行額の範囲にとどまるよう

右質問する。

五 大規模な灾害や経済不況に際して途上国の民間企業が債務不履行に陥った場合、日本国民の税金が欠損したJICAの財務の穴埋めに使われる可能性について、政府の見解を示されたい。

三 JICAが求償権を取得した場合、回収を担う金融機関は、当初JICAが保証していた金融機関と同一と理解してよいか政府の把握するところを示されたい。

四 同委員会において、保証履行により得た「求償権を第三者に売却することは想定しておりますん」との宮路外務副大臣の答弁があるが、有償資金協力として取得した債券についても同様に第三者に売却しない方針か政府の把握するところを示されたい。

二 令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において、岩屋外務大臣が「この信用保証業務の実施におきましては、現地民間金融機関による融資の貸倒れ率、債権保全措置の状況、存の海外投融資業務と同様に、業務全体として利回りが事業のリスクを上回るよう運用する考え方でございます。」及び「ポートフォリオ保証については、・・・例えばマクロ経済への大きな影響が発生した際には、確かに保証履行が大幅に増加する可能性もあると考えておりますが、そのような場合においても、その保証の履行額が海外投融資業務の勘定全体の中で吸収できる範囲にとどまるよう、規模感を慎重に管理し

一 有償資金協力の一環として実施される信用保証業務について、保証料収入が代位弁済額を上回り、常に黒字を維持することを政府として明言できるか示された上で、仮に赤字となつた場合、日本国民の税金が代位弁済に充てられる可能性はあるか示されたい。

二 令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において、「保証の履行額が海外投融資業務の勘定全体の中で吸収できる範囲にとどまるよう

に」との岩屋外務大臣の答弁があるが、最悪のシナリオにおける履行額の増加をどのように試算しているか、政府の把握するところを可能な限り示されたい。

三 JICAが求償権を取得した場合、回収を担う金融機関は、当初JICAが保証していた金融機関と同一と理解してよいか政府の把握するところを示されたい。

四 同委員会において、保証履行により得た「求

償権を第三者に売却することは想定しておりますん」との宮路外務副大臣の答弁があるが、有

償資金協力として取得した債券についても同様に第三者に売却しない方針か政府の把握するところを示されたい。

五 大規模な灾害や経済不況に際して途上国の民間企業が債務不履行に陥った場合、日本国民の税金が欠損したJICAの財務の穴埋めに使われる可能性について、政府の見解を示されたい。

二 令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において、岩屋外務大臣が「この信用保証業務の実施におきましては、現地民間金融機関による融資の貸倒れ率、債権保全措置の状況、存の海外投融資業務と同様に、業務全体として利回りが事業のリスクを上回るよう運用する考え方でございます。」及び「ポートフォリオ保証については、・・・例えばマクロ経済への大きな影響が発生した際には、確かに保証履行が大幅に増加する可能性もあると考えておりますが、そのような場合においても、その保証の履行額が海外投融資業務の勘定全体の中で吸収できる範囲にとどまるよう、規模感を慎重に管理しながら業務を実施していく考え方であります。これは先刻、JICAの理事長からもそういうお話をあつたところでございます。」と答弁しているとおりである。

三 JICAが海外投融資業務において取得した債券の売却については、個別の状況に応じて判断することとなるところ、現時点においては、当該債券を第三者に売却する可能性は排除されていないものと承知している。

四 令和七年六月十三日提出 質問 第二七六号 独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問主意書 提出者 鈴木 康介

二について
お尋ねの「最悪のシナリオにおける履行額の範囲にとどまるよう

右質問する。

内閣衆質二一七第二七五号
令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二) 質問主意書

衆議院議員鈴木庸介君提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木庸介君提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「日本国民の税金が代位弁済に充てられる」及び「日本国民の税金が欠損したJICAの財務的な備え」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、JICAの債務の保証に係る業務のリスク管理については、一及び五について述べたとおりである。

お尋ねについては、令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において、宮路外務副大臣が「JICAが行う信用保証業務においては、現時点では、個社に対する信用保証ではなく、開発途上地域の現地金融機関が現地企業に対して行う融資ポートフォリオへの信用保証を想定しております。当該保証対象となる融資先の現地企業が債務不履行に陥り保証履行を行った場合は、JICAが当該現地企業への求償権を有することとなります。求償権については、JICAが直接回収するのではなく、現地金融機関が引き続き回収を継続し、JICAは現地金融機関が回収できた資金を保証比率に応じて得ることとなります。」と答弁しているとおりである。

そこで、以下政府に対し質問する。
一 ポートフォリオの審査のプロセス及び基準について、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示されたい。
二 現地金融機関及び企業に課されるJICAへの情報提供義務とそれに関連する取決めの具体的内容について、政府の把握するところをそれ可能な限り示されたい。

三 ポートフォリオの審査期間及びJICAの関与開始時期（JICAがポートフォリオを自ら組成するのかあるいは既に金融機関が組成したポートフォリオを審査・検討する形となるのか）について、政府の把握するところをそれ可能な限り示されたい。

增加」の具体的に意味するところが明らかではないため、「試算」をお示しすることは困難である。また、お尋ねの「海外投融資業務における債務不履行時の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する」。

第二百七回国会において独立行政法人国際協力機構法が改正され、民間資金の動員を促進する取組の一環として発展途上国の企業への信用保証が独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の業務に追加された。この業務については、令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において、「個々の会社に対する信用保証ではなくて、開発途上地域の現地金融機関が現地企業に対する融資ポートフォリオへの信用保証を付与するということを想定している」との岩屋外務大臣の答弁があるが、具体的な内容については、現時点で明確に行う複数の融資を束ねた融資ポートフォリオに対してJICAが信用保証を付与するということが想定しているとの岩屋外務大臣の答弁が行われている複数の融資を束ねた融資ポートフォリオに対する融資ポートフォリオへの信用保証を付与するというこ

とを想定しているとの岩屋外務大臣の答弁が行われている複数の融資を束ねた融資ポートフォリオに対する融資ポートフォリオへの信用保証を付与するとい

う。独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問主意書

五 ボートフオリオ内の一企業が債務不履行に陥った場合、JICAはどのような対応手段を取り得るのか、政府の把握するところを示されたい。

六 保証料を個別企業が負担する場合、ポート

卷之三

〔別紙〕
衆議院議員鈴木庸介君提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問に対する答弁書
について

お尋ねの「ポートフォリオの審査期間」の具体的には、
三について
に実施するために必要な情報の提供を求める」ととしており、その詳細については現在検討中であると承知している。

ろが必ずしも明らかではないが、保証対象となる開発途上地域の地場中小企業等が債務不履行に陥った場合のJICAの対応については、令和七年三月二十六日の衆議院外務委員会において、宮路外務副大臣が「当該保証対象となる融

七 フォリオ内の全企業の同意が必要となるのか、政府の把握するところを示されたい。

八 JICAが求償権を取得した後に想定外の産会において、「JICAは現地金融機関が回収できた資金を保証比率に応じて得ることとなります。」との宮路外務副大臣の答弁があるが、JICA以外の保証機関がボートフォリオの保証に加わる予定はあるか、政府の把握するところを可能な限り示されたい。

お尋ねの「ポートフォリオの審査のプロセス及び基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、債務の保証に係る審査のプロセスについては、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）がこれまで行つてきた海外投融資業務の審査のプロセスと同様、我が国又は開発途上地域の法人等からの相談に基づき、必要に応じて海外投融資リスクアドバイザリー委員会の関与を得つつJICAにて審査を行い、外務省、財務省及び経済産業省による審議やJICAの理事会の審議を経て、案件採択の可否を決定するものと承知している。ま

的に意味するところが必ずしも明らかではないが、債務の保証に係る業務の審査期間については、個別具体的な状況にもよることから、一概にお答えすることは困難である。また、債務の保証の付与に当たり、JICAが自らボートでフォリオを組成することなく、原則として、JICAがあらかじめ開発途上地域の現地金融機関の融資先の適切性について基準を定め、当該現地金融機関はその基準に該当するポートフォリオを組成し、それをJICAが審査すると承知している。

資先の現地企業が債務不履行に陥り保証履行を行った場合は、JICAが当該現地企業への求償権を有することとなります。求償権について
は、JICAが直接回収するのではなく、現地
金融機関が引き続き回収を継続し、JICAは
現地金融機関が回収できた資金を保証比率に応
じて得ることとなります。」と答弁しているとお
りである。

六について

お尋ねの「保証料を個別企業が負担する場合」
の具体的な意味するところが必ずしも明らかで
はないが、債務の保証に係る業務においては、
JICAは開発途上地域の現地金融機関から保

八 JICAが求償権を取得した後に想定外の産業や政府支援が困難な事業など、望ましくない事業を開始した企業への対応方針について、政

る審議やJICAの理事会の審議を経て、案件採択の可否を決定するものと承知している。また、JICAの債務の保証に係る審査の基準については、令和七年三月二十六日の衆議院外務

お尋ねの「開発事業について想定する事業範囲」については、JICAの債務の保証に係る範囲について承知している。

JICAは開発途上地域の現地金融機関から保証料を徴収することとなるため、ポートフォリオに含まれる個別企業から保証料を徴収する具体的に意味するところが必ずしも明らかでないが、債務の保証に係る業務においては、

可能性が明らかになった場合のJICAの対応方針について、政府の把握するところを示されたい。

証業務の実施におきましては、現地民間金融機関による融資の貸倒れ率、債権保全措置の状況、金融市場の動向などを踏まえまして、信用保証の付与に伴うリスクを適切に評価し、その

開発効果の高い事業であつて一般の金融機関のみでの対応が困難なものについて実施することとしており、現時点では、特に、開発途上地域の現地金融機関が地場中小企業等に対して行うべきものである。

七について
お尋ねについては、JICAは、当面の間、債務の保証に係る業務において実績のある国際開発金融機関等と協調し、これらの機関の知見とは想定されない。

才に対しJICAが信用保証を付与することに対する政府の見解を示されたい。

既存の海外投融資業務と同様に、業務全体として利回りが事業のリスクを上回るよう運用する考え方でございます。」と答弁しているとおりである。

る保証を想定している。

も得ながら当該業務を行う予定である。

內閣衆質二二七第二七六號

ある
二について
お尋ねの「現地金融機関及び企業に課される

開拓も定めの一開拓協力の適正化確保のための監査原則において、「開拓協力の実施に当たつては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回

内閣衆質二一七第二六号
令和七年六月二十四日
内閣總理大臣 石破茂
衆議院議長 須賀福志郎殿
衆議院議員鈴木庸介君提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について
お尋ねの「現地金融機関及び企業に課される
JICAへの情報提供義務とそれに関連する取
決め」の具体的に意味するところが必ずしも明
らかではないが、JICAは、債務の保証の付
与に当たり、開発途上地域の現地金融機関に対
し、JICAが債務の保証のリスク管理を適切

五について
お尋ねの「対応手段」の具体的に意味すると、
は、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を
避する」との原則を定めており、JICAの債務
の保証に係る業務についても同原則に従つて
実施される。

は、求償権を取得した債権について、開発途上地域の現地金融機関を通じて資金の回収に努めることとなる。

九について

お尋ねについては、債務の保証に係る業務において実績のある国際開発金融機関等では、開発途上地域の現地金融機関との保証契約におい

て、保証対象のポートフォリオにおいて債務不履行が生じた融資の割合が一定の水準を超える場合には保証対象となる新規の融資を追加的に認めないとの取決めをするといった運用例があると承知しており、JICAの債務の保証に係る業務についても、こうした他の機関の運用も参考にしつつ実施していく考えである。

十について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、JICAの債務の保証に係る業務は、我が国又は開発途上地域の法人等が行う開発事業(開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業をいう)の実施に必要な資金又は当該法人等が設定する計画であって開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に必要な資金について実施することとされており、開発途上地域において現地金融機関が地場中小企業等に対して行う複数のこの資金の融資を束ねた融資ポートフォリオに対してもJICAが保証を行うことは、開発途上地域における多様な資金ニーズに応えるとともに、民間資金を動員し、開発途上地域の開発課題の解決に貢献するものであると考えている。

年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問主意書

提出者 鈴木 康介

年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問主意書
ノルウェー政府年金基金グローバル(以下「GP FG」という。)は、ノルウェー財務省が所有し、

同省に代わってノルウェー中央銀行の投資管理部が運用する、世界最大級の政府系ファンドである。この基金は、同省により定められた倫理ガイドラインに基づき、倫理評議会が企業の行動を監視し、倫理ガイドラインに抵触したと判断された企業を投資対象から除外することを勧告する仕組みを採用していると承知している。

二〇二五年五月、GPF Gはイスラエルのエネルギー企業であるパズ・リテール・エナジー社の株式を全て売却したと報じられた。これは、同社がイスラエル占領下のヨルダン川西岸にあるイスラエルの入植地に燃料を供給するインフラを所有・運営していたことが倫理ガイドラインに抵触したためとされている。また、二〇二四年十二月にも、GPF Gは、同様の理由により、イスラエルの通信会社であるベザック社の株式を全て売却したことが報じられている。

一方、日本の年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)は、経営委員会の監督のもと、運用受託機関を通じて投資を行っている。GPIFは、法令上、株式の投資判断については、運用受託機関に一任することとされており、政府及びGPIFは、株式の個別銘柄を選定又は除外することはできないとされている。

二〇二四年三月末点において、GPIFはベザック社の株式を時価総額で二億三千九百四十六万三千三百十三円保有していたことが開示されている。

そこで、以下質問する。
一 GPIFは、前述のパズ・リテール・エナジー社及びベザック社の株式を現在保有しているか。保有している場合は、保有株式数及び時価総額について、政府の把握することをそれぞれ可能な限り示されたい。

二 一に挙げた企業の株式をGPIFが現在も保有している場合、GPF Gの倫理評議会が人権侵害等の懸念のない企業・証券に投資されるよう、運用受託機関との契約において、具体的な規定は設けられているか。

侵害等を理由として投資対象からの除外を勧告した企業に対し、日本のGPIFが引き続き投資している事実について、制度的及び倫理的観点からの政府の見解をそれぞれ伺う。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木庸介君提出年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問に対する答弁書

三 GPF Gを含む世界最大級の政府系ファンドが、人権侵害の懸念を理由として特定の銘柄を売却した場合、当該銘柄の市場価値が下落し、それを保有し続けるGPIFの運用実績に悪影響を及ぼすと考えられる。これを踏まえ、GPIFは人権侵害が懸念される銘柄への投資を差し止める措置を制度的に設けるべきであると考えるが、政府の見解を伺う。

四 GPIFが採用している人権侵害等に関する監視基準は、ノルウェーの倫理ガイドラインと比較して、同様の厳格さや透明性を有していると考えるか。

五 年金積立金管理運用独立行政法人法第二十七条第一項に基づき、厚生労働大臣が「必要な措置をとること」を求めた前例はないとされるが、人権侵害等の懸念を理由に、厚生労働大臣が特定銘柄への投資を差し止める可能性又は権限はあるのか。

六 ノルウェーのケースを鑑みても、人権侵害等の懸念のある企業に対する投資は他国の投資機関が突然資金を引き揚げるといった株価等の下落リスクにつながるおそれがあると考える。こうしたリスクを避けるため、GPIFの資金が人権侵害等の懸念のない企業・証券に投資されるよう、運用受託機関との契約において、具体的な規定は設けられているか。

三について
一についてでお答えしたとおり、御指摘の「企業の株式をGPIFが現在も保有している」か否かについては把握していないため、それを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

二について
お尋ねについては、令和四年三月八日の参議院外交防衛委員会において、深澤厚生労働大臣政務官(当時)が「GPIFの投資対象となる企業はほぼ全世界に及びまして、・・・外交安全保障、人権等の諸問題が間断なく発生し得ます。・・・GPIFの投資対象をめぐって、年

金財政上の収益とは別にそのような諸問題との関係で投資の是非を逐一判断することは、年金積立金の運用をこうした是非について判断が分かれ得る様々な問題に巻き込むことになりかねません。・・・特定の企業を投資対象から外すことを政府やGPIFが指示することができない仕組みは今後も堅持していくべきだと考えております。」と答弁しているとおりである。

四について

御指摘の「GPIFが採用している人権侵害等に関する監視基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、GPIFが行う年金積立金の運用は、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号)第十一條に規定する投資一任契約によってGPIFが委託した運用受託機関の判断により、市場平均の収益を目指す運用方法であるパッシブ運用を中心として、外国の株式市場を構成する主要な銘柄を対象に幅広く投資する方法により行われているところ、GPIFの投資に係る考え方も含め、GPIFと運用受託機関との間の個別の契約内容に係る事項については、GPIFにおいては市場その他の民間活動に与える影響に留意して、これを公表していないことは困難である。

五について

年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第二十七条第一項の規定による厚生労働大臣の権限は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときに行使することができるところとされているところ、いかなる場合に同項に基づく権限としてこれを行使することができ、また、実際に行使するかについては、御指摘の「人権侵害等の懸念」の内容は様々考えられ、個別具体

的な状況に即して判断されるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六について

御指摘の「具体的な規定」の有無を含め、GPIFと運用受託機関との間の個別の契約内容に係る事項については、四について述べたとおり、GPIFにおいては市場その他の民間活動に与える影響に留意して、これを公表していないことと承知しており、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

令和七年六月十三日提出

質問 第二七八号

沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

質問主意書

沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する

沖縄県における観光客数はコロナ禍以前の水準まで回復し、多くの観光客が沖縄県北部地域にある国営沖縄記念公園を訪れている。北部圏域の拠点となっている本部港は国際旅客船拠点形成港湾として整備が進められ、また、国頭村、大宜味村、東村の「やんばる」が奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産に登録されることとともに、二〇二五年七月には、新たな観光施設の開業も予定されており、今後も北部地域

一方で、軌道系公共交通が存在しない北部地域では、観光客は道路交通に頼らざるを得ず、交通量の増加に起因して、主要幹線道路において慢性的に渋滞が発生し、北部地域のリーディング産業である観光業だけでなく、住民生活や社会経済活動への大きなマイナス要因となっていると考える。

また、土砂崩れ等に対する防災対策の充実を図り、安全・安心な道路機能を拡充し、災害に強い道路ネットワークを確保することも喫緊の課題となっている。沖縄県北部地域における交通ネットワーク機能の確立は、住民福祉の向上、防災対策、産業振興を図る上で根幹をなすものであり、今後は、少子高齢化の進展により都市のコンパクト化が求められる中で、各都市機能の集約・分散を図る上からも、必要性がこれまで以上に高まることになると想る。

については、沖縄県北部地域及び離島が県土の自立的で均衡ある発展の一翼を担っていくため、政府に対し、次の事項について質問する。

一 道路の事業評価については、経済的な効率性に偏ることなく、救急医療のアクセス向上や災害時の安全・安心の確保、地域経済への波及効果など、直接効果だけでなく様々な効果について総合的に評価する仕組みを早期に導入する必要があると想るが、政府の見解を伺う。

二 防災・減災、国土強靭化のための五か年加速化対策の期間終了後においても、近年多発する災害状況も考慮しつつ、切れ目なく、継続的に安定期的に国土強靭化の取組を進めるため、国土強靭化実施中期計画を早期に策定し、当該計画に基づく事業の実施に必要な予算を確保する必要があると想るが、政府の見解を伺う。

三 沖縄経済を支えるため、公共事業に関する予算について、資材費や労務費の上昇も加味した上で必要な予算を確保する必要があると想るが、政府の見解を伺う。

一について

お尋ねの「経済的な効率性に偏ることなく」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、道路整備が果たす役割は多様であり、あらゆる効果を貨幣換算することには限界があるものと認識しているため、貨幣換算することが困難な効果の評価も含めた総合的な評価手法の確立に向けて取り組んでまいりたい。

二について

わしい良好な景観形成等を図るため、無電柱化の推進及び観光振興を目的に道路の緑化を推進する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するため、内閣府沖縄総合事務局開発建設部の体制の充実・強化や災害対応に必要な機材の更なる確保が必要であると考えるが、政府の見解を伺う。

わしい良好な景観形成等を図るため、無電柱化の推進及び観光振興を目的に道路の緑化を推進する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

内閣衆質一一七第二七八号
令和七年六月二十四日
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一一七第二七八号
令和七年六月二十四日
内閣総理大臣 石破 茂

わしい良好な景観形成等を図るため、無電柱化の推進及び観光振興を目的に道路の緑化を推進する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するため、内閣府沖縄総合事務局開発建設部の体制の充実・強化や災害対応に必要な機材の更なる確保が必要であると考えるが、政府の見解を伺う。

七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

三十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

六十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

七十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十三 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十四 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十五 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十六 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十七 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十八 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

八十九 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

九十 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

九十一 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金の対象となる事業について、離島だけでなく、沖縄県北部地域も追加する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

九十二 沖縄離島無電柱化緊急対策事業

までを計画期間とする「第一次国土強靭化実施中期計画」について、令和七年六月六日に閣議決定したところであり、当該計画の実施に必要な予算の確保に努めてまいりたい。

三について
政府としては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保しつつ、実効性のあるP-D-C-Aサイクルを回しながら社会資本整備を着実に進める」こととしていることを踏まえ、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。

四について

お尋ねの「安定的な電力供給網等の確保」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「無電柱化の推進」については、国土交通省が無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第二百十二号)第七条に基づき策定した「無電柱化推進計画」(令和三年五月二十五日国土交通大臣決定)において、「緊急輸送道路や避難所のアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する」とともに、「地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する」こととしているところである。

また、お尋ねの「道路の緑化」については、同省においては、各都道府県知事等に対しても、「道路緑化技術基準」(平成二十七年三月三十一日付け国都街第百十七号・国道環調第五十八号国土交通省都市局長及び道路局長連名通知別紙別添)を周知し、同技術基準において、「道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求めら

れる機能を総合的に發揮させ、もつて、道路空間や地域の価値向上に資するよう努める」こととしているところである。

五について
御指摘の沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金は、「沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付要綱」(令和六年一月二十三日付け府政沖第二十一号)第二条において、「沖縄県内の離島・・・が、台風災害時などの停電被害の住民生活に与える影響が深刻となり、また本島地域に比して復旧に要する期間も長期化する傾向にあることに鑑み、離島における、電線管理者負担の軽減を通じた、無電柱化に向けた取組の加速化を緊急的に図ること」を目的として交付することとしていることから、御指摘の「沖縄県北部地域」において実施する事業を対象とすることは考えていらない。

六について

政府としては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二五」において、「T-E-C-F-O-R-C-E 等の国の災害支援体制・機能の拡充・強化」を進めることとしており、お尋ねの「内閣府沖縄総合事務局開発建設部の体制の充実・強化や災害対応に必要となる資機材の更なる確保」を取り組んでまいりたい。

令和七年六月十三日提出
質問 第二七九号

沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

沖縄県では、一九七二年の本土復帰に際して、
質問主意書及び答弁書

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置が講じられ、県内で流通するガソリンに課税される揮発油税及び地方揮発油税については、本土における税率に比べて千リットル当たり七千円が軽減されている。

加えて、沖縄県では、東西約千キロメートル、南北約四百キロメートルにわたる広大な海域に多数の島々が散在し、沖縄本島と離島の間において多額の輸送コストを要する点に鑑み、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を前提として、県が法定外普通税として千リットル当たり五百円の石油価格調整税を課税し、その収入を財源として県内離島への輸送経費を補助する石油製品輸送等補助事業を実施している。

さらに、沖縄県では、全国的な燃料価格の高騰を抑制するために政府が実施している燃料油価格激変緩和対策事業も展開されている。

八重山広域市町村圏事務組合議会によれば、二〇二四年度のレギュラーガソリンの一リットル当たりの平均価格は、沖縄本島が百六十九・八九円、八重山地域が二百九・六七円であり、八重山トル当たり三十九・七八円、二十三・四パーセント高い水準にある。政府及び沖縄県は県内の石油製品価格を抑制するための様々な施策を講じ、とりわけ、石油製品輸送等補助事業では輸送に要する経費等のほぼ全額が補助されているにもかかわらず、沖縄本島と八重山地域の石油製品価格の差は依然として大きく、こうした税制優遇措置や補助金による効果が最終的な消費者価格に十分に反映されているとは言えない状況が続いている。こうした価格差が流通コストの増大によるもののか、特定の事業者による市場支配的な取引慣行によるもののか、その要因を明確にし、格差を是正するための新たな負担軽減策を速やかに実施す

る必要があると考える。以上の問題意識の下、質問する。

一 八重山地域における石油製品の流通状況や石油流通に関わる事業者の競争環境について調査・分析の実施の有無を示された上で、実施していない場合はその結果を示されたい。仮に実施していない場合は、直ちに実施すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

二 八重山地域における石油製品価格に比して、沖縄本島と八重山地域の石油製品価格の差に鑑み、いわゆる独占禁止法違反への該当性を直ちに調査すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 挥発油税及び地方揮発油税の軽減措置、石油製品輸送等補助事業及び燃料油価格激変緩和対策事業による税制優遇措置や補助金による価格低減効果が石油製品の小売価格に適切に反映されているか否かの検証の実施の有無を示された上で、これらの税制優遇や補助金による価格低減効果が限定的と認められる場合には、その要因をどのように認識しているか、政府の見解を示されたい。

四 離島は四方を海で囲まれ、他の地域に比較して厳しい自然的・社会的条件の下にあるが、本土にはないような豊かな自然環境や昔ながらの独自の文化を育み、加えて、領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。こうした点に鑑み、離島振興の観点から、八重山地域のみならず全国の離島において、住民の生活基盤を支える石油製品価格の水準は本土並みとすべきであり、現状以上の更

なる施策の充実が求められると考える。政府には離島における石油製品価格の水準を更に抑制し、離島に暮らす住民の生活負担を軽減するための施策の強化を求めるが、政府の見解を示されたい。

內閣衆質二二七第二七九只

令和七年六月二十四日

頃買福志郎段

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問に対する答弁書

二二四

時点において、レギュラーガソリンが百七十六円、軽油が百五十七円及び灯油が百三十九・一円である。また、同県においては、同地域を含む同県の離島を対象に「県内離島の石油製品小売価格の状況について調査し、公表しているものと承知している。

御指摘の「不当な価格操作や競争制限的な行為が行われているか否かの検証」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する

る法律(昭和二十二年法律第五十四号)。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する具体的な事実があると思料される場合には、公正取引委員会において必要な調査をすることとなるところ、同委員会における個別具体的な事案に対する調査の有無については、今後の調査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

また、沖縄本島と八重山地域の石油製品価格に差があるという一般的な事実のみをもつて、事業者が共同して販売価格を決定するなど、独占禁止法の規定に違反する行為があるとはいえないとして考える。

三について

お尋ねの「適切に反映されているか否か」及び「効果が限定的と認められる」か否かについて、は、石油製品の流通過程を含め、「石油製品の小売価格」が決定される過程を統計的に把握することが困難であること等から、お答えすることは困難であるが、「税制優遇措置や補助金」による「石油製品の小売価格」の低減効果については、一について述べた「県内離島の石油製品小売価格の状況」や石油製品価格に関するサンプリング調査等により把握に努めているところである。

四について

御指摘の「離島における石油製品価格」については、令和七年度予算で措置した離島のガソリン流通コスト対策事業において、離島におけるガソリンの販売に携わる事業者に対して、ガソリンの輸送の形態と本土からの距離に応じ、ガソリンの輸送に要する費用相当分を補助しており、同事業の実施に当たって、本土と離島との間におけるガソリンの販売価格の差のモニタリング調査や同事業の補助対象となる離島におけるガソリンの流通に要する費用に関する調査を

お尋ねの「適切に反映されているか否か」及び「効果が限定的と認められる」か否かについて
は、石油製品の流通過程を含め、「石油製品の
小売価格」が決定される過程を統計的に把握す
ることが困難であること等から、お答えするこ
とは困難であるが、「税制優遇措置や補助金」に
による「石油製品の小売価格」の低減効果について
は、「一についてで述べた県内離島の石油製品
小売価格の状況」や石油製品価格に関するサン
プリンング調査等により把握に努めているところ
である。

また、沖縄本島と八重山地域の石油製品価格に差があるという一般的な事実のみをもって、事業者が共同して販売価格を決定するなど、独占禁止法の規定に違反する行為があるとはいえないと考える。

る法律(昭和二十二年法律第五十四号)。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する具体的な事実があると思料される場合には、公正取引委員会において必要な調査をすることとなるところ、同委員会における個別具体的な事案に対する調査の有無については、今後の調査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

また、沖縄本島と八重山地域の石油製品価格に差があるという一般的な事実のみをもつて、

定期的に実施し、同事業における補助単価の見直しを検討しているところである。また、同予算で措置した離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、自治体、地元事業者等により構成される協議会等を通じ、地域の実情に応じた共同配送などの石油製品の流通の合理化に向けた取組を支援している。これららの取組により、引き続き、お尋ねの「離島に暮らす住民の生活負担を軽減するための施策」を進めてまいりたい。

令和七年六月十三日提出
質問 第二八〇号
沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問
主意書

九六号)において、運行状況について、「一日につき車両百台で、一台当たり二名が乗車し、一日当たりの総人員数は二百名であり、平日、休日の別を問わず、毎日午後七時から午後十時まで及び午後十一時から翌日午前五時までの時間帯で実施している」と答弁した。二〇二〇年以降、車両は何台で運用しており、延べ何人が乗つてきたか、取りまとめているのであれば、各年度ごとにそれぞれ可能な限り詳細を示されたい。

三　いまだに米兵による事件が続いているが、責任パートの運用は不斷の見直しをしているか。見直しているのであれば、各年度の具体的な見直し内容をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

ことが困難であること等から、お答えするところは困難であるが、「税制優遇措置や補助金」による「石油製品の小売価格の低減効果について」は、「についてで述べた「県内離島の石油製品小売価格の状況」や石油製品価格に関するサンプリンング調査等により把握に努めているところである。

四について

御指摘の「離島における石油製品価格」については、令和七年度予算で措置した離島のガソリ

二〇一六年度に事業開始となつた沖縄・地域安全パトロール事業(以下「青パト」という。)は、沖縄県における犯罪抑止策として沖縄県民の安全・安心を確保することを目的として今年度も継続事業として執行されている。沖縄県内では米軍基地に起因する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や自治体は厳重な抗議及び要請を行つてきたところであるが、一向に改善されず、事件・事故が繰り返される状況が続いていると承知している。

九六号)において、運行状況について、「一日に
つき車両百台で、一台当たり二名が乗車し、一
日当たりの総人員数は二百名であり、平日、休
日の別を問わず、毎日午後七時から午後十時ま
で及び午後十一時から翌日午前五時までの時間
帯で実施している。」と答弁した。二〇二〇年以
降、車両は何台で運用しており、延べ何人が携
わってきたか、取りまとめているのであれば、
各年度ごとにそれぞれ可能な限り詳細を示され
たい。

三 いまだに米兵による事件が続いているが、責
任の運用は不斷の見直しをしているか。見直し
しているのであれば、各年度の具体的な見直し
内容をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

四 九六号の質問において、二〇一八年度までの
各年度における予算額、執行額及び執行率が示
されている。二〇一九年度より今年度までの各
年度の予算額、執行額及び執行率それぞれを可
能な限り示されたい。

五 緊急防犯パトロール事業開始から現在にかけ
て、パトロール隊から警察への通報及びそのう
ち米軍関係者(米軍の構成員若しくは軍属又は
それらの家族をいう。以下同じ。)による事件・
事故に係る警察への通報それについて、各
年度の①総件数、②通報件数の多い順に通報の
内容及びその内容の通報件数を①で除して算出
した割合並びに被疑者の逮捕に至った件数につ
いて、取りまとめているのであれば、それぞれ

| |
|---|
| 1 警察以外の者(防衛省、沖縄防衛局、在日米軍等)に対する通報を行うことはあるのか、政府の見解を伺いたい。 |
| 2 警察以外の者に通報した事例について、主なものをいくつか示されたい。 |

右質問する。

| |
|--------------|
| 内閣衆質二一七第二八〇号 |
|--------------|

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣

石破 茂

額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問に対する答弁書

について

沖縄県における犯罪抑止対策推進チームにおいて同年六月三日に決定された「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」における「沖縄・地域安全パトロール隊」(以下「パトロール隊」という。)による緊急防犯パトロール(以下「緊急防犯パトロール」という。)は、犯罪抑止として事に至らないために何ができるかという点を眼目とするものであり、御指摘の「効果」を定量的にお示しすることは困難であることから、具体的な成果を周知することはしていない。なお、パトロール隊に対し、地元住民からは「見守つてもらつて安心する」といった激励や感謝の言葉も得られていると承知している。

二及び三について
緊急防犯パトロールについては、令和二年度及び令和三年度は、一日につき車両百台で、一

| |
|--|
| 台当たり二名が乗車し、一日当たりの総人員数は二百名であり、平日、休日の別を問わず、毎日午後七時から午後十時まで及び午後十一時から翌日午前五時までの時間帯で実施していたところ、令和四年度からは、一日につき車両延べ百台で、一台当たり二名が乗車し、一日当たりの総人員数は延べ二百名であり、平日、休日の別を問わず、毎日午後七時から翌日午前六時までの時間帯で実施している。また、政府としては、緊急防犯パトロールのより効果的な運用を考え、巡回ルート等について、沖縄県警察の意見等も踏まえ、不斷に見直しているところである。 |
|--|

| |
|--|
| 四について 御指摘の「沖縄・地域安全パトロール事業」の予算について、令和元年度から令和五年度までの各年度における①予算額、②執行額及び③執行率をお示しすると、それぞれ次のとおりであり、令和六年度の予算額は約四億二千五百万円であり、令和七年度の予算額は約四億二千百万円である。 |
|--|

| |
|--|
| 令和元年度 ①約八億六千八百万円 ②約七億六千九百万円 ③約八十九パーセント |
| 令和二年度 ①約八億六千八百万円 ②約八億五千二百万円 ③約九十八パーセント |
| 令和三年度 ①約七億三千万円 ②約六億一千二百万円 ③約八十五パーセント |
| 令和四年度 ①約四億六千五百万円 ②約三億七千万円 ③約八十八パーセント |
| 令和五年度 ①約四億六千五百万円 ②約三億八千二百万円 ③約八十二パーセント |

| |
|---|
| 緊急防犯パトロールは、沖縄県における犯罪抑止を目的として実施するものであり、特定の者を対象に行うものではないが、緊急防犯パトロールを開始した平成二十八年六月十五日から |
| 令和二年年度 ①二百八十七件 ②泥酔者対応等(約六十一・三パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約二十九・三パーセント)、交通関係(約六・三パーセント)、少年補導(約一・一パーセント)、けんか・口論(約一・〇パーセント) |
| 令和四年度 ①二百五十五件 ②泥酔者対応等(約七十七・六パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約十六・五パーセント)、交通関係(約五・一パーセント)、少年補導(約〇・四パーセント)、けんか・口論(約〇・四パーセント) |
| 令和六年度 ①二百七件 ②泥酔者対応等(約二十七・一パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約二十三・七パーセント)、少年補導(約六・三パーセント)、けんか・口論(約一・〇パーセント) |
| 令和八年度 ①三百四十二条 ②泥酔者対応等(約九十七・二パーセント)、交通関係(約六・九パーセント)、少年補導(約六・七パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約六・五パーセント)、不審者(約二・〇パーセント) ③零件 |
| 平成二十九年度 ①四百九十二件 ②泥酔者対応等(約七十七・一パーセント)、交通関係(約五・〇パーセント)、少年補導(約六・三パーセント)、けんか・口論(約六・三パーセント) ③零件 |
| 平成三十年度 ①三百六十五件 ②泥酔者対応等(約七十九・二パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約十一・二パーセント)、少年補導(約六・七パーセント)、不審者(約二・〇パーセント) ③零件 |
| 令和六年度 ①三百四十二条 ②泥酔者対応等(約五十一・五パーセント)、少年補導(約二・五パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約十・五パーセント)、交通関係(約十一・四パーセント)、けんか・口論(約一・〇パーセント) ③零件 |
| 令和七年度 ①二千五百五十二件 ②泥酔者対応等(約五十一・五パーセント)、少年補導(約二・五パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約十・五パーセント)、交通関係(約十一・四パーセント)、けんか・口論(約一・〇パーセント) ③零件 |
| 令和八年度 ①三百五十四件 ②泥酔者対応等(約五十五・六パーセント)、少年補導(約四・〇パーセント)、不審者(約一・一パーセント) ③零件 |
| 令和九年度 ①三百五十二件 ②泥酔者対応等(約五十九・〇パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約二十九・三パーセント)、交通関係(約三・七パーセント)、少年補導(約一・四パーセント)、不審者(約〇・三パーセント) ③零件 |
| 令和二十年度 ①三百五十二件 ②泥酔者対応等(約六十九・〇パーセント)、その他(深夜徘徊等)(約二十九・三パーセント)、交通関係(約三・七パーセント)、少年補導(約一・四パーセント)、不審者(約〇・三パーセント) ③零件 |

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

| | | |
|---|------|-----------------------|
| 平成三十年度 | ①一件 | ②交通関係(百パー |
| セント) | ③零件 | ト) |
| 令和元年度 | ①一件 | ②泥酔者対応(百パー |
| セント) | ③零件 | セント) |
| 令和二年度 | ①二件 | ②泥酔者対応(五十・ |
| | | 〇パーセント)、交通関係(五十・〇パーセン |
| | ト) | ト) ③零件 |
| 令和三年度 | ①零件 | ③零件 |
| 令和四年度 | ①一件 | ②その他(深夜徘徊等) |
| | ③零件 | (百パーセント) |
| 令和五年度 | ①零件 | ③零件 |
| 令和六年度 | ①一件 | ②泥酔者対応(百パ |
| | セント) | セント) ③零件 |
| 令和七年度 | ①一件 | ②その他(深夜徘徊等) |
| | ③零件 | (百パーセント) |
| 六について | | |
| 緊急防犯パトロールの実施に当たっては、犯罪を企図する者や不審者等を発見した場合は、速やかに警察に通報することとなっており、お尋ねの「通報に至らない声かけの件数及び事件事故を予防した件数」については、政府において把握していない。 | | |

| |
|--|
| 味村、伊江村、伊平屋村及び伊是名村の四地区が準医地区となつてある。また、医師不足に起因する診療制限、診療休止及び患者の圏域外流出がみられるなど、本島中南部と比べて定住条件の柱となる医療提供体制に依然として課題を有していると考える。 |
| 北医療圏において、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院という同規模の急性期病院が二つあることであり、二病院体制は、必然的に医師及び患者の分散、非効率的な経営という問題をもたらしていると考える。 |
| 北部医療圏における慢性的な医師不足を抜本的に解決し、地域完結型の医療提供体制を実現するためには、医師が集まる魅力ある病院づくりが重要なことから、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院を統合した公立沖縄北部医療センターを整備し、経営の好循環による積極的な設備投資や研修体制の充実を図る必要があると考える。 |
| 同センターの整備については、二〇一七年に北部地域基幹病院整備推進会議が十一万筆を超える署名とともに沖縄県知事に対して要請を行つており、沖縄県、北部地区医師会及び北部十二市町村による七回の協議、複数回にわたる意見交換、沖縄県議会及び市町村議会に対する説明など、関係者間で約三年間かけて協議を行つてきた結果、二〇二〇年七月二十八日に、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意が成立したところである。 |
| その後、同センター整備協議会の設置及び協議を経て策定した基本構想及び整備基本計画に基づき、二〇二三年六月に基本設計を終え、現在実施設計に取り組んでいるところであり、本年度から建築工事着手に向けた関係者との協議を重ねているものと承知している。 |

| | | | |
|---|-------------------------------|--------------|--|
| 令和七年六月十三日提出 質問 第二八一號 | 公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問主意書 | 提出者 屋良 朝博 | 沖縄県、北部十二市町村、琉球大学病院等の関係機関が一体となつた、同センターの整備による安定的な医療提供体制の構築は、沖縄振興特別措置法で定める沖縄の均衡ある発展に向けて、北部医療圏が抱える様々な条件不利性等を踏まえ、その振興を一層強力に推進していくために必要不可欠であると考える。 |
| | | 内閣衆質二一七第二八一號 | こうした観点から、公立沖縄北部医療センターに関する次の事項について質問する。 |
| 令和七年六月二十四日 | | 内閣総理大臣 石破 茂 | 一及び二について |
| 衆議院議長 額賀福志郎殿 | | | 御指摘の「沖縄県に対するより重点的な財政支援」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「公立沖縄北部医療センター」の「整備等」に関しては、安定的な医療提供体制を確保する等のため、沖縄県と連携しながら、必要な財政支援を行うこととしている。 |
| 衆議院議員屋良朝博君提出公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 | | | 〔別紙〕 衆議院議員屋良朝博君提出公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問に対する答弁書 |

| | | |
|-------------------------------|-------------|---|
| 公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問主意書 | 内閣総理大臣 石破 茂 | 具体的には、御指摘の「地域医療構想に対する地域医療介護総合確保基金等の財政支援制度」に関しては、例えば、地域における医療介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第六条の規定に基づき、例えば、同法第四条第二項第二号イに定める地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に対して、地域医療介護総合確保基金による財政支援を行うこととしているところ、同センターの「整備等」に関しては、令和五年度及び令和六年度に当該支援を行つてはいるところであり、令和七年度以降については、同県からの申請に基づき、適切に検討してまいりたい。 |
| | | また、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和四年三月二十九日付け総財政第772号総務省自治財政局長通知別添)において、「公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に要する経費について、病院事業債特別分)を充当する」としているところ、同センターの「整備等」に関しては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)上の一部事務組合である沖縄県北部医療組合からの協議等を受け、同ガイ |
| | | |
| | | |

二について

御指摘の「さとうきび増産プロジェクト」に基づく取組については、現在、令和六年度補正予算において畑作物产地生産体制確立・強化緊急対策事業等を措置し、さとうきびの生産性向上等の取組を支援しているところ、お尋ねについては、まずは、令和七年十二月までに、沖縄県及び鹿児島県において、御指摘の「次期のプロジェクト」の策定がなされることが重要と考えており、農林水産省としては、「さとうきび増産」に向けた取組目標及び取組計画の改定について(令和七年四月二十八日付け七農産六百五十五号農林水産省農産局長通知)を発出し、その策定を促したところである。

三の1について

お尋ねの「新規就農者育成総合対策」に係る事業のうち、就農準備段階や経営開始段階の資金の交付及び農業用機械、施設等の導入等に必要な経費の支援において、一定の要件を満たした四十九歳以下の者を対象としていることについては、「食料・農業・農村基本計画」(令和七年四月十一日閣議決定)において、「農業者の減少・高齢化は著しく進展している」中、「農業者の世代間のバランスの確保などを図ることで、持続可能な農業構造していくことが重要」としているところ、この考え方により具体的な要件を定めているものであると見ていい。

三の2について

農林水産省においては、野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣被害防止総合対策交付金により、都道府県を通じ、侵入防止柵の設置等による被害防除等の取組を支援しており、鹿児島県においては、同交付金を活用し、アマミノクロウサギの侵入防止柵の設置が行われていると承知している。引き続き、同交

付金による支援を行つてまいりたい。

三の3について

農林水産省においては、さとうきびの安定的な生産に向けて、御指摘の「被害防止対策」として、農林水産研究推進事業により、御指摘の「選択性除草剤」等による雑草防除効果の評価に関する研究を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構を中心とするコンソーシアムに委託して行つてあるところであり、現時点では、御指摘のような「新たな選択性除草剤の開發」に関する研究を行う考えはない。また、「難

防除雑草の管理の徹底」に向けて、令和六年度補正予算において畑作物产地生産体制確立・強化緊急対策事業を措置し、「難防除雑草」の防除に資する肥培管理等に必要な経費の支援を行つてあるところであり、同省としては、引き続き、さとうきびの安定的な生産に必要な取組を行つてまいりたい。

三の4について

三の4について

三の6について

三の6について

国内で製造し、若しくは加工し、又は輸入される農葉については、農葉取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三条第一項又は第三十四条第一項の農林水産大臣の登録を受けている必要があるところ、御指摘の「ドローンによる散布」に当たつては、積載量の制約があることから、お尋ねの「ドローンに適した農葉について

は、高濃度かつ少量で散布することができるこ

とが求められる。このため、お尋ねの「ドロー

ンに適した除草剤登録の促進策」として、食料

安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・

体制の構築事業により、生産者団体等に対し

て、このような農葉の登録に必要な試験の実施

を行つて、このようない農葉の登録に必要な試験の実施

を行つてまいりたい。

御指摘の「舗装基準」の具体的に意味するところ

ろが必ずしも明らかではないが、農道の舗装に係る設計を含む基準については、定期的に改正の必要性の調査及び検討を行つてあるところ、直近では、令和六年三月に、農業機械の大型化や頻発する集中豪雨等の農業を取り巻く環境の

変化を踏まえ、「工地改良事業計画・設計基準・設計「農道」の運用について」(令和六年三月二十九日付け五農振第三千百七十六号農林水産省農村振興局長通知)及び「土地改良事業計画・設計基準・設計「農道」の基準及び運用の解説・技術書について」(令和六年三月二十九日付け五農振第三千百七十四号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知)を改定し、舗装の構造設計や路肩の幅員の取り扱い等について見直しを行つた。こ

のため、現時点において、農道の舗装に係る基準は妥当なものと見ており、その見直しが必要であるとは考えていない。

えに取り組む事業者への支援のほか、製糖工場の人材確保、人材育成等に対する支援を行つて

いるところであり、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

五について

お尋ねについては、令和七年度予算において沖縄黒糖販売力強化支援事業等を措置し、御指摘の「沖縄黒糖」の販売力の強化への取組を支援しており、引き続き、こうした支援を通じて、「沖縄黒糖の販売促進及び流通体制の強化」を推進してまいりたい。

六について

六について

御指摘の「共済掛金」又は「保険料」について

は、畑作物共済又は農業経営収入保険に加入す

る農業者が支払うべきものであるが、天候等の自然的条件に左右される等の農業の特性から、被災率やこれに対応した共済掛金率又は保険料率が高くなることにより、農業者の負担能力を

超えるおそれがあることに鑑み、その負担を軽減し加入を促進することにより農業経営の安定を図るため、農業者の負担能力、財政事情、他の制度とのバランス等の観点から総合的に判断の上、政府が、農業保険法(昭和二十二年法律第一百八十五号)第十四条又は第十六条に定める割合に相当する金額を負担しており、政府としては、これ以上の負担を行ふことは考えていない。また、農業者の加入を促進するため、政府は、災害その他の不慮の事故等によって損失を受けける場合に農業者が補填を受ける損失の範囲やこれに対応した共済掛金又は保険料の金額をその経営状況に応じて選択することを可能とし、加えて、農業共済組合においては、農業者に對し、その加入に当たりこの旨を周知しているところである。

令和七年六月十三日提出
質問第二八三号

保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書

子ども家庭庁が二〇二四年十二月二十日に公表

した。保育政策の新たな方向性には、持続可能な社会の実現へという副題が付いている。保育現場の実態を踏まえると、「持続可能で質の高い保育を通じた子どもまんなか社会の実現」のために解決すべき課題が山積していると考えるところ、次の事項について質問する。

児、三歳児の職員配置基準の改善を進めるとともに、一歳児の職員配置基準の改善についても、早期に進めることができるとしておる。〇二四年十二月二十七日付で受領した答弁書(内閣衆質二二六第八五号)においては、一歳児の職員配置基準の改善が実現する具体的な時期について、「具体的な改善方法について、令和七年度予算編成過程において検討し、現在、最終的な調整を行っているところであり、予断をもつてお答えすることは差し控えたい」との答弁が得られたところである。令和七年度予算において一歳児配置改善加算が措置されたが、加速化プラン期間中の早期に改善を進めるところでは、一歳児の職員配置基準の改善の具体的な実施時期については、今もなお明らかにされていないと承知している。

1 現時点における一歳児の職員配置基準の改善に係る政府の検討状況及び実施される具体的な時期についてそれぞれ示されたい。

1 今令六年度における私立保育所の運営に
要する費用について」によると、二〇二四年度
保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当
基準額の格付は、所長が一般職の職員の給与
に関する法律に定める福祉職俸給表二級三十
三号俸、主任保育士が福祉職俸給表二級十七
号俸、保育士が福祉職俸給表一級三十九号俸
とされている。このような格付としている理由
をそれぞれ示された上で、所長、主任保育士及
び保育士の職責に鑑みて、これらの格付を
を大幅に格上げする必要があると考えるが、
政府の見解を示されたい。

2 保育所における保育時間は一日につき八時
間を原則としている一方で、保育標準時間認
定の子どもを受け入れる施設については十二
時間開所が想定されていることから、いわゆ
る早番・遅番等のシフト制により対応していく
る保育施設が一般的である。しかし、保育士の
人手不足により、時間外労働が前提となつて
いる施設もある。政府としても、保育士の勤
休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応
する観点から、配置基準上的人数を超えて常
勤保育士を一人加配する等の対応をしている

○歳児、二歳児、三歳児及び四・五歳児の職員配置基準の改善についても、「従前の基準により運営することも妨げない」としている三歳児及び四・五歳児の配置改善に係る経過措置の取扱いも含め、政府の検討状況及び実施される具体的な時期についてそれぞれ示されたい。

二 子どもの命を預かるという職責の重大性や、保育士に必要とされる専門性に鑑みれば、現状の保育士の処遇は十分とは言い難い。また、慢性的な保育士不足の解消や保育の質の改善を図る観点からも、保育士の処遇改善は急務である

1 「令和六年度における私立保育所の運営に要する費用について」によると、二〇二四年

一 保育政策の新たな方向性において、四・五歳児、三歳児の職員配置基準の改善を進めるとともに、一歳児の職員配置基準の改善についても、早期に進めることが求められるとしている。一二四年十二月二十七日付で受領した答弁書（内閣衆質二二六第八五号）においては、一歳児の職員配置基準の改善が実現する具体的な時期について、「具体的な改善方法について、令和七年度予算編成過程において検討し、現在、最年内閣調整を行つて、いろいろとござり、今後二

2
保育所における保育時間は一日に二八六時間間を原則としている一方で、保育標準時間認定の子どもを受け入れる施設については十二時間開所が想定されていることから、いわゆる早番・遅番等のシフト制により対応している保育施設が一般的である。しかし、保育士の人手不足により、時間外労働が前提となつてゐる施設もある。政府としても、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、配置基準上的人数を超えて常勤保育士を一人加配する等の対応をしている

と承知しているが、これは、あくまで園児との直接処遇時間に対する手当に過ぎず、準備、計画、記録等の事務に要する時間についての手当は不十分であり、多くの保育士が時間外労働を強いられているのが現状である。このような現状を踏まえて、保育士の実際の勤務実態を考慮した形で公定価格上の措置を講ずるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 政府は、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関して、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、その在り方については、他の経営

内閣衆質二一七第二八三号
令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破茂
衆議院議長 須賀福志郎 殿

(別紙)
衆議院議員屋良朝博君提出保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問に対する答弁書

御指摘の「一歳児の職員配置基準」については、令和七年三月十日の参議院予算委員会において、三原内閣府特命担当大臣（ことども政策

四 三歳以上児の副食費について、幼児教育・保育の無償化に当たり、公定価格から外して実費徴収をする方針となり、今に至るものと承知している。適切な給食の実施が保育の充実には不可欠であり、保育と給食は不可分の関係にあることから、副食費については、実費徴収をやめ、公定価格に含めて保障すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 保育所における障害児保育に要する経費については、地方交付税として措置されている。

1 障害児を受け入れる特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育を行う事業所を除く。）においては、障害児保育加算として、障害児二人につき、保育士一人を配置するために必要な経費を負担するものとされているが、保育所

子化対策、若者活躍（男女共同参画）が「3歳児の配置基準、配置改善は、・・・3歳児や四、五歳児の配置改善より、より多くの人材が必要となるため、まずは、基準の見直しではなく、保育の質の向上、職場環境、処遇改善、この三つの観点から一定の要件を満たす事業所への加算措置による対応等を進めているものでございま

を始めとする特定教育・保育施設は加算対象外となつてゐる。特定教育・保育施設において障害児を受け入れる場合には、地方交付税措置により対応することとしている理由を云

す。(中略)まずはこの形で令和七年度から一歳児の配置改善加算を着実に実施して、そして保育現場における職員配置の改善、進めてまいりたいと思います。」と答弁しているとおりであり、お尋ねについては、現時点でお答えする段階にはない。

一の2について

お尋ねの「〇歳児、一歳児、三歳児及び四・五歳児の職員配置基準の改善」に係る「政府の検討状況」については、令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第五分科会において、政府参考人が「国会での御審議あるいは国の審議会の方でも、真に必要な職員配置基準はどうあるべきなのか、科学的な検証をすべきだと、あと、子供を取り巻く状況が変わっていく中で今どの職員配置で十分なのか、エビデンスに基づいて確認すべきだ、こういった御意見をいただいているところでございます。現時点では、そのような配置基準に関する科学的検証の手法や必要となるエビデンスに関する知見が明確でないことから、まずはその点について情報を整理しようということで、調査研究を今年度から実施しているところでございます。そのような調査研究による情報の整理を行いながら、・・・まず保育士がそもそも足下でも確保が非常に課題がある、あるいは、もちろん必要となる財源の確保の課題もございます。こういった課題も踏まえながら、どのようにができるのか、引き続き検討してまいりたいというふうに思つております。」と答弁しているとおりであります。

お尋ねの「実施される具体的な時期」については、現時点でお答えする段階にはない。また、お尋ねの「三歳児及び四・五歳児の配置改善に係る経過措置の取扱い」については、令和六年十二月十八日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、三原

内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策若者活躍・男女共同参画)が「保育士の配置基準、四歳、五歳児につきましては三十対一、三歳児につきましては二十対一の最低基準とされ、お尋ねについては、現時点でお答えする段階にはない。

お尋ねの「〇歳児、一歳児、三歳児及び四・五歳児の職員配置基準の改善」に係る「政府の検討状況」については、令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第五分科会において、政府参考人が「国会での御審議あるいは国の審議会の方でも、真に必要な職員配置基準はどうあるべきなのか、科学的な検証をすべきだと、あと、子供を取り巻く状況が変わっていく中で今どの職員配置で十分なのか、エビデンスに基づいて確認すべきだ、こういった御意見をいただいているところでございます。現時点では、その

度からそれぞれ最低基準を二十五対一、十五対一に改正いたしました。その上で、保育の人材不足の状況に鑑みて、当分の間、従前の基準によつて運営することも妨げないとする経過措置、・・・これを設けております。この経過措置の終了期間につきましては、加算の取得等による配置改善の状況を踏まえつつ、現場に混乱が生じないように配慮しながら検討してまいりたいと思っております。」と答弁しているとおりであり、お尋ねの「政府の検討状況及び実施される具体的な時期」については、現時点でお答えする段階にはない。

二の1について

お尋ねのような「格付としている理由」については、いずれも、平成二十八年三月三十一日の参議院内閣委員会において、加藤内閣府特命担当大臣(少子化対策)が「公定価格における常勤職員の人事費の額については、国家公務員の給与体系の中で、その職務内容や勤続年数などの観点から準拠するにふさわしいと考えられる職種や級号俸を特定して算出している」と答弁しているとおりであり、また、お尋ねの「これらの格付を大幅に格上げ」することは困難であると考えているが、いずれにせよ、政府としては、令和七年四月三日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、三原内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策若者活躍・男女共同参画)が「子供に一番身近な存在である保育士等の皆様の待遇改善、これは保育の質の向上につな

がるものもあり、・・・進めていくべき大切な取組だと考えております。(中略)こども未来戦略(こども・子育て支援加速化プラン)に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討まいりたいと思います。」と答弁しているとおり、引き続き、保育士等の待遇改善に取り組んでまいりたい。

二の2について

御指摘の「保育士の実際の勤務実態を考慮した形で公定価格上の措置を講ずる」の意味するところが必ずしも明らかではないが仮に御指摘の「準備、計画、記録等の事務に要する時間についての手当」について「公定価格上の措置を講ずるべき」とのお尋ねであれば、当該時間について一律に算出することは困難であると考えられるところ、令和七年四月八日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、三原内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策若者活躍・男女共同参画)が「公定価格の算出方法につきましては、・・・現場の実際の配置人数ではなくて、園児の人数に対する保育士の人数を定めた法令上の基準である配置基準や公定価格上評価することとしている加算分を基に算出しておりまして、これは保育の質の担保とともに公費による適切な給付を行う観点からも一定の合理性があるものと考えております。」と答弁しているとおりであり、当該時間についての御指摘のようないい。

四について

御指摘の「三歳以上児の副食費について、児童教育・保育の無償化に当たり、公定価格から外して実費徴収をする方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「副食費」の取扱いについては、平成三十年十二月二十八日の幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合で合意した「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」において、「保護者から実費で徴収する費用(・・・食材料費・・・など)については、無償化の対象とはならないものとする。食料費の取扱いについては、これまでも基本的には、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。具体的には、幼稚園・保育所等の三歳から五歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費とともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等について、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充(年収三百六十万円未満相当の世帯)を図ることとし、これに基づき、「食材料費の取扱い」を定めているものであり、御指摘のように「実費徴収をやめ、公定価格に含めて保障すべきである」とは考えていない。

三について

お尋ねの「公費助成」については、令和七年三月四日に開催された第九回子ども・子育て支援等分科会の資料八「社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続について」において、「対応方針」としてお尋ねの「地方交付税措置により対応するこ

のイコールフットティングの観点及びこども未来戦略(こども・子育て支援加速化プラン)に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和八年度までに改めて結論を得ることとする」と示しているとおりであり、この対応方針に基づき、必要な検討を行つてまいりたい。

としている理由」については、平成十五年三月三十日の参議院決算委員会において、坂口厚生労働大臣（当時）が「障害児の問題につきましては、・・・熱心におやりいただきどころの数が今まで少なかったのですから、いわゆる補助金の形で奨励をしてきたと申しますか、多くの市町村にできる限り障害者の問題を取り上げてほしいということを要請をしてきたところでございます。しかし、かなりなもう年月がここに経過をいたしましたし、そして今回は、もう障害者の問題をどの市町村とも差別なく取り上げていただく、どの市町村とも今後はおやりをいたすことになつたわけでございまして、そういう中で一般財源化がここにされたところでございます。」と答弁しているとおり、一般財源化に伴い御指摘のように「地方交付税措置により対応すること」とされたものであり、このような経緯等を踏まえると、現時点において、御指摘のように「地方交付税以外で措置をすべきである」とは考えていないが、いずれにしても、政府としては、「保育所等における障害児保育の推進について」（令和四年六月二十四日付け内閣府子ども・子育て本部参考官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課連名事務連絡）において、地方公共団体に対し、「概ね障害児二名に対し保育士一名の配置を標準としつつ、障害のある子どもの状況等に応じて適切に職員を配置し、・・・その費用について地方交付税措置等」を講じてることを周知するとともに、「障害のある子どもの状況等に応じて適切に職員を配置し、引き続き障害児保育を推進していくよう」要請しているところであり、引き続きこうした取組を進めてまいりたい。

としている理由」については、平成十五年三月三十日の参議院決算委員会において、坂口厚生労働大臣（当時）が「障害児の問題につきましては、・・・熱心におやりいただきどころの数が今まで少なかったのですから、いわゆる補助金の形で奨励をしてきたと申しますか、多くの市町村にできる限り障害者の問題を取り上げてほしいということを要請をしてきたところでございます。しかし、かなりなもう年月がここに経過をいたしましたし、そして今回は、もう障害者の問題をどの市町村とも差別なく取り上げていただく、どの市町村とも今後はおやりをいたすことになつたわけでございまして、そういう中で一般財源化がここにされたところでございます。」と答弁しているとおり、一般財源化に伴い御指摘のように「地方交付税措置により対応すること」とされたものであり、このような経緯等を踏まえると、現時点において、御指摘のように「地方交付税以外で措置をすべきである」とは考えていないが、いずれにしても、政府としては、「保育所等における障害児保育の推進について」（令和四年六月二十四日付け内閣府子ども・子育て本部参考官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課連名事務連絡）において、地方公共団体に対し、「概ね障害児二名に対し保育士一名の配置を標準としつつ、障害のある子どもの状況等に応じて適切に職員を配置し、・・・その費用について地方交付税措置等」を講じてることを周知するとともに、「障

令和七年六月十三日提出
質問 第二八四号

我が国に駐留する米兵等に対して我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

我が国に駐留する米兵等に対して我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約についての外務省の説明等に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判

権に係る日米密約についての外務省の説明等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一七四第五一号。以下「答弁書」という。）において、外務省は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力

権に係る日米密約第六条に基づく施設及び区域並

びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）に基づき、我が国当局が第一次裁判権を有する事件については、関係当局において、個別具体的な事件に即して、我が国法と証拠に基づき適切に対応しており、御指摘の「裁判権密約」が存在することを前提とした対応は行っていないものと認識している」とし、また、「関係当局において御指摘の「裁判権密約」が存在することを前提とした対応は行っていないものと認識していないものと認識している」とし、また、「関係當

三 日米地位協定発効後、政府は、日本の当局が米兵等に対し有している第一次裁判権を行使しないと決定したことがあるのか、明らかにされたい。

四 三の質問に関連し、日米地位協定発効後、政府は、日本国にとって実質的に重要であると考えられる事件について、日本国当局が米兵等に対し有している第一次裁判権を行使しないと決定したことがあるのか、明らかにされたい。

五 三及び四の質問において、日本国当局が米兵等に対し有している第一次裁判権を行使しないと決定したことがある場合、政府は、該当する事件のすべてについて、その詳細を可能な限り明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二四四号
令和七年六月二十四日

衆議院議長 領賀福志郎殿

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員屋良朝博君提出我が国に駐留する米兵等に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 答弁書に記されている外務省としての認識について、現在の政府においても追認するものであるのか、また、答弁書の「適切な時期に適切な形で説明責任を果たしていく」との外務省の方針は、現在の政府においても引き継がれて

いるのか、それぞれ明らかにされたい。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出我が国に駐留す

る米兵等に対して我が国当局が有する第一

次裁判権を放棄した事案に関する質問に

対する答弁書

一について

御指摘の「裁判権密約」についての外務省としての認識は、平成二十三年八月二十六日の記者会見において、松本剛明外務大臣（当時）が、「一九五三年の日米行政協定第十七条の改正交渉において、米側は日本側による第一次裁判権の原則放棄を求めましたが、日本側はこれを拒否するとの方針で交渉いたしました。その結果、最終的に米側はその立場を撤回し、日本側として第一次裁判権を放棄することなく、交渉が妥結をいたしました。その際、合同委員会の下の刑事部会において、日本側代表法務省課長が、日本側にとって実質的に重要なと認めることを通常有しないとの日本側の運用方針を米側に対して説明することとし、同年十月二十八日の同部会において、日本側代表がこのような発言を行つたということです。この日本側代表の発言は、起訴、不起訴についての日本側の運用方針を説明したにとどまるものであつて、日米両政府間で何らかの合意を行つたものではありません。日本側が第一次裁判権を有する米軍人等による現在の事件については、関係当局において、個別の事件に即して、我が国

の法に基づき適切に対処しております。この日本側の運用方針を説明したにとどまるものであつて、日米両政府間で何らかの合意を行つたものではありません。日本側が第一次裁判権を有する米軍人等による現在の事件については、関係当局において、個別の事件に即して、我が国

二について

お尋ねの「答弁書」における御指摘の「裁判権密約」は、衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約についての外務省の説明等に関する質問主意書(平成二十二年五月二十七日提出質問第五一号)における「本年四月十日付読売新聞夕刊一面に、『米兵裁判権を放棄』 日米が秘密合意 一九五八年文書で判明」との見出しが、「一九五二年に締結された旧日米安全保障条約の附属協定である日米行政協定により、日本に駐留する米兵らの事件に関して、実質的に米国側に裁判権を譲り渡したとの密約(以下、「裁判権密約」という。)との指摘を受けて、これを引用したものである。

お尋ねの「第一次裁判権行使しないと決定した」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、検察当局において、「第一次裁判権不行使」を理由に不起訴処分としたものであるか否かについては把握していない。

一般論として申し上げれば、検察当局においては、個別具体的な事案に即して、第一次裁判権の行使について、法と証拠に基づき、適切に判断をしているものと承知している。

五について

お尋ねの第一次裁判権行使しないと決定した」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、検察当局において、我が国が裁判権行使する第一次の権利を有するものの、「第一次裁判権不行使」を理由に不起訴処分としたアメリカ合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族による刑法犯(刑法明治四十一年法律第四十五号)、盜犯等の防止及処分二

関スル法律(昭和五年法律第九号)及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)に定める罪をいう。)及び特別法犯(刑法犯以外の罪をいう。)に係る地方検察官別の罪名及び人員数は、

月二十七日提出質問第五一号における「本年四月十日付読売新聞夕刊一面に、『米兵裁判権を放棄』」法務省の資料で確認のできる平成二十六年から令和六年までの間についてお答えすると、次の(1)から(11)までのとおりである。

(1) 平成二十六年に「第一次裁判権不行使」を理由に不起訴処分としたもの

東京地方検察官 公務執行妨害 一人 窃盜 四人

横浜地方検察官 道路交通法違反 一人 傷害 一人 窃盗 六人 盗品等関係 一人

長崎地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

那覇地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人 横領 一人 道路交通法違反 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 八人 毀棄・隠匿 三人

東京地方検察官 大麻取締法違反 二人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 六人 銃

長崎地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 四人 横領 一人

那覇地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 二人

横浜地方検察官 銃砲刀剣類所持等取締法違反 二人

千葉地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

佐賀地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

長崎地方検察官 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

由に不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 六人 盗品等関係 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人 横領 一人 道路交通法違反 一人

山口地方検察官 その他特別法犯 一人 傷害 一人 窃盗 八人 毀棄・隠匿 三人

那覇地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 九人 窃盗 八人 毀棄・隠匿 三人

道路交通法違反 一人 大麻取締法違反 二

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 九人 窃盗 八人 毀棄・隠匿 三人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 九人 窃盗 八人 毀棄・隠匿 三人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 九人 窃盗 八人 毀棄・隠匿 三人

山口地方検察官 窃盗 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

長崎地方検察官 傷害 一人 窃盗 一人

那覇地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

長崎地方検察官 傷害 一人 窃盗 一人

那覇地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

千葉地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

佐賀地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

長崎地方検察官 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷害 一人 窃盗 一人

人

青森地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

横浜地方検察官 自動車による過失致死 一人 傷・過失運転致死傷 一人

山口地方検察官 不起訴処分としたもの

東京地方検察官 大麻取締法違反 一人

反
一
人

下質問する。

別紙

衆議院議員中谷一馬君提出物価高騰下における国民生活の困窮と消費税減税の必要性に関する質問に対する答弁書

現下の物価高騰が、国民生活に与えている影響について、政府としてどのように把握しているのか、具体的な分析結果を踏まえ、見解を示されたい。

一
につい

二 消費税の減税を求める国民の声に対し、政府としてどのように受け止めているのか。また、消費税の減税を選択肢とする考え方があるのか、それぞれ明確に示されたい。

三 消費税の減税について、恒久的な措置ではなく、物価高対策としての時限的措置を講じる考え方はあるか。あるとすれば、その実施時期と規模、対象品目などの検討状況をそれぞれ可能な限り示されたい。

四 特に食料品に関しては、生活必需品でありながら価格上昇が顕著である。二〇一四年の日本

置かれていると認識している。
二から四までについて

のエンゲル係数は二十八・三%となり四十三年のぶりの高水準となつており、G7の中でも首位である。世界的にみても、食料品の付加価値税率が〇%あるいは軽減税率である国は、欧州諸国をはじめとして多く存在すると承知している。

こうした状況を鑑み、食料品の消費税率を〇%とする「ゼロ税率」を、時限的もしくは恒久的に導入すべきと考えるが如何か。また、今後、導入を検討する考えがあるのか否かについて、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

二の前段のお尋ねについては、令和七年四月十五日の衆議院財務金融委員会において、加藤財務大臣が「昨今の身近な物の価格が上昇する中、国民の皆さんから、消費税を含め、負担軽減を求める声が上がっているということは、私もよく承知をしているところでございます。その上で、各種政策課題への対応に際し、人口動態等の経済社会の動向も踏まえ、政策目的に合わせて必要な政策を積み上げていくということは不斷に求められているものと認識をしております。」と述べているとおりである。

二の後段から四までのお尋ねについては、消費税について、急速な高齢化を背景に社会保

内閣衆質二一七第二八五号
令和七年六月二十四日

令和七年六月二十四日

衆議院議長 内閣總理大臣 石破茂
衆議院議員中谷一馬君提出物価高騰下における
国民生活の困窮と消費税減税の必要性に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(一)

令和七年六月十三日提出
質問 第二八六号

靈感商法と放送のあり方に関する質問主意書

靈感商法と放送のあり方に関する質問主意書

をおり、迷信への依存を抱かせるような発言をするテレビ番組等が数多く見受けられる。この上に現上の配慮では「占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いはしない」と明記されているのみならず、同基準の解説では「現代人の良識から見て非科学的な迷信や、これに類する(中略)靈感、靈能等を取り上げる場合は、これを断定的に取り扱わない」と記載されている。

過去には全国靈感而去対策本部・連絡会(全国

弁連)が主体となり、テレビ番組が靈界や先祖の因縁の存在を安易に断定することで特定の宗教団体(いわゆる旧統一教会)の勧説に利用されているとして放送業界に改善を求めた例もある。しかし、その後も占いや霊能力を扱う番組は高い視聴率を背景に後を絶たず、放送モラルやメディアの社会的責任の観点からの批判や懸念の声が根強く存在していると承知している。

顕著な事例として、二〇〇〇年代初頭に視聴率の女王とも称された占い師が複数のテレビ番組に出演し高視聴率を博す一方、先祖供養や墓石や仏壇等を販売するいわゆる靈感商法（消費者契約法第四条第三項第八号）に規定する契約。以下同じ。的な商法を購入の必要性を説き、高額な墓石や仏壇等を販売するいわゆる靈感商法（消費者契約法第四条第三項第八号）に規定する契約。以下同じ。的な商法を購入していたとの指摘がある。これはテレビ局が高

二 テレビ番組等において靈能力や占いにより視聴者の不安をあおるような内容が放送されている現状について、政府は放送倫理上の問題点をどのように認識しているか。また、これらの番組が靈商法的な勧誘を利用して社会問題化した事例を踏まえ、放送倫理に関して、政府はこれまでにどのような対策を取り、今後どのように対応を講じる考えか、それぞれ具体的に示されたい。

一 灵感商法による消費者被害の実態について、政府はどの程度把握をしているか。特に放送番

人々が「先祖のたたりを鎮めれば病が治る」などと
言われ、墓にもすがる思いで高額な壇や墓石を購入してしまったケースが後を絶たない。先に挙げた
占い師に関しては、家族の病気平癒を願う相談者の
心理につけ込み、墓を建て替えさせたとの声もある。
このように精神的・社会的に弱い立場にある人々に対して、本来であれば行政が手厚く支援を
し、また再発防止策を講じるべきであるが、現状では充分な対応がなされているとは言い難いと考え
る。

い視聴率を優先するあまり、公共の電波を用いて視聴者に不適切な情報を与え、結果的に靈感商法を助長した可能性を示唆しており、放送メディアには社会に与える影響の大きさゆえの高い倫理性と社会的責任が求められると考える。このようないかんケースにおいて放送局側のモラルを問わなければならぬのは、靈感商法は単なる個別の消費者トラブルに留まるものではなく、メディアによる影響と相まって社会的弱者が陥りやすい心理的な隙につけ込む構造的な課題でもあるからである。例えば家族が重い病気に罹患している人々は、精神的に自ら社会的孤立感を抱えていたり、自身が深刻な悩みや不安を抱えていたりす

人々ご対して、本來であれば行政が手厚く支援

し、また再発防止策を講じるべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質二二七第二八六号
令和七年六月二十四日

全和七年六月二十四日

內閣總理大臣 石

茂

衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送の方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙
衆議院議員中司宏君提出靈感商法と放送の
あり方に関する質問に対する答弁書

あり方に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「放送倫理」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）は、放送事業者の自主自律を基本としており、放送番組は、放送事業者の自主自律によって、同法第五条の規定により放送事業者が自ら定める番組基準に従つて編集されるべきものであると考えている。

二について
お尋ねの「放送番組を起点としたもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる靈感商法を含めた開運商法に関し、独立行政法人国民生活センターが運営する全国消費生活情報ネットワーク・システムに各地の消費生活センターから令和七年六月十二日まで登録された、令和六年度に受け付けた消費生活相談の件数は、千百七十八件であり、いわゆる靈感商法に関する消費生活相談の件数及び要因別の内訳については把握していない。
三及び四について
お尋ねの「精神的・社会的に弱い立場に置かれた人々」の範囲、「靈感商法の被害者」及び「靈感商法の被害者の属性や背景」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「分析・認識」の内容については、二についてで述べたとおり、いわゆる靈感商法に関する消費生活相談の件数及び要因別の内訳について把握していないため、お答えすることは困難であるが、消費者契約法(平成十二年法律第六十一号。以下「本法」という。)第四条第三項は、消費者と事業者との間で締結される消費者契約の締結について事業者が勧誘をするに際し、同項各号に掲げる行為をしたことにより消費者が困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができると規定しており、このうち、同項第八号は、当該消費者に対し、靈感等による知見として、当該消費者又はその重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げることができるとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重親族の生命等について、重大な不利益を回避することについて規定している。消費者庁においては、

六〇

ては、これらの規定によるいわゆる靈感商法等の対策を含む本法の内容について、本法に関するパンフレットを消費生活センター等に配布すること、「靈感商法等による消費者被害の救済の実効化のための消費者契約法等改正について」と題する資料を同庁のホームページに掲載すること等により周知を図っているところであります。引き続き、消費生活相談への対応や当該パンフレット等を活用した周知に努めてまいりました。また、放送法は、放送事業者の自主自律を基本としており、放送番組は、同法の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであることから、お尋ねの「再発防止策」を講ずるかどうかについては、まずは放送事業者において判断されるべきものであると考えている。

一、六月二十七日、内閣から次の答弁書を受領しました。

衆議院議員杉村慎治君提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田村貴昭君提出陸上自衛隊オスプレーの佐賀空港への配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出祝日キャンセル問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川仁君提出本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川仁君提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川仁君提出有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子君提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ君提出十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ君提出離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出日本・ラテンアメリカ外交に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出レアース貿易に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出労働者の過半数代表者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出ふるさと納税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田和則君提出介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田和則君提出家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐々木ナオミ君提出高等學校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍への査証免除措置に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出経営・管理の在留資格に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出保険適用薬の方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人君提出子育て版ケアマネジヤー導入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出海上保安庁の離職者増加に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出生成AIで作成される商標の取扱い等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠君提出バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐々木ナオミ君提出高等學校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍への査証免除措置に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出経営・管理の在留資格に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出保険適用薬の方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治君提出いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治君提出中古品取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子君提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子君提出在留資格・経営・管理の悪用防止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子君提出民泊制度の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子君提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対する答弁書
衆議院議員奥野総一郎君提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿久津幸彦君提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に対する答弁書
衆議院議員城井崇君提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿久津幸彦君提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井周君提出税収の上振れに関する質問に対する答弁書
衆議院議員酒井周君提出公営競技の適正利用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員酒井なつみ君提出有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員綠川貴士君提出コメ作況指数の公表入等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梅村聰君提出我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問に対する答弁書
衆議院議員綠川貴士君提出国民皆歯科健診の導入等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梅村聰君提出我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問に対する答弁書
令和七年六月十六日提出
質問 第二八七号
円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問主意書
提出者 杉村 慎治

これらを踏まえ、以下の事項について政府の明確な説明を求める。
一 円借款の財源の資金調達構造と日本銀行との関係について
1 政府は、円借款の財源に用いられる財投債の発行からJICAへの資金貸付に至るまでの資金フローについて、発行主体、購入者、最終的な資金負担者の関係性をどのように整理しているか、制度的・実務的な実態をそれぞ可能な限り詳細に説明されたい。
2 財投債購入に当たって民間金融機関が用いる資金について、その原資の大部分が日本銀行の公開市場操作(公開市場買入れ、国債購入プログラム等)によって供給されていると考へられるが、政府としてこの認識が正しいかどうか、明確に示されたい。
3 円借款により供与された資金のうち、契約協力機構(以下JICAという。)を通じ、有償資金協力いわゆる円借款を実施している。

我が国は、開発途上国支援の一環として、国際協力機構(以下JICAという。)を通じ、有償資金協力いわゆる円借款を実施している。
この円借款は、円建てで供与されることにより、資金が原則として日本国内で消化され、国内企業による調達・建設・技術供与等を通じて雇用と需要を生み出す。また、円借款の財源は、日本銀行の信用創造によって供給される資金が事实上の原資となり得るため、外貨準備を取り崩すことなく実施できるという点で、我が国にとって大きな国益となり得ると考える。
しかしながら、こうした「円建て・国内消化」という円借款の国益上の特性を裏づける制度的・統計的な説明は十分に整備されておらず、政府としてその資金調達構造、日本銀行の金融政策との関係、さらには国庫収益や債務管理の在り方について、国民に対して明確に説明責任を果たす必要があると考える。
二 円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問主意書
1 円借款の財源のために調達された財投債は、政府全体の国債発行残高統計においてどうして示されているか。
2 円借款を通じた政府債務は、いわゆるオフバランス債務として温存されている認識で相違ないか。政府の見解を問う。

三 通貨発行益と国庫帰属資源の整理について
1 円借款のための資金調達とそれに伴う貨幣供給の関係性において、潜在的に発生している通貨発行益は誰に帰属していると政府は認識しているか。
2 政府は、通貨発行益を財源とした場合の財政負担軽減効果について、円借款制度との関係でどのように整理しているか示されたい。
3 円借款の返済リスクと財務的責任分担の所在について
1 円借款の返済に延滞や債務免除が生じた場合、JICA、財政投融資特別会計、日本銀行、あるいは一般会計のいずれが最終的な損失を負担することになるか、政府の整理を示されたい。
4 ODA債務救済措置としての債務免除等が過去に実施された事例において、その会計上の処理及び政府全体の財政統計への反映状況はどうになっているかそれぞ示されたい。
四 円借款の返済に延滞や債務免除が生じた場合、JICA、財政投融資特別会計、日本銀行、あるいは一般会計のいずれが最終的な損失を負担することになるか、政府の整理を示されたい。

1 ODA債務救済措置が実施される場合の政府決定プロセス(国会承認の要否を含む)と、財務的責任分担の所在についてそれぞ政府の見解を示されたい。

2 ODA債務救済措置が実施される場合の政府決定プロセス(国会承認の要否を含む)と、財務的責任分担の所在についてそれぞ政府の見解を示されたい。

3 ODA債務救済措置が実施される場合の政府決定プロセス(国会承認の要否を含む)と、財務的責任分担の所在についてそれぞ政府の見解を示されたい。

4 JICAにおける円借款貸付金は独立行政法人会計基準で処理されると承知しているが、同基準に基づく帳簿価額と政府の財政統計(財政投融資特別会計・一般会計との整合性)を政府はどのように確保しているか示されたい。

| |
|---|
| <p>五 円借款供与が日本国内のいわゆるマネタリーベース、金融市场的流動性、為替レートに与える影響について、政府として定量的な試算を行っているか。行っているのであれば、前記の試算において、日本銀行の量的緩和政策との運動や市場吸收能力の限界についても考慮されているか。今後の分析方針を含めて政府の見解を求めたい。</p> <p>右質問する。</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>内閣衆質二一七第二八七号 令和七年六月二十七日</p> <p>内閣総理大臣 石破 茂</p> <p>衆議院議長 額賀福志郎殿</p> <p>衆議院議員杉村慎治君提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>[別紙]</p> <p>衆議院議員杉村慎治君提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対する答弁書</p> <p>一の1について</p> <p>お尋ねの「その原資」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、「財投債購入に当たって民間金融機関が用いる資金」については各金融機関によって異なることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。</p> <p>一の2について</p> <p>お尋ねの「それに伴う貨幣供給」、「潜在的に建てるままで日本国内で使用される割合」及び「円がドル等に転換されるケースが存在する場合、その割合と主な契約類型」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、「円借款により供与された資金」のうち、令和四年度から令和六年度までにかけて供与を決定した合計百二十七件の円借款案件については、JICAが米ドルを調達し、変動金利にて米ドル建て借款として供与した三件を除き、全て、円建てのまま被援助国政府等に対して供与することとしている。</p> <p>一の3について</p> <p>お尋ねの契約支出の実行段階において、円借款の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、円借款により供与された資金のうち、令和四年度から令和六年度までにかけて供与を決定した合計百二十七件の円借款案件については、JICAが米ドルを調達し、変動金利にて米ドル建て借款として供与した三件を除き、全て、円建てのまま被援助国政府等に対して供与することとしている。</p> <p>一の4について</p> <p>お尋ねの「円借款供与に伴う国内円支出に必要な通貨供給は、制度上、日本銀行の信用創造に基づく流動性供給によって担保されている」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。</p> <p>二の1及び2について</p> <p>お尋ねの「円借款の財源のために調達された国際協力機構(以下「JICA」という。)が行う有償資金協力(円借款を含む。以下同じ。)のための資金調達の一部には、日本政府が発行し、金融機関等が購入する財政投融資特別会計国債(以下「財投債」という。)の発行による収入等を活用した財政融資が用いられており、その返済は、被援助国政府等からの円借款の返済等に基</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>二の3について</p> <p>お尋ねについては、有償資金協力の財源、その決算の内容等を財務省及びJICAのウェブサイトで公表している。</p> <p>三の1及び2について</p> <p>お尋ねの「それに伴う貨幣供給」、「潜在的に建てるままで日本国内で使用される割合」及び「円がドル等に転換されるケースが存在する場合、その割合と主な契約類型」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、JICAが米ドルを調達し、変動金利にて米ドル建て借款として供与した三件を除き、全て、円建てのまま被援助国政府等に対して供与することとしている。</p> <p>四の1、2及び4について</p> <p>お尋ねの「独立行政法人会計基準・・・に基づく帳簿額と政府の財政統計(財政投融資特別会計・一般会計)との整合性の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、円借款に係る債務救済措置としての債務免除等に係る会計上の処理については、JICAにおいて、将来的に放棄する可能性のある円借款に係る債権について、各年度の有償資金協力勘定の利益金から引当金を計上した上で、当該債務救済措置の実施に係る国際約束に基づき、順次、当該債務救済措置に係る債権を償却している。</p> <p>五について</p> <p>お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「円借款供与が金融市场に与える影響」に関する定量的な評価は政府として実施しておらず、また、お尋ねの「今後の分析方針」については、現時点では決定していない。</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>四の3について</p> <p>お尋ねの「円借款の財源のために調達された債務救済措置としての債務免除等の概算値について」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、JICAが米ドルを調達し、変動金利にて米ドル建て借款としての債務免除等に係る会計上の処理については、JICAにおいて、将来的に放棄する可能性のある円借款に係る債権について、各年度の有償資金協力勘定の利益金から引当金を計上した上で、当該債務救済措置の実施に係る国際約束に基づき、順次、当該債務救済措置に係る債権を償却している。</p> <p>五について</p> <p>お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「円借款供与が金融市场に与える影響」に関する定量的な評価は政府として実施しておらず、また、お尋ねの「今後の分析方針」については、現時点では決定していない。</p> <p>六三</p> |
|--|

に順次移駐させる計画を進めていると承知している。

そこで以下、政府に対し質問する。

一 陸自オスプレイに関し、航空法第八十一条た

だし書の規定による最低安全高度以下の高度での飛行(以下、「低空飛行」)を許可している区域

がある場合、飛行許可年月日、飛行許可期間、

飛行可能区域、飛行目的、飛行時間をそれぞれ

可能な限り明らかにされたい。

また、このうち、以前に低空飛行許可の実績

がなく、本年に初めて許可した区域があれば、併せて示されたい。

二 木更津飛行場区域では、陸自オスプレイの佐賀駐屯地への移駐完了後も低空飛行訓練を実施するのか。低空飛行訓練を行う場合、その理由を具体的にお示しいただきたい。

三 陸自オスプレイを除く自衛隊機が、九州地方において、現在、低空飛行を行うことが可能な県別の訓練区域を具体的に明らかにされた上で、これらの区域で、陸自オスプレイが、今後、低空飛行訓練を実施する可能性はないのか示されたい。

四 佐賀駐屯地に所属する陸自オスプレイの航空部隊が行う訓練内容を明らかにされたい。

五 陸自オスプレイは二〇二四年十月、日米共同統合実動演習の訓練中に陸上自衛隊与那国駐屯地で機体損壊事故を起こしている。また、米軍オスプレイも国内外で墜落事故等を繰り返しており、同機に対する国民の不信感は非常に強い。そのうえ、低空飛行訓練を行うとなれば、墜落の危険性、騒音・低周波被害が一層拡大することになると考えるが、政府の認識を伺いたい。右質問する。

官報(号外)国際会議録

令和7年10月23日 木曜日 発行

内閣衆質二二七第二八八号
令和七年六月二十七日

内閣總理大臣 石破 茂

衆議院議長 領賀福志郎殿

衆議院議員田村貴昭君提出陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問に対し、別

紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田村貴昭君提出陸上自衛隊オス

プレイの佐賀空港への配備に関する質問に

対する答弁書

について

お尋ねの一陸自オスプレイに関し、航空法第

八十二条ただし書の規定による最低安全高度以下の高度での飛行(以下、「低空飛行」)を許可

した事例のうち、現在、お尋ねの「飛行許可期間」中である事例について、お尋ねの①「飛行許可年月日」、②「飛行許可期間」、③「飛行可能区域」、④「飛行目的」及び⑤「飛行時間」を事例ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

①令和七年三月十八日 ②同年四月一日から

令和八年三月三十一日まで ③木更津飛行場を中心として半径四キロメートル以内、東富士演習場、北富士演習場、相馬原飛行場を中心とし

て半径二キロメートル以内及びその他相馬原飛行場周辺 ④試験飛行及び操縦訓練 ⑤昼間

①令和七年三月二十四日 ②同年四月一日から

令和八年三月三十一日まで ③十文字原演習場周辺、日出生台演習場、大矢野原演習場及び

大野原演習場 ④試験飛行及び操縦訓練 ⑤夜

間

①令和七年三月二十六日 ②同年四月一日から

令和八年三月三十一日まで ③木更津飛行場を中心として半径四キロメートル以内、東富士

演習場、北富士演習場、相馬原飛行場を中心と

して半径二キロメートル以内及びその他相馬原飛行場周辺 ④試験飛行及び操縦訓練 ⑤昼間

①令和七年三月二十八日 ②同年四月一日から

令和八年三月三十一日まで ③十文字原演習場周辺、日出生台演習場、大矢野原演習場及び

大野原演習場 ④試験飛行及び操縦訓練 ⑤昼間

また、お尋ねの「このうち、以前に低空飛行許可の実績がなく、本年に初めて許可した」事例については、大矢野原演習場及び大野原演習場周辺、日出生台演習場周辺及び九州山地

飛行場、熊本県竜門ダム、鞍岳、高岳、烏帽子岳、熊本空港、健軍駐屯地、北熊本駐屯地、黒石原演習場、菊池川河川敷、緑川河川敷、筑肥山地、橘湾、日出生台演習場周辺、九州山地、大矢野原演習場周辺、中部国有林、大築島、上天草、長島西方海上、中部国有林南部及び国見山地

三について

陸上自衛隊の輸送ティルト・ローター機V-1

二二(以下「V-1二二」という。)に関し、佐賀駐屯地への移駐完了後における御指摘の「木更津

飛行場区域」での低空飛行訓練については、現時点において具体的な計画はない。

三について

お尋ねの「県別の訓練区域」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で、九州地方の上空において、国土交通大臣の許可を受けて、V-1二二を除く陸上自衛隊の航空機による低空飛行が可能となっている区域の名称について、都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

福岡県 小倉駐屯地富野分屯地、曾根訓練場、小倉駐屯地、飯塚駐屯地、西山訓練場、福岡駐屯地、小郡駐屯地、久留米駐屯地、鷹取山、高良台演習場、高良山、筑肥山地、英彦山系周辺、福岡北方海上、大牟田西方海上及び

北背振島分屯基地

また、V-1二二が、今後、これらの区域において、低空飛行訓練を実施する可能性はある。

四及び五について

佐賀駐屯地に所属することとなるV-1二二の訓練の具体的な内容は現在検討中であり、これによる周辺環境等への影響を含め、確たることをお答えする段階にない。

また、低空飛行訓練を実施することとなるV-1二二の訓練の具体的な内容は現在検討中であり、これによる周辺環境等への影響を含め、確たることをお答えする段階にない。

令和七年六月十六日提出

質問 第二八九号

祝日キャンセル問題に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

祝日キャンセル問題に関する質問主意書

我が国では現在、週休二日制が浸透し、多くの

国民にとって土曜日と日曜日の休日が広がつてい

る。しかし、祝日の土曜日には振替休日がなく、祝日と土曜日が重なると年間の休日が一日減り、祝日の恩恵を受けることができない人が多く発生してしまうという問題がある。インターネット上ではこの問題が「祝日キャンセル問題」として話題になっている。二〇二五年は、祝日土曜日である五月三日が近づくと、多くのSNSユーザーが嘆きの投稿を実施するなどし、なかには数万いね、数万リポストを超える投稿が多数出現した。国民の祝日に関する法律では、一九七三年の改正で、祝日が木曜日に当たる場合、最も近い祝日ではない日を休日とする定められている。当時の社会は、週休一日制が大勢を占めており日曜日に休むことが主流だったため、振替休日も日曜日と重複した場合のみとなつた。しかし先述のとお上することは当然といえる。

いわゆるZ世代に特化した企画・マーケティングを行っている企業である僕と私と株式会社が、署名プラットフォームChangeで二〇二五年四月十七日から、祝日土曜日の振替休日を求める署名を集めたところ、約一ヶ月で一万七千件以上集まり、話題の署名ランディングで一時トップページに表示された。またこの一ヶ月間に、祝日土曜日の振替を求める投稿が約一万件、年間では七万件以上発生し、リポストも数万件単位で発生している。同社の試算では、一九九二年に公務員を対象とした週休二日制の実施から、二〇二五年五月三日までに、祝日土曜日の振替休日がないことによって累計五十八日の休日が消滅したといふ。また、二〇五〇年までに、九十九日の休日が消滅予定となつてているといふ。

民間では実際に、祝日土曜日の振替休日を導入する企業が現れている。LINEヤフー株式会社は、祝日が土曜日に当たった場合、前労働日を振替特別休日(ハッピーフライデー)としている。ほかにも、日立グループ、アンダーワークス株式会社などは、金曜日を振替休日にしたり独自に振替休日を設定するなど、休日や三連休の確保などに取り組んでいると報道されている。

政府は働き方改革を推進しているが、まずは国民が制度と実態のギャップを感じている祝日キャンセル問題を解決し、しっかりと休みを取ることができるように環境整備をすべきと考える。そして結果として、三連休によるレジャー需要や経済効果も見込まれ、また祝日の文化・伝統をしっかりと実感してもらうことによって、社会全体の幸福度の向上へつなげたいと考え、以下政府に質問する。

一 インターネット上で、祝日キャンセル問題が話題になつていて、若者を中心に、現在の祝日の運用制度を疑問視する声が上がっていることを政府は認識しているか示した上で、このように問題となつていて政府の見解を伺う。

二 土曜日が祝日だった場合、月曜日に振り替えることで土曜日から三連休を作ることができること、実態と制度のギャップを埋めて、かつ連休を作ることで経済効果等も期待できると考えるが、政府の見解を伺う。

三 月曜日への振替により、年間を通して月曜日の休みが増えてしまうことが課題となる可能性がある。その場合、土曜日の祝日を振り替える方法としてほかにもいくつか考えられる。

1 年間を通して土曜日が祝日となつてている日数を事前に調整し、いわゆる「ゴールデンウイーク」やいわゆるシルバーウィークに振り替えて大型連休を作ることで経済効果や休養の質を高める方法について、政府の見解を伺う。

2 土曜の祝日を、その前日の金曜に振り替えることで、金土日の三連休とし、月曜日に休日が集中することを防ぎながら三連休を作る方法について、政府の見解を伺う。

3 先述のマーケティング企業が実施したアンケートや、SNSにおいて、六月に祝日がないことを嘆く声が上がっている。土曜の祝日を、祝日がない月に振り替え、年間を通してバランスよく国民の休養日を作る方法について、政府の見解を伺う。

四 以前に提出した、令和五年五月十日提出質問主意書の答弁書において、「広く国民の理解を得るべきものと考えている」とある。広く国民の理解を得るために、祝日の在り方の検討会などを設置し、土曜日の祝日について議論すべきと考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第二八九号
令和七年六月二十七日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員井坂信彦君提出祝日キャンセル問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員井坂信彦君提出祝日キャンセル問題に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
お尋ねの「現在の祝日の運用制度を疑問視する声」の意味するところが必ずしも明らかではないが、祝日が土曜日に当たる場合の休日の扱いについて、様々な意見があることは承知している。

政府としては、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の制定及び改正は、基本的に議員立法により行われてきたものと認識しており、祝日が土曜日に当たる場合の休日の扱いも含め、祝日の在り方については、まずは国会において十分御議論いただき、広く国民の理解を得るべきものと考えている。

の者については、支給対象者から除外された。

さらに、重点支援対象者かどうかによって、助成金の額に差が設けられたため、当初予定していた助成金が八十万円から半額の四十万円に大きく減額されたり、受けられなくなってしまうケースが発生している。インセンティブが受けられなければ、事業者はそのまま正規雇用化せずに、有期雇用としておいた方が有利であると判断してしまった可能性があると考える。政府が促進している正規雇用化があると考える。政府が促進している正規雇用化が減速、停滞するおそれがあることから、以下、政府に質問する。

一 新規学卒者については、雇い入れられた日から起算して一年未満の者については、支給対象者から除外された。試用期間は解約権留保付労働契約とはなっているものの、実際にはなかなか解雇できないため、中小企業では試用期間という制度はほとんど使用されていないと承知している。試用期間ではなく、「一旦は有期雇用契約を結び、働きぶりを確認してから正規雇用に転換する中小企業も多く存在する。新規学卒者で一年未満の者を支給対象者から除外することにより、中小企業の雇い入れにつながつたり、または雇い入れた者の待遇改善を遅らせることがあるのではないかと考えるが、政府の見解を伺う。

二 新卒から一年以内の正規雇用転換の中には、助成金目当ての不適切なものが少ないと考えているのか、政府の見解を伺う。

三 三年未満の有期雇用労働者を正規雇用にする場合、特定の条件を満たさないと重点支援対象者は認められず、助成額が減額される。この制度変更は、企業側が有期雇用労働者の正規雇用化を遅らせる原因になるのではないかと考えられるが、政府の見解を伺う。

四 三年以上にわたって有期雇用となっている者は、そもそも本人が正規雇用転換を望まない場

合が多いといわれている。むしろ助成をすべき

は、一番雇い止めをされやすい勤続三年未満の者であつて、特に早期に正規雇用を増やすならば勤続一年未満の者を正規雇用とすることを目指すべきではないかと考えるが、政府の見解を伺う。

五 今回の制度変更は、猶予期間を設げずに行われたと承知している。つまり、既にこの助成金制度を前提に採用や人事計画を立てていた企業にとっては、予定していた助成金が申請できなかつたり減額されたりする可能性があると考える。こうした影響を受けた中小企業に対して、救済措置を考えているか、政府の見解を伺う。

六 キャリアアップ助成金の令和六年度と令和七年度の支給要領において、冒頭の趣旨の部分が全く変わっていない。同じ趣旨にもかかわらず、対象が変わったというのはいかなる理由によるものか、政府の見解を伺う。

七 長期にわたつての制度変更であれば、状況の変化もあり致し方ないことかもしれないが、猶予期間もない急激な制度変更は、令和七年度の新規学卒者や、雇い入れられた日から起算して一年未満の者の待遇改善等に多大な影響を与えると考える。これによつて正規雇用化が減速停滞した場合は、事業者側の責任と考えるか、政府の見解を伺う。

内閣衆質二二七第二九〇号
令和七年六月二十七日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員井坂信彦君提出キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員井坂信彦君提出キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

御指摘のように「新規学卒者」について「中小企業の雇い控えにつながつたり、または雇い入れた者との待遇改善を遅らせることがある」とか、「企業側が有期雇用労働者の正規雇用化を遅らせる原因になる」かどうかについて

うか及び「企業側が有期雇用労働者の正規雇用化を遅らせる原因になる」かどうかについて、は、事業主が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第百八十八条の二第二項に規定するキャリアアップ助成金の正社員化コース助成金(以下「本助成金」という)を利用するかどうかも含め、個別具体的な事案に応じて判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「助成金目当ての不適切なものが少くない」かどうかについては承知していないが、いずれにせよ、令和七年四月一日に行つた「新規学卒者」について「雇い入れられた日から起算して一年未満の者については、支給対象者から除外」することととした本助成金の支給要件の見直しの趣旨については、承知していない。

五について

御指摘の「猶予期間を設げずに行われた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本助成金の見直しに当たつては、雇用保険法施行規則の改正案についてパブリックコメントを実施し、広く国民から意見を聴取するとともに、当該見直し後の本助成金の支給要件等について、厚生労働省のホームページ等において速やかに周知を行つてきたほか、令和七年四月一日よりも前に本助成金の支給要件を満たした事業主に対しては、従前の金額により本助成金を支給することを可能とする経過措置を講じております。御指摘の「救済措置」を講ずることは考えていない。

四について

御指摘の「三年以上にわたつて有期雇用となつている者は、そもそも本人が正規雇用転換を行つた「有期雇用労働者」について「重点支援者」が「一番雇い止めをされやすい」かどうかについては承知していないが、令和七年四月一日に行つた「有期雇用労働者」について「重点支援者」と承認している。つまり、既にこの助成金制度を前提に採用や人事計画を立てていた企業に

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、令和七年四月一日に行つた本助成金の支給要件の見直しの趣旨については、二について及び四について述べたとおりであり、御指摘の「令和七年度の支給要領」の「冒頭の趣旨の部分」に合致するものである。

本助成金の支給要件の見直しにより「正規雇用化が減速、停滞」することを前提とした仮定のお尋ねにお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、厚生労働省において、引き続き、雇用保険法施行規則第百十八条の二第二項等の規定に基づき、本助成金により、御指摘のように「有期雇用労働者」の「正規雇用」への「転換」等に取り組む事業主を適切に支援していく考えである。

令和七年六月十六日提出
質問 第二九一号
本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に
関する質問主意書

本年五月十五日、沖縄が日本本土に復帰して、五十三年が経過した。この間、沖縄振興開発特別措置法、平成十四年度からは沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）等に基づき、各般の沖縄振興策が実施された。沖縄の本土復帰五十三年を迎えた今日、かかる振興策の実施にもかかわらず、沖縄の経済指標が概ね全国平均を下回つており、特に、貧困の状況は全国でも最悪の水準となつていていることについて、本年後期以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問主意書

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

深く憂慮するとともに、その要因や十分な成果を上げることができない振興策の在り方についても検証していく必要があると考える。

このような観点から、以下の事項について質問する。

一 本土復帰の半年前に当たる昭和四十六年十一月、新生沖縄のため、日本政府に対し、琉球政府（当時）の屋良朝苗行政主席（当時）が求めた「復帰措置に関する建議書」（以下「屋良建議書」という）では、まず何よりも県民の福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和の理念を貫く、基本的人権の確立、県民本位の経済開発を訴えた。しかし、屋良建議書が日本政府に示される前に、いわゆる沖縄返還協定が、衆議院沖縄返還協定特別委員会において強行採決される等により承認され、沖縄には多くの米軍基地が残ることとなつた。屋良主席が「党利党略の為には沖縄県民の気持ちと云うのは全く弊履（破れた草履）の様にふみにじられるものだ」と日記につづったように、沖縄の意思が本土復帰当初から現在に至るまで無視されていると考えるが、政府はどのように受け止めているのか、見解を伺いたい。

二 沖縄の経済指標が概ね全国平均を下回っており、特に、貧困を指し示す指標は全国でも最悪の水準となつていることについて

1 経済指標のうち、①子どもの相対的貧困率、②子育て世帯（現役世代）の貧困率、③いわゆるワーキングプア率（生活保護の水準を満たさない収入しか得られない給与所得者の割合、一般的には年収二百萬円以下）、④一人当たりの県民所得、⑤一般労働者の年間給与額、⑥非正規雇用率、⑦高校進学率、⑧大学進学率、⑨離婚率、⑩母子世帯割合について、沖縄と全国平均の最新の数値をそれぞれ

2 1で示された指標を踏まえ、沖縄の経済状況、特に貧困の現状についての認識及びそのような状況となつてゐる理由について、政府の見解をそれぞれ示されたい。

3 沖振法第五条では「国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に關し必要な援助を行うよう努めなければならない」と規定されている。しかし、沖縄の経済状況、貧困の現状に鑑みれば、政府が沖縄に対し、復帰から五十三年間、いかに真剣に向き合つてこなかつたか、そして、真剣に取り組んでこなかつたかが分かる結果であるといえるが、政府の見解を示されたい。

三 平成二十五年十二月の安倍総理(当時)の発言「沖縄が日本のフロントランナーとして二十一世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興を総合的・積極的に進める必要がある」から十二年近くが経過した。

1 沖縄は、日本のフロントランナーとしての役割を担うほど成長したと考えるのか、沖縄の経済状況や貧困の現状を踏まえた上で、政府の見解を示されたい。

2 政府は、沖縄を日本のフロントランナーと位置付けているにもかかわらず、その沖縄県民からの要望に応えるための沖縄振興予算は平成二十六年度をピークに削減し、近年は三千億円を下回つてゐる。このような政府の姿勢は、沖縄を日本のフロントランナーと位置付けていることや沖振法の趣旨・目的と全く矛盾すると考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一一七第二九一號
令和七年六月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員山川仁君提出本土復帰以降の政府の沖繩への向き合い方に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山川仁君提出本土復帰以降の政府の沖繩への向き合い方に關する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「沖繩の意思が本土復帰当初から現在に至るまで無視されている」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、沖繩の負担の軽減や振興に全力で取り組んでいるところである。

二の1について

お尋ねの「子どもの相対的貧困率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」における「子どもの貧困率」については、令和三年は、全国では十五・五パーセントである。また、沖繩県における「子どもの貧困率」は把握していない。

お尋ねの「子育て世帯（現役世代）の貧困率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該調査における「子どもがいる現役世帯」の貧困率については、同年は、全国では十六・六パーセントである。また、同県における「子どもがいる現役世帯」の貧困率」は把握していない。

お尋ねの「いわゆるワーキングプア率（生活保護の水準を満たさない収入しか得られない給与所得者の割合、一般的には年収二百万円以下）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省の「就業構造基本調査」に基づき算出

内閣衆質二二七第二九一号
令和七年六月二十七日

內閣衆質二一七第三九二
令和七年六月二十七日

二十七日

内閣總理大臣
額賀福志郎殿
石破

卷之三

衆議院議員山川仁君提出本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方にに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「沖縄の意思が本土復帰当初から現在に至るまで無視されている」の意味をするところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、沖縄の負担の軽減や振興に全力で取り組んでいるところである。

お尋ねの「子どもの相対的貧困率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」における「子どもの貧困率」については、令和三年は、全国では十

意味するところが必ずしも明らかではないが、当該調査における「子どもがいる現役世帯」の貧困率については、同年は、全国では十・六パーセントである。また、同県における「子どもがいる現役世帯」の貧困率は把握していない。

お尋ねの「いわゆるワーキングプア率（生活保護の水準を満たさない収入しか得られない給与所得者の割合、一般的には年収三百万円以下）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省の「就業構造基本調査」に基づき算出

2 1で示された指標を踏まえ、沖縄の経済状況、特に貧困の現状についての認識及びそのような状況となっている理由について、政府の見解をそれぞれ示されたい。

3 沖振法第五条では「国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に向け必要な援助を行うよう努めなければならない」と規定されている。しかし、沖縄の経済状況、貧困の現状に鑑みれば、政府が沖縄に対し、復帰からの五十三年間、いかに真剣に向き合ってこなかつたか、そして、真剣に取り組んでこなかつたかが分かる結果であるといえるが、政府の見解を示されたい。

三 平成二十五年十二月の安倍総理(当時)の発言「沖縄が日本のフロンティランナーとして二十一世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興を総合的・積極的に進める必要がある」から十二年近くが経過した。

1 沖縄は、日本のフロンティランナーとしての役割を担うほど成長したと考えるのか、沖縄の経済状況や貧困の現状を踏まえた上で、政府の見解を示されたい。

2 政府は、沖縄を日本のフロンティランナーと位置付けているにもかかわらず、その沖縄県民からの要望に応えるための沖縄振興予算是平成二十六年度をピークに削減し、近年は三千億円を下回っている。このような政府の姿勢は、沖縄を日本のフロンティランナーと位置付けていることや沖振法の趣旨・目的と全く矛盾すると考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一一七第二九一號
令和七年六月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員山川仁君提出本土復帰以降の政府の沖繩への向き合い方に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山川仁君提出本土復帰以降の政府の沖繩への向き合い方に關する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「沖繩の意思が本土復帰当初から現在に至るまで無視されている」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、沖繩の負担の軽減や振興に全力で取り組んでいるところである。

二の1について

お尋ねの「子どもの相対的貧困率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」における「子どもの貧困率」については、令和三年は、全国では十五・五パーセントである。また、沖繩県における「子どもの貧困率」は把握していない。

お尋ねの「子育て世帯（現役世代）の貧困率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該調査における「子どもがいる現役世帯」の貧困率については、同年は、全国では十六・六パーセントである。また、同県における「子どもがいる現役世帯」の貧困率」は把握していない。

お尋ねの「いわゆるワーキングプア率（生活保護の水準を満たさない収入しか得られない給与所得者の割合、一般的には年収二百万円以下）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省の「就業構造基本調査」に基づき算出

通言制課程を除く。・・・の卒業者及び「△

したところによると、当該調査における「有業者」に占める「所得」が二百万円未満の者の割合については、令和四年は、全国では三十一・六パーセント、同県では四十二パーセントである。

通信制課程を除く。・・・の卒業者及び△和六年三月の中等教育学校(後期課程)本科(東京科、別科及び通信制課程を除く。・・・の卒業者)に占める大学の学部への進学者の割合については、同年度は、全国では五十八・四パーセント、同県では四十三・八パーセントである。

お尋ねの「一人当たりの県民所得」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府の「県民経済計算」における「一人当たり県民所得について」は、令和三年度は、全国では三百三十九万円、同県では二百二十五・八万円である。

お尋ねの「年間給与額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における「企業規模計(十人以上)」の「一般労働者」に対して「きまつて支給する現金給与額」に十二%を乗じたものに「年間賞与その他特別給与額」を加えた額については、令和六年は、全国では約五百二十七万円、同四では約三百九十四万円である。

お尋ねの「非正規雇用率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省の「労働力調査」における「役員を除く雇用者」に占める「非正規の職員・従業員」の割合については、同年は全国では三十六・八パーセント、同県では三十八・一パーセントである。

お尋ねの「高校進学率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省の「学校基本調査」に基づき算出したところによると、中学校等の卒業者に占める高等学校等への進学者の割合については、令和六年度は、全国では九十八・六パーセント、同県では九十七・〇パーセントである。

お尋ねの「大学進学率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該調査に基づき算出したところによると、当該調査における「令和六年三月の高等学校本科(専攻科、別科及び

通信制課程を除く。・・・の卒業者」及び「和六年三月の中等教育学校（後期課程）本科（専攻科、別科及び通信制課程を除く。・・・）の卒業者」に占める大学の学部への進学者の割合については、同年度は、全国では五十八・四パーセント、同県では四十三・八パーセントである。

お尋ねの「離婚率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省の「人口動態調査」における「離婚率（人口千対）」について、令和五年は、全国では一・五一、同県では二・二〇である。

お尋ねの「母子世帯割合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「国民生活基礎調査」における総世帯に占める母子世帯の割合については、令和四年は、全国では一・〇パーセント、同県では当該調査に基づき算出したところによると二・二パーセントである。

二の2及び3について

お尋ねの「そのような状況」の指すところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「政府が沖縄に対し、復帰からの五十三年間、いかに真剣に向き合ってこなかつたか、そして、真剣に取り組んでこなかつたかが分かる結果」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄の本土復帰以来、各般の振興策を講じてきた結果、地元における不斷的努力も相まって、社会資本整備の本土との水準の差が縮小し、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど、着実に成果を挙げている。他方で、一人当たり県民所得は全国で最も低い水準にあることのほか、このことに加え、十代女性の出生率や総世帯に占める母子世帯の割合が高いことなどにより、沖縄における子どもとの貧困の状況は厳しいものとなっていることなど、解決すべき課題が存在しているところである。

令和七年六月十六日提出
質問第二九二号
沖繩における過重な半
問主意書

問主意書

提出者 山川 仁

明治七年六月十六日提出
質問第二九二号

お尋ねの「役割を担うほど成長」及び「沖縄を
するところが必ずしも明らかではないが、政
としては、平成二十五年十二月二十四日の閣議
において安倍内閣総理大臣（当時）が述べたと
り、「沖縄が日本のフロントランナーとして
十一世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化
の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興
策を総合的・積極的に進める必要がある」と述べ
ており、また、沖縄振興予算については、「
組んでまいりたい。

沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問主意書

二 平成三十一年二月に実施された、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例において、投票総数の約七十二%が反対の民意を示した。沖縄県はいわゆる県民投票条例に基づき、その結果について、日米両政府に通知し、辺野古移設断念と対話による解決を求めたが、日米両政府は「辺野古が唯一の解決策」との姿勢を変えず、県民の思いを顧みることなく工事が強行されている。

1 これだけの民意が示されているのに、対話をすら応じない理由を説明されたい。

2 「唯一の解決策」の「唯一」とはどのような意味で用いているのか。将来にわたり、他の選択肢について一切の考慮をしないということことなのか、政府の見解を示されたい。

3 「唯一の解決策」としている理由について、受け入れる自治体がほかにないからなのか、政府の見解を示されたい。

4 沖縄県民も反対の民意を明確に示しており、「本土の理解が得られない」というのであれば、沖縄県民の理解も得られていないと考ええるが、政府の見解を示されたい。

三 令和六年十一月、日米の軍事関係者が集まるシンポジウムで、自民党の小野寺政調会長は、「日米両政府は北マリアナ諸島テニアンで共同使用する訓練場の整備を計画する」「初めて逆の意味での日米地位協定を求めることがある」と述べ、常駐の部隊を米国に置く意思を表明したとされる。

1 政府は同じ考え方か。見解を示されたい。

2 自衛隊が米国に駐留することで、日本における米軍基地負担が縮小されると考えているのか、政府の検討状況と今後の方針について、それぞれ具体的に説明されたい。

3 米国領における自衛隊の駐屯を足掛かり

に、いわゆる日米地位協定を改定することは可能と考えるのか、政府の見解を示されたい。

四 公明党の山口那津男元代表は、令和六年八月、多国間の安全保障対話の枠組みとして欧州安保協力機構のアジア版の創設とその本部を東京に設置することを提言した。同組織は潜在的に対立関係にある国も参加し、戦争を起こさないような予防外交を行う仕組みの一つであり、NATOのような軍事同盟とは違う性格を持つものであると承知している。抑止力のみに依存するのではなく、地域の安全保障環境の不安定化を避けるためにも、沖縄にそのような信頼醸成を図ることができると機関を設置することを国際社会に呼びかけるべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣閣質二一七第二九二号
令和七年六月二十七日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員山川仁君提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員山川仁君提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対する答弁書

一の前段について

御指摘の「米軍普天間飛行場の返還の目処が立たない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えてお

り、同飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、普天間飛行場代替施設建設事業を進めているところである。

一の後段について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、沖縄の基地負担の軽減は、政府の最重要課題の一つとして、引き続き、全力で取り組んでいく考えである。

二の1及び4について

御指摘の「県民投票」の結果について、政府として真摯に受け止めている。その上で、お尋ねの「対話すら応じない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、普天間飛行場の移設については、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための「唯一」の解決策との結論に至ったことを踏まえたものであり、御指摘の「受け入れる自治体がほかにない」との趣旨ではないが、いずれにせよ、政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、引き続き、現在の計画に基づき、普天間飛行場代替施設建設事業を適切に進めていく考えである。

三の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の小野寺五典自由民主党政務調査会長の発言については、政府としては、令和六年十一月十七日の記者会見において、中谷防衛大臣が「自衛隊の能力や練度の維持・向上のために必要な訓練基盤の確保、また、自衛隊・米軍の相互運用性の向上などの在り方につきましては、日米同盟の抑止力・対処力を強化するとともに、その強韌性・持続性を高めていくとの観点から、政府としては不斷に検討をしてまいります」と述べたとおりである。

二の2及び3について

お尋ねについては、普天間飛行場の移設について、過去に、沖縄県外を移設先とする様々な案を含め検討を行ったが、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、沖縄に駐留する米海兵隊を含む在日米軍全体のプレゼンスを低下させることはできないこと、米国本土、ハワイ等と比較して、東アジアの各地域に近い位置にあると同時に、我が国周辺諸国との間に一定の距離を置いている等の沖縄の地理的優位性があること、司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊を統合した組織構造を有し、

優れた機動性及び即応性を備える米海兵隊の特性及び機能を損なうことができないこと、同飛行場の危険性を一刻も早く除去する必要性があること等、様々な点を総合的に勘案した結果、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための「唯一」の解決策との結論に至ったことを踏まえたものであり、御指摘の「受け入れる自治体がほかにない」との趣旨ではないが、いずれにせよ、政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、引き続き、現在の計画に基づき、普天間飛行場代替施設建設事業を適切に進めていく考えである。

三の2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の小野寺五典自由民主党政務調査会長の発言については、政府としては、令和六年十一月十七日の記者会見において、中谷防衛大臣が「自衛隊の能力や練度の維持・向上のために必要な訓練基盤の確保、また、自衛隊・米軍の相互運用性の向上などの在り方につきましては、日米同盟の抑止力・対処力を強化するとともに、その強韌性・持続性を高めていくとの観点から、政府としては不斷に検討をしてまいります」と述べたとおりである。

四について

お尋ねの「沖縄にそのような信頼醸成を図ることができる機関を設置する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、アジアの国及び地域における信頼醸成の促進については、国際情勢や地域情勢を見極めながら検討を行つてまいりたい。

令和七年六月十六日提出
質問 第二九三号
有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書
提出者 山川 仁

有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書
提出者 山川 仁

有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書
提出者 山川 仁

沖縄県は、昭和四十八年の日米合同委員会合意環境に関する協力についてに基づき、平成二十八年六月十日に、有機フッ素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍嘉手納飛行場内への立入申請を行つてはいるが、既に九年以上が経過した現在においても、米側からの立入許可が得られないばかりか、返答がない状況が長期にわたつて続いている。また、沖縄県は、これまでに普天間飛行場やキャンプ・ハンセンへの立入申請も行つてはいる。林外務大臣(当時)は「沖縄県から嘉手納飛

三の3について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「米国領における自衛隊の駐屯を足掛かりに」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)の在

り方については、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するとともに、その強韌性及び持続性を高めていくという観点から検討していく考えである。

内閣衆質二一七第二九四号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿部祐美子君提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対し、別紙

答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部祐美子君提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対し、別紙

答弁書

一 及び二について

お尋ねの「墓参事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、硫黄島における戦没者の慰靈巡回事業を昭和五十四年度から令和六年度までの間に計五十六回実施しております。戦没者遺族の身体的な負担軽減を図るために、平成十八年度からは民間航空機を借り上げて同島における戦没者の遺族による慰靈を実施している。引き続き、同島など先の大戦における主要な戦域等における戦没者を慰靈するための慰靈巡回事業に取り組んでいく考えである。

また、政府としては、東京都及び小笠原村が実施している旧島民等の墓参については、省庁間の連携を図りつつ、同島への輸送等の支援を行っている。今後も、東京都等から要請があれば、政府として適切に対応してまいりたい。

令和七年六月十六日提出
質問 第二九五号

離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問主意書

提出者 篠田奈保子

離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問主意書

二〇二六年五月までに施行される予定となつてゐる。しかしながら、「改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴う、(①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知識の習得等の専門性の向上」などの「必要な人的・物的な体制の整備」(二〇二四年五月十六日参議院法務委員会附帯決議)が見通せている状況とは言えないと考える。

また、男女共同参画推進本部が本年六月十日に決定した女性活躍・男女共同参画の重点方針二〇二五では、「今般の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう」と記されたが、その支障となるような動向も見られる。これらに関わる諸課題につき政府の認識及び方針を問う必要があると考える。

よって、以下質問する。

一 今国会における、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の審議では、家庭裁判所調査官の欠員が話題になつた。調査官欠員の詳細な状況、それにつながる退職の理由及び増加している精神疾患での休職に係る理由並びに在職者のメンタルヘルスの状況などは早急に調査、分析をする必要があると考えるが政府の所見は如何か。

二 改正民法との関係では、離婚、親権、監護、面会交流等に係る事件を担当することが調査官にどのように影響しているのかは注視すべき問題である。このことは家庭裁判所裁判官、調停

委員等についても同様である。例えば、昨年来エツクス(旧ツイッター)の「裁判所採用」アカウントには、別居親と思われるアカウントなどから執拗に罵詈雑言が浴びせられているが、別居親からの繰り返しの調停等申立て、過度な

あるいは理不尽な要求、ハラスマメント言動といったことが調査官の休職や退職と無関係とは思えぬ状況があると承知している。改正民法施行に伴う、(①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知識の習得等の専門性の向上」などの「必要な人的・物的な体制の整備」(二〇二四年五月十六日参議院法務委員会附帯決議)が見通せている状況とは言えないと考える。

三 法務省では、離婚後の子の養育計画について二〇二四年度に調査研究を行つており、引き続き本年度も調査研究が予定されている。また、離婚や親子交流等に係る紛争について裁判外紛争解決手続(ADR)の活用を求める声があり、養育計画の作成もその対象となる。ドメスティックバイオレンス(DV)・虐待等がなく、父母間に力関係の偏りがない状況で、双方とも真摯に合意する意思はあるものの具体的な点で意見の違いがあるといったケースであれば、第三者に入るADRには利点もあり得る。しかしながら、DV等があり父母間の関係性が非対称なものである場合、殊に、加害者が加害を否認し自分に正当性があると考え、被害者は恐怖、自己肯定感の低下、被害の無自覚といったことのために自己主張ができないというような場合には、ADRは大変危険であり、そこで合意してしまった養育計画や親子交流の取決めは同居親や子どもにとって深刻な影響をもたらし得る。

これは父母双方の記名又は署名が必須であるとの答弁があつたように、学校であれ保育所であれ、申請・提出書類への父母二名分の署名あるいは双方の明示の同意は必須ではなく、基本的に一人分の署名で以て有効な同意と解されると承知しているが、それでよろしいか。また、そうであるにもかかわらず二名分の欄を設けることは父母双方の記名又は署名が必須であるとの誤解を招き得るとともに、ひとり親やDV被害者にとって無用な圧力となり得ることとなり、望ましくないと考えるが、政府の見解は如何か。

四 別居親(婚姻中であると離婚後であるとを問わず、又親権の有無を問わない)の学校又は保育所の行事への参加、成績の通知、学校生活等の状況の報告などについて、別居親が直接学校若しくは保育園又は教育委員会等所管部局に合せをし、又は要望、要求をするケースがあり、地方議会でも対応を求める質問等がされてゐる。原則的にこれらは父母間の協議により解決がされることであり、合意が得られなければ調停、審判等により決められるものである。

アセスメントが不可欠であり、対象となる者においてDV・虐待や支配関係、トラウマの存在が推認される場合には手続を進めないという原則が必要であると考えるが、政府の見解は如何か。

五 学校や保育所への保護者の申請・提出書類について父母二名分の記名・署名欄を設けよといふ要求があり、一部の地方公共団体では二名分の欄を設けた様式が導入されている。二〇二四年十二月十八日の衆議院法務委員会における鎌田さゆり委員の質問に対して、法務省民事局長から「申請書に父母双方の氏名を記載する欄があるから」といって、常にその双方の同意がなければ保育所の入退所の手続をすることができないというわけではないとの理解をしております」との答弁があつたようだ。

五

学校や保育所への保護者の申請・提出書類について父母二名分の記名・署名欄を設けよといふ要求があり、一部の地方公共団体では二名分の欄を設けた様式が導入されている。二〇二四年十二月十八日の衆議院法務委員会における鎌田さゆり委員の質問に対して、法務省民事局長から「申請書に父母双方の氏名を記載する欄があるから」といって、常にその双方の同意がなければ保育所の入退所の手続をすることができないというわけではないものと理解をしております」との答弁があつたようだ。

六 別居親(婚姻中であると離婚後であるとを問わず、又親権の有無を問わない)の学校又は保育所の行事への参加、成績の通知、学校生活等の状況の報告などについて、別居親が直接学校若しくは保育園又は教育委員会等所管部局に合せをし、又は要望、要求をするケースがあり、地方議会でも対応を求める質問等がされてゐる。原則的にこれらは父母間の協議により解決がされることであり、合意が得られなければ調停、審判等により決められるものである。

七一

これらが学校等に直接持ち込まれその判断が求められるということは、異常事態あるいは不正常な状態であると言えるが、政府の認識は如何か。

七 保護者又は緊急連絡先としての登録のない別居親や親族から学校等に直接連絡があつた場合、児童・生徒の在籍の有無を含めその場で答えてはならず、同居親又は登録のある保護者にまず確認をすることが原則であると考えるが、政府の見解は如何か。

八 別居親の学校などの行事参加等については、親権の有無など別居親の主張する事情によって直ちに認められる訳ではなく、父母間の取決めの状況、DV・虐待等の事情の有無などに従い判断されるものであり、それ故に、学校や保育所の現場はもちろん教育委員会等の所管部局でも決せられるものではなく、父母間の合意又は調停・審判等に従つて対応すべきものであると考えるが、政府の見解は如何か。

九 四ないし六に係る事柄につき地方公共団体の所管部局及び学校や保育所の現場への周知徹底がなされなければ、不用意な対応により子どもや同居親が危険に晒され、子どもの利益が損なわれることになりかねない。このことは改正民法の施行をまたず現行法下でも起こっていることであり、また、起りこ得ることであるため、周知を怠るべきであると考えるが、政府の見解は如何か。

右質問する。

内閣衆質二一七第二九五号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 頼賀福志郎殿
衆議院議員篠田奈保子君提出離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員篠田奈保子君提出離婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「調査官欠員の詳細な状況」及び「これらにつき調査、分析し対応策を講じるべき」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれに

せよ、家庭裁判所の人的体制については、裁判所において、民法等の一部を改正する法律(令和六年法律第三十三号)の趣旨を踏まえて適切に対応するとともに、職場におけるメンタルヘルス対策等、必要な取組も行っていくものと考

えている。
三について
御指摘の「DV等があり父母間の関係性が非対称なものである場合、殊に、加害者が加害を否認し自分に正当性があると考え、被害者は恐怖、自己肯定感の低下、被害の無自覚といったことのために自己主張ができないというような場合」には、父母間で御指摘の「養育計画や親子交流の取決め」について直接協議することは困難な状況にあると考えられる。政府としては、

法務省ホームページや市区町村の窓口等において配布している離婚後の子の養育に関する合意書作成の手引き等を記載したパンフレット等においては、そのような状況にある場合には、弁護士への相談を検討するよう案内しているところであり、引き続き、離婚当事者や認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律平成十六年法律第百五十一号)第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいふ。等に対する周知・広報に努めてまいりた

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、「離婚前後家庭支援事業実施要綱」(令和七年五月九日付け)支家第二百二十五号ごども家庭庁支援局長通知別添。以下「実施要綱」という。)においては、親子交流の実施に当たっては、子に対して虐待行為を行うおそれのある者等について、離婚前後家庭支援事業の対象としないこととしている。

五について

御指摘の「学校や保育所への保護者の申請・提出書類」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、例えば、保育所の入退所の手続きについては、父母の双方が親権者であるときであつても、子を現に監護する親のみによつてすることができると考えているが、いずれにせよ、保育所における当該手続については、市町村(特別区を含む。)において適切に判断されるべきものと考えている。

六について

御指摘の「これらが学校等に直接持ち込まれその判断が求められる」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。
七について
御指摘の「保護者又は緊急連絡先としての登録のない別居親や親族から学校等に直接連絡があつた場合」及び「同居親又は登録のある保護者にまず確認をすることが原則」の具体的に意味することは困難である。なお、一般論として、学校及び保育所において、当該学校及び保育所に在籍する児童、児童又は生徒の情報に関する問合せが寄せられた場合は、個人情報の保護に関する

法律(平成十五年法律第五十七号)等に基づき適切に対応することとなる。

八について

御指摘の「別居親の学校などの行事参加等」については、学校又は保育所の設置者等において、個別の事案ごとに、父母の協議、裁判所の審判等の内容を知り得た場合には、これらの内容を踏まえ、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百六十六條の趣旨、施設の適正な管理運営への影響、教職員等への負担等も考慮しつつ、判断されるべきものと考えている。

九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、親子交流の実施に当たつて留意事項については、実施要綱により都道府県等に対して周知を行つてい

るところであり、配偶者からの暴力の被害者の子の就学等については、これまで「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学についての通知」(平成二十一年七月十三日付け二一生参考画第七号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長及び初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)等を通じて各都道府県教育委員会等に対して適切に対応するよう促してきたところである。

十について

質問 第二九六号
令和七年六月十六日提出
十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問主意書
提出者 大石あきこ

本維新の会の三党は、「人口減少等により不要とされた政

なると推定される、約十一万床の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情を踏まえた調査を行つた上で、二年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつゝ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る」との合意(以下、「自公維合意」という)を行つたと承知している。そして、同月十三日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針二〇二五(骨太方針二〇二五では、「約十一万床」)という数字を除き、同様の文言が追加された。

これに関連し、政府に対し質問する。

一　この自公維合意では、不要となると推定される約十一万床の内訳について、「一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約五万六千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約五万三千床を合算した病床数(厚生労働省調べ)」であるとしている。

この数字に該当する厚生労働省調べとは、それぞれどの調査と考えられるか。

二　現行の地域医療構想においては、二〇二五年時点の必要病床数を百十九万床程度とする目標としている。

厚生労働省の新たな地域医療構想等に関する検討会による新たな地域医療構想に関するとりまとめ(令和六年十二月十八日)では、「病床機能報告上の病床数について、二〇一五年から二〇二三年にかけて、百二十五・一万床から百十九・二万床になり、二〇二五年の必要病床数である百十九・一万床と同程度の水準となつてゐる。」と評価している。これによると二〇二五年の必要病床数を超える病床はせいぜい千床程度であり、自公維合意の言う不要となる病床は約五万三千床とは言えないのではないか、政府の見解を示されたい。

三　自公維合意の「一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約五万六千床」があると

四

自公維合意によれば、約十一万床について「調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る」ということだが、政府として次の地域医療構想(二〇一七年四月スタート)までに、削減を図る数値の目安を設定するのか。それとも、「調査を踏まえて」ということであれば、約十一万床削減と「う数値の目安は設定しない」との見解を示されたい。

項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）の数の適正化を進めるため、「病床数・・・の削減を行う」医療機関に対し、「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和七年二月二十一日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において「事業計画」の提出を求め、都道府県を通じて補助を行うこととしていたところ、当該医療機関からの「事業計画」の提出の状況を踏まえて、令和六年四月時点における一般病床

り、地域医療構想が全体として進捗している旨の評価がなされているものであるところ、その上で、御指摘の「推定」は、構想区域及び二次医療圏に着目して調べたものであり、御指摘のように「推定は、新たな地域医療構想に関するとりまとめの」評価「を否定するもの」ではないと考えて いる。

また、御指摘の「精神病床の基準病床数を超える病床数約五万三千床」に係る「厚生労働省調べ」については、同省において、令和五年十月

時点における精神病床（同法第七条第一項第一号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）の数と、第八次医療計画（令和六年度から令和十二年度までを計画期間とする同法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。）における精神

四ついて、
病床に係る基準病床の数(同法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数をいう。)との差を調べたものであると承知している。

四は、ついで
政府としては、「経済財政運営と改革の基本

方針二〇二五】（令和七年六月十三日閣議決定）

において、新たな地域医療構想に向けた病床削減、「人口減少等による不要病床」

「削減」は「いて」「人口減少等により不要となる」と推定される一般病床・療養病床・精神病床と

いつた病床について、地域の実情を踏まえた調

査を行つた上で、二年後の新たな地域医療構想

に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を

踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る」

としているところ、これに基づき、今後、地域

の医療提供体制への影響、医療機関の意向等に留意しながら、必要な調整を行なってお

留意しながら必要な調査を行なうこととしており、お尋ねのついて、現時点で予断をもつてお

お尋ね下さい、現時足で三箇月半、一歩

卷之三

三三

令和七年六月十六日提出
質問 第二十九七号

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書

提出者 杉村 偵治

令和七年五月十六日、いわゆる能動的サイバー防御法が成立し、同月二十三日に公布された。これにより、通信情報の取得・分析を通じたサイバー攻撃(予備行為)の検知、実行前に無害化する措置の法的根拠が構築された。

しかしながら、他国のサーバーやネットワークに対して防御措置を講じる場合に、主権侵害や国際法違反となる可能性について、両議院の内閣委員会等での審議中に十分議論が果たされたとは言い難い。内閣官房HPに掲載された同法律の説明資料には、令和六年中に観測されたサイバー攻撃関連の通信の九十九%以上が海外からの発信であつたことが明らかにされ、また、本年四月三日合審査会での岡田克也委員の質疑に対する平野大臣の答弁でも、サイバー攻撃関連通信の九十九・四%が国外からという発言があつたように、能動的サイバー防御措置の領域外にあるサーバー等への実施には、国際法上の違法性阻却事由を国内法上明記しておくことが必要不可欠であり、それが、サーバー等が所在する国からの非難や対抗措置の発動に対し、反論を行ふに当たり重要となるものと考える。

この点、北大西洋条約機構サイバー防御センターの下で専門法律家チームがまとめ、二〇一七年に発表されたタリン・ミニユアル二・〇は、他国領域内でのサイバー活動の無害化が同国の主権侵害や内政干渉禁止の原則に抵触するか否かに関する国際法の基準を明確化したものだと承知して

いる。

そこで、日本の領域外に所在するサーバー等への能動的サイバー防御措置の域外適用について、以下政府に質問する。

一本年三月十八日の衆議院本会議において、石破茂内閣総理大臣は、アクセス無害化措置が国際法上許容される範囲内で行われるものである旨答弁している。にもかかわらず、能動的サイバー防御法には、アクセス無害化措置の域外適用に関する基準が明確化されていない。

同法に基づき日本領域外のサーバー等に対しアクセス・無害化措置の実施に当たるのは、第一義的には、我が国の警察官(サイバー危害防止措置執行官・警察官職務執行法第六条の二第三項)であり、当該措置が国際法違反にならないよう、同法に違法性阻却事由を明文化することが、当該サーバー等が所在する他国による非難や対抗措置の発動を事前に回避する際に重要な法的根拠の一つとなると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 同法に違法性阻却事由を明確化しない理由について

1 これまで国際法の要件を国内法に規定するという前例がないからなのか。そうであれば、我が国領域外に所在するサーバー等への

第一義的には、我が国の警察官(サイバー危害防止措置執行官・警察官職務執行法第六条の二第三項)であり、当該措置が国際法違反にならないよう、同法に違法性阻却事由を明文化することが、当該サーバー等が所在する他国による非難や対抗措置の発動を事前に回避する際に重要な法的根拠の一つとなると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 三に関連し、警察庁長官又は防衛大臣を通じた外務大臣との協議の時間的制限(何時間内に行う等)について、政府としてどのように整理しているのか。アクセス無害化措置は、そのまま放置すれば、我が国民の生命・身体・財産に重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときに行われるものであり、迅速な対応が必要不可欠と考える。ケースバイケースで判断することと措置の実効性を高めるために時間的制限を設けることの必要性は、別問題であると考えるが、政府の見解はいかがか。

五 国外に所在するサーバー等に対して、我が国のサイバー危害防止措置が誤って発動された場合について、本年四月三日の衆議院内閣委員会合審査会で、政府のサイバー危害防止措置が誤って発動された場合について、本年四月三日の衆議院内閣委員会合審査会で、政府は、国家責任条文の関連する規定等を踏まえて対応する旨の答弁を行っている。しかし、他国に所在するサーバー等への無害化措置が、例えば同国において我が國の外患誘致罪に相当する犯罪を構成する場合、政府はサイバー危害防止措置執行官の身の安全をどのように保障するのか。政府の見解を示されたい。

2 日本国領域外のサーバーに対して防御措置を執行するサイバー危険防止措置執行官に、国際法に合致するか否かについて、前例がないことを理由に曖昧にしたまま、アクセス無害化措置の実施を命じるのは、政府として無責任ではないかと考える。サイバー危険防止措置執行官の国際法上の免責について、政府の

見解を示されたい。

三 同日の衆議院本会議において、石破茂内閣総理大臣は、域外のサーバー等へのアクセス無害化措置の実施主体が、警察庁長官又は防衛大臣を通じ予め外務大臣との協議を行うことにより、国際法上許容される範囲で措置を行うことを確保するものと答弁している。そうであれば、協議を行うための、国際法上の要件が明確化されなければ、アクセス無害化措置は実際にには講じられないことになり、能動的サイバー防御法そのものが絵に描いた餅となると考えるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第二十九七号
令和七年六月二十七日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 領賀福志郎殿
衆議院議員杉村慎治君提出いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員杉村慎治君提出いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問に対する答弁書
内閣衆質二一七第二十九七号
令和七年六月二十七日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議員杉村慎治君提出いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問に対する答弁書

については、当該行為が国際法上許容される範囲内で行わることを確保するため、新警職法第六条の二第三項(整備法第四条の規定による改正後の自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項及び第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)において、国外関係危害防止処置の実施主体はあらかじめ外務大臣に協議しなければならないこととしており、これにより、必要な場合には国外関係危害防止処置を適切に実施することができるものと考えている。

四について
新警職法第六条の二第三項の規定による協議は、適切かつ迅速に行われる必要があるものと考えているが、当該協議は個別具体的な状況に応じて行われるものであり、当該協議の実施期間について上限を定めることは適切でないと考

五について
お尋ねの「他国に所在するサーバー等への無害化措置が、例えば同国において我が国の外患誘致罪に相当する犯罪を構成する」及び「サイバー危害防止処置執行官の身の安全の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年六月十七日提出 質問 第二十九八号

主意書

提出者 有田 芳生

中国における日本軍性暴力被害に関する質問

中国における日本軍性暴力被害に関する質問主意書
二〇二四年八月、中国湖南省の日本軍性暴力被害者八名が日本政府に対し損害賠償を求める訴訟

を湖南省高級人民法院に対し提起し、同年四月に

山西省でも十八名の日本軍性暴力被害者遺族が同様の訴えを起こしました。このニュースは日本国内でも、NHK、日本テレビなど複数のメディアが報じています。二件の中国国内訴訟は一九九

〇年代からの日本国内での訴訟が敗訴に終わったことを受け、被害者や遺族が自国政府に正義と日本軍性暴力被害者の名誉回復を促す行動を求めた動きです。

韓国でも日本軍性奴隸制被害者による裁判に対し、日本政府の主権免除を否定する判決が出るなど、国際的にも責任追及の機運が高まっています。しかし日本政府は、公式謝罪・法的賠償を避け、女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)や日韓合意などによる形式的な対応にとどまり、被害者の声に真摯に向き合っていません。また、中華人民共和国や朝鮮民主主義人民共和国など、アジア女性基金で対象外とされた国の中でも、被害者に対してはその形的な対応すら行われていないのが現状です。

昨年の中国国内での訴訟提起は、日本政府に謝罪と賠償を求める声が、被害者が高齢になつたり、亡くなつた後も消えないことを示しています。このニュースを受け、日本の市民からも政府に対する謝罪、賠償を求める署名が行われているので、以下政府に対して質問します。

一日中戦争から第二次世界大戦期にかけて、慰安所での性奴隸制とともに、また性奴隸制と連環する形で日本兵士による性暴力及び捕虜への性拷問が極めて広範に、多様な形で、常態的に行われていました。一九九〇年代から日本軍性暴力の被害者たちはすでに日本政府を相手取つて十件の裁判を起こしています。政府として、慰安所内での性奴隸制、いわゆる慰安婦の問題以外に、戦時性暴力の被害があつた事実を認識していますか。

二二〇二四年の四月と八月に中国山西省及び湖南省で、日本軍性暴力被害に係る訴訟

南省で、日本軍性暴力被害者の遺族及び当事者が中国高級人民法院に対し、日本政府を相手取つて損害賠償請求の訴えを起こしたことなどを政

府は把握していますか。また、本件について中国政府との協議を行つていますか。

三 すでに韓国においては反人道的犯罪行為の場合、人間としての尊厳と価値、裁判請求権と普遍的人権尊重の原則を国家免責の抗弁よりも優先させるべきであるとして、日本政府の「主権免除」を認めず、日本軍性奴隸制の被害者に対する賠償を命ずる判決が確定しています(二〇二三年十一月二十三日)。中国においても国際的な潮流に沿つた制限的国家免責の考え方に基づく「外国国家免責法」が二〇二四年一月一日より施行されました。山西省および湖南省で起きた訴訟は、この「外国国家免責法」に期待をかけたものです。

外国国家に対する差押行為は現実的に極めてハーダルが高いとはいえ、人道に対する罪について、こうした国際的潮流があることは無視できません。日本政府は、過去の人道に対する罪に対する謝罪と賠償を求める声についてどう認識していますか。

二二〇二四年八月に中国国内で日本政府を訴えた日本軍性暴力被害者の原告は、当時最高齢の方が百二歳と、人生の最晩年にさしかつています。また、その訴訟を受け継いだ子どもたちの世代もすでに平均年齢が七十年と高齢期を迎えています。こうした被害原告及びその継承人たちは最も求めているのは日本政府の公式謝罪と法的賠償です。再びの長期にわたる訴訟は、過酷な被害を経験し、高齢になつた被害者たちにとって極めて負担です。それにもかかわらず、中国では二〇一〇年代後半から新たに名乗り出る被害者が相次いでおり、謝罪を求める強い意志を示しているのです。日本政府は自発的に被害実態の調査、謝罪及び人権救済の措置を

取る考えはありますか。

五 山西省の日本軍性暴力の被害者は一九九〇年代に三件、日本政府を相手取つた損害賠償請求訴訟を起こしています。今回、山西省で提訴を行つたのは当時の原告の遺族です。この裁判で

日本の裁判所は損害賠償請求を却下したもの、三件すべてで原告の被害事実を認め、二〇〇四年に判決が出た損害賠償等請求訴訟(平成十一年(ワ)第二四九八七号損害賠償請求事件)では「戦後五十有余年を経た現在も、また、これからも、本件被害が存命の被害者原告である原告あるいは既に死亡した被害者原告らの相続人あるいは訴訟承継人である原告らの心の奥深くに消え去ることのない痕跡として残り続けることを思うと、立法府・行政府において、その被害の救済のために、改めて立法的・行政的な措置を講ずることは十分に可能であると思われる」、「いわば未来形の問題解決として、関係当事者国及び関係機関との折衝を通じ、本件訴訟を含め、いわゆる戦後補償問題が、司法的な解決とは別に、被害者らに直接、間接に何らかの慰謝をもたらす方向で解決されることが望まれることを当裁判所としても付言せざるを得ない」と、新たな立法による解決を促しています。

被害者たちも、公式謝罪・法的賠償及び歴史教育、再発防止など被害者中心のアプローチでの解決を求めてきました。

しかし、日本政府はアジア女性基金、日韓合意により一部の被害国・地域に対し、被害者が求めるのは異なる形での対応を行つてきました。この措置についても韓国など対象国の被害者からは強い非難がおきていますが、中国や朝鮮民主主義人民共和国など(これ以外のアジア女性基金の対象外である国は東ティモール、マレーシア他がある)の被害者に至つては何ら協

達障害者・難治性疾患者雇用開発コース助成金をいう。)の支給、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成二十一年二月二十三日厚生労働省策定、令和六年三月十一日改訂)の策定及び周知等といった支援を行っているところであり、引き続き、これらの取組を通じて、御指摘の「関節リウマチ患者」の「就労支援」を進めてまいりたい。

三について

お尋ねについては、「アレルギー情報センター事業実施要綱」(令和三年五月二十一日付け健発〇五二一第六号厚生労働省健康局長通知別添(最終改正 令和七年四月一日))に基づくアレルギー情報センター事業において、一般社団法人日本リウマチ学会に対して補助を行い、同要綱別紙一「アレルギー相談員養成研修会についてにおいて「保健関係・福祉関係及び医療関係等従事者を対象に、これら疾患について必要な知識を修得させることにより、地域住民等への正しい知識の普及啓発を行うための相談体制の確保を図ることとしているほか、「リウマチ・アレルギー特別対策事業実施要綱(平成十八年六月十三日付け健発第〇六一三〇〇一号厚生労働省健康局長通知別紙最終改正 令和五年四月二十五日)に基づきリウマチ・アレルギー特別対策事業において、地方自治体が「リウマチ・・・に関する正しい知識や理解を得るために、患者及びその家族並びに地域住民等に対する最新の見に基づいた正しい情報の提供、普及啓発等を実施」した場合に、その実施に要する費用の補助を行うこととし、地方自治体に対しこれらの実施を促しているところであり、ともに、国民一人一人の理解が深まるよう、必要な取組を進めてまいりたい。

令和七年六月十七日提出
質問 第三〇〇号

「地方創生二・〇基本構想」に関する質問主意書
提出者 神津たけし
意書

令和七年六月十七日提出
質問 第三〇〇号

二 「新しい地方経済・生活環境創生本部」で令和六年十二月に決定された地方創生二・〇の「基本的な考え方」においては、地方の役割として、「地域自らが真剣に考え、行動を起こし、自主的・主体的に取り組む」ことが求められているが、地方がその役割を果たすためには、十分な権限と財源が必要である。しかし、基本構想では、これまでの地方創生二・〇と同様に、地方への権限・財源の移譲は盛り込まれておらず、地方は、国が定めた政策の方針に沿った補助金・交付金に頼らざるを得ない構図となつて

想では、これまでの地方創生二・〇と同様に、地方への権限・財源の移譲は盛り込まれておらず、地方は、国が定めた政策の方針に沿った補助金・交付金に頼らざるを得ない構図となつて

いる。その結果、地方自治体において、「地域の雇用を支えるために既存の地場産業や中小企業を活性化すること」や、「生活インフラとなる医療・介護・公共交通を維持すること」といった、地域社会を維持するための死活問題への対応が難しくなると考える。さらに、人手不足・財源不足が顕著な小規模自治体では、政府が促進する新しい取組を実施する余裕がないと考える。

三 地方創生二・〇について、地方が自ら考え、自主的・主体的に取り組んでいくためには、地方自治体への思い切った権限・財源の移譲が必要であると考えるが、政府の見解を伺いたい。

四 基本構想に示された「新しい日本・楽しい日本」について

1 基本構想では、「新しい日本・楽しい日本」について、「若者や女性にも選ばれる地方」「誰もが安心して暮らし続けることができ、一人一人が幸せを実現できる地方を創つていく」などと説明されているが、具体的にどのような国を目指すのか、分かりやすく説明されたい。

2 「楽しい日本」という言葉は、公共交通や医療等の生活基盤の維持が困難となつてはいる地域では、ややもすると浮ついた印象を与えるかねず、国民との間に認識のギャップを生む可能性がある。また、「新しい日本・楽しい日本」というスローガンは、具体性を欠き、行動のきっかけとして国民に当事者意識を醸成できないと考えるが、「新しい日本・楽しい日本」に対する国民の理解をどう醸成するのか、政府の見解を伺いたい。

五 これまでの地方創生の取組では、まち・ひと・しごと創生総合戦略における個々の施策の重要業績評価指標を達成することはあつもの、人口減少や東京一極集中の大きな流れを変えるには至っていない。施策の目標設定を誤れば、地方創生の本質を見過ごして、目標を達成

る地方創生二・〇に関して、令和七年六月十三日に「地方創生二・〇基本構想(以下「基本構想」という。)を閣議決定した。基本構想は、二〇三四年度末までの十年間を対象とした構想として策定されたものであり、国は、本基本構想で示した方針を踏まえ、速やかに関連施策の展開及び新規施策の具体化を進めるなど、地方創生二・〇の取組に早急に取り掛かるとした上で、地方に対しても、地方創生二・〇を推進する取組に早期に着手するとともに、地方版総合戦略の検証及び見直しに取り組むよう求めている。

これに関連し、次の事項について質問する。

一 基本構想については、令和七年六月十三日の閣議決定に先立ち、同月三日の「新しい地方経済・生活環境創生会議」において案が示されたが、通常国会の会期末近くになつて案を公表し、国会での議論を避けたことについては、国会によるチェック機能の形骸化、国民への説明責任の不履行、多様な意見を反映する機会の喪失などの問題があるほか、行政の透明性の確保を促進し、政府に対する信頼を向上させ、実効性の高い政策への転換を図るべきであり、基本構想についても、可能な限り早い段階で案を示すべきであったと考えるが、政府の見解を伺い

たい。

そのため、日本の食料安全保障の観点からは、食料自給率の向上を図つた上で、何があつても国民が食料には困らないという環境を作る必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

また、基本構想では、スマート農業、農産物の高付加価値化、輸出拡大の加速化などがうたわれているが、地方創生においては、都会との間で比較優位にあるという観点や、食料自給率の向上という観点からも、農業に重点を置いて取組を進めるべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 地方創生二・〇基本構想に關する質問主意書
提出者 神津たけし
意書

令和七年六月十七日提出
質問 第三〇〇号

おり、その過程で基本構想の要素となる内容について国会において御議論いただいてきたところである。

二
について

基本構想においては、御指摘の「地方創生二・〇について、地方が自ら考え、自主的・具体的に取り組んでいく」とことについて、「行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組んでいく」とことや「各分野の個別の事務について、それぞれの事務や地域に適した形で、垂直補完や水平連携、デジタル技術の活用等の取組を進めるとともに、市町村の体制や、国・都道府県が処理する他の事務との共通性等も踏まえ、地方公共団体と協力して、国・都道府県・市町村の役割分担や制度の枠組みの見直しまで踏み込んだ議論を進め、必要な対応を講じていく」ことを記述している。

三の前段について

「食料・農業・農村基本計画」(令和七年四月十一日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、食料安全保障の確保の観点から、令和十二年度の「供給熱量ベースの総合食料自給率」の目標を四十五パーセントと定め、当該目標の達成に向けて、「農地、人や生資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及とが効率的に組み合わされた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保する」こととしているところである。また、基本計画において、「三千二十四年六月に成立した「食料供給困難事態対策法」(令和六年法律第六十一号)や同法の基本方針に基づき、政令で指定する食料の供給が大幅に不足する兆

政府としては、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るために基盤となる地方分権改革を推進することとしており、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成二十六年四月三十日地方分権改革推進本部決定)に基づき毎年実施している地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体への事務・権限の移譲に係る事項も提案の対象としているところであり、地方からの提案に基づき、引き続き、必要な制度改正に取り組んでまいりたい。

また、事務・権限の移譲に伴う財源措置については、「令和六年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和六年十二月二十四日閣議決定)等において、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができる

候をとらえた早期の段階から必要な措置を講じることができるよう、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び農林水産大臣を副本部長とし、全ての國務大臣を構成員とする政府対策本部を食料供給困難兆候時から設置する。その上で、政令で指定した食料又は生産資材のうち供給を確保すべき食料又は生産資材の出荷販売業者や輸入業者、生産者等への出荷販売の調整や輸入の促進、生産の促進等の要請や消費者への情報提供・働き掛けを行うなど政府一体となって総合的な対策を講ずることにより、不測時の食料供給不足による国民生活等への支障の未然防止又は「早期解消を図る」としていることころであり、政府として食料安全保障の確保に万全を期してまいりたい。

三の後段について

御指摘の「都会との間で比較優位にあるとい
う観点」の意味するところが必ずしも明らかで
はないが、農業については、地方創生において

五の1について

御指摘の「基本構想で「十年後に目指す姿」として掲げられた十四の目標値」の達成は、東京圏一極集中の是正及び地方創生の実現に資するところである。

六二
九五

ト農林水産業技術の開発及び普及を加速化する」とこととしているところであります。農業の持続的な発展に向けて取組を進めてまいりたい。

四
の
一
に
二
い
三

お尋ねについては、基本構想において、「十
年後に目指す姿」として、若者や女性にも選ば
れる地方をつくること、「地域資源を活用した
高付加価値型の地方経済をつくること、「安心
して暮らせる地方をつくること、「都市と地方
が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会
をつくること及び「A-I・デジタルなどの新技
術が活用される地方をつくる」ことをお示しし
ているところである。

四の2について

政府としては、基本構想において記載のとお

七について

七について

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

| | |
|--|--|
| 二 台湾有事が生じた場合のどの段階で、武力攻撃予測事態と認定するかの明確な定義を政府は用意しているのか。 | 一 台湾有事が生じた場合のどの段階で、武力攻撃予測事態と認定するかの明確な定義を政府は用意しているのか。 |
| | 二 武力攻撃が予測される緊迫した状況下での移動手段となる民間の航空機や船舶の確保は困難が予想される。その場合、住民と観光客を自衛隊の艦船で避難させることは想定しているのか、政府の具体案があれば示されたい。 |

| | |
|---|---|
| 三 台湾有事の際の武力攻撃予測事態を認定する上で、米軍からの情報提供は欠かせないと考えられる。情報提供は、日米安全保障条約に基づいて行われると承知するが、これを確実、円滑かつ迅速に進めるための具体案があれば政府の見解を示されたい。 | 三 台湾有事の際の武力攻撃予測事態を認定する上で、米軍からの情報提供は欠かせないと考えられる。情報提供は、日米安全保障条約に基づいて行われると承知するが、これを確実、円滑かつ迅速に進めるための具体案があれば政府の見解を示されたい。 |
| | 内閣質問二一七第三〇一号 令和七年六月二十七日 |

| | |
|---|---|
| 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 頷賀福志郎殿 衆議院議員阪口直人君提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員阪口直人君提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対する答弁書 | 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 頷賀福志郎殿 衆議院議員阪口直人君提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員阪口直人君提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対する答弁書 |
| | 内閣質問二一七第三〇一号 令和七年六月二十七日 |

| | |
|---|---|
| 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 頷賀福志郎殿 衆議院議員阪口直人君提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対する答弁書 | 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 頷賀福志郎殿 衆議院議員阪口直人君提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対する答弁書 |
| | 内閣質問二一七第三〇一二号 令和七年六月十七日提出 シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館（仮称）整備に関する質問主意書 |

お尋ねの「所在不明となった物品」の意味するところが必ずしも明らかではないが、物品管理法第三十七条の規定により各省各庁の長が作成する重要物品に係る毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書に現物未確認等の事態に係る物品が含まれていた場合には、当該物品について同法第三十八条第三項の規定に基づく国会に対する報告が適切に行われなかつたこととなるもの、そのような場合が御指摘の「虚偽の報告」に当たるか否かについては、個別具体的な事案に応じて判断する必

基づき、毎会計年度一回及び物品管理官等が交替する場合等にその都度行われている各府省庁の検査のうち、直近のもの（以下「直近の物品検査」という。）において、平成二十七年度に会計検査院が行つた実地検査の結果を記載した「平成二十七年度決算検査報告」における観点に照らし、「重要物品として物品管理簿に記録され、保管中又は供用中とされている」が、「廃棄された物品が物品管理簿等に記録されたままでなっていた」又は「現物の確認ができなかつた」事態（以下「現物未確認等の事態」という。）は確認されていない。

いずれにせよ、引き続き、物品を適正に管理することの重要性に鑑み、法令にのつとり、適切に対応してまいりたい。

定により財務大臣が指定する機械、器具等とされていところ、取得価格が五十万円以上の機械及び器具などがこれに指定されており、同法令第42条に規定する物品管理簿、物品出納簿又は物品供用簿に記録することとされている。お尋ねの「現在所在が確認できていない」、「所在不明物品」及び「所在不明」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同法第三十九条及び同令第44条第一項の規定により財務大臣が指定する機械、器具等とされていところ、取得価格が五十万円以上の機械及び器具などがこれに指定されており、同法令第42条に規定する物品管理簿、物品出納簿又は物品供用簿に記録することとされている。

要があると考えている

は、人が摂取した場合、人体にどのような影響

二について

前段のお尋ねについては、令和元年度から会

お尋ねの「所在不明となつてゐる物品」及び「所在不明物品」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一について述べたとおり、各府省庁においては、直近の物品検査において、現物未確認等の事態は確認されておらず、お尋ねの「事例」は確認されていない。

三　違反が発覚する前に市中に違反食品が回つていたケースは過去何事例あるか。あつたとすれば、なぜ、そのような事態になつたのか。健康被害はあつたのか。加えて、代表的事例もお示し願いたい。

れで十分とお考えか。人員体制など強化策はあるのか。

右質問する。

後段のお尋ねについては、「人が摂取した場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らか

内閣衆質一一七第三〇四号
令和七年六月二十七日

衆議院議長 内閣總理大臣
額賀福志郎殿 石破茂

衆議院議員長妻昭君提出輸入冷凍食品を含む
入食品の食品衛生法違反事例に関する質問に

し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出輸入冷凍食品を禁む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する

質問に対する答弁書 一〇ついて

令和元年度から令和五年度までの過去五年間
において、輸入特許の検査所による検査

において、輸入時の検疫所における検査により判明した輸入食品に係る食品衛生法（昭和二二年三月廿二日三十二号）の第三条第一項

（年法律第二百三十三号）の違反件数を国
地域ごとに件数の多いものから順にお示しす

と、中華人民共和国が九百四十二件、アメリ
合衆国が五百三十六件、ベトナム社会主義共

国が三百七十五件、タイ王国が二百十五件、
ンドが百八十九件、大韓民国が百五十九件、

湾が百四十二件、イタリア共和国が百四十件、インドネシア共和国が百十五件、フランス共

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二) 質問主意書及び答弁書

所における検査により判明した食品衛生法に違反した事例のうち、同法に違反したことが判明するまでの間に、当該事例に係る食品が国内に流通した事例は百三件あつたところ、これらの内容は同法第十三条第二項、第三項等の違反であり、当該食品による「健康被害」が生じたとの事例は承知していない。また、お尋ねの代表的事例については、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「食品衛生法に基づく全輸入品の検査率」及び「これで十分とお考えか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年度から令和五年度までの過去五年間ににおける、食品衛生法第二十七条の規定に基づく食品等の輸入届出の件数に対する検疫所における検査件数の割合は、令和元年度が八・五パーセント、令和二年度が八・五パーセント、令和三年度が八・三パーセント、令和四年度が八・四パーセント、令和五年度が八・五パーセントであつた。政府としては、輸入食品の適切な監視指導を徹底するため、検疫所職員の資質の向上、必要な職員の確保、検査機器の充実等を図つてきただところであり、その体制が不十分であるとは考えていないが、引き続きこれらの取組を進めてまいりたい。

令和七年六月十七日提出
質問 第三〇五号

政府備蓄米に関する質問主意書

提出者 田村 貴昭

政府備蓄米に関する質問主意書
昨年六月までの一年間に供給された米の量は需要量より四十四万トンも少くなり、民間在庫が

六年度産米及び一般競争入札による備蓄米の価格を高止まりさせ、購買されなくなるのはないか。

六 小泉進次郎農林水産大臣は国会で、卸の大手売上高は百二十%を超える、営業利益は五百%ぐらいと述べたが、大手卸の営業利益は不当な利益だと考えているのか。また、大手卸業者が市場価格をつり上げ、買占め・出し惜しみをした事実はあるのか。

七 政府備蓄米の八十一万トンの放出によって、二〇二六年六月末の民間在庫量が約三百万トンの見通しとなることが報道されている。米不作、価格高騰から転じて供給過剩、価格下落となる可能性はないのか。見解と対処策を示されたい。

八 銘柄米や一般競争入札による政府備蓄米の小売価格が下がれば、高値で仕入れた流通業者は、予見不可能な政府の行動によって損害を被ることになる。この損害に対する補償、対策はどうするのか。

九 政府備蓄米の八十一万トンの放出等によつて、二〇二六年六月末の民間在庫量が約三百万トンの見通しとなることが報道されている。二〇二五年秋の主食用米の生産見込みは六百八十三万トン、飼料用米からの転作を合わせると七百十九万トンが見込まれている。さらにいわゆるSBS米の供給前倒しによって流通市場に米が流入することとなる。米不作、価格高騰から転じて供給過剩、価格下落となる可能性はないのか。見解と対処策を示されたい。

十 比較的安い随意契約の備蓄米は、小売業者のみに限定され、すぐに売り切れてしまう。こども食堂・こども宅食やフードバンクに対する政府備蓄米の無償交付に支障は生じていないか。

十一 政府は予定も含めて、約八十一万トンの備蓄米を放出するが、そうなれば備蓄米の残量は約十万トンとなる。一九九三年の米不足を契機に、政府は備蓄米を二十万トンから百万トンに引き上げ、国産米で一年間供給できる水準として、百万トン程度を備蓄すると説明してきた。

今後、災害や高温障害、病虫被害等によつて、米不足が生じる可能性があり、起らなければとも限らない。十万トンの備蓄で、不測の事態に備えられるのか。また、備蓄を回復する手立てについて、また備蓄量目標を増やす考え方いか伺う。

十二 小泉大臣は本年六月八日付の日本経済新聞のインタビューに対し、「これまでの農政は生産者の保護に重点があり、供給力や国際競争力を高める視点に欠けていた」「生産を増やして余つたら『国が(面倒を)』」という話は間違いだ。

十三 気候や経済変動などで需給ギャップが生じても米不足にならないよう、ゆとりある生産量と備蓄量が求められる。減産から増産へ転換、生産者への経営維持のため、生産者への価格・所得保障が必要と考えるが、政府の考えを伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第三〇五号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員田村貴昭君提出政府備蓄米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について
お尋ねの「備蓄米放出の根拠」については、主食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第二十九条の規定に基づき、同法第四条第一項の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(以下「基本指針」という。)に即し、「備蓄米」の売渡しを行っている。

また、お尋ねの「米不足が生じたり、市場価格が上がり国民生活に影響が出たときには、備蓄米を放出する方針をとるのか。」については、引き続き基本指針に即し、「主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であつて、農林水産大臣が必要と認めるとき」に行つていく考え方である。

二について

会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第四項において、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合・・・においては、・・・随意契約によるものとする。」とされていることから、これに基づき御指摘の「随意契約による備蓄米」の売渡しを行つてゐる。

三について

お尋ねの二〇二四年産米及び一般競争入札分の三十一万トンの「店頭価格」については、必要に応じ調査し、公表しているところであり、令和七年六月二十三日に農林水産省が公表した「スーパーでの販売数量・価格の推移(KS P—IPOSデータ全国)」によれば、「二〇二四年産米」の「銘柄米」及び「ブレンド米等」の平均販売価格については、五キログラム当たり三千九百二十円となつてゐる。また、お尋ねの「目

標とする日安等」については、具体的な目標は設定していない。

四について

お尋ねの「原因」については、関係者からの聞き取りによれば、精米を行う能力や米穀の保管能力に制約がある等の事情があると承知しているが、今後、「米の安定供給等実現関係閣僚會議」において、必要な検証を行つていく考えである。また、お尋ねの「対処」については、この状況の改善を図るために、政府としては、「備蓄米」の市場への供給の早急な拡大を集荷業者等に文書で要請し、その大部分を買い入れた全国農業協同組合連合会に対し、卸売業者への販売を前倒しして行うよう対面で強く要請したところである。

五について

お尋ねについては、随意契約による「備蓄米」の売渡しは、これにより米穀の価格の低下につながることを期待して行つてゐるものである。

六について

民間企業が適正な利益を得ることは必要であると考へてゐるが、お尋ねの大手卸の営業利益は不当な利益であるか否かの判断については、民間企業の活動に関する事項であり、政府としてお答えすることは困難である。また、お尋ねの大手卸業者が市場価格をつり上げ、買占め・出し惜しみをした事実については承知していない。

七及び九について

今後の米穀の需給状況について予見することを活用することとし、その具体的方法を事前に検討する」としている。

十一の前段について

これまでの災害等における御指摘の「備蓄米」の「放出」実績については、東日本大震災の際に約四万トン及び熊本地震の際に約九十トンであることから、これらの実績に照らせば、御指摘の「不測の事態」においても対応が可能であると考えている。なお、食料供給困難事態対策法(令和六年法律第六十一号)第三条第一項の規定に基づき定めた「食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針」(令和七年四月十一日閣議決定)においては、「備蓄米」の「放出」によってもなお国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討することとしている。

十二及び十三について

御指摘の「価格が下が」った場合に関する問題としては、政府としては、農業経営の安定を図るため、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)に基づく農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付及び農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)に基づく農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行つてゐるところである。

いずれにしても、生産者への支援の在り方については、食料・農業・農村基本計画(令和七年四月十一日閣議決定)において、「水田政策の見直し」に関して、令和九年度に向けて「現場の実態を調査・検証した上で・・・見直しを検討する等としており、「米の安定供給等実現関係閣僚會議」において、必要な検証及び検討を行つていく考え方である。

八について

御指摘の「銘柄米や一般競争入札による政府備蓄米の小売価格が下がれば、高値で仕入れた流通業者は、予見不可能な政府の行動によつて損害を被る」との仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

御指摘の「無償交付」に係る「政府備蓄米」については、現時点において、申請に対して必要な全ての数量の交付を決定しているところである。また、御指摘の「生活困窮者」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘のようない「支障」が生じないよう、引き続き、教育を目的として子ども食堂、子ども宅食、フレーバンク活動等の取組を行う者に対し、「無償交付」を行つていく考え方である。

ある。

御指摘の「銘柄米や一般競争入札による政府備蓄米の小売価格が下がれば、高値で仕入れた流通業者は、予見不可能な政府の行動によつて損害を被る」との仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「備蓄量目標」については、米穀の備蓄に係る国の財政負担も勘案しつつ、「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の推進に関する決議(令和七年三月二十五日衆議院農林水産委員会決議)の二及び「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の推進に関する決議(令和七年三月二十五日参議院農林水産委員会決議)の二において、「米の生産・流通・備蓄政策全般について必要な検証を行うこと」とされていること等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

令和七年六月十七日提出
質問 第三〇六号

皇位継承問題の議論を広く国民に委ねること
に関する質問主意書

提出者 たがや 亮

皇位継承問題の議論を広く国民に委ねること
に関する質問主意書

官 報 (号外国会会議録)

木曜日 発行

令和7年10月23日

衆参両院の正副議長が国会内の各会派に呼びかけられ、昨年五月より断続的に開催された「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議（以下、「全体会議」とする）は、そもそも「悠仁親王殿下までの皇位継承順位をゆるがせにしない」「女性皇族の婚姻後の皇籍維持」「皇統に属する男系男子の養子縁組の受け入れ」を「皇族数確保のため」に進める方向で、意見のとりまとめが図られようとしたが、今国会ではその見通しがなくなった。

これは、婚姻後に皇籍に残る女性皇族の配偶者及び子の身分について、自民党などが「一般国民のまとまる」という主張をしているのに対し、立憲民主党が「皇族とすべき」との意見を出したことについて、自民党最高顧問の麻生太郎氏、立憲民主党代表の野田佳彦氏との間でやり合わせがで、これに基づいて衆参両院の正副議長で行うとした「とりまとめ案」の作成も不可能となつたからである。

しかし、そもそも「全体会議」でれいわ新選組からの出席者が主張したように、天皇の地位及び皇室の在り方は憲法第一条の定めである国民の総意に基づく国民統合の象徴という観点から見るなら、国会の各会派代表が正式の議場で意見を交わすものでもない協議の場で結論に接近するのではなく、広く国民の意見を集めて検討していくべきものである。

そうした点で、本来、皇室典範特例法案に対する附帯決議では、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について（中略）検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告する」ことを政府に求めていたにもかかわらず、有識者会議では「皇族数の確保」を検討し直接的に安定期的な皇位継承につながる課題については触れることがなかつたことも問題である。そして、この在り方について、五月十五日付読売新聞が「女系・女性天皇の容認」という二〇〇五年十一月の皇位継承に関する有識者会議報告書が提起した策の検討などを改めて提起したのは、その間隙を埋めるものとして注目すべき動きである。

昨年四月に共同通信が発表した世論調査結果では、「女性天皇の容認に賛成」が九十九%、「女系天皇の容認に賛成」が八十四%、「旧宮家男子の皇籍復帰に反対」が七十四%と示されており、この度「全体会議」で協議され「とりまとめ」が図られた内容とはあまりにかけ離れている。これは、皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づき検討したとされる有識者会議報告が、こうした世論動向を一顧だにせず、皇位継承安定の議論を避け、検討を行ったものであつたことにも起因している。

これでは、政府が附帯決議によって義務付けられた課題を立法府に対して果たしたとは言えないと。「全体会議」で立法府の意見の「とりまとめ」ができなかつたことは、そもそも政府がやるべきことと避けたことにも原因がある。結果として、非公式協議とはいえ、立法府としての検討を行つた「全体会議」の議論内容は、先にあげた共同通信世論調査に示されたような国民の意識動向とは、全くかけ離れたものとなつてしまつたとも言える。

以上を踏まえて質問する。

一 憲法第一条にあるような国民の総意に基づく皇室典範特例法案に対する附帯決議では、皇室典範改正などは実現できないと考える。

二 「全体会議」で我が党が表明したとおり、有識者会議報告が文言に盛り込んだ「悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしない」ということについては、国民的議論に基づいた再検討が必要と考える。

これは、二〇〇五年十一月の有識者会議報告書で提起され、いまや世論調査では圧倒的多数の国民が支持する皇位継承安定の在り方としての「女系・女性天皇の容認」を先送りするもので、そうした点で議論を繕るものであり、不適切と考えるが、政府の見解を示されたい。

三 婚姻後の女性皇族の配偶者・子の身分について「全体会議」で意見が分かれしたことについては、有識者会議報告書が「配偶者・子は皇族の身分を有しない」としていることにも起因する。そして、これは婚姻後に皇籍に残った女性皇族が、公務負担を実質自分だけで負うことを意味するとともに、配偶者が一般市民にとどまることで家計など生活面、さらには参政権の行使や事業の展開などで「皇室利用」につながってしまうことなど問題が多いとの指摘がある。これを考える。

四 有識者会議報告書が提起した「皇族数確保」のために「皇統に属する男系男子の養子受け入れ」及び「全体会議」で議論され、一部の会派が支持しながら「とりまとめ」に盛り込もうとした「旧十一家の男系男子を養子に迎え入れる」という点については、内閣法制局と衆参両院法制局との間で、「憲法第十四条に抵触するか否か」につ

る附帯決議では、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について（中略）検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告する」ことを政府に求めていたにもかかわらず、有識者会議では「皇族数の確保」を検討し直接的に安定的な皇位継承につながる課題については触れることがなかつたことも問題である。そして、この在り方について、五月十五日付読売新聞が「女系・女性天皇の容認」という二〇〇五年十一月の皇位継承に関する有識者会議報告書が提起した策の検討などを改めて提起したのは、その間隙を埋めるものとして注目すべき動きである。

昨年四月に共同通信が発表した世論調査結果では、「女性天皇の容認に賛成」が九十九%、「女系天皇の容認に賛成」が八十四%、「旧宮家男子の皇籍復帰に反対」が七十四%と示されており、この度「全体会議」で協議され「とりまとめ」が図られた内容とはあまりにかけ離れている。これは、皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づき検討したとされる有識者会議報告が、こうした世論動向を一顧だにせず、皇位継承安定の議論を避け、検討を行ったものであつたことにも起因している。

これでは、政府が附帯決議によって義務付けられた課題を立法府に対して果たしたとは言えないと。「全体会議」で立法府の意見の「とりまとめ」ができる

方については、国民の幅広い議論に委ねる努力をすべきである。政府としては、改めてその世論動向を把握するとともに、広く国民が安定的な皇位継承の在り方についての議論に参加できるようにし、その上に立つて立法府とも議論を進めていくべきと考える。このために政府はどういう方策をとるべきと考えるか。

二 「全体会議」で我が党が表明したとおり、有識者会議報告が文言に盛り込んだ「悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしない」ということについては、国民的議論に基づいた再検討が必要と考える。

これは、二〇〇五年十一月の有識者会議報告書で提起され、いまや世論調査では圧倒的多数の国民が支持する皇位継承安定の在り方としての「女系・女性天皇の容認」を先送りするもので、そうした点で議論を繕るものであり、不適切と考えるが、政府の見解を示されたい。

三 婚姻後の女性皇族の配偶者・子の身分について「全体会議」で意見が分かれしたことについては、有識者会議報告書が「配偶者・子は皇族の身分を有しない」としていることにも起因する。そして、これは婚姻後に皇籍に残った女性皇族が、公務負担を実質自分だけで負うことを意味するとともに、配偶者が一般市民にとどまることで家計など生活面、さらには参政権の行使や事業の展開などで「皇室利用」につながってしまうことなど問題が多いとの指摘がある。これを考える。

四 有識者会議報告書が提起した「皇族数確保」のために「皇統に属する男系男子の養子受け入れ」及び「全体会議」で議論され、一部の会派が支持しながら「とりまとめ」に盛り込もうとした「旧十一家の男系男子を養子に迎え入れる」という点については、内閣法制局と衆参両院法制局との間で、「憲法第十四条に抵触するか否か」につ

いて意見が分かれた。実際、現在は一般国民である旧宮家から男系子孫を選んで皇室に養子で迎え入れることは、同条項が定めた「身分、門地による差別の禁止」「法の下での平等」に反することは明らかだと考えるが、政府においてはどう考えるか。

五 いずれにしろ、皇位継承の安定については国民の目が届きにくい政府の有識者会議で議論し、さらにそれを立法府の正式の議場ではない「全体会議」という非公式協議の場で「静ひつに議論する」というのでは、本当の意味での目的の達成には至れない。五月十五日付読売新聞記事で提起されたように、象徴天皇制とは国民の支持なくしては成立しないものであり、国民を代表する国会議員が基本に戻つて政府の提案などを議論しそれを国民に見せていくというプロセスなくして皇位継承の真の安定につながる皇室典範改正などは実現できないと考える。

その点で、「全体会議」が意見の「とりまとめ」のベースにしようとしたこの度の有識者会議報告書は、肝心の皇位継承問題を避けるなど、方策として採用するにも問題があり、政府は今一度、議論を差し戻してやり直し、立法府に対する提案をすべきだと考える。また、二〇〇五年十一月有識者報告書で提案された「女系・女性天皇の容認」などについても、改めて議論の俎上にのせるべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一一七第三〇六号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員たがや亮君提出皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員たがや亮君提出皇位繼承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問に対する答弁書

一及び五について

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に
対する附帯決議」(平成二十九年六月一日衆議院
議院運営委員会)の一及び「天皇の退位等に関する
皇室典範特例法案に対する附帯決議」(平成二
十九年六月七日参議院天皇の退位等に関する皇
室典範特例法案特別委員会)の一に示された課
題については、政府としては、令和三年十二月
二十二日に取りまとめられた「天皇の退位等に
関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に
関する有識者会議の報告(以下「有識者会議の報
告」という。)を尊重することとして、令和四年
一月一二日に国会に報告を行ったものであり、
現在、国民を代表する議員により組織される國
会において御議論が行われていると承知してい
ることから、お尋ねについて、政府としてお答
えすることは差し控えたい。

にしてはならないということと一致しました」とされており、政府としては、有識者会議の報告を尊重している。

本国憲法及び現行の皇室典範の施行時に皇位継承権を有していた方々の子孫であることを踏まえ、養子の対象者を旧十一宮家に属する男系の男子に限ったとしても、憲法第十四条に反するものとは認識をしていないところでございます。」と答弁しているところである。

高く評価されている。しかし、我が国はラテンアメリカにおいてはコスタリカ、メキシコ、チリの三方国としかJCMを締結していない。政府は、ラテンアメリカ諸国との間で今後さらにJCMの締結を進める意向はあるか。

日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書

日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書

地政学的な緊張が高まる中、民主主義・人権の支配といった価値観を共有する国々との戦略

的パートナーシップの重要性はますます高まっている。ラテンアメリカは、主に民主的な政権で構成され、豊富な天然資源と若年層人口を有する地域であり、互いの強みを活かすことで弱点を補う強力なパートナーとなり得ると考える。他国もその重要性に気づいており、とりわけ中国は同地域への影響力を拡大している。

四 二〇二三年、当時のホンジュラス駐在の日本大使は、パナマ運河の代替となる大西洋岸と太平洋岸を結ぶ「中米横断鉄道計画」への日本の協力の意向を表明した。しかしながら、二〇二三年以降、政治情勢には大きな変化が見られ、緊張が高まり、一部の国々は同国への対外投資を

一 メキシコに進出している日系企業の間では、
日墨間の社会保障協定の締結を求める声もあ

年以降、政治情勢には大きな変化が見られ、緊張が高まり、一部の国々は同国への対外投資を撤回する動きを見せている。このような状況下においても、政府は当該プロジェクトの実現可能性と投資意向を維持しているのか。

る。現在、従業員が日本とメキシコの両国の社会保険に加入する必要があり、日系企業及び本人従業員のメキシコ市場参入への障壁となつ

においても、政府は当該プロジェクトの実現可能性と投資意向を維持しているのか。右質問する。

政府との間で社会保障協定に関する協議を開始する意向はあるか。

令和七年六月二十七日
内閣総理大臣 石破茂
衆議院議長 領賀福志郎殿

二　いわゆる二国間クレジット制度（JCM）は、経済の活性化とグリーンエネルギーへの移行を同時に促進する「ワインワインの仕組み」として開発され、世界で注目される新規の国際協力モデルとして注目されています。

衆議院議員鈴木庸介君提出日本・ラテンアメリカ外交に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木庸介君提出日本・ラテンアメリカ外交に関する質問に対する答弁書

一について

我が国が社会保障協定を締結するに当たつては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。我が国とメキシコとの社会保障協定についても、こうした方針に基づいて検討していく考え方であり、令和元年以降、これまでに二回、作業部会を開催し、両国の社会保障制度等に関する情報及び意見の交換を行っている。

二について
中南米諸国を含む、御指摘の「二国間クレジット制度」に関する二国間文書の署名国の拡大については、温室効果ガスの潜在的な削減量等も加味しつつ、戦略的に進めていく考えである。

三について

お尋ねの「環境協力条項」の具体的に意味することなどが必ずしも明らかではないが、我が国と南米南部共同市場との間の経済関係の強化の在り方については、引き続き国内の様々な意見を踏まえながら議論を進めているところであり、お尋ねについて予断をもつてお答えすることは差し控えない。

四について

御指摘の「中米横断鉄道計画」への日本の協力の意向を表明した」及びお尋ねの「投資意向」の具体的に意味するところが明らかではなく、

お尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、我が国としては、ホンジュラス政府の対応を含め、同国におけるインフラ整備の状況について関心を持って注視してまいりたい。

令和七年六月十七日提出

令和七年六月十七日提出

レアアース貿易に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

レアアース貿易に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

過去十年間でレアアースの需要は急増している。中国のレアアース規制に対し、米国イノベーション協会は、米国の自動車生産に重大な支障をもたらすおそれがあるとの懸念を表明している。我が国においても、輸入元の多様化に向けた取組を進めてはいるものの、依然としてレアアース輸入の約六十%を中国に依存しているのが現状である。一方、多くが民主主義国家で構成されているラテンアメリカ地域では、レアアース採掘に対する投資への注目が高まっており、このように中国への依存度を解消するための強力なパートナーになり得ると考えられる。

そこで、以下質問する。
一 ブラジルは中国に次いで世界二位のレアアース埋蔵量を誇り、世界の注目が集まっている。ミナスジエラライ州ではネオジム、ブラセオジム、テルビウム、ジスプロシウムなどの希土類が確認されており、二〇二七年からの本格的な生産開始により、レアアース供給の多様化において重要なプレイヤーとなる見通しである。特に、ネオジム及びジスプロシウムは電気自動車や風力発電用の高性能磁石に不可欠であり、特に後者については中国が世界供給の約九十分を占めている。我が国としても中国への依存度を下げる観点から、ブラジルのレアアース開発に

ついて投資又は協定の締結を行う意向はあるのか。

二 ペルーの鉱業大臣は現地メディアに対し、同国の地質にレアアースが含まれていると述べている。現在、ペルー南部のアブリマク州及びカハマルカ州において、モナザイト鉱床からのネオジム、セリウム、ランタンなどの存在が報告されている。昨年十一月には、我が国は「重要鉱物を含む重要物資の強じんで信頼性のあるサプライチェーン構築及び強化するための協力の重要性」を再確認する共同協力声明をペルーとの間で締結した。ここで言及されている「重要鉱物」には具体的にどのような鉱物が含まれるのか。政府は、ペルー国内の特定の鉱山開発プロジェクトへの資金提供及び「ドミニカラ共和国」とのレアアース開発を支援」といった個別具体的な取組の検討について述べることは、今後の対応に支障を来すおそれがあり、差し控えたい。また、「どのような鉱物が含まれるのか」といった共同声明の文言の詳細について逐一述べることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。いずれにせよ、一般論として申し上げれば、政府としては、我が国の中でも、堆積鉱床が存在するとの地質調査報告があり、特にランタン、ネオジム、プラセオジムなどの含有が指摘されている。日米開税交渉を担う赤澤經濟再生担当大臣が半導体やレアアースの分野で協力する可能性に関して「日米の強みを補い合うことで強靭なサプライチェーンを作り上げる」というのがベースにある考え方だ」と指摘したとの報道があるが、政府はドミニカラ共和国においてアメリカと連携し、ドミニカラ共和国のレアアース開発を支援する可能性についてどのように考えているのか。

右質問する。

衆議院議員鈴木庸介君提出レアアース貿易に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木庸介君提出レアアース貿易に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「ブラジルのレアアース開発についての「投資又は協定」、「ペルー国内の特定の鉱山開発プロジェクトへの資金提供及び「ドミニカラ共和国」とのレアアース開発を支援」といった個別具体的な取組の検討について述べることは、今後の対応に支障を来すおそれがあり、差し控えたい。また、「どのような鉱物が含まれるのか」といった共同声明の文言の詳細について逐一述べることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。いずれにせよ、一般論として申し上げれば、政府としては、我が国の中でも、堆積鉱床が存在するとの地質調査報告があり、特にランタン、ネオジム、プラセオジムなどの含有が指摘されている。日米開税交渉を担う赤澤經濟再生担当大臣が半導体やレアアースの分野で協力する可能性に関して「日米の強みを補い合うことで強靭なサプライチェーンを作り上げる」というのがベースにある考え方だ」と指摘したとの報道があるが、政府はドミニカラ共和国においてアメリカと連携し、ドミニカラ共和国のレアアース開発を支援する可能性についてどのように考えているのか。

右質問する。

令和七年六月十七日提出

令和七年六月十七日提出

医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

質問主意書

心疾患がみられ、ほかにも重篤な合併症や疾患を持つことが多いとされる。そのような場合、産まれた直後から入院そして手術を繰り返し受ける必要があり、子にも家族にも身体的・精神的・経済的負担が大きいと考える。

衆議院議長 稲賀福志郎殿

内閣衆質二二七第三〇八号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

さらに、こだわりが強い、場面の切替えが苦手などの特性から、声をあげたり、暴れるなどして他の入院患者に迷惑がかかるため大部屋での入院を断られ、差額ベッド代が必要な個室に入院せざるを得ない状況になることが多いと承知している。

差額ベッド代は、通常、公的医療保険（国民健康保険・健康保険）の三割負担や高額療養費制度の適用対象外で、全額自己負担となるため、前記手術費用に加え、差額ベッド代の金銭的負担が家族に大きくのしかかる。

一より快適な入院環境を求めて本人や家族の希望で個室を選ぶ場合ではなく、入院患者の特性等から個室を選ばざるを得ないような場合には、当該差額ベッド代も公的医療保険や、高額療養費制度の適用対象にするか、もしくは十分な助成を行うべきと考えるが、政府の見解を問う。

二 過去又は現在、このような医療的ケア児等、その子の特性で個室を選ばざるを得ないような場合に、その差額ベッド代を公的医療保険や高額療養費制度の適用対象とする又は助成する方向での議論や、検討はなされているか。これまでに議論、検討がなされている場合には、その状況や詳細をそれぞれ示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第三〇九号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣

石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について(平成十八年三月十三日付け保医発第〇三二三〇〇三号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官連名通知(最終改正 令和六年三月二十七日))においては、例えば、「患者本人の「治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合」や「病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合」には、保険医療機関は患者から、御指摘の「差額ベッド代」を求めてはならないとした上で、同通知において「実質的に患者の選択によらない場合」に該当するか否かは、患者又は保険医療機関から事情を聴取した上で、適宜判断すること」としているところ、御指摘の「入院患者の特性等から個室を選ばざるを得ないような場合」及び「その子の特性で個室を選ばざるを得ないような場合」については、同通知の「実質的に患者の選択によらない場合」に該当するか否かについて個別具体的な事実関係に即して判断されるべきものである。したがつて、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにしても、同通知の

二 まだ、同通知の見直しの「議論や、検討」はしていない。
令和七年六月十七日提出
質問 第三一〇号
健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問主意書
提出者 吉田はるみ

ず、また、同通知の見直しの「議論や、検討」はしていない。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書

一及び二について
健保証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問主意書

二〇二三年六月、政府は骨太の方針において、現在の健康保険証を原則廃止するとしたが「強制

はしない」と現行保険証の選択の余地も残していなかった。それにもかかわらず、同年十月十三日、河野太郎デジタル大臣(当時)が記者会見で、「二〇二四年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」と表明し、後に政府は二〇二四年十二月廃止と決定した。

河野デジタル大臣(当時)は廃止を表明した二〇二二年十月十三日の会見直前、厚生労働、総務の両大臣とともに岸田文雄首相(当時)に保険証の廃止方針を報告しているが、両省から開示された文書の中には、首相報告時の記録はなかった。

一 両大臣とともに岸田文雄首相(当時)に保険証の廃止方針を報告しているが、両省から開示された文書の中には、首相報告時の記録はなかった。

二 両大臣とともに岸田文雄首相(当時)に保険証の廃止方針を報告しているが、両省から開示された文書の中には、首相報告時の記録はなかった。

三 両大臣とともに岸田文雄首相(当時)に保険証の廃止方針を報告しているが、両省から開示された文書の中には、首相報告時の記録はなかった。

一 両大臣とともに岸田文雄首相(当時)に保険証の廃止方針を報告しているが、両省から開示された文書の中には、首相報告時の記録はなかった。

二 両大臣とともに岸田文雄首相(当時)に保険証の廃止方針を報告しているが、両省から開示された文書の中には、首相報告時の記録はなかった。

内閣衆質二一七第三〇九号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する

別紙
紙答弁書を送付する。

内閣衆質二一七第三一〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出健康保険証廃

カードを取得していない者及び個人番号カードの健康保険証利用のための登録をしていない者に対し、本人の申請によらず医療保険者の職権により資格確認書を交付することとし、こうした取組の周知を行うなど、環境整備に取り組んでいるところである。

令和七年六月十七日提出

労働者の過半数代表者に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

労働者の過半数代表者に関する質問主意書時間外労働・休日労働に関する協定届(以下「三六協定届」という)を当該事業者ごとに労働基準監督署に提出する場合においては、労働基準法第三十六条の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合(以下「過半数労働組合」という)がある場合にはその労働組合、過半数労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という)との書面による協定をすることがなっている。

独立行政法人労働政策研究・研修機構が二〇一八年十二月に公表した、過半数労働組合および過半数代表者に関する調査では、使用者が指名するケースが二十一・四%、親睦会の代表者等の特定の者が自動的になるケースが六・二%で、過半数代表者の選出が適正に行われていない割合はこれらを合計すると二十七・六%となつてきる。

また、二〇二五年一月八日に公表された労働基準法関係研究会報告書では、労使コミュニケーションの在り方について、「労働者が意見を集約して使用者と実効的なコミュニケーションを行える環境が整備されていることも必要となる」とされている。しかしながら、現状については、「過半数代表者の選出が、事業場において適正に

行われていない場合がある」と課題が指摘されて

いる。

内閣衆質二一七第三一一号
令和七年六月二十七日

一 労働基準監督署においては、使用者から提出された三六協定届について、「労働者の過半数を代表する者の職名・氏名」欄に記載された者が、当該事業場において適正に選出されたものであるか否かは、具体的にはどのように確認がなされているのか。「協定の当事者の選出方法」の記載内容が事実であるか否かの確認は、三六協定届における二ヶ所の「チェックボックス」にチェックがなされている場合には、原則として

は、そのことをもって適正な選出が行われたと、判断がなされているのか。

二 過半数代表者の選出過程の実態について、前記の研究会の第一回(二〇二四年一月二十三日開催)で、厚生労働省労働基準局労働条件確保改善対策室長から「その後、これが適正になつてゐるかどうか」というのはまた調査しなければならないという状況だとの発言があつたところであると承知している。今後、さらに労働基準法等の改正に向けた審議が重ねられるなかになつてきている。

三 労働基準監督官は、二〇二三年度から二〇二四年度にかけて、全国で何人増員されたのか。二〇二五年度については、二〇二四年度と比較して増員する予定はあるのか。

四 過半数代表者の選出については、かねてより使用者の意向や指名によって決定されるケースや、従業員の親睦会の代表や幹事が自動的に代

表者となるケースが相当数存在することが危惧されてきたことに対する政府の見解を示されたいふところである。

右質問する。

内閣衆質二一七第三一二号
令和七年六月十七日提出

衆議院議長 須賀福志郎殿 石破 茂
衆議院議員吉田はるみ君提出労働者の過半数代表者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員吉田はるみ君提出労働者の過半数代表者に関する質問に対する答弁書

一について

労働基準監督署においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六条第一項の規定により届出が行われた協定の書面に記載された同項等に規定する労働者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という)について、その職名、氏名及び過半数代表者の選出方法について確認を行い、疑義がある場合には、事業主に対して必要な照会を行うことにより、当該職名や当該選出方法が労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第六条の二第一項及び第二項に規定する要件に適合するか否かを判断しているところである。したがつて、御指摘の「三六協定届における二ヶ所の「チェックボックス」にチェックがなされていることのみをもつて過半数代表者の適正な選出が行われたものと形式的に判断するものではない。

二について

お尋ねについては、過半数代表者の選出方法等について、現在 独立行政法人労働政策研究・研修機構において「過半数労働組合」および「過半数代表者」に関する調査を実施しているところである。

全国における労働基準監督署の労働基準監督官の定員については、令和五年度と令和六年度

を比較して十人の増員、また、令和六年度と令和七年度を比較して十一人の増員が行われている。引き続き、労働基準監督官の増員については、厳しい行財政事情を踏まえながら適切な措置を講ずるよう努力してまいりたい。

四について

お尋ねの「過半数代表者の選出」については、労働基準法施行規則第六条の二第一項及び第二項に規定する要件を満たさない者が選出されている等の不適切な事例があることは承知している。また、厚生労働省労働基準局長が参考用に開催していた、労働基準関係法制度等に関する専門的知識を有する有識者により構成される「労働基準関係法制度研究会」が令和七年一月に取りまとめた報告書において、「労働者が過半数代表者を選出するに当たっては、不適切な選出方法がとられている実態があることにも鑑み、候補者となる労働者の意思を確認し、事業場内で周知し、労働者が選挙、信任投票等を行なうべきことを明らかにする必要がある」とされているところである。当該報告書も踏まえ、同月から、労働政策審議会において過半数代表者が適正に選出されるための方策を含む労使間のコミュニケーションの在り方について議論が行われているところであり、政府としては、引き続き、その在り方について検討してまいりたい。

質問第三一二号

令和七年六月十七日提出

質問主意書

提出者 吉田はるみ

東京外かく環状道路の費用便益比に関する質

問主意書

公共事業、特に道路建設などを開始する際には、事業がもたらす便益の総額を費用の総額で

内閣衆質二一七第三一四号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉田はるみ君提出国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問に対する答弁書

一の1について

民法(明治十九年法律第八十九号)及び戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)における「嫡出でない子」の用語の見直しについては、学者、法曹関係者、有識者及び政府関係職員を構成員として、令和元年七月以降二十五回にわたって開催された法制審議会民法(親子法)部会において、民法の嫡出推定制度に関する規定等の見直しに係る調査審議に際し、「嫡出でない子」という用語について述べたものと考えられるところ、この用語については、平成二十五年九月二十六日最高裁判所第一小法廷判決において、民法及び戸籍法において「嫡出でない子」という用語は法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子を意味するものとして用いられているものであると判示されており、政府としては、この用語が差別的な意味合いを含むものではないと考えている。したがって、「嫡出でない子」との用語を用いる民法及び戸籍法の規定が、御指摘の市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号)第二十四条に抵触するとは考へていない。その上で、政府としては、この用語の見直しについては、引き続き検討すべき課題であると認識しており、そのため国民の意識や社会情勢等を注視しているところであって、その改正の時期の見通し等をお答えすることは困難である。

一の2及び二の2について

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二) 質問主意書及び答弁書

子法制)部会においては、嫡出である子と嫡出でない子の法的な取扱いの見直しについても検討されたが、嫡出という概念は、法律上の父子関係の成立のみならず、親権者、氏の定め方等にも関わるものであり、これらの規律を見直すことについては、それぞれの規律ごとに立法事実や国民の意識等を踏まえた検討が必要であると考えられたことから、要綱案に盛り込まれなかつたものと承知しております。政府としては、現時点においても、嫡出という概念を見直す必要があることは考えておらず、その改正の時期の見通し等をお答えすることは困難であつて、嫡出という概念に関連して定められているお尋ねの各制度についても、同様である。

二の1について

御指摘の「総括所見の四十五a」は、「嫡出でない子」という用語について述べたものと考えられるところ、この用語については、平成二十一年六月十三日に、経済財政運営と改革の基本方針二〇二五「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ(骨太方針二〇二五)(以下、骨太方針といふ)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定されました。この中には、医療・介護・障害福祉分野の処遇改善・業務負担軽減等に言及されています。

そこで、以下のとおり質問します。
一 骨太方針に介護職員処遇改善が入っていますがその内容について質問します。

1 処遇改善の内容はいつまでに決定するのですか。

2 いつから介護職員処遇改善をしますか。
3 その方法は、介護報酬の期中改定による引き上げか、補助金支給か、どちらですか。

八 骨太方針では、介護・障害福祉分野の職員について、「他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組む」と明記されていますが、具体的には、月何万円の引上げ、すな

三について
お尋ねの総括所見の勧告の実施に関する情報の提供については、関係府省庁間で協力の上、適切に対応してまいりたいと考えています。

令和七年六月十七日提出
質問 第三一五号
介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問主意書

提出者 山井 和則
本年六月十三日に、経済財政運営と改革の基本方針二〇二五「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ(骨太方針二〇二五)(以下、骨太方針といふ)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定されました。この中には、医療・介護・障害福祉分野の処遇改善・業務負担軽減等に言及されています。

そこで、以下のとおり質問します。
一 骨太方針に介護職員処遇改善が入っていますがその内容について質問します。

1 処遇改善の内容はいつまでに決定するのですか。
2 いつから介護職員処遇改善をしますか。
3 その方法は、介護報酬の期中改定による引き上げか、補助金支給か、どちらですか。

八 骨太方針では、介護・障害福祉分野の職員について、「他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組む」と明記されていますが、具体的には、月何万円の引上げ、すな

三 令和六年四月から、訪問介護の介護報酬が引き下げられましたが、それに対する深刻な影響、被害が増えています。令和六年六月以降、今まで、廃業、倒産した、訪問介護事業者や介護施設は何件と、政府は認識していますか。

四 介護職員処遇改善は、待ったなしの状況なので年内に、介護職員処遇改善のための介護事業者への補助金を支給すべきではありませんか。政府の見解を示して下さい。

五 介護事業者の廃業や倒産が増えているのに、なぜ、骨太方針に入れるだけで、今年度は、介護職員処遇改善の予算をつけないのでですか。政府の見解を示して下さい。

六 政府は、税収の増収分を還元するために、国民一人当たり二万円の給付金を検討していますが、給付金を配る財源があるなら、今年度中に増収分を財源に、介護職員処遇改善の補助金を支給すべきではありませんか。政府の見解を示して下さい。

七 多くの介護事業者が、経営難や人手不足により、倒産、廃業しているのに、なぜ、政府は、私たちが要望している介護職員処遇改善の補助金支給の今年中の実現を拒否しているのですか。なぜ、今年度は介護職員処遇改善が必要なく、来年四月からは必要なのか、政府の見解を示して下さい。

八 骨太方針では、介護・障害福祉分野の職員について、「他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組む」と明記されていますが、具体的には、月何万円の引上げ、すな

わち処遇改善を目指すのですか。また、その処遇改善は、いつまでに実現するのですか。政府の見解を示して下さい。

九三

家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問主意書

林官房長官は、本年六月十六日の記者会見で、「石破総理は、自民党総裁として政調会長に、本当に困っている方々に重点を置いた給付金を来るべき参議院選の公約に盛り込みを検討するように指示しています」「その際には子ども及び住民税非課税の低所得世帯の大人的方々には一人四万円、その他の方々には一人二万円としたいという考え方述べられておられます」「この水準は、年間の食費に係る消費税負担額が、家計調査をもとにいたしますと一人二万円程度、マクロの消費税収をもとにすると一人四万円程度とされていることを念頭に置いている」と発言されました。

そこで、以下のとおり質問します。

一 官房長官が言及した家計調査では、一人当たりの年間の食費はいくらですか。また、その数字をもとに計算する場合の食費の月額、日々の額も、それぞれ可能な限り示して下さい。

二 官房長官は、「年間の食費に係る消費税負担額が、家計調査をもとにいたしますと一人二万円程度」と発言されていますが、この「一人二万円程度」とは、正確にはいくらですか。

三 年間の食費に係る消費税負担額を一人二万円とした場合の、一人当たりの年間の食費はいくらになりますか。また、その場合の食費の月額、日々の額と併せて可能な限り示して下さい。

四 官房長官は、「マクロの消費税収をもとにすると一人四万円程度」と発言されていますが、この「一人四万円程度」とは、正確にはいくらですか。また、この数字をもとに給付金の額を検討しなかつた理由を示して下さい。

五 官房長官は、「この水準は、年間の食費に係る消費税負担額が、家計調査をもとにいたしますと一人二万円程度、マクロの消費税収をもとにすると一人四万円程度とされていること」と

林官房長官は、本年六月十六日の記者会見で、「石破総理は、自民党総裁として政調会長に、本当に困っている方々に重点を置いた給付金を来るべき参議院選の公約に盛り込みを検討するように指示しています」「その際には子ども及び住民税非課税の低所得世帯の大人的方々には一人四万円、その他の方々には一人二万円としたいという考え方述べられておられます」「この水準は、年間の食費に係る消費税負担額が、家計調査をもとにいたしますと一人二万円程度、マクロの消費税収をもとにすると一人四万円程度とされていることを念頭に置いている」と発言されました。

そこで、以下のとおり質問します。

一 官房長官が言及した家計調査では、一人当たりの年間の食費はいくらですか。また、その数字をもとに計算する場合の食費の月額、日々の額も、それぞれ可能な限り示して下さい。

二 官房長官は、「年間の食費に係る消費税負担額が、家計調査をもとにいたしますと一人二万円程度」と発言されていますが、この「一人二万円程度」とは、正確にはいくらですか。

三 年間の食費に係る消費税負担額を一人二万円とした場合の、一人当たりの年間の食費はいくらになりますか。また、その場合の食費の月額、日々の額と併せて可能な限り示して下さい。

四 官房長官は、「マクロの消費税収をもとにすると一人四万円程度」と発言されていますが、この「一人四万円程度」とは、正確にはいくらですか。また、この数字をもとに給付金の額を検討しなかつた理由を示して下さい。

五 官房長官は、「この水準は、年間の食費に係る消費税負担額が、家計調査をもとにいたしますと一人二万円程度、マクロの消費税収をもとにすると一人四万円程度とされていること」と

発言されていますが、年間の食費に係る消費税負担額が、家計調査をもとにした場合と、マクロの消費税収をもとにした場合で、二万円程度、すなわち、倍程度の差が出る理由について、政府の見解を示して下さい。

右質問する。

内閣衆質二二七第三一六号

令和七年六月二十七日
内閣總理大臣 石破 茂

衆議院議長 領賀福志郎殿
衆議院議員山井和則君提出家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、総務省の家計調査令和六年平均の結果に基づいて、食料に係る年間支出金額(主として軽減対象課税資産の譲渡等)消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係る支出金額であると考へられる分に限る。以下同じ。等を基に計算した金額は、二人以上の世帯は一人当たり税込六万百七十六円である。また、その場合において、平均月額(当該金額を十二箇月で単純に除した額をいう。)は、二人以上の世帯は一人当たり税込約二万四千九百十八円、二人以上の世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約二万四千九百八十一円であり、平均日額(当該金額を三百六十六日で単純に除した額をいう。)は、二

人以上の世帯は一人当たり税込約八百十円、二人以上の世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約七百十一円である。
なお、お尋ねについて、二人以上の世帯の場合と同様の方法で計算すると、総世帯は一人当たり税込約三十一万五千六百八十八円、総世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約二万四千六百二十八円である。また、その場合において、平均月額(当該金額を十二箇月で単純に除した額をいう。)は、総世帯は一人当たり税込約二万六千三百七円、総世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約二万二千八百八十六円であり、平均日額(当該金額を三百六十六日で単純に除した額をいう。)は、総世帯は一人当たり税込約八百六十三円、総世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約七百五十円である。

二について
お尋ねについては、総務省の家計調査令和六年平均の結果に基づいて、二人以上の世帯のうち勤労者世帯における食料に係る年間支出金額等を基に計算した結果である約一万九千二百七十二円及び総世帯のうち勤労者世帯における当該結果である約二万三百四十三円である。

三について
お尋ねの「年間の食費に係る消費税負担額を一人二万円とした場合の、一人当たりの年間の食費」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に軽減対象課税資産の譲渡等に課された消費税額及び当該消費税額を課税標準として課された地方消費税額の合計額が二万円であることを前提とした当該軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税法第二十八条第一項本文に規定する課税資産の譲渡等の対価の額、当該軽減対象課税資産の譲渡等に課された消費

人以上の世帯は一人当たり税込約八百十円、二人以上の世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約七百十一円である。
なお、お尋ねについて、二人以上の世帯の場合と同様の方法で計算すると、総世帯は一人当たり税込約三十一万五千六百八十八円、総世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約二万四千六百二十八円である。また、その場合において、平均月額(当該金額を十二箇月で単純に除した額をいう。)は、総世帯は一人当たり税込約二万六千三百七円、総世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約二万二千八百八十六円であり、平均日額(当該金額を三百六十六日で単純に除した額をいう。)は、二

人以上の世帯は一人当たり税込約八百十円、二人以上の世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約七百十一円である。
なお、お尋ねについて、二人以上の世帯の場合と同様の方法で計算すると、総世帯は一人当たり税込約三十一万五千六百八十八円、総世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約二万四千六百二十八円である。また、その場合において、平均月額(当該金額を十二箇月で単純に除した額をいう。)は、総世帯は一人当たり税込約二万六千三百七円、総世帯のうち勤労者世帯は一人当たり税込約二万二千八百八十六円であり、平均日額(当該金額を三百六十六日で単純に除した額をいう。)は、二

れられた地方消費税額の合計額を指すとすれば、その金額を計算すると、税込約二十七万円である。また、その場合において、平均月額(当該金額を十二箇月で単純に除した額をいう。)は二万二千五百円であり、平均日額(当該金額を三百六十六日で単純に除した額をいう。)は約七百四十円である。

四について
前段のお尋ねについては、令和七年度予算における軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税収等を基に計算した結果である約四万四百十八円である。
また、後段のお尋ねについては、石破内閣總理大臣が自由民主党総裁として、令和七年六月十三日の記者会見において、「政調会長に、決してバラマキではなく、本当に困っておられる方々に重点を置いた給付金を来るべき参議院選の公約に盛り込むよう検討するように指示をいたしました」と述べたものと承知しており、同月十九日に同党が公表した「日本を動かす・暮らしを豊かに」においては、「子供や住民税非課税世帯の大人の方々には一人四万円・・・を給付します」と記載されているものと承知している。

五について
お尋ねの「家計調査における支出金額を基にした推計の結果とお尋ねの「消費税収」を基にした推計の結果とが相違する要因については、お尋ねの「家計調査」については、国民生活における家計の収入や支出等の実態を把握し、国の経済政策や社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的としたサンプル調査であること、お尋ねの「消費税収」については、お尋ねの「家計調査」の結果を基に計算することができない訪日外国人旅行者が支払った消費税額も推計の結果に反映されていること等によるものと考えられる。

令和七年六月十七日提出
質問 第三一七号

物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問主意書

も、今の状況は、なかなかそれを許すような状況はないということをございます。」と答弁している。しかし、同年六月十三日の記者会見で、石破総理は税収動向を見極めて、国民一人当たり二万円の現金給付を行うと表明した。わずか四ヶ月の間に石破総理の発言が真逆になつてのことについて、政府は、どのように考えているのか示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第三一七号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

光熱費を中心とした生活必需品の価格上昇は、国民生活を圧迫している状況であり、早急な支援策が求められていると考える。

こうした中、与党内部では次期参議院議員通常選挙に向けて、全国民への一律現金給付などを公約に盛り込むとの報道もあるが、令和七年六月十一日の党首討論の場において、このことを問われた石破総理は「政府の中でそれを検討したことはない」と答弁した。

以上を踏まえ、政府に対し質問する。

一 与党が公約として検討しているという全国人民への一律現金給付について、政府としては一切

検討していないという立場でよいか、事実関係を明らかにされた上で、現金給付を含めた直接的な支援策を講じない場合、物価高が長期化した際の国民生活への影響をどのように緩和する考えか。

二 同年二月三日の衆議院予算委員会において、石破総理は「税収増は、今申し上げたような背景によって行われたものでございますが、では、その分、国民の皆様方にお返しできるほど税収増があるのか。それよりは、国の財政状況というものを、不測の事態にも備えまして、更に安定をさせていくことも必要なではないかと我々として考えておるところをございます。できるものであればお返ししたいけれど

衆議院議員中谷一馬君提出物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問に対する答弁書
〔別紙〕

一について

御指摘の「与党が公約として検討している」という全国人民への一律現金給付に係る政府の対応については、令和七年六月二十日の記者会見において、赤澤国務大臣が「給付金について

おいて・・・物価高対策として、子供や住民税非課税世帯の大人は一人四万円、その他の国民一人二万円と、マイナンバーカードの活用で手続きの簡素化、迅速化に努める旨、盛り込まれたというふうに承知をしております。この給付金については、先週、石破総理が自民党総裁として政調会長に対し検討するよう指示されたもので、その後、記者会見で高額所得者の方々

に手厚く支援するのではなく、本当に困つている方々に重点を置くことが可能であること、早期の実施が可能であることがいついた、今物価高に苦しんでる方々への対応としての効果にも言及されたというふうに承知をしております。政府としてはですね、この与党の検討を踏まえて、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。」と述べているとおりであり、今後とも適切に対応していく。

お尋ねの「物価高が長期化した際の国民生活への影響をどのように緩和する考え方」については、「直接的な支援策」の意味するところが必要も明らかではないが、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)に基づき、「賃上げこそが成長戦略の要」であるとの認識の下、「日本経済全体で一パーセント程度の実質賃金上昇を定着させることとしており、その上で、「足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和六年度補正予算や令和七年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜くこととしているところであり、今後とも適切に対応していく。

二について

御指摘の令和七年二月三日の衆議院予算委員会における石破内閣総理大臣の発言については、当該記者会見において、同内閣総理大臣が自由民主党總裁として、「政調会長に、決してばら撒きではなく、本当に困つておられる方々に重点を置いた給付金を来るべき参議院の公約に盛り込むよう検討するように指示をいたしたところをございます。その際、財政を悪化させない、将来世代に負担を負わせることは決してないよう、税収動向などを見極めながら、適切に財源を確保して赤字国債には依存しないということ・・・もあわせて指示をいたしたところをございます。」と述べていると承知しております。

御指摘の同年二月三日の衆議院予算委員会における石破内閣総理大臣の発言の趣旨等については、同月十四日の衆議院本会議において、同内閣総理大臣が、「先日の答弁では、令和六年度当初税収との比較で令和七年度税収が八・八兆円増加していますのは事実でございますが、一方におきまして、現下の厳しい財政事情等を踏まえた議論が必要であるということを

申し述べたところをございます。具体的には、令和七年度の国の歳出は、給与改善や物価動向の反映などを行いつつ、政策的予算を適切に確保した結果、百十五・五兆円と過去最高となりました。その結果、過去最高と見込まれます税収を歳出に充てましてもなお、赤字公債を含め、二十八・六兆円の新規国債を発行いたしております。そして、令和七年度末の国の債務残高が約千百二十九兆円、GDP比で百七十九パーセントに上る見込みでございます。国民の皆様方にお返しできるような状況にあるかどうかにつきましては、厳しい財政事情だけではなく歳出による給付等も考慮が必要があることから、具体的にお答えすることは困難でございますが、税収が増加していることのみをもって税金を取り過ぎているとの御指摘は、必ずしも適切ではないものと考えております。」と述べたとおりである。

その上で、御指摘の同年六月十三日の記者会見における同内閣総理大臣の発言については、当該記者会見において、同内閣総理大臣が自由民主党總裁として、「政調会長に、決してばら撒きではなく、本当に困つておられる方々に重点を置いた給付金を来るべき参議院の公約に盛り込むよう検討するように指示をいたしたところをございます。その際、財政を悪化させない、将来世代に負担を負わせることは決してないよう、税収動向などを見極めながら、適切に財源を確保して赤字国債には依存しないといふこと・・・もあわせて指示をいたしたところをございます。」と述べていると承知しております。

御指摘の同年二月三日の衆議院予算委員会における同内閣総理大臣の発言と「真逆になつておる」ものではないと考えている。

令和七年六月十七日提出
質問 第三 一八号保育所等における医療的ケア児の支援のため
の看護師配置等に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

政府は、保育所等(保育所、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。)において医療的ケア児の受入れを可能とするために、一定の措置を行っているが、特に一型糖尿病の子どもを受け入れるための保育所等における看護師等(保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)の配置は十分とは言い難く、解決すべき課題が山積していると考えるところ、次の事項について質問する。

一 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第六条第一項は、保育所の設置者は在籍等している医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有する旨を規定している。また、同法附則第二項において、政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

1 同法の施行後も、保育所等に看護師が配置されていない等の理由から、医療的ケア児が保育所等への入所を拒否されたり退所を要求されたりする事例や、保育所等への入所に当たつて保護者が常に付き添うことが条件になつている事例が存在する。政府は、このような事例の存在を認識しているか。また、このような事例が存在する現状に照らして、同法第四条が定める国の責務として必要十分な施策を措置していると評価しているか。

2 医療的ケア児が保育所等への入所を拒否されたり退所を求められたりする事例等を含め、同法附則第二条第二項に基づき、政府が求められている医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策についての検討状況及び検討の結果に基づいて講じられた措置の状況を示されたい。

二 医療的ケア児の支援については、令和元年地方分権改革に関する提案募集に対し、富山市、福井市等から、「医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大」として、健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認めるよう提案されていたものと承知している。

このような提案に対し、関係府省からは、医療的ケア児の支援については、「医療的ケア児(以下「居宅」以外の保育所等を訪問先として認めるよう提案されていたものと承知している。

3 前述の令和元年の提案の追加共同提案団体の一つであつた横浜市は、国の制度及び予算に関する提案・要望書(令和六年六月)において、「医療的ケア児・者等の訪問看護利用によるとした上で、すでにこれらの事業による補助を行い、医療保険の給付対象とは重複のないよう制度設計を行つては、「医療的ケア児は、既存の事業では支払いの必要がなかつた利用者及び保険者からの理解を得ること等の課題が考えられる旨の回答があつたと承知している。

三 こども家庭庁は、令和七年度予算において医療的ケア児総合支援事業を措置しており、医療的ケア児等コーディネーターの配置等について補助を行つては、「医療的ケア児等コーディネーターを配置して市町村数が全市町村の約半数にとどまるところ、その原因について、政府はどのように分析しているのか。

1 こどもまんなか実行計画二〇二五によると、医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数が全市町村の約半数にとどまるところ、その原因について、政府はどのように分析しているのか。

2 医療的ケア児の家族が就労を継続するための「一となつて」いるが、その理由を示されたい。また、医療的ケア児の受け入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受け入れを開始する自治体について、国補助割合を三分の一にかさ上げしている理由も併せて示された。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援を全国的に進めていくに当たり、現在予算措置で行つている医療的ケア児等コーディネーターの設置を、都道府県等の努力義務とすべ

ると考えているならば、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第四条によつて医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施することは国の責務とされていることに鑑み、医療的ケア児保育支援事業に係る経費に関しては、医療的ケア児の受け入れ体制拡充のために、国による全額補助又は国の補助割合の大幅な引上げが必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 社会福祉士及び介護福祉士法の平成二十三年の一部改正に伴い、所定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた保育士等が、一定の条件下で喀痰吸引等の特定の医療的ケア(以下「特定行為」という。)を実施できるようになった。

1 一型糖尿病患者が必要とする血糖測定、インスリン注射及び皮下注射の管理(以下「血糖測定等」という。)は、特定行為に含まれず、看護師等の免許を有する者のみが実施するとされているところ、この理由について示されたい。

2 特定行為に含まれる喀痰吸引及び経管栄養と、特定行為に含まれない血糖測定等との間には、医療事故の発生可能性に違いがあるのか、政府の見解を示されたい。

五 保育所における看護師等・助産師を除く。以下の配置については、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第二項の規定(以下「特例」という。)により、経過措置として当分の間、看護師等を一人に限り保育士とみなすことができるのこととされている。

1 看護師等を配置している保育所等の数及び全保育所等に対する割合を示されたい。

2 保育所への看護師等の配置については、特例による措置はあるが、公立、私立の別を問わず義務付けられていない。その理由を示されたい。

3 特例を利用して保育所に看護師等を一人配置したとしても、当該看護師等が欠勤する場合等には医療的ケア児への対応ができなくなることから、医療的ケア児の受け入れが困難であることに変わりはない。看護師等を二人以上配置するに当たつての支援策はあるか。ま

た、医療的ケア児を受け入れている保育所等において看護師等が欠勤する場合等に、当該保育所等が代わりの看護師等を確保するための支援策を講じているか。

4 横浜市では、看護師等を複数配置し、常に医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として認定し、医療的ケア児の保育所等での安全な受け入れを推進している。保育所等での医療的ケア児の受け入れを希望する家族に対し、適切な対応を迅速かつ確実に行うためには、あらかじめ受入体制を構築しておくことが重要であり、衆議院議員中谷一馬君提出保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問に対する答弁書

一の1について

前段のお尋ねについては、国庫補助事業である「令和五年度こども・子育て支援推進調査研究事業における保育所等における医療的ケア児の受け入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究」において、保育所等における医療的ケア児の受け入れ状況等について調査を行ったところであり、御指摘の「医療的ケア児が保育所等への入所を拒否された」事例について、公定価格で措置すべきであるという意見があるが如何か。政府の見解を示されたい。

六 保育所等に看護師等が配置されていないことや、保育所等に看護師等が配置されていても当該保育所等において血糖測定等の前例がないことを理由に、一型糖尿病の子どもへの保育の提供が制限される事例が存在する。こども家庭庁成育政策課事務連絡保育所等における障害のある子どもの受け入れについて」(令和六年十二月五日)では、正当な理由なく、障害を理由として保育の提供を拒否する等の不当な差別的取扱いを禁じているところ、これらの理由

は、同事務連絡が示す「正当な理由」に該当するか。右質問する。

令和七年六月二十七日
内閣衆質二一七第三一八号
衆議院議長 須賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

一の2について
お尋ねについては、医療的ケア児法附則第二条第二項の規定に基づき検討した結果、例えば、国庫補助事業である「令和六年度子ども・子育て支援および受け入れ方策等に関する子育て支援等推進調査研究事業」における「障害児保育の財政支援および受け入れ方策等に関する調査研究」において、保育所等における医療的ケア児の受け入れ状況等について調査を行ったところである。

二の1及び2について

お尋ねの「原則として二分の一となっている」理由については、「多様な保育促進事業の実施について」(令和六年三月三十日付け成保第百七十九号)こども家庭庁成育局長通知。以下「局长通知」という。における他の事業との整合性等を総合的に勘案した結果であり、御指摘の「国による全額補助又は国の補助割合の大幅な引き上げ」は考えていない。また、お尋ねの「国の補助割合を三分の二に引き上げしている理由」については、保育所等における医療的ケア児の新たな受け入れに必要な費用の補助を行うことにより、異なる受け入れ体制の拡充を図るためである。

二の3について

お尋ねについては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護は、居宅での療養を受けたいという在宅医療に係るニーズに対応するため、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受けれる状態にある者であつて通院による療養が困難な者に対する療養上の世話又は必要な診療の補助を保険給付の対象としていること等から、御指摘の「医療的ケア児・者等の訪問看護利用について、保育所や学校、障害福祉サービス事業所など、居宅以外においても利用」した場合を保険給付の対象とすることについては、慎重な

検討が必要と考えている。なお、局長通知別添三「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」(以下「局長通知別添」という)において、「自治体や医療機関等において雇い上げた看護師等を定期又は不定期に巡回による方法により保育所等に派遣する」場合には、医療的ケア児保育支援事業(局長通知別添に基づく医療的ケア児保育支援事業をいう。以下同じ)の補助対象としている。

三の1について

御指摘の「医療的ケア児等コードイネーテーを配置している市町村特別区を含む。以下同じ。」の数については、令和四年度末時点で九百八、令和五年度末時点で千六十と着実に増加しているところであるが、お尋ねについては、例えば、医療的ケア児の支援に係る専門性を有する人材の不足等の様々な要因があると承知している。政府としては、現在、医療的ケア児等支援事業(医療的ケア児等総合支援事業の実施について)(平成三十一年三月二十七日付け障害発〇三三七第十九号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく医療的ケア児等総合支援事業をいう)において、市町村における「医療的ケア児等コードイネーター」の配置に要する経費を補助しているところであり、引き続き、当該事業を通じて、医療的ケア児に対する地域の支援体制の整備を進めてまいりたい。

三の2について

お尋ねについては、御指摘の「医療的ケア児等コードイネーター」は、例えば、医療的ケア児の就園及び就学が円滑に進むよう、保育所等の家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)以下「医療的ケア児法」という。第四条の規定を踏まえ、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)」は、例えれば、医療的ケア児の就園及び就学が円滑に進むよう、保育所等の訪問し、その受け入れについて助言する等、医療的ケア児とその家族が抱える課題に対し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの総合的な調整、当該サービスの紹介、関係機関との連絡調整等を実施しているものと承

御指摘の「喀痰吸引等」については、厚生労働大臣が参考を求めて開催していた、「喀痰吸引等」の安全性や技術等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に

知している。また、お尋ねの「その実績」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各地方公共団体における「医療的ケア児等コーディネーター」によるこうした支援の実施件数については、把握していない。

三の3について

御指摘の「現在予算措置で行っている医療的ケア児等コーディネーターの設置を、都道府県等の努力義務とすべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各都道府県及び各市町村における「医療的ケア児等コーディネーターの設置」については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二十第一項に規定する都道府県障害児福祉計画及び同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画で、「成果目標」を設定することが適切である事項について、「医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和八年度末までに、・・・各都道府県及び各市町村において、・・・医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、地域での設置であつても差し支えない」としており、政府としては、こうした仕組み等を通じて、医療的ケア児及びその家族に対する全国的な支援を推進しているところである。

四の1について

御指摘の「喀痰吸引等」については、厚生労働大臣が参考を求めて開催していた、「喀痰吸引等」の安全性や技術等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に

知している。また、お尋ねの「その実績」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各地方公共団体における「医療的ケア児等コーディネーター」によるこうした支援の実施件数については、把握していない。

三の3について

御指摘の「現在予算措置で行っている医療的ケア児等コーディネーターの設置を、都道府県等の努力義務とすべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各都道府県及び各市町村における「医療的ケア児等コーディネーターの設置」については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二十第一項に規定する都道府県障害児福祉計画及び同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画で、「成果目標」を設定することが適切である事項について、「医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和八年度末までに、・・・各都道府県及び各市町村において、・・・医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、地域での設置であつても差し支えない」としており、政府としては、こうした仕組み等を通じて、医療的ケア児及びその家族に対する全国的な支援を推進しているところである。

四の2について

取りまとめた「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について 中間まとめ」において、「介護職員等がたんの吸引等を行う上での安全確保に関する基準を設け、医師・看護職員と介護職員等の連携・協働の確保等、基準の遵守について指導監督の仕組みを設ける」とされたことを踏まえて、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第十一条第二項の規定において、「介護の業務に従事する者に対して・・・必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者・・・が行う研修・・・の課程を修了したと都道府県知事が認定した者」が、同法附則第十条の規定に基づき「診療の補助として、医師の指示の下に」行うとともに、安全確保のために「医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない」とした上で、その具体的な行為については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)において定めているところである。

五の1について

お尋ねについては、把握していない。

五の2について

お尋ねについては、把握していない。

五の3について

お尋ねについては、「保育所等における障害のあることの受入れについて」(令和六年十二月五日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡において示しているとおり、「正当な理由で、個別の事案ごとに、例えられないことから、「保育所への看護師等の配置」の「義務付け」を行っていないところである。

五の4について

お尋ねについては、把握していない。

五の5について

お尋ねについては、政府としては、医療的ケア児保育支援事業により、保育所等における医療的ケア児の受入れを推進していく考えであり、保育所等における御指摘の「看護師等の配置」については、現時点において、「公定価格で措置」することについては検討していない。

六について

お尋ねについては、「保育所等における障害のあることの受入れについて」(令和六年十二月五日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡において示しているとおり、「正当な理由で、個別の事案ごとに、例えられないことから、「保育所への看護師等の配置」の「義務付け」を行っていないところである。

七について

お尋ねについては、「保育所等における障害のあることの受入れについて」(令和六年十二月五日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡において示しているとおり、「正当な理由で、個別の事案ごとに、例えられないことから、「保育所への看護師等の配置」の「義務付け」を行っていないところである。

八について

お尋ねについては、把握していない。

九について

お尋ねについては、把握していない。

十について

お尋ねについては、把握していない。

質問 第三一九号
持続可能な病院経営に関する質問主意書

提出者 水沼 秀幸

令和七年六月十七日提出

一方、御指摘の「一型糖尿病患者が必要とされる血糖測定、インスリン注射及び皮下注射の管理」を、「一型糖尿病患者が必要とする血糖測定」(穿刺を伴うものに限る。)及び「インスリン注射及び皮下注射」と解すれば、これらの行為を含め、同令に定めるものに含まれていない医行為(医師の医学的判断及び技術をもつてする行為)により定めるものに含まれていない医行為(医師の医学的判断及び技術をもつてする行為)でなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為をいう。)については、市町村の関わり方も含め、地域の実情によつて様々なであること等から、政府としてこれに一律に補助するのではなく、「医療的ケア児の保育について」の「ノウハウ」の「蓄積」に資するよう、引き続き、局長通知別添に基づく医療的ケア児保育支援事業により、「自治体や医療機関等において雇い上げた看護師等を定期又は不定期に巡回による方法により保育所等に派遣することや、「医療的ケア児の受け入れを行う保育所等において雇い上げた看護師等及び看護師等が医療的ケア児の保育に必要となる知識及び技術の習得、維持及び向上を図る研修受講のため」の「保育士等及び看護師等の研修受講に係る費用の補助」等を行っていく考え方である。

十一について

総務省では、公立病院が不採算医療や特殊医療などの地域医療にとって重要な役割を担っていることを踏まえ、地方財政措置を講じてきたとの見解が示されている。具体的には、病院事業債について、公立病院の新設および建て替え等に対する

| | | | |
|-----------|----------------------------|-----------|-------------|
| 質問 第三二一〇号 | 子育て版ケアマネジャー導入に関する質問主 意書 | 提出者 阪口 直人 | 令和七年六月十七日提出 |
| | | | 【実績】は一件である。 |

| | | | |
|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 厚生労働省が六月四日公表した令和六年の人口動態統計(概数)で日本人の子どもの数(出生数)は六十八万六千六十一人と初めて七十万人を割つた。一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率も一・一五と過去最低を更新した。国の予想よりも十五年早いペースで少子化が進んでいる実態が明らかになつたと承知している。要因の一つに、若者が日本では子育てをしにくないと考えていることがある。内閣府が公表した二〇二〇年度の少子化社会に関する国際意識調査によると、スウェーデンでは約九十七ハーセントが子育てしやすいと回答しているのに対し、日本の場合、子育てしやすいとの回答は約三十八%に留まっている。一方で、令和五年度の人工妊娠中絶件数は十二万六千七百三十四件で、前年度に比べ、四千九件(三・三%)増加している。周囲に相談できない親による新生児の虐待死事件や赤ちゃんボストへの子どもの置き去りも絶えないと承知している。 | 子育て版ケアマネジャー導入に関する質問 主意書 | 子育て版ケアマネジャー導入に関する質問 主意書 | 子育て版ケアマネジャー導入に関する質問 主意書 |
| | 【実績】は一件である。 | 【実績】は一件である。 | 【実績】は一件である。 |

| | | | |
|--|--------------|-------------|--------|
| 衆議院議員阪口直人君提出子育て版ケアマネジャー導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 | 内閣衆質二一七第三二〇号 | 内閣総理大臣 石破 茂 | 右質問する。 |
| | 令和七年六月二十七日 | 令和七年六月二十七日 | 右質問する。 |

| | | |
|--|---|---|
| 二 母子保健の強化を目指した伴走型相談支援と経済的支援の一環で、産前产后に面談を受けると給付金が交付される取組があるが、多くの自治体が面談業務を民間業者に委託していると承知している。三回実施される給付金を受領するための面談は妊娠届出時、妊娠八か月頃と出産後に行われるものの、給付金を受けるための面談が民間委託の場合、妊婦が相談に行くたびに異なる専門家が相談に応じる事例が生じている | 二にについて お尋ねについては、「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)ガイドライン」(令和七年三月三十一日付け成環第百四十七号)「ども家庭庁成育局長通知別添」において、御指摘の「相談業務を民間業者に委託する場合」について個別に記載していないが、「相談業務を民間業者に委託する場合」も含め、同ガイドラインにおいて「妊婦等包括相談支援事業」における「面談の継続性の担保」として、「面談内容の継続性の担保や妊産婦との関係構築の観点からは、同じ者が継続して面談を行うことは一定の意義があるが、面談希望日と面談者の勤務日が合わない場合や、対象者の抱えている課題と面談者の専門性、対象者との相性等を踏まえて担当変更が望ましい場合など、必ずしも同じ者が担当出来ないことも考えられる。たとえそのような場合でも、前回の面談情報を共有するなど連携を密にして、妊産婦に寄り添い、多様なニーズを踏まえて適切なサービスにつなぐことが重要である。面談を外部に委託している場合も、連絡会の実施や随時の情報共有などの工夫を行うことが望ましい」と示しているとおりである。 | 二にについて お尋ねについては、「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)ガイドライン」(令和七年三月三十一日付け成環第百四十七号)「ども家庭庁成育局長通知別添」において、御指摘の「相談業務を民間業者に委託する場合」について個別に記載していないが、「相談業務を民間業者に委託する場合」も含め、同ガイドラインにおいて「妊婦等包括相談支援事業」における「面談の継続性の担保」として、「面談内容の継続性の担保や妊産婦との関係構築の観点からは、同じ者が継続して面談を行うことは一定の意義があるが、面談希望日と面談者の勤務日が合わない場合や、対象者の抱えている課題と面談者の専門性、対象者との相性等を踏まえて担当変更が望ましい場合など、必ずしも同じ者が担当出来ないことも考えられる。たとえそのような場合でも、前回の面談情報を共有するなど連携を密にして、妊産婦に寄り添い、多様なニーズを踏まえて適切なサービスにつなぐことが重要である。面談を外部に委託している場合も、連絡会の実施や随時の情報共有などの工夫を行うことが望ましい」と示しているとおりである。 |
| | 二にについて お尋ねについては、「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)ガイドライン」(令和七年三月三十一日付け成環第百四十七号)「ども家庭庁成育局長通知別添」において、御指摘の「相談業務を民間業者に委託する場合」について個別に記載していないが、「相談業務を民間業者に委託する場合」も含め、同ガイドラインにおいて「妊婦等包括相談支援事業」における「面談の継続性の担保」として、「面談内容の継続性の担保や妊産婦との関係構築の観点からは、同じ者が継続して面談を行うことは一定の意義があるが、面談希望日と面談者の勤務日が合わない場合や、対象者の抱えている課題と面談者の専門性、対象者との相性等を踏まえて担当変更が望ましい場合など、必ずしも同じ者が担当出来ないことも考えられる。たとえそのような場合でも、前回の面談情報を共有するなど連携を密にして、妊産婦に寄り添い、多様なニーズを踏まえて適切なサービスにつなぐことが重要である。面談を外部に委託している場合も、連絡会の実施や随時の情報共有などの工夫を行うことが望ましい」と示しているとおりである。 | 二にについて お尋ねについては、「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)ガイドライン」(令和七年三月三十一日付け成環第百四十七号)「ども家庭庁成育局長通知別添」において、御指摘の「相談業務を民間業者に委託する場合」について個別に記載していないが、「相談業務を民間業者に委託する場合」も含め、同ガイドラインにおいて「妊婦等包括相談支援事業」における「面談の継続性の担保」として、「面談内容の継続性の担保や妊産婦との関係構築の観点からは、同じ者が継続して面談を行うことは一定の意義があるが、面談希望日と面談者の勤務日が合わない場合や、対象者の抱えている課題と面談者の専門性、対象者との相性等を踏まえて担当変更が望ましい場合など、必ずしも同じ者が担当出来ないことも考えられる。たとえそのような場合でも、前回の面談情報を共有するなど連携を密にして、妊産婦に寄り添い、多様なニーズを踏まえて適切なサービスにつなぐことが重要である。面談を外部に委託している場合も、連絡会の実施や随時の情報共有などの工夫を行うことが望ましい」と示しているとおりである。 |

令和七年六月十七日提出
質問 第三二一一号

シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

の業務委託料と会員への業務委託料を分けて支払は会員への業務委託料について消費税控除ができる、発注者がだけが税の適用を受け負担増となる。

この契約方法が全国に広がりつつあるという。このような契約方法が広がると、シルバー人材センターの経営や会員への負担は最小化されると、発注者側から見ればメリットが少なく、シルバー人材センターにおいて、会員はセンターと請負契約を締結している個人事業主扱いである。そのため、会員がインボイス登録をしないと、シルバー人材センターは会員に支払った請負費用の消費税控除が出来ない。六十歳以上の会員が個人でインボイス登録をし、自身で消費税の申告を行うことは現実的に難しかったため、多くのシルバー人材センターが消費税を全額負担している。結果として、公益社団法人として収益を目的とする事業体であるシルバー人材センターの経営が圧迫されている。

令和八年九月までは経過措置で仕入れ税額の八十分の一が控除され、令和十一年九月までは五十%が控除されるが、既にシルバー人材センターの負担が発生しており、将来的にはその額が上がっていくことになる。そのためシルバー人材センターは現在、インボイスによる収益悪化に対して、いわゆるフリーランス新法を利用して契約関係の見直しを順次進めている。具体的には、発注者が会員と直接、請負・委任契約を行い、シルバー人材センターと会員との請負・委任契約は生じないようになる。シルバー人材センターは発注者の利用申込みと、会員へのサポートを行うこととし、事業者から業務委託料を受け取るだけという形へ変更する。つまり、発注者はシルバー人材センターへ

寛容な制度が整備されている。消費税についても、五十五万円以下の収入の会員については、発注者の消費税を免税することはできないか、政府の見解を伺う。

シルバー人材センターの公益性に鑑み、現在

のシルバー人材センターの経営危機に対して、財政支援を行つたり、制度自体の見直しを行つて、これまでのように発注者・シルバー人材セ

ンター・会員がワインワインの関係を保てるようにしていただきたい。所管部局や関係者によつて対応を検討すべきと考えるが、今後の制度見直し等の予定はどうなっているか、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二二七第三二一号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員井坂信彦君提出シルバー人材セン

ターのインボイス対応に関する質問に対し、別

紙

答弁書を送付する。

二について

前段のお尋ねについては、センターにおいて、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)が公布されたことを踏まえるとともに、お尋ねの「発注者と会員の直接契約」への見直しが行われることにより、「発注者」やセンターの消費税の課税關係も変更されることから、当該見直しが進められていることは認識している。

後段のお尋ねについては、厚生労働省として

も「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行見据えたシルバー人材センターにおける契約方法の見直しへの協力依頼(令和五年十一月十三日付け職発一一三第一号厚生労働省職業安定局長通知)を各都道府県知事に対しても発出しており、当該見直しが進み、センターが安定した事業運営を確保できるよう必要な支援を行つてあるところである。

前段のお尋ねについては、お尋ねの「インボイス登録していらない会員の消費税を負担」の具體的意味するところが必ずしも明らかではないが、シルバー人材センター(以下「センター」という。)がその会員のうち消費税法(昭和六十一年法律第八百八号)第五十七条の二第一項の規定による登録を受けていない者に支出した御指摘(「請負費用」)について支払った消費税額につ

いては、令和七年六月二十五日現在、その百分

一について

衆議院議員井坂信彦君提出シルバー人材セ

ンターのインボイス対応に関する質問に対

する答弁書

前段のお尋ねについては、お尋ねの「インボイス登録していらない会員の消費税を負担」の具

体的意味するところが必ずしも明らかではないが、シルバー人材センター(以下「センター」という。)がその会員のうち消費税法(昭和六十一年法律第八百八号)第五十七条の二第一項の規定による登録を受けていない者に支出した御指

摘要

三について

お尋ねの「公益社団法人が、公益を目的とし

た事業を実施している場合、消費税の減免や、

高齢者の低額な収入に対する所得税では

の制度を利用し、収入が五十五万円以下となる

ように仕事をしていると承知している。このよ

うに、高齢者の低額な収入に対する所得税では

の制度を利用し、収入が五十五万円以下となる

海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書

お尋ねの「今後の制度見直し等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、センターにおいては、二について述べたところ、「発注者と会員の直接契約」への見直しが進められているところであります。当該見直しが進み、センターが安定した事業運営を確保できるよう、令和六年度補正予算により創設した「シルバー人材センター契約見直しに係る説明対応事業」等において、必要な支援を行つてまいりたい。

インボイス制度からの除外の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、消費税については、消費一般に対して広く公平に負担を求めるという性格を有するものであり、また、お尋ねのインボイス制度については、複数税率の下で適正な課税を行うために必要なものであることから、お尋ねについては慎重な検討が必要である。

り、初めて前年比で減少したと報道された。法令で定める海保の定員は、二〇〇九年度から十五年間で二割近く増やすこととなつており、二〇三四年度の定員は一万四千七百八十八人となつていて、年度の定員は一万六百六十五人の乖離が発生し、欠員が急拡大している。

などが挙げられているが、政府としてどのように分析しているか、見解を伺う。

11

内閣衆質二一七第三二二号
令和七年六月二十七日

衆議院議長　額賀福志郎殿　内閣總理大臣　石破茂

衆議院議員井坂信彦君提出海上保安庁の離職者增加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出海上保安庁の離職者増加に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、令和七年五月二十三日の衆議院国土交通委員会において、宮澤海上保安について

序次長が海上保安庁における自己都合退職者が増えている原因としましては、転勤回避や家庭の都合によるものが多く、こういうふうに認

識をしております。」と答弁したとおりである。

議院国土交通委員会において、宮澤海上保安庁次長が「海上保安庁においては、家庭と仕事が

両立できる働き方を推進し、職員の職場環境や待遇の改善を図るとともに、社会の価値観の変化にも対応できるよう、巡回船のネット環境の整備や居室の個室化、宿舎の居住環境の改善な

令和七年六月二十七日 衆議院會議録追録(二)

質問主意書及ひ答弁書

どを進めております。また、採用強化について、現在、海上保安庁では、採用試験の試験科目等の見直しやSNS等を活用した募集活動の強化、退職自衛官などを対象とした中途採用や元海上保安官の再採用の拡大など、あらゆる方策により人材確保に努めているところです。引き続き、優秀な人材の確保に努め、国民の負託に応えられる海上保安官を育成し、多様化、複雑化する海上保安業務に適切に対応してまいります。」と答弁したとおりであり、限られた財源の中で優先順位を考慮しながら、御指摘の「事務官」と「海上保安官」の両方について、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

三について
御指摘の「学校生活の充実・改善」について
は、海上保安大学校及び海上保安学校の教育訓練施設の拡充や情報通信技術を活用した教育設備の導入等により、学生等の学習環境の向上に努めているところである。
また、御指摘の「給与や待遇の改善」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、特殊勤務手当の拡充等に取り組んでいるところである。

四について

お尋ねについては、令和七年六月十二日の参議院国土交通委員会において、宮澤海上保安庁次長が「現在、海上保安庁では、・・・・・退職自衛官などを対象とした中途採用や元海上保安官の再採用の拡大など、あらゆる方策により人材確保に努めているところです。」と答弁したところである。

五について
人事院としては、御指摘の「提言」を踏まえ、お尋ねの「金錢的なインセンティブ」の必要性を含め検討しているところである。

六について
お尋ねの「メディア対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、海上保安庁においては、従前から、例えば、国内のメディアを活用して、海難救助の現場等で活躍する海上保安官を紹介しているほか、海上保安官の様々な業務に係る活動状況を撮影した動画等をソーシャルメディアに掲載する等して、情報を発信に努めているところである。

令和七年六月十七日提出
質問 第三二一三号

リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

二〇二五年一月三日、埼玉県川口市のごみ処理施設が、リチウムイオン電池の混入により、火災で使用できなくなつた。家庭ごみの収集が停止され、ごみ集積所にはごみ袋が山積みとなる大混乱が発生し、市は近隣自治体や民間業者に協力を呼びかけ対応してきた。施設の復旧には六十五億円以上かかるとみられ、委託費等を含めると市の財政負担はさらに大きくなることが懸念されている。

二〇二四年十二月には茨城県守谷市の常総環境センター、同年四月には新潟県長岡市の中之島信条クリーンセンター、二〇二三年四月には埼玉県さいたま市桜区の桜環境センターでも火災が発生している。いずれも、家庭ごみにリチウムイオン電池が混入して発火したものと見られている。

リチウムイオン電池は、携帯電話やノートパソコン等の充電式電池として活用されている。特徴としては、自己放電が少ない、充電効率が良い、

寿命が長い、高速充電が可能、汎用性が高いといった利点があると承知している。一方で、ショートした時や高温になり過ぎると、破裂、発火、爆発の危険性があり、一度燃え上がると電池に含まれる酸化剤に燃え移るため消火が困難と言わわれている。

環境省は、二〇二五年四月に、各都道府県一般廃棄物行政主管部長宛てに通知を出している。近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池に起因する火災事故等が、二〇二三年度には全国の市町村において八千五百四十三件と頻繁に発生しており、深刻な課題となつていてことを述べている。その上で、家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築していくよう求めている。具体的には、住民にとって利便性が高い収集方法とすること、回収したりリチウム蓄電池等の保管を適正に行うこと、可能な限り循環的利用と適正処理を行うことを方針として通知している。

いわゆる廃棄物処理法上、一般廃棄物の統括的な処理責任は市町村が有すると解されている。しかし、各自治体がそれぞれの方法で回収、処理を行ってきた結果、事故が頻発している現状を鑑みると、政府によつて一定の基準や支援を行つて、安全性の確保と利便性の向上を進める必要があると考え、以下質問する。

一 総務省消防庁の、住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会資料によると、充電式電池等を原因とした火災の発生件数は平成二十五年に一件だったものが、令和二年には五十件まで年々増えている。充電式電池類の回収方法について、自治体ごとの取組に任せただけではなく、政府が一定のルールを定める必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

二 カメラや音楽プレーヤー、モバイルバッテリー、小型扇風機、ライト、おもちゃ、加熱式

タバコなど、小型家電には充電式電池類が組み込まれているものが多くある。家電リサイクルの対象となつていないので、充電式電池が組み込まれているものについて、一般廃棄物とは別に確実に回収する制度が必要と考えるが、政府の見解を伺う。

三 充電式電池類は、家庭ごみと一緒に処分しようとすると、収集運搬車両や廃棄物処理施設等において火災の原因になる。現在は、法令上の分別義務や罰則等はないと承知しているが、危険性を鑑みると法令で正しい処理を定め、被害を出した場合には罰則を適用することも検討できないか、政府の見解を伺う。

四 電池については、多くの自治体で、乾電池、リチウム電池（コイン電池）、ボタン電池、充電式電池（リチウムイオン電池）などに分類している。それぞれについて、処分やリサイクルの方法がばらばらで、分かりづらいことが多い。結果として市民に浸透せず、廃棄物処理施設等の火災につながる。もつと分かりやすい分類、処理方法によるよう自治体に対して指導が必要と考えるが、政府の見解を伺う。

五 ボタン電池や充電式電池類は、自治体ではなくリサイクル業者が回収するという自治体が多い。しかも、それぞれ回収業者が違つたり、民間のリサイクル業者では回収ボックスの数が少なかつたりする。少量のものを遠くまで持ち込んだり、郵送するといった手間が発生するため、結局しばらく家庭に保管せざるを得ず、不便なことが多い。電池リサイクルについて、一元化して効率的な回収を進めることはできないか、政府の見解を伺う。

六 リチウム電池、リチウムイオン電池、コイン電池、ボタン電池など、似たような名前が付けられており、それぞれ処分方法が違う。政府は、分かりやすい統一した名前へと変更して、

利用者が間違わないように誘導すべきと考えるが、政府の見解を伺う。

七 自治体によつては、乾電池やライター、スプレー缶、充電式電池等を発火性危険物として一まとめで回収し、処分業者が分類を行つてゐる。多くの自治体が、電池類だけで何種類に分別し、またそれとは別に小型家電、スプレー缶などはそれ別な方法で回収しているが、発火性危険物という括りで回収する方がより安全で合理的という意見もある。政府の見解を伺う。

八 発火性危険物として回収した場合、その後の分類に手間とコストがかかる。しかし分類する機器やロボットが開発されており、導入する自治体や事業者が増えていると承知している。安全性や合理化を進めるため、政府はこうした機器の導入を助成、推進する必要があると考えるが、見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第三二三号

令和七年六月二十七日 内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員井坂信彦君提出リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問に対する答弁書

一 及び七について

お尋ねの「充電式電池類」及び「発火性危険物」に係る「回収」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第六条の二第一項に規定

する収集によるものを指すと考えるが、その方法については、市町村において、同項の規定等に従い、地域の状況を踏まえて適切に判断されべきものであると考えている。

二について

御指摘の「カメラや音楽プレーヤー」及び「小型扇風機、ライト、おもちゃ」については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号。以下「小型家電リサイクル法」という。)第二条第一項に規定する小型電子機器等に該当するところ、現在、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会において、小型家電リサイクル法に基づく制度に係る状況を踏まえ、小型電子機器等を含むリチウムイオン電池を内蔵した製品の回収量の拡大等に向けた議論を行う予定であり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「被害を出した場合には罰則を適用する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物の分別については、廃棄物処理法第二条の四において、「国民は、・・・廃棄物を分別して排出・・・すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」としており、現時点では、新たにお尋ねのように「法令で正しい処理を定め」それに関する罰則を設けることは考えていない。

四について

お尋ねについては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの構築(平成十九年六月大臣官房廃棄物・リサイ

クル対策部廃棄物対策課策定、令和七年三月一部改訂)において、一般廃棄物の標準的な分別収集区分の考え方等を示した上で、「リチウム

蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品」を標準的な分別収集区分の一つとして位置付けるなど、市町村に対して必要な技術的支援を行つてあるところである。

五について

お尋ねの「一元化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、電池に係る「回収」については、廃棄物処理法第六条の二(第一項に規定する収集によるものを指すと考えると、同項の規定に基づき市町村が行うほか、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号)別表第六の上欄に掲げる密閉形蓄電池については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十六条第一項に規定する製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)が自主回収を実施しているところ、製造事業者等においては御指摘の「回収ボックス」の設置場所等の工夫が行われているものと承知しております、このような収集によるものや自主回収が住民の利便性の観点からも適当であると考えている。

六について

御指摘の「リチウム電池、リチウムイオン電池、コイン電池、ボタン電池」については、その材料、形状等を踏まえて一般的に用いられる呼称であり、政府としてお尋ねのように「変更」するものではないと認識している。

提出者 井坂 信彦

質問 第三二四号

漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書

令和七年六月十七日提出

漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

質問 第三二四号

漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

六について

農林水産省が二〇二五年四月に発表した、薬用作物(生薬)をめぐる事情によると、生薬の輸入量のうち約八割が中国産である。しかし、中国国内で需要が増加していること、乱獲により自家の薬用作物が減少していること、輸出制限を課す等の動きが見られることなどから、日本が輸入する価格が上昇している。中国国内の問題だけでなく、

また、お尋ねの「利用者が間違わないよう誘導」することについては、使用済みの電池の排出に当たり、地方公共団体及び民間団体において、各電池の名称に加えて形式及び写真を明示して、適切な排出方法を周知している例があ

ると承知しており、これらの取組が進められることが重要であると認識している。

八について

御指摘の「発火性危険物」をその種類別に「分類する機器やロボットが開発されて」いるとは承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。一般論としては、一般廃棄物の処理のために市町村が行う施設整備に対する支拂い金により支援を行つておらず、火災の防止に必要な設備についても、その交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となる。

九について

御指摘の「発火性危険物」をその種類別に「分類する機器やロボットが開発されて」いるとは承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。一般論としては、一般廃

いる。栽培面積についてはほぼ横ばいで推移しているが、栽培戸数については減少傾向となつてゐる。大手漢方葉企業の拠点施設がある北海道など的一部の地域を除いて、野菜等の他作物との複合経営が多いことや機械化が進んでいないことから、一戸当たりの栽培面積が比較的小さく、栽培品種も限られている。

また二〇二四年八月の中央社会保険医療協議会薬価専門部会における日本製薬団体連合会の意見陳述資料によると、漢方・生薬の採算性を悪化させる製剤特有の要因として、原料生薬の品質管理コストや保管設備費の増加が挙げられている。

このように漢方・生薬は、内外の事情や物価高騰の影響を受けた結果、多くの品目が不採算となつてゐる。先の日本製薬団体連合会の意見陳述資料によると、不採算品目の割合は、漢方・生薬は二千六十品目中一千百五十三品目の五十六%、医療用漢方製剤は五百八十品目中、五百一品目の八十六・四%、生薬製剤は九品目中、九品目の百分比、生薬は千四百七十一品目中六百四十三品目の四十三・七%となつてゐる。

漢方を使用した保険診療では、生薬の流通価格が高騰する一方で薬価が据え置かれており、仕入れ価格と薬価の逆転が常態化しているといふ。保険診療においては患者に追加費用を求めることはできず、その損失は医療機関側の負担となる。医療機関は生薬を使用するたびに赤字を強いられる状況で、やむなく処方を断念せざるを得ないことがあると承知している。医療提供体制の縮小や治療選択肢の制限につながることから、適正化を進めることで、以下政府に質問する。

一 漢方・生薬の薬価高騰について、現状の把握と政府の見解を伺う。

二 漢方治療の本質は、一人ひとりの体質や症状に応じて柔軟に処方を調整することにある。個別対応を可能にするのが、生薬を用いた煎じ薬

であり、エキス製剤に生薬末を加えた加味方である。このようなオーダーメイドの処方をする

場合に、不採算品があると処方に影響が出てしまう。こうした漢方・生薬の特性を踏まえて薬価の算定を行つてはいるか、政府の見解を伺う。

三 医療用漢方製剤は、二〇二四年度の不採算品再算定を受け、大幅な薬価の引上げが行われた。しかし、漢方・生薬等についてはほぼ据置きであつたと承知している。なぜ医療用漢方製剤だけが引き上げられたのか、全ての漢方・生薬の薬価を見直す必要があるのではないか、政府の見解を伺う。

四 厚生労働省は不採算品再算定の説明として、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が高い品目を対象として不採算品再算定を臨時・特例的に適用するとして不採算品再算定を実施している。生薬は、急激な原材料費の高騰と安定供給に問題が発生し、医療上の必要な処方ができない状態となつてゐる。不採算品再算定の定義に近い状況と考えるが、政府の見解を伺う。

五 物価高騰や円安などの影響で、漢方・生薬のように仕入れ価格と薬価が逆転する状況が起きている。不採算品再算定を行い薬価を適正価格に引き上げる必要があり、少なくとも薬価を引き下げる改定はすべきでないと考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二二七第三三四号
令和七年六月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議員井坂信彦君提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「漢方・生薬の薬価高騰」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省において調査したところによれば、「日本標準商品分類」(昭和二十五年三月総務省統計局統計基準部設定、平成二年六月改訂)上の分類が「生薬」「漢方製剤」又は「その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品」に該当する医療用医薬品の薬価については、全体としては、おおむね横ばいで推移している。他方で、日本漢方生薬製剤協会の調査によると、「中国からの原料生薬」のうち平成二十年度の「使用量上位三十品目」の輸入価格については、例えば、令和五年は平成十八年の約三倍となつてると承知している。いずれにせよ、薬価については、医薬品の安定供給を確保する観点を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

二について

御指摘の「漢方・生薬」を含め、既収載品(既に薬価収載されている品目をいう。)に係る令和六年度薬価改定については、「薬価算定の基準について」(令和六年二月十四日付け保発〇二一四第一号厚生労働省保険局長通知別添。以下「薬価算定基準」という。)の「第三章 既収載品の薬価の改定」等に定めるところにより、市場実勢価格を踏まえて実施しており、御指摘のような特性」を踏まえて実施しているものではない。

三について

御指摘の「不採算品再算定」を含む薬価制度の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三についてでお答えしたとおり、御指摘の「生薬」についても、薬価算定基準に定める要件に該当する場合には、「不採算品再算定」の対象としている。

四について

御指摘の「不採算品再算定の定義に近い状況」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、三についてでお答えしたとおり、御指摘の「生薬」についても、薬価算定基準に定める要件に該当する場合には、「不採算品再算定」の対象としている。

五について

御指摘の「不採算品再算定」を含む薬価制度の在り方については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価の実施」とされていることや、医薬品の安定供給の確保の観点も踏まえ、今後、中央社会保険医療協議会において検討することとしており、お尋ねについて、現時点で予断をもつてお答えすることは困難である。

令和七年六月十七日提出

外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問主意書

本国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える制度以「外免切替制度」という。を通じて免許を取得した外国人が交通事故を起す事例が相次いでいる。過去の質問主意書(内閣衆質二一六第二二八号)でも同様の指摘を行つたが、その後、令和七年五月には、ペルー国籍の男性が外免切替で取得した免許で高速道路を逆走し逮捕され、同月には中国国籍の男性が小学生四人を負傷させるひき逃げ事件を起こすなど、外免切替をした者による重大事故が続いている。

警察庁によれば、外国人ドライバーによる交通事故件数は令和六年に七千二百八十六件と、五年前より約千八百件増加している。全体の事故件数が減少傾向にある中で、外国人による事故の相対的な増加は看過できない。

加えて、こうした事故の増加に伴い、事故の相手方が外国人である場合には、事故後の責任追及の困難さや、言語の壁に起因する現場対応などの課題も無視できない状況にある。

外免切替制度は、主に外国免許を取得した日本人が帰国後に日本の免許へ切り替える場合や、駐在員などの一時的な滞在者が日本で運転するためを利用されてきたとされる。しかし、その後の外国人受入れの拡大に対し、制度の見直しが後手に回ってきたと言わざるを得ない。令和七年五月には、住民票提出の義務化や知識確認の問題数の増加などの見直し方針が示されたものの、依然として根本的な課題が残されていると考える。

すなわち、外免切替は、海外の行政機関が発行

した運転免許証を持つ者が、運転に支障がないと確認された場合に、日本の運転免許試験の一部を免除できることとされているが、実際の確認は、十問程度の知識確認のほか、短時間のコース内の技能確認にとどまり、公道での実地走行や交通マナーの把握は行われていない。

さらに、こうした確認の簡略さは、申請者の出身国における免許制度の水準を十分に考慮していない点にも問題がある。各国の中には、厳格な技能試験や教育を経る国もあれば、そうではなく形式的な手続のみで免許を取得できる国もあり、その水準のばらつきは大きい。そうした背景を考慮せず、「外免切替時に一律の簡易な確認のみで運転に支障がない」と判断することは、安全運転能力を適切に見極める手段として不十分である。特に、右側通行や非漢字圏など、日本と大きく異なる交通文化を持つ国からの申請者に対しては、こうした簡易な確認では適応力を見極めるには不十分である。例えば、ペルーの交通事故死亡率は人口十万人当たり約十三・六人であり、日本（二・一人）の六倍を超える。外務省もペルーについて「信号無視、無理な追い越し、一時不停止等が常態化しており、交通事情は劣悪」と警告している。ベトナムについても同様に、令和五年の交通事故死者数は一万人、発生件数は約二万件とされ、外務省が邦人向けに注意喚起をしている。こうした高リスク国からの外免切替に対し、書類試験と簡易な技能試験のみで「運転に支障がない」と判断する現行の制度では、安全性の担保として不十分である。日本の交通マナーや安全意識を実地で体得させる仕組みの導入が不可欠であり、現行制度の根本的な見直しなくしては事故の再発防止にはつながらないと考える。

以上を前提に、以下質問する。

一 交通マナーや標識、右側通行や異なる交通文化を有する国の免許保持者が外免切替を行ふ場合

合において、日本の道路環境に適応するための路上講習の義務化などを含む、技能面での見直しが必要ではないか。政府の見解を伺う。

二 外国人運転者が事故や当て逃げを起こした後に帰国し、捜査や責任追及が困難となる事案が報じられている。特に短期滞在者や運転免許証の不正取得が疑われる場合には、身元特定が難航するケースもある。このような事案について、出入国在留管理庁・警察庁・国土交通省の間でどのような情報共有・連携が行われているのか。また、実際に追及困難となつた件数や傾向を政府として把握しているか。再発防止のための方針を伺う。

三 外国人が使用していた車両について、帰国後に名義変更が行われ、実際には当該人物が保有・使用していらない車両が多数登録されるといた事例が報道されている。こうした実態が放置されれば、車検切れや保険未加入のまま運行される車両が流通し、事故等のリスクを高めるおそれがある。このような名義変更が不正に行われた事例の件数や傾向を政府として把握しているか。併せて、不正な名義変更の抑止に向けた現行制度の運用状況およびその限界、今後の対応方針について、それぞれ政府の見解を問う。

四 外国人が日本国内で交通事故を起こした後に帰国し、十分な補償がなされないまま責任の履行が困難となる事例が指摘されている。とりわけ加害者が無保障であった場合には、被害者への補償が政府保障事業によってなされることとなり、最終的には国費によって賄われることとなる。こうした責任の放棄が実質的に容認されている状況は、国民感情に沿わないと考える。このような無保険・無補償の事故が実際に生じているか。また、このような事案を防止する観点から、運転免許情報と在留資格・出入国情報

等の紐付けを強化し、事故発生時や出国時に適切な確認が可能となるような仕組みの整備が必要ではないか。政府の見解を問う。

日本語を十分に理解できない外国人運転者が、交通違反時に内容を正しく理解しないまま書類に署名する事例があると指摘されている。違反現場においては、通訳の確保や外国語による説明など、本人の理解を確保するための対応が適切に行われているか。現場対応の実態との課題について、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一一七第三二五号
令和七年六月二十七日

内閣總理大臣 石破 茂

衆議院議長 領賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「異なる交通文化を有する国」及び「日本の道路環境に適応するための路上講習の義務化などを含む、技能面での見直し」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「外免切替」については、令和七年五月二十三日の衆議院内閣委員会において、坂井国家公安委員会委員長が「日本の交通ルールを十分理解しているか確實に認めするために、知識確認、技能確認、この方法を厳格化することが必要ではないかと考えております。」と答弁したとおりであり、現在、必要な検討を行っているところである。

等の紐付けを強化し、事故発生時や出国時に適切な確認が可能となるような仕組みの整備が必

要ではないか。政府の見解を問う。

違反現場においては、通訳の確保や外国語による説明など、本人の理解を確保するための対応が適切に行われているか。現場対応の実態とそ

の課題について、政府の見解を問う。
右質問する。

令和七年六月二十七日

衆議院議長
額賀福志郎殿
内閣總理大臣
石破茂

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度をめぐ

る安全対策と加害者責任の追及に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度を

めくる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「異なる交通文化を有する国」及び

「日本の道路環境に適応するための路上講習の義務化などを含め、技能面での見直し」の具体

義務化などを含む「技能面での見直し」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではない

が、いずれにせよ、御指摘の「外免切替」について

ては、令和七年五月二十三日の衆議院内閣委員

会において、坂井国家公安委員会委員長が「日

本の交通ルールを十分理解しているか確実に確認しておきましょう。

認するためには知識確認 技能確認 この方法を厳格化することが必要ではないかと考えてお

を顧みずでいる必要はないがと考へてお
ります。一と答弁したとおりであり、現在、必要

な検討を行つてゐるところである。

四〇一

二について

お尋ねの「捜査や責任追及が困難となる事案」においては、必要に応じて関係省庁間で情報提供を行うことにより、「情報共有・連携」を図っているところ、「再発防止」のため、引き続きこれらとの取組を行つてまいりたい。また、お尋ねの「実際に追及困難となつた件数や傾向」については、政府としては把握していない。

三について

お尋ねの「名義変更が不正に行われた事例」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四条に規定する自動車登録ファイルに登録された所有者又は使用者以外の外国人が自動車を保有又は使用している事案の「件数や傾向」については、政府としては把握していない。また、お尋ねの「不正な名義変更の抑止に向けた現行制度の運用状況・・・の限界」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、自動車登録において自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)第十五条第一項及び第十六条第一項に基づき、申請人に対して、申請書への押印とともに所有権を証明するに足る書面として印鑑登録証明書等の提出を求めており、引き続きこうした自動車登録業務を適切に運用してまいりたい。

四について

御指摘の「無保険」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自動車損害賠償責任保険の契約が締結されていない自動車による事故が生じていることは承知している。また、御指摘の「無保険」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という)第五条により、自動車損害賠償責任保険の契約が締結されている自動車でなければ、運行の用に供

してはならないこととされており、同保険の契約が締結されていない自動車による事故について

では、自賠法第七十二条に定める政府の自動車損害賠償保障事業により補償することとされているところ、「再発防止」のため、引き続きこれらとの取組を行つてまいりたい。また、お尋ねの「実際に追及困難となつた件数や傾向」については、政府としては把握していない。

また、お尋ねの「こののような事案を防止する観点から、運転免許情報と在留資格・出入国情報等の紐付けを強化し、事故発生時や出国時に適切な確認が可能となるよう仕組みの整備」の具体的な意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、自動車事故が発生した際の損害賠償責任について、自賠法第三条により、その第一義務的な責任は、運転者ではなく運行供用者が負うこととなつており、御指摘の「運転免許情報」や「在留資格・出入国情報」は、自動車事故が発生した際の「補償」とは直接的には関係がないものと考えられる。

五について

各都道府県警察においては、外国人運転者の交通違反への対応に当たつて、必要に応じ、翻訳のための装備機材を活用し、及び通訳人を介して当該者に説明を行うなど、当該者に対する適切な対応に努めており、引き続き、こうした取組を推進してまいりたい。

令和七年六月十七日提出
質問 第三二六号

宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問主意書

二十六年に環境影響評価の準備書が提出されたものの、その後長らく手続が停滞していたが、令和七年に入り、事業者が住民説明会を実施し、現在は評価書の提出に向けた準備を進めていると説明している。

本計画については、平成二十七年当時、環境大臣が、生活環境・動植物・景観に対する深刻な影響を懸念して、配置の変更または設置の取りやめを求める厳しい意見を示しており、併せて経済産業大臣も、風車数や配置の再検討、住民意見の反映を求める勧告を行つていた。

宇久島は「特定有人国境離島地域」に指定されており、定住の確保や地域保全は国の政策課題である。しかし、令和七年に説明された計画では、平成二十六年当時の環境影響評価の準備書に比べ、風車の基数を五十基から二十六基に減らしつつ、一基当たりの出力および規模を約二倍とする「大型化」がなされている。この結果、物理的な高さや回転半径の拡大により、島全体が騒音・低周波音の影響圏内に入る可能性があるとの指摘もあり、住環境への深刻な影響が懸念されている。

また、現行の環境影響評価制度においては、意見や勧告の実施状況を政府が確認する明確な仕組みが存在せず、長期停止後に再評価を求める制度も整っていない。結果として、重要な懸念が置き去りにされたまま、形式的に手続が進行してしまっておそれがある。加えて、環境大臣の意見や住民の声が十分に反映されないまま、評価書の提出後ただちに着工へと進む可能性についても、地元では強い懸念が示されている。

以上を前提に、以下質問する。

一 宇久島風力発電事業については、平成二十七年に環境大臣が騒音・動植物・風車の影・国立公園の景観への影響を理由として、「配置の変更または設置の取りやめを求める」意見を正式に表明している。また、同時に経済産業大臣

も、風車の数や配置の再検討、住民意見の反映などを求める勧告を行つていた。令和七年に評価書の提出に向けた準備が進められていることを踏まえ、これらの意見・勧告がどのように反映されたかについて、政府は具体的に確認しているのか。その確認方法および反映された内容を明らかにされたい。

二 これらの意見・勧告に反する内容が評価書に含まれていた場合でも、それを理由に手続を停止・修正させる仕組みが存在せず、手続がそのまま進行してしまうのであれば、環境影響評価制度そのものが、意見・勧告が実効性を持たない構造になっているのではないか。環境大臣や経済産業大臣が出した意見や勧告が、実際に計画に反映されるようにするための仕組みはあるのか。また、意見を履行したかどうかを確かめる手立てや、長期間手続が止まつていた計画を再開する際には、調査や評価をやり直す仕組みを取り入れるべきではないか。

三 宇久島は「特定有人国境離島地域」に指定され、定住の確保および地域の保全が国の政策目標とされている地域である。そのような地域において、当初よりも大型化された風車が設置される計画に変更された結果、島全体が騒音・低周波音の影響圏内に入るおそれがあるとの指摘がある。政府は、住民の生活環境や健康への影響をどのように把握しているのか。また、住民の生活環境や健康への影響について、事前に予防的措置を講じ、十分な住民の合意形成を担保する仕組みが必要と考えるが、政府としてその必要性をどのように認識しているか。

四 令和六年十一月十一日提出の質問第四号に關し、質問する。

1 質問三では、「大規模太陽光発電所のCO₂吸収量」の具体的な意味するところが明らかではないとの答弁であり、明確ではなかつ

た。この点、「大規模太陽光発電所のCO₂吸収量」とは、当該発電所の設置に伴い伐採された森林が本来有していたCO₂吸収機能と、発電によって削減されるとされるCO₂排出量とを比較し、その環境影響を評価するための視点である。森林伐採を伴う開発行為が「脱炭素」政策の名のもとに進められているのであるから、その整合性や環境上の実質的効果は、政府自身の政策方針と照らしても、慎重に検証されるべきである。

そこで、政府は、宇久島の太陽光発電所計画について、森林の伐採によるCO₂吸収機能の喪失と、発電による排出削減効果との関係をどのように評価しているのか。また、そうした損益評価の基準や手法を有しているのかどうかについて明らかにされたい。

質問四では、「太陽光発電等の再生エネルギー発電施設設置計画」の具体的な意味するところが明らかではないとの答弁であった。ここで言う「太陽光発電等の再生エネルギー発電施設設置計画」とは、国のエネルギー政策の枠組みにおいて、FIT制度を通じた支援対象として接続・認定が進められる新規の再エネ発電設備、特に九州など出力抑制が常態化している地域などにおいて、今後系統接続や建設が予定されている事業計画群を意味する。

その上で、下記について明らかにされたい。

ア 出力抑制が常態化している地域において、新たに系統接続・設置される再生可能エネルギー発電施設について、政府としては引き続き積極的な導入を促進する方針なのか、それとも地域の需給状況を踏まえた抑制・調整の必要性を認識しているのか。

イ 前述のような出力抑制の深刻化を踏まえ、特に抑制が高水準で続いている地域においては、電力の需給調整を円滑に行うため、大規模な太陽光発電設備等に蓄電池の併設を求めることが必要ではないか。政府として、このような対応の必要性をどのように考えているか。また、蓄電池の併設には極めて高額な初期費用が必要となるが、その導入を促進するために必要な見込みされる予算規模や、具体的な支援策の方針についても示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第三二六号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「評価書」については、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十六条の規定に基づき、特定事業者（同法第四十六条の四に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が評価書（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二十一条第二項に規定する環境影響評価書をいう。以下同じ。）を作成したときは、経済産業大臣に届け出なければならないところは、経済産業大臣に届け出なければならないところに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書を承知していない。

二について

御指摘の「環境影響評価制度そのものが、意見・勧告が実効性を持たない構造になつてゐる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「環境大臣や経済産業大臣が出された意見や勧告が、実際に計画に反映されるようするための仕組み」については、電気事業法第四十六条の十六の規定に基づく評価書の届出があったときは、同法第四十六条の十七第一項の規定に基づき、経済産業大臣は、評価書に係る特定対象事業（同法第四十六条の四に規定する特定対象事業をいう。）について、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ適切であると認めるときは、特定事業者に対し、評価書を変更すべきことを命ずることができるとされる。また、同法第四十八条第四項において、同条第一項に基づく事業用電気工作物の設置又は変更の工事についての届出があつた場合においては、主務大臣は、当該届出のあつた工事の計画が同法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つてはいるものではないと認めるときは、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができることとされている。

三について

前段のお尋ねについては、御指摘の「政府は、住民の生活環境や健康への影響をどのように把握しているのか」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、環境影響評価法において、事業者が同法第二条第二項第一号ホに掲げる事業に該当する事業を行おうとするときは、当該事業者は同法第十二条第一項の規定に基づき、環境影響評価を行わなければならぬこととされている。当該事業者が環境影響評価を実施するに当たつては、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る

項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、事業に係る環境の保全のための措置を検討するものであるところ、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(平成九年環境庁告示第八十七号)別表において、当該項目の一つとして「騒音・低周波音」が記載されており、事業の実施により当該項目に係る環境影響を及ぼすおそれがある場合には、当該事業者において、当該項目に係る環境影響評価を行なうことが想定される。また、当該事業者は、同法第十四条第一項の規定に基づき、当該環境影響評価の結果に係る事項を記載した同項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という)を作成しなければならず、電気事業法第四十六条の十一の規定に基づき、当該準備書を経済産業大臣に届け出なければならないこととされている。同大臣は、同法第四十六条の十四第二項の規定に基づき、当該準備書を経済産業大臣に届け出なければならないこととされている。同大臣は、環境大臣の意見を聴いた上で、同条第一項の規定に基づき、関係都道府県知事等の意見を勘案し、「騒音・低周波音による影響の回避・低減を含む環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めることは、当該特定事業者に対し、当該環境影響評価について必要な勧告をすることができる。このよう手続により、経済産業大臣及び環境大臣は、事業者等による環境影響評価の結果について把握しているところである。

後段のお尋ねについては、御指摘の「事前に予防的措置を講じ、十分な住民の合意形成を担保する仕組み」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、環境影響評価法において、事業者は、準備書を作成したときには、同法第十六条の規定に基づき、当該準備書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して一ヶ月間、準備書等を事業に係る環境影響を受ける場合におけると認められる地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととされおり、また、事業者は、同法第十七条の規定に基づき、当該縦覧期間内に、当該地域内において準備書の記載事項を周知するための説明会を開催しなければならないこととされている。同法第十八条において、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、当該意見に係る意見書の提出ができることとされているが、事業者は、同法第二十一条第二項の規定に基づき、事業者が作成する評価書において、当該意見についての事業者の見解を記載しなければならないこととされている。このように、同法においては、環境影響評価手続における一般公衆からの意見聴取等の手続が規定されている。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「法」という)第九条第四項第六号において、再生可能エネルギー発電事業計画の認定(同項の認定(法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。)の基準の一つとして再生可能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催等を挙げている。

お尋ねの「森林の伐採によるCO₂吸収機能の喪失と、発電による排出削減効果との関係」に係る定量的な評価については、現時点において、「基準や手法」が必ずしも確立されていないと承知しており、「どのように評価しているのか」についてお答えすることは困難である。

四の1について

質問 第三二七号
令和七年六月十七日提出
首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

内閣衆質二一七第三二七号
令和七年六月二十七日
衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

門性を結集し政策立案を行う場である。
近年、官邸スタッフには民間企業等からの出向者が一定割合含まれると承知しているが、その実数や業務内容、さらに政策決定過程への影響については必ずしも体系的に示されていないと考える。

ついては、以下のとおり政府に質問する。

一 首相官邸スタッフの総数及びそのうち民間出向者数を、最新年度の公表資料に基づき、それぞれ可能な限り示されたい。

二 民間出向者が担う主な業務内容と役職区分を、可能な限り具体的にそれぞれ示されたい。

三 民間出向者が政策決定過程に関与する際、利害関係の排除や職務の中立性を担保するため政府が講じている具体的な措置(倫理規程の適用、利益相反に関する管理手続の規定、コンプライアンス研修の実施など)を示されたい。

四 民間出向者が官邸勤務中に出向元の企業・組織の名刺を配付することは許容されているか否かについて、許容の有無と基準並びに過去の確認事例があれば、それぞれ示されたい。

五 公正で透明な行政運営を確保するには、首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割を広く周知し、国民が客観的に検証することが不可欠と考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

お尋ねの「首相官邸スタッフ」、「民間出向者」と及び「首相官邸の人事構成における民間人材」の具体的に指示する範囲が明らかではないが、総理大臣官邸（以下「官邸」という）に勤務する者の数やその業務内容等を明らかにすることは、官邸の警備等に支障を来たすおそれがあることから、お答えを差し控えた。また、同様の理由から、御指摘のように「広く周知」することは考えていない。

三について

お尋ねの「利害関係の排除」の意味するところが必ずしも明らかではないが、民間企業等に勤務していた者で官職に採用されることとなつたものを含め、一般職の国家公務員（委員、顧問又は参与の職にある者等を除く。以下「職員」という。）については、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。以下「倫理法」という。）及び国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号。以下「倫理規程」という。）が適用されるところ、倫理規程第一条において「職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみ奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと」等の倫理行動規準が定められているほか、倫理規程第三条等において、職員が許認可、契約等の相手方から金銭、物品等の贈与を受けることの禁止等が定められている。また、倫理規程第十五条等において、行政機関等（倫理法第三十九条第一項に規定す

る行政機関等をいう。以下同じ。）に置かれる倫理監督官（同項の倫理監督官をいう。）は、「その

感や不信を招くような関係を持つことがないか

る行政機関等をいう。以下同じ。）に置かれる倫理監督官（同項の倫理監督官をいう。）は、「その

感や不信を招くような関係を持つことがないか

たと承知している。

一方、海外では生成AIを巡る著作権侵害等の

問題

の

問題

1 商標の作成に用いられた生成AIモデルが著作権侵害等で敗訴確定した結果、当該モデル生成商標が無効又は侵害と判断され第三者に損害が生じた場合、国家賠償法上の責任が国に及ぶ可能性をどのように認識しているか。

2 生成AIによって作成された商標の急増に伴い、審査リソース不足による審査遅延や係争が増大するといった運用上のリスクをどのように認識しているか。

6 生成過程の透明化と出願人による開示義務について

7 生成AIによる商標出願・登録の在り方に関係者ヒアリングの実施状況について

1 生成AIによる商標出願・登録の在り方にについて、これまでに政府が、クリエイター、関係業界団体、関連企業等から本件について意見を聴取した実績があるか示した上で、ある場合はその概要を可能な限り示されたい。

2 文化庁と経済産業省の連名で総括の公表された「AIと著作権に関する関係者ネットワーク」において、本件に関する議論ないしヒアリングは行われていたか。右質問する。

内閣衆質二一七第三二八号
令和七年六月二十七日
衆議院議長 稲葉福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出生成AIで作成される商標の取扱い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣總理大臣 石破 茂
令和七年六月二十七日
内閣總理大臣 石破 茂
衆議院議長 稲葉福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出生成AIで作成される商標の取扱い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出生成AIで作成される商標の取扱い等に関する質問に対する

答弁書

一及び六について

お尋ねの「商標法第二条第一項及び第二項が定める識別力の審査基準」及び「生成プロセスや学習データの出所及びいわゆる主要プロンプト等を出願人に開示させる制度」の具体的な意味について

法(昭和三十四年法律第百二十七号。以下「法」という)第一条において、法の目的として、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することが規定されており、法第十五条において、商標登録出願に係る商標が自然人により創作されたものであるか、「生成AIが作成」したものであるかにかかわらず、当該商標登録出願が同条各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について、審査官は拒絶をすべき旨の査定をしなければならないと規定されている。

また、お尋ねのような「制度」を導入することは、現時点では検討していない。

二の2について

お尋ねの「生成AIが既存の周知・著名商標の配色、語感、图形構成、使用分野等のパターンを模倣し、類似の標章を出力する場合」及び「意図なき模倣」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、法第四条第一項第十五号において、「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」については、商標登録を受けることができないと規定されている。

五号において、「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」については、商標登録を受けることができないと規定されている。

五号において、「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」については、商標登録を受けることができないと規定されている。

三の1について

お尋ねの「海外では、代表的な生成AIモデルを提供する企業、Stability AI、Open AI、Midjourney等が著作権侵害等に関する訴訟で係争中」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、海外において「生成AIモデルを提供する企業」に対し、著作権侵害に関する訴訟が提起された例があることは承知している。

三の2及び3について

お尋ねの「著作権侵害等に関する訴訟で係争に用いる行為」について、どのような行為が不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)に抵触するかについては、個別の事案ごとに判断されるため、一概にお答えすることは困難である。

なお、内閣府知的財産戦略推進事務局が開催した「AI時代の知的財産権検討会」が令和六年五月に取りまとめた「中間とりまとめ」においては、「他人の商品等表示が含まれるデータをAIに学習させる行為については、AI学習用データとしての利用は、周知な商品等表示につ

いて「混同」を生じさせるものではなく、また、著名な商品等表示を自己の商品・営業の表示として使用する行為ともいえないので、不正競争行為(不正競争防止法二条一項一号及び二号)に該当しないと考えられる。」と整理している。

方、「学習段階における営業秘密や限定提供データの収集や使用が不正競争行為に該当するかどうかの判断は一般的な不正競争行為の判断と同様と考えられる。」と整理している。

おいて、商標登録出願が同条各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について、審査官は拒絶をすべき旨の査定をしなければならないと規定されている。また、登録商標の使用については、法第二十九条において「商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権若しくは著作隣接権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。」と規定されている。

お尋ねの「商標の作成に用いられた生成AIモデルが著作権侵害等の訴訟で敗訴確定した場合は、初めから存在しなかつたものとみなされる。また、法第四十六条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当し、商標登録を無効にするべき旨の審決が確定したときには、法第四十六条の第二第一項に基づき、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなされる。また、法第四十六条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当し、商標登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、法第四十六条第一項に基づき、商標権は、その商標登録が法第四十六条第一項第五号から第七号までに該当するに至った時から存在しなかつたものとみなされる。

四の1について

お尋ねの「商標の作成に用いられた生成AIモデルが著作権侵害等の訴訟で敗訴確定した場合は、初めから存在しなかつたものとみなされる。また、法第四十六条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当し、商標登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、法第四十六条の第二第一項に基づき、商標権は、その商標登録が法第四十六条第一項第五号から第七号までに該当するに至った時から存在しなかつたものとみなされる。

四の2について

お尋ねの「先使用権」及び「当該商標の生成の中」及び「各国で異なるAI規制や判決が並存する結果、日本企業が二重基準への適合を迫られ、訴訟費用の増大、ブランド価値の毀損、投資回収遅延等の経営リスクを負う可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法第三十二条第一項において、他人の商標登録出願前から日本国内において不正

競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際、現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有すると規定されている。

五の1について
お尋ねの「商標の作成に用いられた生成A-Iモデルが著作権侵害等で敗訴確定した結果、当該モデル生成商標が無効又は侵害と判断され第三者に損害が生じた場合」の具体的に意味することこれが必ずしも明らかではないが、一般に、国家賠償法(昭和二十二年法律第二百三十五号)上の国の賠償責任の有無については、裁判所において、個別具体に判断されるものと考えられるため、政府としてお答えすることは差し控えた。

五の2について
お尋ねの「生成A-Iによって作成された商標の急増に伴い、審査リソース不足による審査延滞や係争が増大するといった運用上のリスク」の具体的な意味することは困難であるが、いずれにせよ、現時点において、商標登録に係る出願件数が急増しているとは認識していない。

七の1について
お尋ねの「生成A-Iによる商標出願・登録の在り方」についてお尋ねの「生成A-Iによつて作成された商標の急増に伴い、審査リソース不足による審査延滞や係争が増大するといつた運用上のリスク」の具体的な意味することは困難であるが、いず

れにせよ、現時点において、商標登録に係る出

願件数が急増しているとは認識していない。

七の2について
お尋ねの「本件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「A-Iと

著作権に関する関係者ネットワーク」は、「A-Iと著作権」に関することについて情報共有等を

図る場であり、七の1でお尋ねの「生成A-Iによる商標出願・登録の在り方」についてお尋ねの

ように議論ないしヒアリング」をすることを目的とする場ではない。

七の3について
お尋ねの「生成A-Iを利用して作成されたものであるか否かにかかわらず、当該商標登録出願が

法第十五条各号のいずれかに該当するときは、

その商標登録出願について、審査官は拒絶をす

べき旨の査定をしなければならず、また、登録

商標が御指摘の「生成A-I」を利用して作成され

たものであるか否かによって当該商標権の効力

に変わりはないことと解釈する考え方につい

て、複数の企業、団体及び有識者に意見を聴取

したところ、懸念は示されなかつた。

七の4について
お尋ねの「本件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「A-Iと

著作権に関する関係者ネットワーク」は、「A-Iと著作権」に関することについて情報共有等を

図る場であり、七の1でお尋ねの「生成A-Iによつて作成された商標の急増に伴い、審査延滞や係争が増大するといつた運用上のリスク」の具体的な意味することは困難であるが、いず

れにせよ、現時点において、商標登録に係る出

願件数が急増しているとは認識していない。

七の5について
お尋ねの「生成A-Iによる商標出願・登録の在り方」についてお尋ねの「生成A-Iによつて作成された商標の急増に伴い、審査リソース不足による審査延滞や係争が増大するといつた運用上のリスク」の具体的な意味することは困難であるが、いず

れにせよ、現時点において、商標登録に係る出

願件数が急増しているとは認識していない。

お尋ねの「生成A-Iによる商標出願・登録の在り方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年六月十三日に開催した産業構造審議会知的財産分科会第十二回商標制度小委員会において、商標登録出願に係る商標が御

質問 第三一九号
令和七年六月十七日提出
バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問主意書
提出者 山崎 誠

バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問主意書

2 日本のF I T／F I Pバイオマス発電所で、これらの法令違反を起こした加工場からの調達があつたかどうか、もしあつた場合は、その発電所の件数を可能な限り明らかにされたい。

二 F I T／F I Pでは、ガイドラインへの違反が確認された場合、指導・改善命令、認定取消しが検討される。また違反案件の認定取消し以前に、F I T／F I P交付金の支払い留保ができる制度が導入されている。

1 これまでにF I T／F I Pの輸入木質バイオマス発電に関連して、これらの指導・改善命令、認定取消し、F I T／F I P交付金の支払い留保を実施した事案が実際にあつたかどうか、それについて件数を可能な限り明らかにされたい。

2 現在のところ、認定取消しされた案件だけが情報公開に至るが、指導・改善命令を受けた案件についても、情報公開をするべきと考える。賦課金を負担している消費者には権利があり、消費者が電力会社を選ぶ際にも重要な参考情報となり得ると考えるが、政府の見解を問う。また、個社名が公表できないとしても、違反内容と指導・改善命令の内容は公開可能と考えるが、併せて見解を示されたい。

三 F I T／F I P制度ではパーム油とPKS（パーム核燃料）を燃料とする場合、燃料の認証が取れるまでの過渡的措置として加工（搾油）工場までの情報公開が義務とされ、事業者が守秘義務違反を問われることはなかつたと承知している。海外での法令違反案件が多数に上ることを鑑みると、F I T／F I P制度の支援を受けるバイオマス発電所は、海外の燃料加工場までのトレーサビリティを確認するだけでなく、消費

者・国民への情報公開を義務とすべきだと考えるがいかがか、政府の見解を問う。

四 インドネシアやカナダの現地N G Oからの情報報では、本質ペレット生産のために原生林や天然林が伐採され、ほぼ単一の樹種が植林される

プランテーションへの転換が起きているといふ。天然林は炭素蓄積量と生物多様性の両面で、人工林よりもはるかに価値が高いため、天然林から人工林への転換は「森林の劣化」と呼ばれている。F I Tでは現在、森林が農地に転換された場合を「森林減少」と規定して、土地利用変化からの排出量算定を求めているが、森林劣化についてもF I T制度側で明確に規定し、日本の燃料調達が、生産地で森林劣化を引き起こしていないことを確認すべきと考える。森林認証ではこのような森林劣化が必ずしも十分に把握され予防されているわけではないと認識しているが、政府の見解を問う。

五 二〇二四年には、輸入木質バイオマス発電の燃料購入費用として、三千三百億円以上が海外に支払われている。これは林野庁の当初予算に匹敵する金額であると承知している。全てのF I T／F I P認定バイオマス発電所の燃料輸入費用の総額とペレット、PKS、チップほかの内訳について、その経年の推移をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員山崎誠君提出バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「カナダの・・・案件」については、経済産業省からカナダ政府及び関係事業者に対し、我が国に輸入される木質バイオマスの生産、加工及び流通に係る過程における環境規制等の違反行為に関する事実関係について必要な確認を行つたところであり、政府として、現時点においてこうした違反行為が行われているとは承知していない。また、「米国で昨年報告された一万件の違反案件」の具体的な意味するところが明らかではなく、「経済産業省の認識の有無」等についてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、我が国に輸入される木質バイオマスの生産、加工及び流通に係る過程の状況について、引き続き、必要に応じて情報収集を行つてまいりたい。

二の1について

お尋ねのF I T／F I Pの輸入木質バイオマス発電に關し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百八号。以下「法」という。）第十二条の規定による指導、法第十三条の規定による改善命令、法第十五条の規定による認定の取消し又は法第十一条の六第一項の規定による積立命令の件数は、最近三年間において零件である。

二の2について

御指摘の「指導・改善命令を受けた案件」の「情報公開」の在り方については、公にすることにより、当該案件に係る認定事業者（法第九条第四項の認定を受けた者をいう。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否か等を踏まえ、公表の内容の範囲を含

め、引き続き、当該案件の性質に応じて適切に判断していく考えである。

三について

お尋ねの「F I T／F I P制度の支援を受けるバイオマス発電所に関する情報公開については、政府として、関係審議会での検討を踏まえ、事業者間の競争環境への影響に留意し、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（平成二十九年三月資源エネルギー庁策定、令和七年四月改訂）において、輸入木質バイオマスを使用する場合には、使用するバイオマス燃料に係る第三者認証スキーム等の名称並びに発電所で使用した認証燃料の量及び当該認証燃料固有の識別番号についての情報を公開することを求めており、引き続き、適切にこうした制度を運用していく考えである。

四について

お尋ねについては、例えば、令和六年六月四日の衆議院環境委員会において、政府参考人が「森林伐採時の土壤からのC O₂排出」というものは、欧州のルールなども参考に、森林から農地への転換といった、現状では、直接的な土地利用変化を計上するという制度となつております。・・・原生林であるとか天然林を伐採して事後的に植林した場合の炭素ストックの減少、途上であるとは承知いたしております。

こうしたものにつきましては、その減少量の捕捉方法等に課題がありまして、国際的にも議論の途上であることは承知いたしております。・・・諸外国等での新たな制度整備や運用状況なども整理しながら、専門的、技術的に検討する審議会等の場を通じまして、関係省庁とも連携し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。』と答弁したとおりである。

五について

バイオマス発電に關し、法第九条第四項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定

| |
|--|
| <p>の申請に当たつては、バイオマス燃料の調達及び使用に係る計画書の提出を求めているが、お尋ねの「全てのF.I.T./F.I.P.認定バイオマス発電所の燃料輸入費用の総額とペレット、P.K.S、チップほかの内訳」については、政府として把握しておらず、お答えすることは困難である。</p> <p>令和七年六月十七日提出</p> <p>質問 第三三〇号</p> <p>高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問主意書</p> |
|--|

| | |
|---|--|
| <p>提出者 佐々木ナオミ</p> <p>高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問主意書</p> <p>現在、高等学校授業料の無償化の動きに合わせて、高校教育改革の議論が進んでおり、経済財政運営と改革の基本方針二〇二五（令和七年六月閣議決定）においては、「高校教育改革等への国支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す」とされている。高等学校への進学率が約九十九%となる中、学ぶ意欲を有する全ての子どもたちに対しても、高等学校段階の学びの場を確保するとともに、質の高い学校教育を提供することは極めて重要であり、国としての責務ともいえる。</p> <p>それは、障害のある子どもたちに対しても何ら変わることはない。我が国は国際連合の障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准し、いわゆるインクルーシブ教育システムの構築のための取組を進めているところと承知しているが、高校教育改革と軌を一にして、高等学校段階におけるインクルーシブ教育の更なる充実をも図る必要があると考える。そこで、以下質問する。</p> <p>一 高等学校段階におけるインクルーシブ教育に</p> | <p>について</p> <p>1 国はどのような方針に基づき、どのような取組を進めているのか。</p> <p>2 今後、取組を進めていく上で、国はどのようなニーズに応えていく必要があると考えているか。</p> <p>3 インクルーシブ教育の実現のためには、環境整備や教職員体制の充実が必要不可欠であるが、これらの充実のために、国は地方公共団体や学校に対し、何らかの支援を行っているのか。また、今後の支援の在り方についてはどうのように考えているのか。</p> <p>二 公立高等学校の入学者選抜について</p> <p>1 地方公共団体間で公立高等学校の志願者数が定員に満たない場合の、いわゆる定員内不合格の対応に違いが生じている実態について、国はどのように考えているのか。また、このような地方公共団体間の格差の解消に向けて、国として何らかの取組を行っているのか。</p> <p>2 障害があることを理由とした定員内不合格者を出すことのないよう、国は公立高等学校において障害のある子どもたちを受け入れるために条件整備等に対する支援を行うべきと考えるが、政府の見解如何。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>三 質問主意書及び答弁書</p> <p>内閣衆質二一七第三三〇号</p> <p>令和七年六月二十七日</p> <p>内閣總理大臣 石破 茂</p> <p>衆議院議長 領賀福志郎殿</p> <p>衆議院議員佐々木ナオミ君提出高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に対する答弁書</p> <p>〔別紙〕</p> <p>衆議院議員佐々木ナオミ君提出高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に対する答弁書</p> <p>一 及び二の2について</p> <p>御指摘の「高等学校段階におけるインクルーシブ教育」、「環境整備」及び「障害のある子どもたちを受け入れるための条件整備等に対する支援」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年三月十三日に取りまとめられた「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方にに関する検討会議報告」（以下単に「報告」という）において「通級による指導を受けたい生徒のニーズがあるにもかかわらず、担当教員の配置等の体制の問題により受けけることができない状況を改善するためにも、担当教員の配置を含めた高等学校における通級による指導体制をそのニーズに合わせていく必要があ</p> | <p>る。」等とされたことを踏まえ、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」（令和五年三月十三日付け四文科初第二千四百四十一号文部科学省初等中等教育局長通知）を各都道府県教育委員会教育長等に対して発出し、「校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制を充実させること」、「高等学校における通級による指導の実施体制を充実させること」等の取組を促すとともに、教師の専門性の向上に資することを目指した「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成したほか、教員と連携しながら障害のある児童生徒等に対して学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）（以下「学教法施行規則」という）第六十五条条の六に規定する特別支援教育支援員をいう。）の配置についての地方財政措置や、公立高等学校において学教法施行規則第百四十条の規定に基づく障害の状態に応じた特別の指導を担当する教員に係る公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百五十五号）第二条第三項の表中一の項に規定する教職員の定数の算定に係る特例の措置等を講じているところであり、引き続きこうした取組を進めてまいりたい。</p> <p>二の1及び3について</p> <p>お尋ねの「定員内不合格」に対する考え方については、令和四年四月二十一日の参議院文教科学委員会において、末松文部科学大臣（当時）が「高等学校の入学者選抜の方法につきましては、・・・各都道府県の教育委員会の実施者が決定しまして、各学校長がその学校に期待される社会的役割や学科等の特色を踏まえてその学</p> |
|---|--|

| |
|------------------------------|
| <p>指導体制をそのニーズに合わせていく必要があ</p> |
|------------------------------|

校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判断することとされておりまして、定員内不合格自体が必ずしも否定されているものではございません。一方で、障害を理由に入学を認めないということはあってはならないと考えております。当然です。このため、文部科学省では、障害者差別解消法を踏まえまして、合理的配慮の具体例として、入学試験の実施に際して別室受験実施や時間の延長等の実施方法の工夫を示すとともに、可能な限り配慮を行う、都道府県委員会に対して周知をしているところでございます。その上で、定員内不合格を出す場合には、その理由について十分に説明をし、理解を得るべきものと考えてございます。』と答弁しているとおりである。

また、文部科学省から教育委員会等に対しても、生徒の個性に応じ選抜方法を多様化させるという観点から、学教法施行規則第九十条第二項及び第三項の規定に基づいて学力検査を実施しない選抜、調査書を用いない選抜等を行うことも考えられることや、学ぶ意欲を有する生徒に学びの場が確保されることは重要であるといふ観点から、お尋ねの「定員内不合格」を出さないよう取り扱っている例を含めた他の教育委員会における選抜の実施方法等を参照するなどすること等について周知している。

お尋ねの「教育体制を見直すよう要請された」と「公立学校の割合を再検討する中での意味」であるところが必ずしも明らかではないが、政府としては、報告において「よりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校を含めた二校以上の学校を一體的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設を検討すること」とされたことを踏ま

え、令和六年度から、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶための新しい授業の在り方等についての実証的な研究を実施しているところである。

令和七年六月十七日提出

トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問主意書

提出者 松原 仁

ト ルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問主意書

記念すべき年を迎えたが、事実に基づかない難民認定申請問題を放置すれば、両国民の友情の歴史等についての実証的な研究を実施しているところである。

我が国は、過去に、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国及びイラン・イスラム共和国に対する査証免除措置を一時停止したが、その際にも岩屋外務大臣が懸念した類の諸課題は当然想定されたはずである。今回、トルコ共和国の査証免除措置を一時停止しないとの判断における、合理的な理由を示されたい。

右質問する。

トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問主意書

本職は、本年三月五日に提出した「トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問主意書」(第二百七十四回国会質問第七九号)において、「トルコ共和国国籍者への査証免除措置を、一時停止すべきと考えるが、政府の見解如何。」と問うた。本件について、岩屋毅外務大臣が、本年六月四日の衆議院外務委員会で、「これを直ちに停止すれば、やはり企業の経済活動の停滞や人的交流の減少などとも考えられることや、学ぶ意欲を有する生徒に学びの場が確保されることは重要であるといふ観点から、お尋ねの「定員内不合格」を出さないよう取り扱っている例を含めた他の教育委員会における選抜の実施方法等を参照するなどすること等について周知している。

近年、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう)により飛行させることができる攻撃用の無人航空機(以下「無人機」という。)の脅威が急速に増している。中国中央電視台の報道によれば、自爆型無人機を百機搭載可能で航続距離が約七千キロとされる大型無人機「九天」が、本年六月に初飛行を予定しているとされている。また、防衛省統合幕僚監部が本年四月十日に発表した緊急発進実施状況によれば、令和六年度は令和五年度の実績の約三倍となる中国無人機の特異な飛行が確認されたとされている。

ウクライナのゼレンスキー大統領は、本年六月一日、百十七機の無人機を利用して複数のロシア空軍基地を攻撃し、大きな戦果を挙げたと発表した。報道によれば、ウクライナ保安庁は、軍用機四十機以上を破壊し七十億米ドル(約一兆円)の損害を与えたとしている。我が国と利害関係にある国家が、同様の作戦の研究に着手する又は既に相当程度まで研究が進捗している可能性は極めて高いと考える。

令和四年のロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻以後、無人機に搭載されたカメラで撮影された多数の攻撃場面の動画が、SNSを通して全世界に拡散されるようになった。なかには、ウクライナ軍の自爆型無人機が建造物内を探査してロシア軍の戦車を発見し、ハッチの隙間から戦車内部に侵入して爆発するまでの過程を撮影したものもある。テロ行為を行おうとする者が、こうした

内閣衆質二一七第三三一号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対する答弁書

お尋ねについては、御指摘の「答弁」において岩屋外務大臣が述べたとおりであるが、御指摘の影響が及ぶということは避けられないというふうに思います。したがって、トルコに対する査証免除措置を直ちに停止することは考えておりませんけれども、引き続き、当該措置の実施状況を不斷に注視しながら、トルコ側との協議をしつかりと進めてまいりたいと考えております。』と答弁した。

前記質問主意書で述べたように、現在、少なくない数のトルコ共和国国籍者が、就労目的で来日本する趣旨を逸脱して利用し、日本への入国後に犯罪の防止や出入国在留管理上の懸案の解決に向けて、二国間の対話及び協力の強化に取り組んでいるところである。

その上で、我が国とトルコ共和国との間では、

令和七年六月十七日提出
質問 第三三二号
攻撃用無人機への対処に関する質問主意書
提出者 松原 仁

攻撃用無人機への対処に関する質問主意書
提出者 松原 仁

動画に触発され、複数の無人機を同時に利用して攻撃する作戦を研究する可能性も容易に推測できると考える。

そこでお尋ねする。

一 政府は、自衛隊法第八十四条に基づく領空侵犯に対する措置は、国際法上認められる範囲内で行われるものであり、有人かつ軍用の航空機に対する武器の使用は、同条に規定する「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に許されるとしてきた。一方、領空を侵犯する無人機は、我が国領域内の人の生命及び財産又は航空路を飛行する航空機に重大な危険を生じさせるおそれがあるものの、これに対して武器の使用を行つても直接に人に危害が及ぶことはないことから、正当防衛又は緊急避難の要件に該当しない場合であつても、武器を使用することが可能であるか、政府の見解如何。

二 国の重要な施設等、外国公館等、防衛関係施設、空港、原子力事業所に対する無人機を利用したテロ行為への対処は、決して容易ではないと考える。そこで、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に違反して飛行する無人機に対しても、原則として飛行の妨害又は撃墜を含めた措置を直ちに可能とする運用を検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

三 警察庁は、無人機を利用したテロ行為等に対処するため、早急に装備資機材の充実強化を図るべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一七第三三二号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

衆議院議員松原仁君提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十四条に基づく領空侵犯に対する措置は、国際法上認められる範囲内で行われるものであ

は、同条に規定する「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に許さ

れる。この趣旨については、令和五年二月二十日の衆議院予算委員会第一分科会において、増田防衛省防衛政策局長(当時)が武器使用しま

すと結果として撃墜するという形態になる蓋然性が極めて高いことから・・・地上の国民の生

命及び財産の保護と航空路を飛行する航空機の安全の確保といった武器の使用によって侵害される保護法益との間で厳密に均衡を図るために、

「領空侵犯する無人の気球や飛行船につきましては、武器の使用によって侵害される保護法益

は無人の気球や飛行船という財産だけではございまして・・・そのまま放置しますと他の航空機の安全な飛行を阻害するという可能性がある場合、地上の国民の生命及び財産の保護と航空路

を飛行する航空機の安全の確保といつた武器の使用によつて守ろうとする保護法益のため、正当防衛又は緊急避難に該当しない場合であつても武器を使用することができる」と答弁したとおりである。

その上で、無人の航空機に対する武器の使用については、同日の同分科会において、同人が

「領空侵犯する無人の気球や飛行船につきましては、武器の使用によつて侵害される保護法益

は無人の気球や飛行船という財産だけではございまして・・・そのまま放置しますと他の航空機の安全な飛行を阻害するという可能性がある場合、地上の国民の生命及び財産の保護と航空路

を飛行する航空機の安全の確保といつた武器の使用によつて守ろうとする保護法益のため、正当防衛又は緊急避難に該当しない場合であつても武器を使用することができる」と答弁したとおりである。

二について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第十一項第二項においては、同条第一項の規定により対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命

令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行つている者に対し当該措置をとることを命ずるといつまがないときは、

警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができると定められており、

当該必要な措置として、御指摘の「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に違反して飛行する無人機」に対する「飛行の妨害又は撃墜」を行うこととも可能であると解される。なお、当該必要な措置をとる権限は、同条第三項及び第五項の規定により、皇宮護衛官、海上保安官、対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官及び対象空港管理者にも与えられている。

本職の十番目の質問に対して、政府は、「経営・管理」の在留資格に関する質問主意書に対する答弁書

(内閣衆質二一七第一九五号)は、「経営・管理」の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書の交付申請等に係る審査に大きな問題があることを認識していないものであり、遺憾である。

本職の十番目の質問に対して、政府は、「経営・管理」の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付申請等が行われた場合に、事業の実態に疑義があれば、審査を担当する職員が実地調査等の必要な調査を実施し、適正な出入国在留管理を行う必要があると考へている」としたが、事業の実態のないわゆるペーパーカンパニーが現に多数存在することは、広く報道されているところである。例えば、FNNプライムオンラインは、本年五月二十一日、「経営・管理」の在留資格のため設立された中国系企業四十九社が所在地とする大阪市内のビルを調べたところ、人の出入りすら確認できなかつたと報じた。最近の一連の報道は、出入国管理行政に対する国民の信頼を著しく損ねていると考へる。

そこで、当面の間、前述の審査については基本的に実地調査を実施すべきと考えるが、政府の見解如何。

令和七年六月十七日提出
質問 第三 三三三号
経営・管理の在留資格に関する再質問主意書

提出者 松原 仁

右質問する。

そこで、当面の間、前述の審査については基本的に実地調査を実施すべきと考えるが、政府の見解如何。

| |
|---|
| 販売業者等に対し、「GLP」—受容体作動薬について、返品が生じないよう、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと」、「GLP」—受容体作動薬について、これを真に必要とする二型糖尿病の患者への供給が滞ることのないよう、適正使用に努めていただきたいこと」、「医療機関及び薬局から注文を受けた際には、薬事承認を得た範囲での治療を目的としたものであるかどうかを確認し、薬事承認範囲外の治療目的による使用であることが明らかな場合には納入をしないなど、糖尿病治療を行っている医療機関及び薬局へのGLP—受容体作動薬の供給をお願いしたいこと」等を周知している。 |
|---|

| | |
|---|---|
| 質問 第三三五号 提出者 杉村 慎治 令和七年六月十七日提出 外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問主意書 | 1 「GLP」—受容体作動薬の在庫逼迫に伴う協力依頼(その二)(令和五年十一月九日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)により、都道府県・保健所設置市及び特別区を通じて、医療機関、薬局、医薬品卸売販売業者等に対し、「GLP」—受容体作動薬について、返品が生じないよう、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと」、「GLP」—受容体作動薬について、これを真に必要とする二型糖尿病の患者への供給が滞ることのないよう、適正使用に努めていただきたいこと」、「医療機関及び薬局から注文を受けた際には、薬事承認を得た範囲での治療を目的としたものであるかどうかを確認し、薬事承認範囲外の治療目的による使用であることが明らかな場合には納入をしないなど、糖尿病治療を行っている医療機関及び薬局へのGLP—受容体作動薬の供給をお願いしたいこと」等を周知している。 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 質問 第三三五号 提出者 杉村 慎治 令和七年六月十七日提出 外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問主意書 | 1 「GLP」—受容体作動薬の在庫逼迫に伴う協力依頼(その二)(令和五年十一月九日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)により、都道府県・保健所設置市及び特別区を通じて、医療機関、薬局、医薬品卸売販売業者等に対し、「GLP」—受容体作動薬について、返品が生じないよう、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと」、「GLP」—受容体作動薬について、これを真に必要とする二型糖尿病の患者への供給が滞ることのないよう、適正使用に努めていただきたいこと」、「医療機関及び薬局から注文を受けた際には、薬事承認を得た範囲での治療を目的としたものであるかどうかを確認し、薬事承認範囲外の治療目的による使用であることが明らかな場合には納入をしないなど、糖尿病治療を行っている医療機関及び薬局へのGLP—受容体作動薬の供給をお願いしたいこと」等を周知している。 |
|---|---|

| | |
|--|--|
| 内閣衆質二一七第三三五号 令和七年六月二十七日 1 外国系送金アプリ事業者に対する、本人確認、記録保持、報告義務等の規制的対応を行ったことの整備状況について、政 府の把握するところをそれぞれ示されたい。 2 日本国政府が、外国に本拠を置くアプリ事業者に対する送金履歴等の情報提供を要請した | 1 不可視経済圏と不法就労との関連 車、観光案内、通訳、家事代行等)について、在留資格に違反して行われる事例の有無を通じて行われる資格外活動(いわゆる白タク行為や無許可のツアーガイド、通訳、家事代行等)と結びつくことで、労働実態を不可視化し、日本国内に「非課税・非登録」の準外国経済圏(以下「不可視経済圏」という。)を形成することも可能との指摘もある。これは、労働市場の公正性を損ない、地域経済や究極的には国家財政に対して深刻な影響を及ぼす構造的問題であると考える。 |
| 内閣衆質二一七第三三五号 令和七年六月二十七日 1 外国系送金アプリ事業者に対する、本人確認、記録保持、報告義務等の規制的対応を行ったことの整備状況について、政 府の把握するところをそれぞれ示されたい。 2 日本国政府が、外国に本拠を置くアプリ事業者に対する送金履歴等の情報提供を要請した | 2 報酬が国内外の銀行口座を介さず、送金アプリを通じて国外の法人または個人から当該外国人労働者のアプリ口座へ直接支払われる場合、銀行記録や給与台帳によるいわゆるトレーサビリティが欠如し、在留資格に定める就労範囲の逸脱や不法就労助長罪の立証が極めて困難となると考える。この構造的課題を踏まえ、政府は、①入管当局による取締指針・摘発体制の整備、②国税当局による送金アプリ事業者への情報照会・報告義務強化、③海外当局およびプラットフォーム運営事業者との情報共有・協力覚書の締結等を含め、どのような具体的な方策を現在講じているか。または講じる予定かを示された上で、就労長罪の立証が困難となる構造に対し、政府としてどのような対応を講じているか示されたい。 |
| 内閣衆質二一七第三三五号 令和七年六月二十七日 1 外国系送金アプリ事業者に対する、本人確認、記録保持、報告義務等の規制的対応を行ったことの整備状況について、政 府の把握するところをそれぞれ示されたい。 2 日本国政府が、外国に本拠を置くアプリ事業者に対する送金履歴等の情報提供を要請した | 3 暗号資産交換業者を経由しないデジタル資産について、国外への送金にアプリ内で完結するP2P送金が利用された場合、国税庁および金融庁が課税・監視するまでの限界および制度的課題を政府はどうに認識しているか、それぞれ示されたい。 |

〔別紙〕

衆議院議員杉村慎治君提出外国人による自
国外送金アプリの利用と日本国内における
不可視経済圏の形成に関する質問に対する

答弁書

一の 1 について
お尋ねの「国別、送金行為の種別等の統計」は
有していない。

一の 2 について

お尋ねの「外国人が日本国内で得た収入」の具
体的に意味するところが必ずしも明らかではな
いが、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第
二条第一項第五号に規定する非居住者が、同法
第一百六十一条第一項に規定する国内源泉所得を
有するときは、所得税の免除を定める租税条約
(同法第二条第一項第八号の四ただし書)に規定
する条約をいう。以下同じ。の規定の適用があ
る場合を除き、原則として、所得税を納める義
務がある。また、当該非居住者が、国内におい
て、当該国内源泉所得のうち、同法第一百六十
一条第一項第四号から第十六号までに掲げるもの
の支払を受ける場合には、当該租税条約の規定
の適用がある場合を除き、原則として、同法第
二百十二条第一項の規定により、その支払をす
る者により所得税が徴収される。

その上で、お尋ねについては、お尋ねの「税
務上の対応」の具体的に意味するところが必ず
しも明らかではないが、国税当局においては、
様々な機会を通じて課税上有効な各種資料情報
の収集に努め、これらの資料情報を提供された
申告書等を分析し、課税上問題があると認めら
れる場合には、税務調査を行うなどして、適正
かつ公平な課税の実現に努めているところであ
り、今後とも、このよう考え方に基づき、厳
正に対処していく。

お尋ねの「暗号資産交換業者を経由しないデ

ジタル資産」及び「アプリ内で完結するP2P送
金」の具体的に意味するところが明らかではな
いため、お答えすることは困難である。

お尋ねの「第三者を経由するなどして国外送
金の本来の委託者を特定不可能とするような行
為」の具体的に意味するところが明らかではな
いため、お答えすることは困難である。

お尋ねの「第三者を経由するなどして国外送
金の本來の委託者を特定不可能とするような行
為」の具体的に意味するところが明らかではな
いため、お答えすることは困難である。

お尋ねの「外国語SNS等を通じたサービス
提供(配車、観光案内、通訳、家事代行等)につ
いて、在留資格に違反して行われる事例」の有
無を含め、その把握状況については、今後の出
入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第
三百十九号)第二十七条の規定に基づく違反調
査(以下「違反調査」という。)の適正な遂行等に
支障を及ぼすおそれがあることから、お答えす
ることは差し控えたい。

二の 1 について

お尋ねの「外国語SNS等を通じたサービス
提供(配車、観光案内、通訳、家事代行等)につ
いて、在留資格に違反して行われる事例」の有
無を含め、その把握状況については、今後の出
入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第
三百十九号)第二十七条の規定に基づく違反調
査(以下「違反調査」という。)の適正な遂行等に
支障を及ぼすおそれがあることから、お答えす
ることは差し控えたい。

二の 2 について

前段のお尋ねについては、御指摘の「送金ア
プリ」の意味するところが必ずしも明らかでは
ないが、出入国在留管理局においては、関係機
関と緊密に連携を図り、不法就労者、不法滞在
者等の取締り等に取り組んでいるところである
が、御指摘の「取締指針・摘発体制の整備」につ
いては、今後の違反調査の適正な遂行等に支障
を及ぼすおそれがあることから、お答えするこ
とは差し控えたい。また、御指摘の「送金アプ
リ事業者」の意味するところが必ずしも明らか
ではないが、一般論として申し上げれば、国税
当局が事業者から情報提供を受けるた
めの制度として、国税通則法(昭和三十七年法
律第六十六号)第七十四条の七の二において、
同条第一項に規定する特定事業者等への報告の
求めが、同法第七十四条の十二において、国税
局等の当該職員の事業者等への協力要請が、そ
れぞれ定められており、必要に応じ、これらの
制度を活用するほか、外国税務当局と連携す
ることで、適正かつ公平な課税の実現に努め
ているところである。

二の 3 について

お尋ねについては、今後の違反調査の適正な
遂行等に支障を及ぼすおそれがあることから、
お答えすることは差し控えたい。

三の 1 について

お尋ねの「外国系送金アプリ事業者」の具体的
に意味するところが明らかではないため、お答
えすることは困難である。

三の 2 について

お尋ねの「外国に本拠を置くアプリ事業者」の
具体的に意味するところが明らかではないため、
お答えすることは困難である。

三の 3 について

お尋ねの「国外送金アプリ」、「事実上の報酬
支払手段」、「非合法な所得移転の経路」及び「當
該アプリの使用を助長する行為」の意味すると
ころが必ずしも明らかではないが、一般論とし
て、為替取引を業として営む場合には、例え
ば、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四
条第一項に規定する銀行業の免許や資金決済に
関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三
十七条に規定する資金移動業の登録を受ける必
要があり、無免許や無登録で為替取引を業とし
て営むことは禁止されているところであり、為
替取引に係る不正行為についてはこれらの規制
を含む現行の規制によって適切に対応すること
を考えている。

四の 1 について

お尋ねの「送金アプリサービス」の具体的に意
味するところが必ずしも明らかではないが、令
和四年に経済協力開発機構において、顧客の利
益のためにいわゆるデジタルマネー等を保有し
てある者に対して、税務当局に対する報告義務
を課すことなどを内容とした「共通報告基準」
の改訂が行われた。

我が国では、この改訂に対応して、令和六年
度税制改正において、租税条約等の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関
する法律(昭和四十四年法律第四十六号)等の改
正を行い、資金決済に関する法律第二条第三項
に規定する資金移動業者(以下同じ。)の非居住
者に係る金融口座情報の自動的交換のための報
告制度における報告義務を負う者への追加、資
金移動業者の管理するいわゆるデジタルマネー
に関する情報の当該制度における報告対象への
追加等を行った。これらの改正は、令和八年一
月一日から施行予定であり、今後、「共通報告
基準」の改訂に向け、更なる国際交渉を行う予
定はない。

四の 2 について

お尋ねの「不可視経済活動」の具体的に意味す
るところが明らかではないため、お答えするこ
とは困難である。

四の 3 について

お尋ねの「こうした不可視経済活動」の具体的に
意味するところが明らかではないため、お答
えすることは困難である。

四の 4 について

お尋ねの「日本国内での合法的な経済活動
が、アプリ等を活用した規制の枠外での資金取
引によって侵食される事態」及び「構造的対策」
の具体的に意味するところが明らかではない
ため、お答えすることは困難である。

令和七年六月十七日提出
質問 第三三六号

いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

| | | |
|-------|--|--|
| 質問主意書 | 令和七年六月十七日提出 いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問主意書 | 更の透明化や適正表示を促進することは、生活者保護のみならず、正直な価格転嫁が行える健全な度的対応に関する質問主意書 |
| | 提出者 杉村 慎治 | 度的対応に関する質問主意書 |
| 1 | 実質価格変動と統計制度との乖離について 1 いわゆるシユリソクフレーションによる単位価格の上昇が消費者物価指数(CPI)にどの程度正確に捕捉されていると政府は認識しているか。菓子、飲料、日用品等の具体品目を挙げ、近年の物価モニター調査結果と併せて生活者の実感との差異をどう評価しているか示されたい。 | 1 実質価格変動と統計制度との乖離について 1 いわゆるシユリソクフレーションによる単位価格の上昇が消費者物価指数(CPI)にどの程度正確に捕捉されていると政府は認識しているか。菓子、飲料、日用品等の具体品目を挙げ、近年の物価モニター調査結果と併せて生活者の実感との差異をどう評価しているか示されたい。 |
| 2 | 容量や重量が変更された場合、容量比換算やヘドニック法、オーバーラップ法、いわゆるインピュート法等を用いた品質調整によって統計的補正が行われると承知しているが、こうした補正手法の技術的限界と生活実感との齟齬について、政府の認識を示されたい。 | 2 容量や重量が変更された場合、容量比換算やヘドニック法、オーバーラップ法、いわゆるインピュート法等を用いた品質調整によって統計的補正が行われると承知しているが、こうした補正手法の技術的限界と生活実感との齟齬について、政府の認識を示されたい。 |
| 3 | PoSデータや業界紙、企業公式サイト等を活用した銘柄選定・調査対象切替の基準並びに品目除外時の指数継続性の確保について、統計局がどのように運用しているか示されたい。また、基準改定が五年ごとのため、いわゆるPOSデータ活用などの統計技術の進歩にもかかわらず、実質値上げの反映が遅れる懸念がある。 | 3 PoSデータや業界紙、企業公式サイト等を活用した銘柄選定・調査対象切替の基準並びに品目除外時の指数継続性の確保について、統計局がどのように運用しているか示されたい。また、基準改定が五年ごとのため、いわゆるPOSデータ活用などの統計技術の進歩にもかかわらず、実質値上げの反映が遅れる懸念がある。 |
| 4 | 企業物価指数の上昇と、容量減少等のステルス値上げを含めたCPI上昇率との差異が拡大しているとの指摘があるが、政府はその分析結果及び政策判断にどのように反映させているか示されたい。 | 4 企業物価指数の上昇と、容量減少等のステルス値上げを含めたCPI上昇率との差異が拡大しているとの指摘があるが、政府はその分析結果及び政策判断にどのように反映させているか示されたい。 |
| 5 | 平成二十五年一月二十二日付「政府・日本銀行の政策連携に関する共同声明」における「物価安定目標二%」の達成状況評価に当たる、容量減少等による実質値上げ分と純粹な政府がステルス値上げの実態を把握し、量目変 | 5 平成二十五年一月二十二日付「政府・日本銀行の政策連携に関する共同声明」における「物価安定目標二%」の達成状況評価に当たる、容量減少等による実質値上げ分と純粹な |
| 二 | 消費者の生活実感と政府による把握状況について 1 政府は、SNS投稿や物価モニター調査(平成三十年及び令和四年)において、「実質値上げが増えた」と感じる生活者の声や「理由の説明を求める」との声が増加している実態をどのように把握し、政策立案に反映しているか示されたい。 | 二 消費者の生活実感と政府による把握状況について 1 政府は、SNS投稿や物価モニター調査(平成三十年及び令和四年)において、「実質値上げが増えた」と感じる生活者の声や「理由の説明を求める」との声が増加している実態をどのように把握し、政策立案に反映しているか示されたい。 |
| 三 | 表示義務と企業努力のバランスに関する制度設計について 1 企業が量目変更を行う際、表示を求めるガイドラインの整備状況と、実効性確保のための監視・指導体制を政府はどう評価しているか。 2 内容量変更時の店頭単位価格表示義務を含む法制化について、事業者の自主性との均衡を図りつつ、今後の制度整備方針を示されたい。 | 3 過去五年間において、量目・内容変更表示に関する調査又は指導事例があれば件数及び事業分野を、それぞれ可能な限り示されたい。 |
| 四 | 内閣府及び消費者庁は、購買行動や心理的影響に関する調査を実施した実績があるか。今後、ステルス値上げが家計負担に及ぼす影響を把握する調査を行う予定はあるか。 | 2 公正取引委員会及び消費者庁は、量目変更表示の適正化を推進するためのいわゆる共同タスクフォースを設置し、企業への監視・指導、違反時の公表措置等を行う考えはあるか。 |
| 五 | 内閣衆質二一七第三三六号 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 衆議院議員杉村慎治君提出いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問に対する答弁書 | 1 量目変更を秘匿したまま販売を継続する行いが、景品表示法上の不当表示(優良誤認又は有利誤認)に該当する可能性について、政府の法的見解を示されたい。 |

体的な内容が明らかではないため、その「評価」についてお答えすることは困難である。

一の2について
お尋ねの「補正手法の技術的限界と生活実感との齟齬」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、消費者物価指数は、特定の商品について、その容量や重量が変更された場合は、その内容の変化が指数に反映されるよう、国際基準に基づいて、御指摘の「品質調整」を行っている。

一の3について

消費者物価指数の作成に用いる品目の改廃や銘柄の選定に当たっては、同指数の精度の向上、家計消費支出上の重要度、価格調査のしやすさなどを総合的に勘案して行っている。

また、お尋ねの「連鎖基準指数」については、消費者物価指数では、昭和五十年九月に定めた「千九百七十五年(昭和五十年)基準」から、「ラスバイレス連鎖基準方式」による指数を算出し、公表している。

お尋ねの「企業物価指数の上昇と、容量減少等のステルス値上げを含めたCPI上昇率との差異が拡大している」の趣旨が必ずしも明らかではないが、企業物価指数は企業間で取引される財を対象としているのに對して、消費者物価指数は世帯が購入する財及びサービスを対象としているため、両者の動きは必ずしも一致するとは限らないと認識している。

一の5について

御指摘の「物価安定目標ー%」については、日本銀行が自ら決定したものであり、その達成に関する責任は、一義的には同行にあることを踏まえ、お尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

なお、お尋ねの「生活者に説明責任を果たす」

の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「容量減少等による実質値上げ分と純粋な価格改定分を分離」について

は、消費者物価指数は、同質の商品の価格動向から作成されるべきものであり、容量や重量の減少による「実質値上げ分」は物価の変動としての商品について、その容量や重量が変更された場合は、その内容の変化が指数に反映されるよう、国際基準に基づいて、御指摘の「品質調整」を行っている。

一の3について

消費者物価指数に含まれていることから、御指

摘要のように「純粋な価格改定分を分離」することを適切に行っている。

二の1について

御指摘の「SNS投稿」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の

「物価モニター調査」については、政策として、当該調査の結果を消費者等へ速やかに情報提供することを目的としたものであり、全国四十七都道府県の物価モニターに対し、物価動向についての意識等を調査し、その動向を正確・迅速に把握した上で、平成三十年七月及び令和四年一月に実施した調査結果を公表したものであ

る。

二の2について

御指摘の「購買行動や心理的影響に関する調

査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、内閣府の消費動向調査においては、今後の暮らし向きの見通し等についての消

費者の意識を把握することを目的とした調査を行っており、また、消費者庁の物価モニター調査においては、物価動向についての意識等を把握することを目的とした調査を行った実績がある。

三の3について

お尋ねの「内容量変更時の店頭単位価格表示

義務を含む法制化」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の4について

お尋ねの「量目変更を明示して適正表示に取

り組む事業者を評価する優良表示認定制度等、インセンティブ導入の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、容量や重量の変更を明示するかどうかは事業者の判断に委ねられるものであり、現時点において、容量や重量の変更を明示した事業者を評価するような制

度の導入は検討していない。

三の5について

御指摘の「量目変更」を「消費者が容易に取得

できる仕組み」の具体的に意味するところが明

らかではないため、お尋ねについてお答えする

ことは困難であるが、一般用加工食品について

は、食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十

号)第二条第一項の表の「内容量又は固形量及び

内容総量」の項の1において「特定商品の販売に

係る計量に関する政令(平成五年政令第二百四

十九号)第五条に掲げる特定商品については、

計量法(平成四年法律第五十一号)の規定により

表示することとし、それ以外の食品にあっては

内容重量、内容体積又は内容数量を表示するこ

とと規定されている。

また、お尋ねの「令和四年一月十九日の消費

者庁長官会見」において、食品に限らない商品

全般に係る御指摘の「ステルス値上げ」に関連し

た単位ごとの価格表示の導入に関する消費者庁

の今後の検討の有無についての記者からの質問

に對し、伊藤消費者庁長官(当時)から、「より

分かりやすい表示にしてほしいというお話は、

価格の話に限らずあるというふうに思つており

ます。そうした観点から、食品表示に関するア

プリの議論などもさせていただいているところ

です。要は、狭いスペースの中での程度のこ

とが書けるかという限界がある中で、一方で、

もつと知りたいとか、自分に合った形での情報

を分かりやすく手に入れたいということがあ

り、価格についてもその一環ではないかと思つ

ております。まだ表示についての価格の話まで

は、あのアプリの議論ではしていないのです

が、今の御指摘なども踏まえて、今後、デジタ

ルとリアルを融合した格好での表示の議論、あ

るいは情報伝達の議論をするに當たって、そろ

いつた問題についてもどういうふうに取り組ん

でいくかということを議論してみたいと思いま

す。」と述べたとおり、この発言は、食品表示に

単位ごとの価格表示の導入を検討する趣旨の発

言ではなく、令和二年度に実施した「アプリ

ケーションを活用した食品表示実証調査事業」

等においては、御指摘の「単位価格情報を消費

者が容易に取得できる仕組み」について検討し

ていない。

四の1について

お尋ねの「量目変更を秘匿したまま販売を継続する行為」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第二百三十四号)以下「景品表示法」という。第五条は、事業者が、自らの供給する商品又は役務の取引について、同条各号のいずれかに該当する表示を行うことを禁止しており、このうち、同条第二号では「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自らの選択を阻害するおそれがある」と認められるもの」と規定されているところ、事業者が当該表示をした場合は、同条に違反することとなる。

四の2について

四の2について
お尋ねの「量目変更表示の適正化を推進するためのいわゆる共同タスクフォースを設置し、企業への監視・指導、違反時の公表措置等を行なう」の具体的な意味することは明らかではないため、お答えすることは困難である。
お尋ねの「量目・内容変更表示に関する調査又は指導事例」の具体的な意味するところが明らかではないが、いざれにせよ、例えば、景品表示法に係る調査又は指導事例の件数等の詳細については、これを明らかにすることにより、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

令和七年六月十七日提出
質問 第三三七号

中古品取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

我が国の国内総生産(GDP)は、国内で新たに生産された財やサービスによる付加価値を合算するものであり、経済実態を把握する基礎的な統計指標である。一方、近年中古市場は著しく拡大している。

しかしながら、当該市場で発生する取引額は、計上されておらず、手数料や発送料などの周辺サービスを除いて、その経済規模や所得移転の実態はGDP統計には反映されていない状態にあると考える。加えて、中古市場の拡大は消費者の選択肢の多様化や物価の実質的低下に寄与し得るものであり、家計の実質的な消費構造にも影響を与えており、また、いわゆるサーキュラーエコノミーの観点からは、環境負荷低減の経済的手段としても政策的意義が高まっていると考える。

このような背景のもと、従来のGDP統計がデジタル経済における新たな流通形態を正確に反映できていない可能性は高く、統計制度の見直しが求められていると考える。

よって、以下の事項について政府に対し質問する。

1 GDP統計における中古品取引の取扱いについて

1 現行のGDP統計において、メルカリやヤフオク等に代表される中古品取引(発送料等

を除く)はどのように位置付けられているか。現時点で完全に統計対象外となっているのか。

2 発送料等の周辺サービスはGDPに計上されているが、中古品取引の本体価格部分を除外する合理性について、政府はどういうに説明するか。

二 中古市場規模の把握とその変化

1 政府は、直近三年間における我が国の中古市場規模(取引総額)をいかに推計しているか。各年の取引額の増減推移について、可能な範囲で示されたい。

2 前項の推計を政府として行っている場合、

当該推計を行うための調査は統計法における基幹統計調査又は一般統計調査のいずれに該当するのか。また、政府は当該推計を行うための調査の実施に当たり、必要となるデータをプラットフォーム事業者(ここでは中古品取引をインターネット上で仲介する事業者をいう。以下同じ)から収集しているのか。

3 前項で収集するデータは個人情報の保護に関する法律における個人データ、匿名加工情報又は個人関連情報のいずれに該当するか。

個人データに該当する場合、同法第二十七条では第三者提供に際し原則として本人の同意を得なければならないとされているが、プラットフォーム事業者は個人データを政府へ提供するに当たり、本人の同意を得ているのか、あるいは本人の同意が必要な匿名加工情報又は個人関連情報として提供しているのか。

4 前記1の推計を現時点で行っていない場合、政府として今後行う考えはあるか。

1 経済政策・環境政策への影響

1 中古市場における活発な取引が、新品市場への価格圧力を通じて消費者物価指数や家計

調査に影響を及ぼす可能性について、政府はどういうに認識しているか。

2 内閣府経済社会総合研究所が公表した研究会報告書八七「環境要因を考慮した経済統計・指標について」では、OECDの枠組みに基づく汚染調整済経済成長率や、国際連合環境経済勘定に準拠した大気排出勘定の暫定試算が示されている。これらいわゆるグリーンGDP指標の整備方針を踏まえ、中古品取引をGDP統計に反映させることで資源循環や廃棄物削減の効果を当該指標に組み込む可能性について、政府はどういうに認識しているか。

四 國際的な統計基準との整合性

1 二二〇二五SNA(仮称)における中古取引に関するGDP統計への反映についてどのような議論が行われているか。また、我が国政府はその議論にどのように関与しているか。

2 内閣府経済社会総合研究所が公表した季刊国民経済計算N.O.一六四中、「シェアリング・エコノミーのGDP統計における捕捉の現状」では、プラットフォームのマージン(仲介手数料)方式による付加価値把握を提案されている。政府は中古品取引にも同方式を適用し得るか、適用に当たつての課題をどのように認識しているか。

1 統計改革に向けた政府の基本方針

1 政府は、中古品取引を含むデジタル経済を統計的に把握し経済政策に反映させるため、関連制度の見直しを検討しているか。その検

要分野を専攻する中国人留学生のビザを積極的に取り消すとする方針を発表した。さらに、六月四日には、トランプ大統領がハーバード大学で新たに留学や研究をする予定の外国人の入国を停止し制限する布告に署名するに至った。

一方、我が国の動きとして、五月二十七日、文部科学省は、米国の大学に在籍する留学生が学びを継続できるよう、我が国の大学への受け入れ等が可能な支援策について各大学に検討を依頼した。これを受けて、六月十二日時点で、国内の九十四大学が支援を表明することとなつた。

我が国が國のこうした動きについて、米国が國家の安全保障上危険でふさわしくないとみなした外国人留学生を我が国の大で受け入れようとすることは問題であり、また、主として日本国民の税金によって運営されている国立大学及び公立大学(以下「国公立大学」という)は、それぞれ全国的な高等教育の機会均等の確保等、地域における高等教育機会の提供等の役割を担っている。それらの大に外国人留学生を受け入れる予算があるのであれば、日本人の学生及び研究者(以下「学生等」という)に対する支援を充実させるべきであると考える。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 現在の我が國の国公立大学における外国人留学生の総数について、以下の数をそれぞれ可能な限り示されたい。

- ・全学生数に占める割合
- ・全外国人留学生数に占める各出身国(地域)別の割合

- ・全外国人留学生数に占める国費(日本政府負担)留学生数、外国政府派遣留学生数、私費留学生数それぞれの割合
- ・ルビオ国務長官が、中国共産党と関係のある中国人留学生や重要分野を専攻する中国人留学生のビザを積極的に取り消すとする方針を発表したことについて

1 米国が国家の安全保障上危険でふさわしくないとみなした外国人留学生を我が国の大学で受け入れようすることは適切か、政府の見解を示されたい。

2 我が国の大学等においては、外国人留学生のうち、中国人留学生が約四割と大きな割合を占めている現状であるが、さらに中国人留学生を受け入れようすることは適切か、政府の見解を示されたい。

3 外国在住の中国人にも、母国の国家情報法及び国防動員法で工作活動及び破壊活動を義務付ける中国の体制に鑑みれば、ルビオ国務長官の対応は常識的な措置であり、我が国も米国と同じ方向に進むべきではないのか、また、米国との関係において政治上のリスクが生じるのではないか、それぞれについて政府の見解を示されたい。

4 このように米国がスペイ活動等の国家の安全保障上のリスクに対し対策を講じる一方、我が国はいわゆる「スペイ天国」とも呼ばれているように、諸外国と比べてスペイ行為への対策が不十分である。このような現状を踏まえると、我が国におけるいわゆるスペイ防止法の一刻も早い制定が必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 国公立大学における外国人留学生の受入れについて

1 トランプ政権がハーバード大学で新たに留学や研究をする予定の外国人の入国を停止・制限する措置を講じることとなつたのは、國家の安全保障上の懸念から見て正当な面があると考えられる。したがつて、令和四年に東京大学がウクライナの学生等を戦争下における人道的な観点から受け入れた場合とは異なり、今回のトランプ政権の政策に伴う米国からの外国人留学生の受入れを日本国民の税金

2 当該外国人留学生受入れに係る予算があるのであれば、本来は我が国の学生等への支援に使うべきではないのか、政府の見解を示されたい。

3 文部科学省が当該外国人留学生の受入れについて、国公立大学を含む国内の大学に検討を依頼し、受入れを推進しているのは適切であるのか、政府の見解を示されたい。

4 大学の国際性という観点から外国人留学生の受入れ数が大学の評価項目として用いられることがあるが、受け入れた外国人留学生が我が国に定着し、能力を發揮し貢献してくれる等の保証はない。大学の評価については、外国人留学生の受入れ数ばかりを重視するのではなく、受入れの成果としての、我が国の科学技術・イノベーション力の向上や地域における産学官連携等による産業及び社会への貢献等といった大學が持つ多様な使命にどの程度寄与したか等の観点で行われるべきではないのか、政府の見解を示されたい。

四 各大学において、米国の大学に在籍する留学生等の受入れの動きが見られる。大阪大学は、医学系研究科において約六〇十億円を準備して、最大百名程度の博士研究員受入れ体制の構築を行なうとしているが、その資金は国民が納めた税金を財源とするものか、それとも大阪大学道大学は米国協定校に在籍している日本人学生の受入れは行うものの、ハーバード大学は協定校ではないため対象外としているが、このようない他の大学も協定校ではないならばハーバード

五　国費外国人留学生制度に係る予算を我が国の教育機関への支援に充てる必要性について

1　トランプ大統領は、ハーバード大学に対する補助金を打ち切り、その資金を全米の職業訓練学校に充てることを検討している。我が国の予算においては、授業料に加えて生活費用まで我が国が負担することで外国人留学生の受入れを図る国費外国人留学生制度に係る費用が計上されている。その費用を、昨今重要性が高まっている実践的な職業教育を行う我が国の教育機関への支援に充てるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　我が国の夜間中学や定時制高校の中には、外国籍の生徒が多数在籍している学校もあり、当該学校の運営に係る費用について、国による負担は少なく、地方公共団体の負担が多いという問題意識を持っている。前記の国費外国人留学生制度に係る予算があるのであれば、当該外国籍の生徒に対し日本語学習を提供している夜間中学や定時制高校に対する支援に充てるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一一七第三三八号
令和七年六月二十七日

内閣總理大臣 石破 茂
衆議院議長 領賀福志郎殿
衆議院議員竹上裕子君提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対する

答弁書

について

独立行政法人日本学生支援機構が実施した「千二十四(令和六)年度外国人留学生在籍状況調査」によれば、国公立大学における令和六年五月一日時点の外国人留学生数(以下「全外国人留学生数」という。)は四万九千百五十人であり、全外国人留学生数がお尋ねの「全学生数に占める割合」については、全外国人留学生数を令和六年度に文部科学省が実施した「学校基本調査」により得られた我が国の国公立大学における在籍者の総数で除して算出すると、約六パーセントである。

お尋ねの「全外国人留学生数に占める各出身国(地域)別の割合」については、そのデータが膨大となることから網羅的にお答えすることは困難であるが、当該割合の高かつた上位の五箇国・地域についてお示しすると、中国が約五十四パーセント、韓国が約六パーセント、インドネシアが約五パーセント、ベトナムが約四パーセント、台湾が約三パーセントである。

お尋ねの「全外国人留学生数に占める国費(日本政府負担)留学生数、外国政府派遣留学生数、私費留学生数それぞれの割合」については、「国費(日本政府負担)留学生」及び「私費留学生」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、国公立大学に在籍し、同省が実施する国費外国人留学生制度により支援を受けている外国人留学生(以下「国費留学生」という。)数が全外国人留学生数に占める割合については約十五パーセント、「外国政府派遣留学生数」が全外国人留学生数に占める割合については約三パーセ

ント、国費留学生及び「外国政府派遣留学生」以外の外国人留学生数が全外国人留学生数に占める割合については約八十二パーセントである。

二の1及び2並びに三の1について

お尋ねの米国が国家の安全保障上危険であるわしくないとみなした及び「今回のトランプ政権の政策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該依頼

については、一義的には、各大学等において判断されるべきものであるが、政府としては、我が国の大学等の教育研究の国際競争力の向上等の観点から、安全保障に関連する機微技術の管理の徹底等を行った上で、多様な国及び地域から優秀な外国人留学生の受入れを促進することが重要であると考えている。

二の3について

お尋ねの「国家情報法及び国防動員法」は他の法律であり、また、「米国と同じ方向に進む及び米国との関係において政治上のリスクが生じる」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の4について

お尋ねの「スパイ防止法」の制定については、様々な議論があるものと承知しているが、政府としては、今後とも、情報機能の更なる強化について検討を行ってまいりたい。

三の2及び3並びに四の後段について

「米国の大学に在籍する留学生への支援について(依頼)」(令和七年五月二十七日付け文部科学省高等教育局参事官(国際担当)事務連絡)において示しているとおり、文部科学省として

は、「米国の大学に在籍もしくは留学予定の学生活動を行うことにより、我が国と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国人材育成に資することから、各大学に対しても「米国の大学に在籍する留学生への支援について(依頼)」(令和七年五月二十七日付け文部科学省高等教育局参事官(国際担当)事務連絡)において示しているとおり、文部科学省として

る日本人を含む留学生の受入れ等の可能な支援策についての検討を依頼したものであり、適切なものと考えている。その上で、お尋ねの「当該外国人留学生受入れに係る予算」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、当該依頼を踏まえて支援策を講ずるか否か等については、各大学において判断されるものと考えている。

三の4について

お尋ねの「大学の評価」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国内においては、全ての大学が一定期間以内ごとに認証評価機関による評価を受けることとされているところ、当該評価については、各認証評価機関において、御指摘の「外国人留学生の受入れ数」に限らず、各大学の特色ある教育研究の内容等様々な観点から評価を行っているものと承知している。

四の前段について

お尋ねの「受入れに係る資金の調達先」については、大阪大学が令和七年五月二十八日付けで公表した資料によると、同大学の「自己財源によるものと発表しているものと承知している。

五について

お尋ねの「国費外国人留学生制度に係る費用・・・を、昨今重要性が高まっている実践的な職業教育を行う我が国の教育機関への支援に充てるべき」及び「当該外国籍の生徒に対し日本語学習を提供している夜間中学や定期制高校に対する支援に充てるべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国費外国人留学生制度は、諸外国の将来を担う優れた人材を各国から招くことにより、我が国と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国人材育成に資することから、各大学に対しても「米国の大学に在籍もしくは留学予定の学生活動を行うことにより、我が国と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国人材育成に資すること

質問 第三三九号

在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問主意書 提出者 竹上 裕子

令和七年六月十七日提出

究機能の強化に寄与することを目的とするものであり、我が国及び各国の発展に寄与する制度として、今後も必要な支援に努めてまいりたい。また、文部科学省としては、例えば、新たな教育モデルの構築等の専修学校における教育の質の向上を図るために、中学校夜間学級の教育活動の充実等や、地方公共団体が行う高等学校の定期制の課程等における日本語指導が必要な児童生徒の受入体制の整備に必要な支援を行つており、引き続き、必要な支援に努めてまいりたい。

や、我が国の大学等の国際化の進展及び教育研

られているところである(令和七年五月二十六日参議院決算委員会及び同年六月九日同委員会)。そこで、以下政府に対し質問する。

一 在留資格「経営・管理」の要件については、出

入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(以下「上陸基準省令」という。)において定められているところ、現行の要件のままでは、移住を主目的とする外国人の流入を防ぐことはできないと考える。

1 上陸基準省令においては、要件の一つとして「資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること」が定められている。しかし、

海外では、同種の在留資格を得るためにには、かに高額の資本金が要件とされている国もある。例えば、シンガポールでは最低千シンガ

ポーランドル(約千百万円)以上、米国では二十万ドル(約二千九百万円)から三十万ドル(約四千三百万円)、韓国では三億ウォン(約三千二百万円)以上とされている。これらの国と比べて我が国の金額要件は「格安」ではないかとの指摘もあるところ、移住を主目的とした安易な在留資格の取得を防ぐためにも、我が国の金額要件については、米国の金額を念頭に、より適切な水準へと引き上げるべきではないか。

2 移住を主目的として「経営・管理」の在留資格を取得した外国人の中には、我が国において事業の経営・管理を行っていくのに十分な才覚や資質を持たない者が数多く含まれることが想定される。そうした者は、やがては事業に行き詰まり、生計を立てることが困難となり、我が国の負担となる可能性も否定できないが、現行、そのような場合に生活を維持する原資となる預貯金の保有は要件とされていない。海外で同種の在留資格を得る際、例えば、オーストラリアでは純事業資産

と個人資産の合計百二十五万オーストラリアドル(約一億二千万円)以上を保有していることが求められるとしている。我が国においても、当面の生活を維持するのに十分な額の預貯金の保有を要件として追加すべきではないか。

3 政府は、「経営・管理」の在留資格は、本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動に対応するもので、こうした活動を英語等の外国語で行うことでも想定されるため日本語能力を要件としておらず、また、日本語能力を許可基準とすることについても、高度人材の積極的な受入れという方針に加えて、在留資格全体への影響も踏まえて慎重に検討する必要があるとしている(令和七年五月二十六日参議院決算委員会)。しかしながら、外国人が我が国のルールを理解し、日本人と協調して生活していくこととするのであれば、一定程度の水準の日本語能力は不可欠であると考える。また、日本語を全く話せない外国人を受け入れ続けることにより、一定の外国语のみを解する外国人が固まって集住し、そのコミュニティ内で日本の法令や生活文化を無視したビジネスを完結させるような地域が増加するおそれもある。以上のことから、たとえビジネス上で英語等の外国语で事足りるとしても、我が国のルールを遵守し日本人と協調して生活していく意思や能力を測る観点から、日本語能力要件を新たに設けるべきではないか。

二 令和七年三月十六日付けの産経新聞では、在留資格を取得する目的でペーパーカンパニーが設立された事例や、在留資格を取得した外国人が本来取り組むべき事業に取り組んでいない事例など、「経営・管理」の在留資格が悪用されている実態が報じられている。いわゆ

る入管法上、在留資格に応じた活動を継続して三か月以上行つてない外国人については、その在留資格を取り消すことができるとしているが、その前提として、在留資格に応じた活動を行つていないことが疑われる外国人について十分な調査を行うことが必要である。令和六年度末現在、出入国在留管理庁の定員は六千三百五十八人で、そのうち入国審査官は三千九百九十一人、入国警備官は千六百七十六人である

が、これで在留資格に応じた活動を行つてないことが疑われる外国人を漏れなく把握し、調査を行うための十分な人員体制ではないから、

産業新聞に違法の疑いが強い事例を指摘されるという方針に加えて、在留資格全体への影響も踏まえて慎重に検討する必要があるとしている(令和七年五月二十六日参議院決算委員会)。しかしながら、外国人が我が国のルールを理解し、日本人と協調して生活していくこととするのであれば、一定程度の水準の日本語能力は不可欠であると考える。また、日本語を全く話せない外国人を受け入れ続けることにより、一定の外国语のみを解する外国人が固まって集住し、そのコミュニティ内で日本の法令や生活文化を無視したビジネスを完結させるような地域が増加するおそれもある。以上のことから、たとえビジネス上で英語等の外国语で事足りるとしても、我が国のルールを遵守し日本人と協調して生活していく意思や能力を測る観点から、日本語能力要件を新たに設けるべきではないか。

三 今、「経営・管理」の在留資格を、適当な物件を購入しさえすれば比較的容易に始めることができる民泊経営を行うことで取得する外国人が増えていると聞く。事実、中国のSNSには、「経営・管理」の在留資格を取得し、民泊経営者として日本に移住する方法を解説した投稿があふれているという(令和七年四月十八日読売オンライン)。政府は、いわゆる「移民政策」はとらないという方針を掲げていると承知しているが、このような形での在留資格の取得を認めることで、現在、お尋ねの「金額要件」も含め検討を行っている。

一について
「経営・管理」の在留資格に係る上陸許可基準については、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定めたものであり、その在り方については、経済及び社会の状況の変化に応じて検討すべきであると考えているところ、現在、お尋ねの「金額要件」も含め検討を行っている。

二について
政府としては、受け入れた外国人については、適切に在留管理を行うことを前提としており、お尋ねのように「外国人の受入人数を出入国在留管理庁による適切な在留管理が可能な水準に抑制」することは考えていないが、入国警備官を含む出入国在留管理庁職員の増員については、国家公務員全体の定員の削減が求められており、今後とも必要な人員の確保に努めてまいりたい。

内閣衆質二一七第三三九号
令和七年六月二十七日
内閣總理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員竹上裕子君提出在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

み、「経営・管理」の在留資格の取得は當面中止すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

三について

「経営・管理」の在留資格は、貿易その他の事業の経営や管理に従事する外国人を対象としており、このような外国人の受入れは、我が国の経済社会の活性化に資するものであることがら、お尋ねのように「経営・管理」の在留資格の取得は「面中止すべき」とは考えていない。なお、当該在留資格については、出入国在留管理局において厳格な審査の実施に努めているところであるが、経済及び社会の状況の変化に対応する観点から、一について述べたところ、現在、上陸許可基準の在り方を検討しているところである。

令和七年六月十七日提出
質問 第三三四〇号

提出者 竹上 裕子
民泊制度の見直しに関する質問主意書

民泊制度の見直しに関する質問主意書
我が国における民泊制度には、旅館業法上の簡易宿所としての民泊事業、国家戦略特別区域法に基づく外国人滞在施設経営事業（以下「特区民泊」という）。住宅宿泊事業法に基づく民泊事業があるが、最近では、主に特区民泊において、民泊経営を目撃に経営・管理の在留資格を取得し、日本に移住する者が増えている実態や、外国人才一人が、民泊に転用するためにマンションの家賃を大幅に引き上げ、住民を退去させていたる等、民泊をめぐる問題が明らかになつてきている。日本保守党はこれまで安全保障上の脅威となる外國勢力による不動産（特に土地買収の禁止）を重点政策項目に掲げている。一部の悪徳外国人が「経営・管理」の在留資格による民泊経営を利用して、日本国民の生活を脅かしている現状は看過しがたい。

以下質問する。
一 令和七年二月二十八日の読売新聞オンライン
四 住宅宿泊事業法第十八条において、都道府県等は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その

によれば、大阪市内で認定を受けた特区民泊五千五百八十七件のうち、中国人又は中国系法人

が運営している施設が四十一パーセントに上るが運営している施設が四十一パーセントに上るとされている。政府は、各民泊制度について、外国人又は外国人によって設立された法人による運営件数を把握しているか。把握しているのであれば、それぞれの件数を示されたい。

二 令和七年六月九日の産経新聞によれば、大阪市此花区の新築マンションで二百室以上ある全室を特区民泊として運営する計画が明らかになりました。周辺住民らでつくる有志の会が、説明不足などを理由に事業の認定に反対する二万千筆以上の署名を大阪市保健所に提出したとされています。これほど周辺住民から反対の声が上がっていることから、特区民泊の認定要件となつていい申請前の周辺地域の住民に対する適切な説明並びに周辺地域の住民からの苦情及び問合せについての適切かつ迅速な処理が行われているとは言えず、当該事業を認定した場合は法的に問題があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 令和七年六月三日のFNNプライムオンラインによれば、東京都板橋区のマンションで、家賃が二・五倍の十九万円に突然引き上げられ、住民の約四割が退去や退去を決意したとされています。また、当該マンションは、所有権が中国籍企業へ移った後、住宅宿泊事業法上の届出を行わず民泊を行つてることが判明した。このように、税負担の増加、不動産価格の上昇、近隣の家賃相場と比較して不相当に賃料が安い等の正当な事由がないにもかかわらず、賃貸人が民泊に転用する目的等でマンションの家賃を大幅に引き上げることは、借地借家法等の法令に違反していると考るが、政府の見解を伺いたい。

五 外国人が日本における民泊を利用する場合、母国のクレジットカードで母国にある民泊の銀行口座へ宿泊代金を支払った場合、国税当局は民泊における当該売上げを把握できるか伺いたい。また売上げをこまかしていいる民泊会社に対し、その母国である海外まで行き、税務調査をすることができるか伺いたい。

六 石破総理は、令和七年六月九日の参議院決算等は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その

他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる

限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるとされており、学校施設等の周囲百メートル以内の区域や、土曜・日曜・祝日を除く期間について事業の実施を制限している地方自治体もある。

1 観光庁の民泊制度ポータルサイトにおいて、令和三年四月一日時点の地方自治体の条例の制定状況が示されているが、①区域・期間制限を含む条例を制定している地方自治体、②区域・期間制限はせず、行為規制のみの条例を制定している地方自治体、③現時点では条例を制定していない地方自治体、④権限移譲していない地方自治体につき、最新の地方自治体の数をそれぞれ可能な限り示されたい。

2 令和五年十二月二十一日の朝日新聞によると、東京二十三区内では民泊を規制する独自の条例が広がる一方、条例がないエリアに民泊が相次いで進出し、住民が反対したくても法的な対抗手段を見出しつく実情があるとされている。政府は、地方自治体における民泊に係る条例の制定内容や、地方自治体のニーズを踏まえ、法令において事業の実施区域や期間を制限すべきではないかと考えるが、見解を伺いたい。

八 外国人と民泊をめぐる様々な問題により、民泊制度に対して日本国民が不安になつていていると考える。については、政府が違法民泊の疑いがある事案に対する調査を行い、ルールを守らない外国人に対して厳格に対応するとともに、経営・管理の在留資格の許可基準を見直すまでに、外国人又は外国人によつて設立された法人による民泊の申請受付を一時休止すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

委員会において、「違法民泊の疑いがある事案に対する調査、取締りを徹底します。」と答弁しております、「ルールを守る外国人は受け入れる、しかしルールを守らない外国人には厳格に対応いたします。」とも答弁している。この

答弁を受け、違法民泊の疑いがある事案に対する調査をいつ行うのか、またその調査の結果、ルールを守らない外国人による違法民泊に対する調査を想定しているのか見解を伺いたい。

七 同委員会において、石破総理が「民泊をめぐりましては、経営・管理の在留資格の許可基準が他国に比べて緩やかでございますので、民泊経営を口実に経営・管理の在留資格を取得し、我が国に移住する者が増えておるという御指摘がござります。この許可基準につきましては、今後、出入国在留管理庁において適切に見直しをいたしてまいります。これらを総合的に対応してまいりますために、内閣官房に事務局組織、これを設立する方針でございます。」と答弁している。石破総理の答弁にある内閣官房に設立する事務局組織における検討事項には、外国人による住宅用不動産への関与の在り方についても含むべきであると考えるが政府の見解を伺いたい。

八 外国人と民泊をめぐる様々な問題により、民泊制度に対する日本国民が不安になつていていると考える。については、政府が違法民泊の疑いがある事案に対する調査を行い、ルールを守らない外国人に対して厳格に対応するとともに、経営・管理の在留資格の許可基準を見直すまでに、外国人又は外国人によつて設立された法人による民泊の申請受付を一時休止すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二一七第三四〇号
令和七年六月二十七日

内閣總理大臣 石破 茂

内閣總理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出民泊制度の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出民泊制度の見直しに関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねに付いては把握していない。二について
お尋ねの「法的に問題がある」か否かについて三について
お尋ねの「家賃を大幅に引き上げる」及び「借地借家法等の法令に違反している」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十二条第一項は、建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかるわらず、当事者は、将来に向かつて建物の借賃の額の増減を請求することができると規定し、さらに、同条第二項は、建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃を支払うことをもつて足りると規定して四について
お尋ねの「区域・期間制限を含む条例を制定している地方自治体」の数は令和三年四月一日現在で五十四、「区域・期間制限はせず、行為規制のみの条例を制定している地方自治体」の数は同日現在で四、「現時点では条例を制定していない地方自治体」の数は同日現在で四十、「権限移譲していない地方自治体」の数は同日現在で五十二である。五について
お尋ねの「事業の実施区域や期間」の「制限」を行うことは考えていない。六について
厚生労働省が毎年度、都道府県等を通じて実施している「旅館業法の遵守に関するフォロー

おり、一般論として申し上げれば、これらの規定に基づき、建物の借賃の引上げが行われることはあるものと考えている。

定に基づき、建物の借賃の引上げが行われることはあるものと考へてある。

お尋ねの「区域・期間制限を含む条例を制定している地方自治体」の数は令和三年四月一日現在で五十四、「区域・期間制限はせず、行為規制のみの条例を制定している地方自治体」の数は同日現在で四、「現時点では条例を制定していない地方自治体」の数は同日現在で四十、「権限移譲していない地方自治体」の数は同日現在で五十二である。

四の1について
お尋ねの「区域・期間制限を含む条例を制定している地方自治体」の数は同日現在で五十四、「区域・期間制限はせず、行為規制のみの条例を制定している地方自治体」の数は同日現在で四、「現時点では条例を制定していない地方自治体」の数は同日現在で四十、「権限移譲していない地方自治体」の数は同日現在で五十二である。五について
お尋ねの「外国人による住宅用不動産への関与の在り方」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、多岐にわたる施策を総合的に推進する司令塔機能の強化のため、御指摘の「内閣官房に事務局組織」を設け、外国人が「民泊」に関連して国内の不動産を利用することに伴い生ずる問題も踏まえた上で、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)における「国内社会のグローバル化を前提としている制度・運用全般を見直すこと等を御指摘の「検討事項」とし、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、必要な対策を着実に推進していくこととしているところである。六について
お尋ねの「旅館業法の遵守に関するフォロー

アッピ調査」については、本年中に実施する予定である。また、「どのように厳格に対応していくことを想定しているのか」とのお尋ねについては、当該調査の結果が出ていない現段階においてはお答えすることは困難である。

七について
お尋ねの「外国人による住宅用不動産への関与の在り方」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、多岐にわたる施策を総合的に推進する司令塔機能の強化のため、御指摘の「内閣官房に事務局組織」を設け、外国人が「民泊」に関連して国内の不動産を利用することに伴い生ずる問題も踏まえた上で、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)における「国内社会のグローバル化を前提としている制度・運用全般を見直すこと等を御指摘の「検討事項」とし、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、必要な対策を着実に推進していくこととしているところである。八について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。九について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十一について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十二について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十三について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十四について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十五について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十六について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使することはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十七について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使とはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十八について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使とはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

十九について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使とはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

二十について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使とはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

二十一について
お尋ねについては、一般論として申し上げれば、国外において、我が国の法令に基づく賦課徴収の権限行使とはできないが、国税

当局においては、外國稅務當局との間で租稅條約等に基づく情報交換を積極的に実施するなど様々な機会を通じて課稅上有効な各種資料情報の収集を行い、適正かつ公平な課稅の実現に努めているところである。

令和七年六月十七日提出
質問 第三四一號

先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問主意書

費逆転に関する質問主意書

提出者 竹上 裕子

先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問主意書

費逆転に関する質問主意書

質問主意書

り薬価が高いことが要件の一つとなっているが、本年四月一日より適用が開始された、令和七年度薬価改定においては、抗アレルギー薬の「アレグラ錠六十mg」等、一部の先発医薬品については、後発医薬品より薬価が低くなり、選定療養の対象から外れたものもあると承知している。

さらには患者が支払う薬剤費についても問題が起つた。一日薬剤費は、一日薬価を十円単位に四捨五入し、それを十倍する。例えば、先発医薬品アレグラ錠六十mgを例にとると、一日薬価が二錠で五十二・二円(薬剤費五十円)に対し、後発医薬品「フェキソフエナジン塩酸塩錠六十mg[SANIK]」二錠で五十七・四円(薬剤費六十円)となる。この例では、先発医薬品を後発医薬品に換えることで一日の薬剤費が十円、一か月では約三百円も薬剤費が高くなるという前代未聞の逆転現象が起つた。

選定療養の仕組みについて、厚生労働省は、国民の保険料や税金で賄われている医療保険の負担の上昇を抑え、将来にわたって国民皆保険を守つていくため、低薬価の後発医薬品への置換えを進めていくための取組であると説明している。しかし、今回の事例のように先発医薬品と後発医薬品とで薬価が逆転し、支払薬剤費まで逆転してしまふと、施策の目的との整合性が保てず、現場にも混乱を招きかねないと考える。実際、後発医薬品を長年勧めてきた医師・薬剤師にとって、今回の事例は患者に説明のできないことである。「先発医薬品を後発品に換えたら薬剤費が高くなつた。医者や薬剤師が嘘をついた。」という苦情に答えようがない。医療現場では患者との信頼感を揺るがしかねない事態となつていてある。

こうした観点から、次の事項について質問する。

一 政府が、後発医薬品の使用促進を図る理由

は、先発医薬品よりも後発医薬品の方が比較的安価であり、患者負担が軽減されるとともに、医療保険財政の持続可能性に資するためといふ理解でよいか。後発医薬品の使用促進を図る理由について、政府の見解をお示し願いたい。

二 令和七年度薬価改定において、先発医薬品であるアレグラ錠六十mgの薬価が、後発医薬品であるフェキソフエナジン塩酸塩錠六十mg

であるアレグラ錠六十mgの薬価が、後発医薬品であるアレグラ錠六十mgの薬価を下回つた理由及びその妥当性について、政府の見解をそれぞれお示し願いたい。

三 後発医薬品の使用促進を図る理由が、先発医薬品よりも後発医薬品の方が安価であり、患者負担が軽減されるとともに、医療保険財政の持続可能性に資するためといふ理由のみであれば、後発医薬品の支払薬剤費が高くなることは、政府の方針と相容れないのではないかと考

えるが、政府の見解をお示し願いたい。

四 選定療養費開始により後発品の使用率が急激に増えたと聞くが、選定療養費開始後の後発医薬品の使用率の推移及び後発医薬品の最終的な使用率の目標はいくらか、それぞれ答えられたい。

五 患者負担を抑えるため、これまで先発医薬品から後発医薬品への切替えを促してきた医師・薬剤師のもとに先発医薬品を後発品に換えた結果、後発医薬剤費が高くなつた。医者や薬剤師が嘘をついた」との苦情が寄せられていると耳にする。

患者との信頼を揺るがしかねない事態となつていることに対する政府の見解をお示し願いたい。

六 診療報酬改定・薬価改定など医療施策を決めるのは国であるが、その施策の変更説明は医療現場に委ねられる。国・厚生労働省が先頭に立

ち、周知に力を注ぐべきと考えるが、政府の見解をお示し願いたい。

七 今回の薬価改定により患者との関係を悪化させた政府は、これ以上の後発品使用を望んでいないように感じるが、政府の見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第三四一号

令和七年六月二十七日

内閣總理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀富志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対する答弁書

[別紙]

衆議院議員竹上裕子君提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、令和六年九月に厚生労働省が策定した「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」(以下「ロードマップ」という)において、「後発医薬品の使用促進は、医療費の効率化を通じて限られた医療資源の有効活用を図り、国民医療を守ることに意義がある」と示しているとおりである。

二について

お尋ねの「その妥当性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「先発医薬品であるアレグラ錠六十mg」(以下「当該先発医薬品」という)及び御指摘の「後発医薬品であるフェキソフエナジン塩酸塩錠六十

mg[SANIK]」(以下「当該後発医薬品」といふ)の薬価については、令和六年度薬価改定においては、「令和六年度薬価制度改定の骨子」(令和五年十一月二十日中央社会保険医療協議会了解)において、「不採算品再算定」について、「令和四年度薬価調査における全品目の平均乖離率である「七・〇パーセント」を超えた乖離率であった品目」を除き、「急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、企業から希望のあつた品目を対象に特例的に適用する」とされたことを踏まえ、当該「品目」に該当する当該後発医薬品について、「不採算品再算定」の実施により、薬価が引き上げられ、また、令和七年度薬価改定においては、「令和七年度薬価制度改定の骨子」(令和六年十一月二十五日中央社会保険医療協議会了解)において、「改定の対象範囲については、国民負担軽減の観点はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、・・・品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定する。(中略)改定方式は、市場実勢価格加重平均値調整幅方式とし、具体的には、・・・算出式で算定した値を改定後薬価とする」とされたことを踏まえ、当該改定の対象範囲に該当する当該先発医薬品について、薬価が引き下げられ、これらの結果、当該先発医薬品の薬価が当該後発医薬品を下回つてゐるものであるが、これらの薬価の改定は、いずれも、客観的かつ合理的な基準に基づき行われたものであると想えており、いざれにせよ、後発医薬品に係る薬価の在り方については、医薬品の安定供給を確保する観点を踏まえ、中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。

三について

後発医薬品の使用促進に係る御指摘の「政府の方針」については、「一についてで述べたとおり、ロードマップにおいて、「後発医薬品の使用促進は、医療費の効率化を通じて限られた医療資源の有効活用を図り、国民医療を守ることに意義がある」と示しているとおりであり、具体的には、「医療関係者が現場で具体的に取り組みやすいものとする観点を踏まえつつ、後発医薬品を用いた医療を持続可能な形で進めていくこと・・・が重要である」、「持続可能な形とするためには、後発医薬品の信頼確保と安定供給が大前提であることから、現下の供給不安の解消に引き続き全力で取り組むことが不可欠である」等と示しているとおりである。その上で、二についてで述べたように、後発医薬品の個々の状況に応じて、「不採算品再算定」等により、結果として、後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価を上回ることもあるが、このことをもって、必ずしも、後発医薬品の安定供給を前提としながらその使用促進を図ることとしている当該「政府の方針」と「相容れない」とは考えていない。

四について

御指摘の「利用率」に関しては、例えば、厚生労働省のホームページにおいて公表している「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」による「新指標による後発医薬品割合・数量ベース」は、令和六年九月は八十六・六パーセント、御指摘の「選定療養費開始後の」同年十月は九十・一パーセント、同年十一月は九十・六パーセント、同年十二月は九十・八パーセント、令和七年一月は九十・五パーセントである。また、お尋ねの後発医薬品の最終的な使用率の目標」の意味するところが必ずしも明らか

かではないが、いずれにせよ、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(令和五年厚生労働省告示第二百三十四号)においては、「国において、令和十一年度末までに医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で八十パーセント以上とする目標並びにバイオ後発医薬品に八十パーセント以上置き換わった成分数を全体の成分数の六十パーセント以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを六十五パーセント以上とする副次目標が設定された」としているところである。

五について
障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主意書
提出者 奥野総一郎
令和七年四月二十九日付東京新聞朝刊において、日本年金機構の内部資料からわかったこととして、令和六年度の障害年金の申請に対する不支給判定が約三万人となり、前年度の約二倍に急増したとする報道がなされている。また、同年五月二十六日付東京新聞朝刊において、不支給と判定したものうち千数百件について、後に再判定が行われたとの報道もある。これらに対して、厚生労働省は、障害年金の認定期数等については障害年金業務統計として毎年九月に公表しているとした上で、報道を受け、不支給判定がどの程度増えたかサンプル調査をし、結果を同年六月十一日に、令和六年度の障害年金の認定期況についての調査報告書(以下「当該報告書」という。)として発表した。

六について
お尋ねの「周知」については、これまでも御指摘の「診療報酬改定・薬価改定」の都度、地方厚生局(地方厚生支局を含む。)等を通じて各医療機関等へ、これらの内容等について通知するとともに、その経緯や概要、関係法令等を厚生労働省のホームページにおいて周知してきており、今後ともこうした周知に努めてまいります。

七について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、後発医薬品については、その使用促進に向けて、四についてで述べたとおり、目標を設定し、取り組んでいるところである。

令和七年六月十七日提出
質問 第三四二号障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主意書
提出者 奥野総一郎
令和七年四月二十九日付東京新聞朝刊において、日本年金機構の内部資料からわかったこととして、令和六年度の障害年金の申請に対する不支給判定が約三万人となり、前年度の約二倍に急増したとする報道がなされている。また、同年五月二十六日付東京新聞朝刊において、不支給と判定したものうち千数百件について、後に再判定が行われたとの報道もある。これらに対して、厚生労働省は、障害年金の認定期数等については障害年金業務統計として毎年九月に公表しているとした上で、報道を受け、不支給判定がどの程度増えたかサンプル調査をし、結果を同年六月十一日に、令和六年度の障害年金の認定期況についての調査報告書(以下「当該報告書」という。)として発表した。

本件については、衆議院厚生労働委員会等でも議論が行われ、当該報告書でも記載されているところであるが、こうした運用は、障害年金制度の透明性・公平性に重大な懸念を生じさせるものであると考えるため、以下質問する。

一 当該報告書によれば、精神障害についての集計結果が、令和五年度の六・四%に対し、令和六年度は十二・一%と倍近く上昇している。政府としてその要因をどのように認識しているか。
二 令和七年四月三十日付東京新聞朝刊において、日本年金機構の内部文書で、認定医が職員

の意向に沿って判断していたとされる記述がある。当該報告書においても、集計結果(令和六年度)において、目安より下位等級に認定され不支給となっているケース又は目安が二つの等級にまたがるものについて、下位等級に認定され不支給となっているケースの割合が高くそうしたケースの約九割は、職員の事前の等級案のとおりとなっていた旨記載されているが、制度運用上問題がないと考えるのか、政府の見解を示されたい。

三 当該報告書において、精神障害については、職員が事前確認票に等級案を記載することを廃止するとしているが、廃止する理由を問う。認定医が「等級案」に沿った判断をしている可能性があるためではないか。
四 当該報告書において、令和七年三月の報道を踏まえ、日本年金機構では、その時点で認定医の審査過程で不支給と見込まれた審査中の事案について、より丁寧な審査を行う観点から、障害年金センターに配置される常勤医師による確認を行った上で、順次、処分を行っていたところにおいても行われているのか。
五 当該報告書では、令和六年度決定分から、抽出し集計を実施したとしているが、この令和六年度決定分に四の確認を終えて「支給」又は「不支給」となったものが含まれているのか。含まれている場合は、それぞれの件数を示されたい。

六 当該報告書では、III 今後の対応策中2. 不支給等事案の点検において、過去の事案について、障害認定基準やガイドラインに則り、適切な判定が行われているかどうかを確認するとしているが、遡って確認する理由を問う。過去に

おいて「不適切な判定」が行わされた可能性があるためではないか。

七 精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施状況について(令和二年公表)によれば、新規裁定においてガイドライン施行後三年間の実績(平成二十九年度・令和元年度)を見ると、九十二%のケースでガイドラインで示した障害等級の目安と同じ障害等級で認定されているとあるが、この割合の現在までの推移及び当該報告書の調査に当てはめた場合何%になるのか示されたい。

八 精神障害について、日本年金機構が組織的に障害認定を厳しくした事実はないと断言できるか。政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第三四二号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員奥野總一郎君提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員奥野總一郎君提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年六月十二日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「認定医のヒアリングでは、事前確認票は助かっているが、等級案を見て決めているわけではないといった旨の話がございました」と答弁しているとおりであり、御指摘の「制度運用上の問題」の有無について一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、令和七年六月十七日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「認定医のヒアリングでは、事前確認票は助かっているが、等級案を見て決めているわけではないといった旨の話がございました」と答弁しているとおりであり、御指摘の「制度運用上の問題」の有無について一概にお答えすることは困難である。

六について

前段のお尋ねについては、「一についてでお答えした」とおりである。

後段のお尋ねについては、令和七年六月十二日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が特に、その内訳を見ますと、精神障害の上昇が大きいことが確認をされたという点でござります。不支給割合がなぜ上昇したかにつきましては、障害等級の目安よりも下位等級に認定されて不支給となつてているケースなどが寄与している可能性が示唆をされたところでござります」と答弁しているところであり、必ずしも御指摘の「可能性」を否定するものではないが、いずれにせよ、「当該報告書において、「過去の事案について、障害認定基準やガイドラインに則り、適切な判定が行われているかどうかを確認する」と記載しております」と答弁しているとおりである。

七について

御指摘の「割合」については、平成二十八年七月に厚生労働省が策定した「国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドライ

どが寄与している可能性が示唆をされたところでございます。こうした結果を踏まえまして、今回、今後、この審査プロセスの運用改善を徹底するとともに、精神障害の方などの令和六年度以降の不支給などの事案について速やかに点検を行うこととしているものでございます」と答弁しているとおりである。

二について

お尋ねについては、令和七年六月十七日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「今般の調査では、事前確認票は職員が等級案を記載する欄があり、等級案も含め、認定医が審査する際の参考情報という位置付けであるが、認定医のヒアリングでは、事前確認票は助

かっているが、等級案を見て決めているわけではないといった旨の話がございました」と答弁しているとおりであり、「制度運用上の問題」を終えて決定したものは、御指摘の「令和六年度決定分」には含まれていない。

五について

お尋ねについては、御指摘のように「確認」を終えて決定したものは、御指摘の「令和六年度決定分」には含まれていない。

八について

お尋ねについては、「当該報告書」において、「日本年金機構理事長や障害年金センター長を含め、特定の職員が、審査を厳しくすべきといった指示を行っていた等の事実は、ヒアリングでは確認できなかつた」と記載しているとおりである。

質問 第三三四三号

令和七年六月十七日提出

【公園まちづくり計画】に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

【公園まちづくり計画】に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問主意書

「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問主意書

百年的星霜を重ねてきた神宮外苑の杜が、市民や国際社会からの警告の声を無視して、昨年十月二十八日より樹木の強行伐採・移植が開始され、破壊されようとしている。

神宮外苑再開発計画は、単に東京都と事業者による同計画を強行するための環境影響評価審議会のあり方等にとどまらず、そもそも日本の首都東京にふさわしい景観と、気候変動による温暖化や

災害多発の中で真に求められる首都公園の機能とは何かが、広く国民にも提示されるべきものであつた。世界の先進都市の中で、社会の富である「都市の杜」の緑を切り倒して、公園面積を狭めている国はどこにもなく、それは国際記念物遺跡會議(イコモス)から出されたヘリテージ・アラート(二〇二三年九月七日)にも厳しく指摘されている。なぜこうした無謀な都市再開発計画が可能となつてゐるのか、そこにはいくつもの守るべき法的構造の破壊があると考える。とりわけ二〇二三年の公園まちづくり制度創設にのつて進められた秩父宮ラグビー場の一部を都市公園計画法から除外したことから始まり、本年七月に予定された独立行政法人日本スポーツ振興センター(以後JSC)所有の秩父宮ラグビー場と明治神宮所有的神宮球場の土地の権利交換計画認可の申請に至るまでの問題があるため、以下政府に質問する。

一二〇一三年の公園まちづくり制度の秩父宮ラ

グビー場によつて「未共有区域」の都市計画公園

三・四ヘクタールが廃止されたことについて

未共有地域として都市計画公園から削除され

た区域は秩父宮ラグビー場の一部であり、未共

有とされた定義も曖昧なままであり、試合など

の実施時以外は一般の入場ができないから未供

用区域とするとの妥当性が問われている。改

めて都市公園計画及び緑地に関する都市公園法

にのつとつて再審査するべきではないか。

二 新秩父宮ラグビー場の建設に伴う問題と最後

に残された「保全緑地」が保全できない問題につ

いて

1 新秩父宮ラグビー場は、百年の星霜を刻ん

できた建国記念文庫の森と、神宮第二球場の

樹林帯の伐採を行うことにより建設工事が進

められている。この保全緑地の南側直近に約

四十八メートルの高さの新ラグビー場が建設

されたため、冬場には、ほとんど全域に長時間の日影を落とす計画となつてゐる。保存樹木で最も多い樹種は外苑を象徴するヒトツバタゴ(十七本)とヤエザクラ・シダレザクラ(二十三本) ケヤキ・ムクノキ(十本)で、い

ずれも陽光の中で生育する花木や落葉広葉樹

であるため、健全な生育是不可能といわざるを得ない。「保全する緑地が、保全できない

計画」であることは、文部科学省の所管する

JSCの計画として不適切と考えるが、政府の見解を伺いたい。

群衆雪崩のリスクが大きい歩道橋計画につ

いて

新ラグビー場と、南側の高層建築エリア及

び新神宮球場は、「南北通路三号」の歩道橋に

より結ばれている。幅員はわずかに六・五か

ら十メートルであり群衆雪崩のリスクがあ

る。イベント開催時ににおけるシミュレーションも行われていない。ちなみに、JR千駄ヶ谷駅から新国立競技場を結ぶ歩道橋は立体公

園として整備され、幅員は百メートルで、今

回の新ラグビー場計画の十倍の幅員で整備が

行われた。明石歩道橋やソウル・イテウォン

で発生したような群衆雪崩の発生リスクの回

避は厳格な審査が必要であり、人命に関わる

ことであるため、政府が計画の見直しを要請

すべきと考えるが、見解を伺いたい。

3 文部科学省の所管するJSCが主導してい

る「歴史的文化的資産の破壊」の問題について

外苑を構成する歴史的資産として「門」があ

る。青山門・信濃町門・権田原門・内外苑連

絡道路門と並び、霞ヶ丘門は聖徳記念絵画館

への入口として極めて重要なものであり、門

と一体のスダジイの巨樹とともに、日本イコ

モスから保存要請が出されてきたが、回答が

されないまま、伐採が強行された。

また、新ラグビー場建設地には、外苑のシンボルである「ヒトツバタゴ」二世があり、保存要請が出されていた。ヒトツバタゴ(通称

ナンジャモンジャ)は、江戸時代より、この

地にあった「外苑の主」ともいえる樹木であ

る。一世は天然記念物に指定されていたが一

九三三年に枯死し、二世は外苑・東京大学安

田講堂横・小石川植物園等に植樹された。外

苑の二世はテニスコート建設の際、絵画館前

に移植されたが枯死し、現在のものは三世で

ある。詳細な調査の結果、外苑には秩父宮ラ

グビー場入口と建国記念文庫の森に、二世の

ヒトツバタゴが現存していることが明らかに

なり、現地保存の要請が出されていた。移植

は強行され、樹形は改変され、人びとに愛さ

れてきた。雲海のように開花する華麗な姿を

見ることはできない状況に陥つていた。した

がつて、新ラグビー場の設計は、天然記念物

に相当する樹木を破壊したものであると考え

る。文化的資産の保護を旨とする、政府の見

解を伺いたい。

三 新宿区道の廃止について

新宿区では、都の公園まちづくり制度にのつ

とつて「神宮外苑地区で第一種市街地区再開発

事業に関する基本協定書」を議会に諮らず締結

した。そもそも区道廃止に関する議会軽視は、

事業計画決定段階まで遡るが、これも議会に諮

られていない。

近年、こうした市街地再開発の事例は、神宮

外苑再開発計画にとどまらず、全国的にも増加

していると理解するが、政府は議会重視の立場

に立つて、事業計画段階から議会の意見が尊重

されるよう指針を示すべきと考えるが、如何

か。

四 新ラグビー場整備、運営へのPFI導入と事

業計画認可前の活用について

新ラグビー場整備・運営には、PFI手法が

導入されたが、市街地開発事業においては、極

めて稀なことである。

二〇二一年九月、新秩父宮ラグビー場(仮称)

整備、運営等事業実施方針(JSC)が示され、

二〇二二年一月にPFI入札公告が出された

が、これは二〇二二年三月の地区計画、都市計

画公園変更決定以前のことである。いわゆるP

F-I法第五条第二項で「実施方針は、特定事業

について、次に掲げる事項を具体的に定めるも

のとする」とし、同条第四項で「公共施設等の

立地並びに規模及び配置に関する事項」を挙げ

ている。しかし公共施設等の立地並びに規模配

置が具体的に決まるのは少なくとも事業計画の

認可を待たねばならないと考える。変更決定以

前に入札公告に当たるのではないか。加えて、

本事業では都市再開発法第九十九条の二に基づ

き、JSCが特定建設者となり、PFIを活用

しているが、特定建築制度は、権利交換計画の

認可によって保留並びに権利床が確定して初め

て活用できるものである。JSCが権利交換計

画の認可前にPFI事業者を決定したことは、

違法の疑いがあると理解するが、如何か。

五 PFI事業者の決定によって不透明となる費

用負担とリスク検証について

この度の権利返還においては、JSCの所有

する秩父宮ラグビー場の土地と、神宮球場の土

地はあくまで、等価交換をされねばならない

が、土地の権利返還に先立つてPFI事業者が選定され、今後のコスト等も事業者の企業情報

となるため、国民に向け公表されない。果たし

てどの内容で等価交換されるのか。国民

からは検証できない事態が発生している。少な

くとも国民の財産を毀損することのないよう透明性は担保されていないと理解するが如何か。

六 秩父宮ラグビー場はそもそも国有地として当時の文部科学省の独立行政法人であるJSCがこれを管理すると理解するが、その精神はあくまで公共性を第一にアマチュアスポーツの精神に則り使用料並びに入場料は極めて低廉であることなどは今も堅持されるべきではないか。

その中でPFIにより事業者が利潤を第一にこれを運営していくこと自体の趣旨に相反すると思うが、如何か。

右質問する。

内閣衆質二一七第三三四三号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 須賀福志郎殿

衆議院議員阿部知子君提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員阿部知子君提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの改めて都市公園計画及び緑地に関する都市公園法にのつとて再審査するべきの意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の1及び2について
御指摘の「神宮外苑再開発計画」については、平成三十年十一月に東京都が策定した「東京二

〇二〇大会後の神宮外苑地区のまちづくり指

針」等を踏まえて提案され、同都が施行を認可したものであり、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)を含む関係事業者が同都を始めとする関係自治体と協議しながら実施しているものと承知しており、政府として当該計画について評価する立場にはないため、見直しを要請することは考えていなさい。

二の3について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、これと連携していかること自体の趣旨に相反する

御指摘の「霞ヶ丘門」「スダジイ及び外苑」の「ヒトツバタゴ」については、地元自治体から文部科学大臣に対し、文化財保護法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百八十九条に基づく意見が具申されたことがなく、政府としてその文化財としての価値を評価しているものではないため、同法第百九条第一項に基づく天然記念物への指定をしておらず、同法第百二十五条第一項に基づきその伐採や移植を制限しているものではない。

三について
お尋ねの「事業計画段階から議会の意見が尊重されるよう指針を示すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業における事業計画を定めるための手続については、同法において、施行地区となるべき区域内の権利者等が意思を示す機会は確保されているところ、当該手続に加え、当該事業の施行に係る認可をしようとする者において、地方公共団体の議会に対してどのように説明等を行うかについては、個別の事案に応じて適切に判断されるべき事柄であるものと考えている。

四について
お尋ねの「変更決定以前の入札公告に当たる

及び「JSCが権利交換計画の認可前にPFI事業者を決定したことは、違法の疑いがある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業」における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第五条第一項に規定する実施方針の策定及び公表並びに民間事業者の選定に係る手続は、同法の規定に従い、センターが適切に実施しているものと承知している。

五について
お尋ねについては、令和六年十二月十九日の参議院文教科学委員会において、政府参考人が「神宮外苑地区の再開発事業においては、都市再開発に基づく権利交換を行い、JSCは事業の対象区域に現在保有する資産の評価額に見合った資産を取得することになると承知をしております。この資産の評価につきましては、・・・・・該財産処分が適正であるか、JSCの申請書において説明がなされるものと承知をいたしております。」と答弁したとおりである。なお、当該答弁における「JSC」とはセンターである。

六について
お尋ねの「その精神はあくまで公共性を第一にアマチュアスポーツの精神に則り使用料並びに入場料は極めて低廉であることなどは今も堅持されるべき」及び「事業者が利潤を第一にこれを運営していくこと自体の趣旨に相反する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、秩父宮ラグビー場の運営管理については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第三条の規定等を踏まえ、センターにおいて適切に実施されるものと想定している。

令和七年六月十七日提出
質問 第三 四四号
羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書

提出者 城井 崇

書

羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書

提出者 城井 崇

及び「JSCが権利交換計画の認可前にPFI事業者を決定したことは、違法の疑いがある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業」における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第五条第一項に規定する実施方針の策定及び公表並びに民間事業者の選定に係る手続は、同法の規定に従い、センターが適切に実施しているものと承知している。

お尋ねについては、令和六年十二月十九日の参議院文教科学委員会において、政府参考人が「神宮外苑地区の再開発事業においては、都市再開発に基づく権利交換を行い、JSCは事業の対象区域に現在保有する資産の評価額に見合った資産を取得することになると承知をしております。この資産の評価につきましては、・・・・・該財産処分が適正であるか、JSCの申請書において説明がなされるものと承知をいたしております。」と答弁したとおりである。なお、当該答弁における「JSC」とはセンターである。

六について
お尋ねの「その精神はあくまで公共性を第一にアマチュアスポーツの精神に則り使用料並びに入場料は極めて低廉であることなどは今も堅持されるべき」及び「事業者が利潤を第一にこれを運営していくこと自体の趣旨に相反する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、秩父宮ラグビー場の運営管理については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第三条の規定等を踏まえ、センターにおいて適切に実施されるものと想定している。

令和七年六月十七日提出
質問 第三 四四号
羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書

提出者 城井 崇

羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書

提出者 城井 崇

二 國土交通省の説明によると、空港機能施設事業者等におけるコンプライアンス遵守状況の自己点検を実施しているとのことである。具体的には、本年五月十九日に、全国の指定空港機能施設事業者等に対し、「今回の事案で取り上げられた企業との取引の有無とその適正性」、「コンプライアンスに反する不適切な利益等の有無」を自己点検し、その結果を六月十六日までに国土交通省に報告するよう要請したということである。行われているのは空港機能施設事業者等による自己点検のみである。空港機能施設事業者は、空港法に基づいて国土交通大臣が指定していることから、独立性の高い、説得力のある調査が求められる。政府は、主体的な調査を行い、その調査結果を公表すべきと考える。政府の認識と具体的な取組について明らかにされたい。

三 國土交通省は、鉄道、物流、自動車、海事、港湾、観光などの所管事業における、「今回の事案で取り上げられた企業との取引の有無とその適正性」、「コンプライアンスに反する不適切な利益等の有無」などについて、確認をしていられるか。政府として主体的な調査を行い、その調査結果を公表するべきと考える。政府の認識と具体的な取組について明らかにされたい。

お尋ねについては、国土交通省として確認しておらず、また、同省としては、法律の規定に基づき、同省が所管する事業の適正な運営を確保するため必要な監督等を行っているところであります。また、この調査に当たりましては、関係資料の精査や関係者へのヒアリングのみならず、貸与P.C.や携帯電話機のデジタルフォレンジック調査など、様々な手法を用いて実施をされるとともに、報告書においてその結果が詳述、公表されており、客觀性、透明性が最大限確保されているものと認識をしておりました。その結果、併せて指摘をされた広告代理店契約やアドバイス業務契約も含めて、空港法に規定する、空港の機能確保に必要な施設に係る事案は確認をされておらず、また、国土交通省への働きかけといった事実も確認をされていないことから、国土交通省が直接調査を実施すべき事案とは認識をしておりません」と答弁したとおりである。

二 について
御指摘の「日本空港ビルディング株式会社の子会社」の事案を受けた「自己点検」の要請について、令和七年五月十六日の衆議院国土交通委員会において中野国土交通大臣が答弁したところ、「羽田空港以外の空港への要請」として、国土交通省において、「指定空港機能施設事業者等に対して、その子会社を含めまして、今回の事案で取り上げられた企業との取引の有無とその適正性、コンプライアンスに反する不適切な利益供与の有無を自己点検し、その結果を、おむね一ヶ月を目途に国土交通省に報告をする」というふうに承知をしております。本件の調査におきましては、会社法に基づき、取締役等の業務執行に対する監督機能を確保するために設置をされている監査等委員会において実施をされていること、この監査等委員会は弁護士や学識経験者から成る社外取締役のみで構成をされていること、そして、外部の法律事務所の弁護士九名に調査の実務が依頼をされていることから、第三者の立場により調査が行われたものと認識をしております。また、この調査に当たりましては、関係資料の精査や関係者へのヒアリングのみならず、貸与P.C.や携帯電話機のデジタルフォレンジック調査など、様々な手法を用いて実施をされるとともに、報告書においてその結果が詳述、公表されており、客觀性、透明性が最大限確保されているものと認識をしておりました。その結果、併せて指摘をされた広告代理店契約やアドバイス業務契約も含めて、空港法に規定する、空港の機能確保に必要な施設に係る事案は確認をされておらず、また、国土交通省は、マンションに居住する人々の数が増加していることを踏まえると、マンションをめぐる諸課題への働きかけといった事実も確認をされていないことから、国土交通省が直接調査を実施すべき事案とは認識をしておりません」と答弁したとおりである。

対策は、緊急を要すると考える。
したがって、次の事項について質問する。

二二〇二五年(令和七年)三月五日付東京新聞朝刊の記事によると、長谷工リフオーム(東京)、Y.K.K. A.Pラクシー(千葉県松戸市)、シンヨー(川崎市)などの本社及び営業所が公正取引委員会から立入検査を受けたとのことであるが、この件について、マンション問題の所管官庁である国土交通省としては、どのように認識し、現時点でどのように把握しているのか。

二 公正取引委員会による当該調査は、どのような手法・プロセスで行われているのか。また、調査結果の公表時期について、見通しを示されたい。
三 報道によれば、「談合は数十年にわたり継続していた」とされており、「高い工事価格を提示することで、あらかじめ予定された業者が受注できるように調整していた」疑いが指摘されている。これは価格競争を回避し、業者間で受注を分割し、利益を確保することが目的であつたとされるが、こうした指摘について、政府の見解を伺いたい。

四 國土交通省は、マンションの「管理計画認定制度」を創設している。この制度の目的及び現時点で認定されたマンションの数について明らかにされたい。

五 この認定制度の審査・手続は、権限を委任された地方自治体で行われているが、実際の自治体窓口では修繕積立金額がガイドラインの「目安に達していない場合、認定を拒否する運用」が行われている。結果として、マンション住民は「認定を得るために」積立金額の引上げを受け入れざるを得ないという状況が生まれている。このような認定制度の実施について、政府はどうのように評価しているのか。

三 について
衆議院議員城井崇君提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

質問 第三四五号

提出者 阿久津幸彦

内閣総理大臣 石破 茂

内閣衆質二一七第三三四四号

令和七年六月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員城井崇君提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年六月二十七日

質問主意書及び答弁書

衆議院議員城井崇君提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対する質問主意書

内閣総理大臣 石破 茂

内閣衆質二一七第三三四四号

令和七年六月二十七日

質問主意書

マンション大規模修繕工事に関する質問主意書

提出者 阿久津幸彦

内閣総理大臣 石破 茂

内閣衆質二一七第三三四四号

令和七年六月二十七日

質問主意書

マンション大規模修繕工事に関する質問主意書

提出者 阿久津幸彦

内閣総理大臣 石破 茂

内閣衆質二一七第三三四四号

令和七年六月二十七日

質問主意書

質問主意書</

内閣衆質二一七第三四五五号
令和七年六月二十七日

内閣總理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿久津幸彦君提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿久津幸彦君提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年五月二十二日の参議院国土交通委員会において、中野国土交通大臣が「現在、独禁法を所管する公正取引委員会におきまして、その背景、手法等を含めて調査を進めているところでございます。独占禁止法違反が確定したものではありませんが、国土交通省としては、調査の進展、実態の解明を見守りつつ、その結果を踏まえ厳正に対処をするとともに、コンプライアンスの更なる徹底を図つてまいりたいと思います。」と答弁したところである。

二について

公正取引委員会における個別具体的な事案に関する調査のお尋ねの「手法・プロセス」については、今後の調査活動に支障を及ぼすおそれがあることからお答えを差し控えたい。また、お尋ねの「公表時期」については、現時点で決まっていない。

三について

御指摘の「疑い」については、公正取引委員会において調査中であるため、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。

お尋ねの「マンションの「管理計画認定制度」」

条の三に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン」(令和三年十一月国土交

通省策定、令和六年九月改定。以下「ガイドライン」という。)において、当該基準に適合するか否かの判断に当たって、「計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が、「マンションの修繕積立金に関する

ガイドライン」で示す金額の目安を設定する際に参考とした事例の三分の一が含まれる幅の下限値を上回っていること」及び「修繕積立金方

は、専門家からの修繕積立金の平均額が著しく低額でない特段の理由がある旨の理由書」が提出されていることを確認することを示しているところであり、ガイドラインを参考に、各地方公共団体において当該判断がなされているものと承知している。

五について

政府としては、お尋ねの「マンション住民は「認定を得るために積立金額の引き上げを受け入れざるを得ない」という状況が生まれている」ことについては承知していない。

また、国土交通省においては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の四の規定による管理計画の認定の基準の一つとして、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(令和三年国土交通省告示第千二百八十六号)別紙一の4の(5)において「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと」を定めているところであるが、当該認定に係る事務については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第八項に規定する自治事務であり、政府としては、当該

令和七年六月十七日提出
質問 第三四六号
税収の上振れに関する質問主意書
提出者 櫻井 周内閣衆質二一七第三四六号
令和七年六月二十七日内閣總理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出税収の上振れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出税収の上振れに関する質問に対する答弁書

二〇二三年度の税収は七十二兆七百六十億円であり、当初の税収見込みよりも約二兆五千億円の増加となつた。この「税収の上振れ」の傾向は四年連続となつていて、そこで以下のとおり質問する。

一及び二について

お尋ねの「税収の上振れ」は、平成二十八年二月八日の衆議院予算委員会において、麻生財務大臣(当時)が「いわゆる上振れについて文脈によりさまざまな使い方がされておりますのは御存じのとおり」と答弁しているとおりであるが、一般会計税収は、御指摘の「増加」の例を踏まえ、一般会計補正予算後の歳入予算額と一般

の税収の上振れの要因は何か、政府の把握しているところを明らかにされたい。

三 二〇二四年度の税収はどれほど上振れすると想定されるのか、政府の把握しているところを明らかにされたい。

四 税収の見積りは予算編成や国債発行計画など予算編成に大きく影響するものであるから厳格にしなされるべきであると考えるところ、四年連続で税収が上振れたことの責任を政府としてどのように考えるか。

五 いわゆる防衛財源確保法により決算剩余金は防衛費に繰り入れられているが、防衛財源を確保するために税収を過少に見積もつてるのではないかとの見解もあるが、政府の見解はどうなものか。

右質問する。

お尋ねの「上振れ」が、仮に一及び二について述べた一般会計補正予算後の歳入予算額と一般会計歳入決算額との差額を指すとすれば、令和六年度の一般会計税収は、財務省が令和七年六月二日に公表した「令和六年度七月四月末租税及び印紙収入、収入額調」によれば、同年四月末時点で約六十二・八兆円となつてゐるが、一般会計歳入決算額については、令和五年六月九日の衆議院財務金融委員会において、住澤財務

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

ングを通じた収納見通しの把握、また、法人ごとに得られているデータを用いた繰越欠損金の影響の把握などを行い、見積りを行っているところです。税収につきましては、年度中の景気の動向や外部の経済要因に応じて見積りから上振れたり下振れたりするところがござりますが、引き続き、こうした取組を進めて、見積り精度の向上に努めてまいりたいと考えております。」と答弁しているとおりである。

参考資料（中長期の経済財政に関する計算を踏まえて）（令和六年七月二十九日経済財政諮問会議提出）においては、「近年の税収については、コロナ禍により経済状況の見通しが不透明な中、企業収益の増加、配当を含む所得の増加、コロナ禍からの正常化の進展による消費の増加に加え、為替・資源価格といった外部経済要因が大きく変動したこと等により、決算時点で上振れが発生。」との見方が示されているところである。

会計歳入決算額との差額について申し上げると、令和二年度の一般会計補正予算(第三号)後の一歳入予算額約五十五・一兆円に対し同年度の一般会計歳入決算額は約六十・八兆円と約五・七兆円上回り、令和三年度の一般会計補正予算(第一号)後の歳入予算額約六十三・九兆円に対し同年度の一般会計歳入決算額は約六十七・〇兆円と約三・二兆円上回り、令和四年度の一般会計補正予算(第二号)後の歳入予算額約六十八・四兆円に対し同年度の一般会計歳入決算額は約七十一・一兆円と約二・八兆円上回り、令和五年度の一般会計補正予算(第一号)後の歳入予算額約六十九・六兆円に対し同年度の一般会計歳入決算額は約七十二・一兆円と約二・五兆円上回っており、お尋ねの「要因」について、

四及び五について

務省主税局長(当時)が「年度を通じた税収につきましては、残りの五月分税収において税収のうち大きな割合を占める三月期決算法人の法人税、消費税が収納されることなどから、現時点で確たることは申し上げられない」ということを御理解いただければと思います。」と答弁しているとおり、お尋ねについて、現時点で確たることは

令和七年六月十七日提出
質問第三四七号

公営競技の適正利用に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

閣衆質二七第三四七号
令和七年六月二十七日

衆議院議員櫻井周君提出公當競技の適正利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出公営競技の適正利

二二二

政府としては、お尋ねの「インターネット投

票に関する対策」として、御指摘の「公営競技主催者等が、ジアンブル等衣序庄等の者等又

はその家族からの申請に基づき、「利用回数制

限や利用限度額の設定』等の措置を講じて いる

また、「インターネット投票」を利用している
ところを知っている

者の経済状況等は様々であり、「公営競技主催

者」等が、個別に掲載することはできないため、御指摘の「公営競技主催者による利用回数

制限や利用限度額の設定】を適切に行うことには困難であると考えてはいる。

二二二

御指摘の「公営競技の投票券購入や払戻金の支払いに閑（マイナス）を扭づける」ことの

具体的に意味するところが必ずしも明らかでは

ないが、個人番号を利用することができる行政事務二つ目は、行政三焼これら待三の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年法律第二十七号)第九条において規定するところに、即ち前項の「六」に違反する事案

購入や払戻金の支払い」は想定されていない。

黙々と現金の「手出し」に想定に沿ってい方に

1000

令和七年六月十七日提出
質問 第三四八号

有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問主意書

提出者 酒井なつみ

令和七年10月23日 木曜日 発行 官報 (号外外国会会議録)

有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問主意書

昨年、神経難病のパーキンソン病に特化したホスピス住宅や、末期がんや難病患者向けの有料老人ホームにおける訪問看護制度を利用した診療報酬の不正請求問題が報道された。

ホスピス住宅、ホスピスホームなどと呼ばれる、がん末期や難病の方を対象とした入居型介護施設(以下「ホスピスホーム」)は、もともと、緩和ケアの扱い手がないという社会的課題の解決のために生まれたものであり、その意義は大きく、患者や家族にとって重要なものであると認識している。

しかししながら、要介護者への訪問看護では通常、介護保険から報酬が支払われ、要介護度によって利用に限度額がある一方で、終末期のがんや一部の難病患者には、報酬の出所が医療保険に切り替わり、患者の負担額に上限があることから、上限額を超えるとそれ以上どれだけサービスを利用しても負担額が変わらないことに着目し、いわゆる「儲かるビジネス」として報酬を最大化する手法が業界に浸透していると、報道等により指摘されている。パークリンソン病に特化したホスピスホームを運営する株式会社サンウエルズの不正請求額は、同社の特別調査委員会の調査結果によれば、総額二十八億四千七百万円だが、報道された不正は氷山の一角に過ぎないとも言われる。

高頻度・複数人訪問を行うことを防止すること

一 赤字

二 二において、不正と認定された場合には診療報酬に返還を求めるべきと考えるが、その場合の見解と、現時点までに確認出来た内容及び対処した内容を示された。

三 ホスピスホームにおける訪問看護制度を利用した不正請求に関して、政府として認識している課題と再発防止策を示されたい。

四 令和六年十月二十二日付の事務連絡「指定訪問看護の提供に関する取扱方針について」により、「利用者の個別の状況を踏まえずに一律に

このビジネスモデルを可能にしている要因として、患者や家族が医療費の負担を感じにくいといいう点が挙げられる。通常は一割から三割の自己負担を求められるが、例えば一月の医療費が高額になつた場合は患者負担を一定額にとどめる高額療養費制度があることや、難病の場合は医療費助成を、生活保護受給者であれば自己負担はゼロとなる場合があることなどである。医療費の負担を感じにくく、架空請求が行われたとしても、患者や家族がそれに気付くことは難しい。やはり事業者側の経営者や職員の高い倫理感に加え、制度設計や監査における透明性の確保が求められるところである。

よって、ホスピスホームにおける訪問看護制度を利用した不正請求への対応について、以下、政府に対し質問する。

一 ホスピスホームにおける訪問看護制度を利用した不正請求に対し、厳正かつ早急に対応するべきと考えるが、これまでに政府として行った対応を答えられたい。

二 二において、不正と認定された場合には診療報酬に返還を求めるべきと考えるが、その場合の見解と、現時点までに確認出来た内容及び対処した内容を示された。

三 ホスピスホームにおける訪問看護制度を利用した不正請求に関して、政府として認識している課題と再発防止策を示されたい。

四 令和六年十月二十二日付の事務連絡「指定訪問看護の提供に関する取扱方針について」によ

りて、どの程度効果があったと認識しているのか、見解を示されたい。また、モニタリング(実態の把握)と実効性を高めた早急な対応(再発防止策)を求めるが、見解を示されたい。

五 前述の問題を踏まえると、訪問看護制度本来の価値を損なわないよう制度設計そのものを整えることが求められる。つまり、今回取り上げた、いわゆる「儲かるビジネス」として着目されたビジネスモデル、具体的には、病院のような施設で施設看護を提供しているにもかかわらず、訪問看護として診療報酬を請求出来るという仕組みを認めるべきではないと考えるが、見解と今後の取組を示されたい。

右質問する。

三について

お尋ねについては、令和七年三月十二日に開催された中央社会保険医療協議会総会の資料総一十二「訪問看護ステーションの指導監査について」において、「昨今の訪問看護療養費の請求状況及び指導の実施体制、現状の訪問看護ステーションの指導の実施状況等を踏まえて、複数都道府県において運営されている訪問看護ステーションへの効果的な指導の仕組みが必要であるとともに、「一定の基準に該当する訪問看護ステーションに対し、教育的な視点による指導機会が必要」であるとされたことを踏まえ、「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」の一部改正について「令和七年四月三日付け保発〇四〇三第一号厚生労働省保険局別指導」における対象の「選定基準」に「訪問看護療養費請求書の一件当たりの平均額が高い訪問看護ステーション(ただし、取扱件数の少ない訪問看護ステーションは除く。)について一件当たりの平均額が高い順に選定する」ことを追加するとともに、「同一指定訪問看護事業者に係る複数の都道府県に所在する訪問看護ステーション」等への「厚生労働省並びに地方厚生局及び都道府県」が行う「共同指導」を新設したところである。

内閣衆質二一七第三四八号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破茂

衆議院議長 頼賀福志郎殿

衆議院議員酒井なつみ君提出有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員酒井なつみ君提出有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねについては、令和七年六月四日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「個別の案件についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。その上で、一般的な質問に対する答弁書

いがある場合には、健康保険法に基づき、地方厚生局において必要な指導監査を行い、不正請求が確認された場合には厳正に対処することとなります」と答弁しているところであり、当該不正請求が確認された場合には、御指摘のように「返還を求める」ことも含め、「厳正かつ早急に対応する」こととなる。

お尋ねについて、お尋ねの「効果」について定量的に把握すること

とは困難であるが、一定程度の「効果」があつたのではないかと考えている。

令和六年度診療報酬改定においては、令和六年度診療報酬改定において、「多様化する利用者や地域のニーズに対応するとともに、質の高い効果的なケアが実施されるよう、訪問看護ステーションの機能強化を図る」とされたことを踏まえ、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法平成二十年厚生労働省告示第六十七号(別表区分番号0-2)に規定する「訪問看護管理療養費について、訪問看護ステーションの利用者のうち、同表区分番号0-1の注3に規定する「同一建物居住者」であるものが占める割合に応じて、評価を分けることとしたところであり、当該「同一建物居住者」への訪問看護についても、令和六年度診療報酬改定の検証調査等の結果を踏まえて、御指摘の「実態の把握」を行いながら、「再発防止策も含め、訪問看護の「仕組み」の在り方について、次期診療報酬改定に向かって、同協議会において必要な検討をしてまいりたい。

なった。風力発電に関する事故が近年後を絶たず、安全面のリスクが改めて浮き彫りとなつてゐる。以下、質問する。

明が求められるが、破損したブレードは、五月末に茨城県内のメンテナンス会社の施設に運ばれ、調査が進められているという。また原因究明に向けては、経済産業省による審議会が開催予定とされ、大学の研究者を第三者委員とする新屋浜風力発電所ブレード破損事故調査委員会には、オブザーバーとして経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部が参加しているが、事故原因に關し、政府の把握している現状と今後の対応についてそれぞれ伺う。

二 政府は、第七次エネルギー基本計画において再生可能エネルギーを令和二十二年までに全体の四、五割まで増やす目標を掲げるが、国策として進める風力発電に関連する事故が相次いでいる。政府によれば、令和五年度までの五年間に風力発電に関連する事故は約二百件発生し、このうち羽根が破損したケースは約三十件あることが確認されている。風車の大型化も進んでおり、今後も落下事故が起きた場合、重大な被

すに古くなつた発電施設等を建て替える際の環境影響評価の手続の簡略化が可能となつた。他方、風力発電事業が同法の対象となつたのは平成二十四年からであり、同年以前に設置された同設備の多くは環境影響評価の手続を経ておらず、適切な立地の検討や環境影響の調査がなされていない可能性がある。しかし、同改正法に基づき、同年以前に設置された同設備の建設事務も一律に同改正法の対象となり、環境影響評価に係る手続が簡略化されることとなる。同ブレード落下事故が起きた同設備の運転開始は平成二十一年であり、平成二十四年以前に設置した設備の周辺地域の安全性に大きな影響が生じる事態となつてゐる。平成二十四年以前に設置した設備に対しては、同改正法による手続の簡略化を安易に認めず、地元の理解を得るために、立地の再検討等を含めた慎重な対応が求められると考えるが、政府の見解と対応を伺う。

右質問する。

り、現時点で具体的にお答えできる段階にないが、当該委員会の調査も踏まえて、経済産業省の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気設備自然災害等対策ワーキンググループ（以下「審議会」という。）においても、今後、確認を行う予定である。

二について

お尋ねの「国として積極的に関与していく必要」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、風力発電所を始めとして電気工作物の事故が発生した場合には、事故の原因究明や再発防止を図ることが重要である。御指摘の今回の事故に関しては、当該事故発生後直ちに、その風力発電所の設置者に対し、事故の原因究明や再発防止等を指示するとともに、職員を現場地に派遣して事故状況の確認を行い、さらに、審議会においても、当該設置者が講ずる再発防止策を確認し、これらを踏まえて追加的な安全対策の必要性について検討を行うこととしている。また、政府としては、地域との共生を図りながら再生可能エネルギーの最大限の導入を促すといった考え方に基づき、引き続き必要な取組を進めていく。

三について

御指摘の「環境影響評価法が改正され」について、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）による改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の第二項においては、同項に規定する既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域において当該既存工作物と同種の工作物の新設を当該工作物に係る環境影響評価法上の第一種事業として実施する者は、当該事業に係る環境保全のための配慮の内容を同法に基づく計画段階

環境配慮書(以下「配慮書」という。)に記載しなければならないこととしたところ、当該配慮書の内容等から、当該第一種事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがあることが明らかになった場合には、従前と同様に、同法第三条の五の規定に基づき、環境大臣が、環境保全上の見地から事業計画の大幅な見直しや工作物の配置の変更も含めた意見を事業者に対して述べるものであり、御指摘の一平成二十四年以前に設置した設備に係るものを受け、御指摘のようないくつかの手続の簡略化とはならず、引き続き、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができるものと考えている。

令和七年六月十七日提出
質問 第三五〇号

国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書

提出者 緑川 貴士

書 国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書
健康で質の高い生活を営むためには、口腔の健康が重要である。口の衰えは体の衰えにつながり、歯周病は糖尿病等の生活習慣病と密接に関わっている。また高齢者の死因に多い誤嚥性肺炎の予防や、歯周病や歯の欠損による認知症の誘発等を防ぐためにも、定期的な歯科健診等の機会の確保を通じ、生涯を通じた歯・口腔の健康の実現が必要である。以下政府に対し質問する。

一 令和七年六月に閣議決定された、骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)において「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に具体的な取組が記載されたが、同健診については令和四年の骨太の方針でも具体的な検討

を始める旨が明記され、以後三年が経過している。成人以降も切れ目なく歯科健診が行える制度は必要であると考えるが、同健診の実現に向けての現状の課題と対応について伺う。

二一に関し、労働安全衛生法に基づき、企業に義務付けられている労働者に対する定期健康診断に歯科健診を取り入れる案も検討されてきたと聞く。同診断は、当初は結核、赤痢等の感染症対策を目的とし、明治四十四年制定の工場法により企業の労働者に対して義務付けられた後、労働基準法や労働安全衛生法が制定され、疾病構造の変化とともに同診断の対象範囲や内容が拡大してきた。歯は「万病の元」といわれ、口腔細菌が生活習慣病や人命に関わる重大な病気の原因となつており、社会全体で口腔保健への意識も高まる中、同診断に歯科健診を追加することが必要であると考える。同診断に組み込むことで同健診の受診率を引き上げ、口腔の健康維持を通じた病気予防により全身の健康を守りやすくなり、長期的に医療費の抑制にもつながると考えるが、政府の見解を伺う。

三 歯科技工士は、養成校や入学希望者の減少、若手の離職率の高さ・高齢化の進行などの問題が生じており、歯科技工士の人数は、免許登録者は増えている一方、業務從事者が減少傾向にあり、特に若年世代の歯科技工士の減少が顕著に進んでいる。政府は、「骨太の方針の下」デジタル化等の新技術の導入推進も掲げ、コンピューター利用設計システム(CAD)等のデジタル技術活用による入れ歯等の製作や、歯科技工士のリモートワークを認めるなど等の対応策を示している。同技術の活用は、歯科技工士の作業を補完するものとして重要であるが、CADの導入費用は高額であるほか、最終的な仕上

業が不可欠である。規模の小さな医院でも導入可能な汎用性の高い技術の開発を進めつつ、人による作業と機械化との効果的な分業を模索する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

四 全国保険医団体連合会が令和六年九・十月に全国の歯科技工所を対象に行ったアンケート調査の結果によれば、八割以上で後継者がいないとの回答や、約三割が「五年後はやめていると思う」と回答し、歯科技工士の高齢化が顕著となっている。高度な加工の技術が必要とされる仕事に見合った待遇でないことが後継者不足や離職を招いており、保険点数の引上げや、歯科技工士に適切な技術料を設定する等の早急な対応が求められるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

二について

御指摘の「歯科健診」を労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の規定に基づく健康診断の項目に追加することに関する質問に対する回答は、令和七年一月十七日の労働政策審議会安全衛生分科会において、「今後の労働安全衛生対策について(報告)」の建議が行われ、同建議において、「歯科に関する項目を法定健診項目に追加することに関しては、業務起因性又は業務増悪性、就業上の措置等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、困難である。一方で、労働者の口腔の健康の保持・増進は重要である。現在、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和六十三年健康保持増進のための指針)」(昭和六十三年健康保持増進のための指針公示第一号)に「歯と口の健康づくりにおける口腔保健指導」が盛り込まれているが、現状では十分に実施されているとは言えないことから、今後、好事例を展開する等普及啓発を強化することにより、歯科受診に繋げる方策を検討することが適当である。また、職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間の周知等の機会を捉えて、周知を強化することが適当である」とされたところであります。御指摘のように「同診断に歯科健診を追加すること」は現時点で考えていないが、同建議を踏まえ、労働者の口腔の健康の保持・増進のため、労働者を「歯科受

内閣衆質二一七第三五〇号
令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 領賀福志郎殿

衆議院議員緑川貴士君提出国民皆歯科健診の導入等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員緑川貴士君提出国民皆歯科健診の導入等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、就労世代における歯科健診の受診率が低い傾向にあることを踏まえ、「健康増進事業実施要領」の一部改正について〔令和六年三月二十二日付け健生発〇三二二第十三号厚生労働省健康・生活衛生局長通知〕により、「健康増進事業実施要領」(平成二十一年三月三十一日付け健発第〇三三一〇二六号厚生労働省健康局長通知別添)を改正し、市町村

診に繋げる方策等について必要な対応を検討してまいりたい。

また、御指摘の「同診断に組み込むことで同健診の受診率を引き上げ、口腔の健康維持を通じた病気予防により全身の健康を守りやすくなり、長期的に医療費の抑制にもつながること」については、御指摘の「同診断に歯科健診を追加すること」を、現時点では具体的に検討していないことから、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の「人による作業と機械化との効果的な分業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、歯科技工士の就業者数が減少傾向にある中で、国民に対し、良質な補てつ物、充てん物又は矯正装置を提供する体制を確保する観点から、御指摘のような技術」を活用しながら歯科技工士の業務効率化を推進することは重要なことであると考えております。歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第十三条第一項第六号において、歯科技工における「電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科治療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行ふ」ことを可能とした上で、「歯科技工所の開設及び歯科技工所間の連携について」（令和四年三月三十一日付け医政歯発〇三三一第二号厚生労働省医政局歯科保健課長通知）により、都道府県等を通じて歯科技工所等に対し、「歯科医療の用に供する補てつ物等・・・の作成等に用いる機器（中略）については、地域の歯科技工所間で連携し、共同で利用することが可能」と示し、業務の効率化を図っているところである。

さらに、令和七年度には、御指摘の「規模の小さな歯科技工所も含め、「歯科技工所業務形

態改善等に係る調査・検証事業一式仕様書」によつて、「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」を委託して実施し、「歯科技工士の業務形態等の改善計画に基づくモデル事業を検証等すること」を通じて、「全国の歯科技工所の業務形態等の改善に資する適切な方策等」の「調査・検証」を行うこととしているところ、こうした事業も踏まえて、厚生労働省医政局長が参考集を求めて開催している、歯科技工に関する学識経験者、実務経験者等により構成される歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科技工士の業務の在り方等に対する具体的な検討を行つてあるところである。引き続き、これらの取組を通じて、歯科技工士の業務効率化に関する必要な対策を検討してまいります。

四について

お尋ねについては、令和六年二月十四日の中央社会保険医療協議会の答申において、「歯科診療にかかる評価について、・・・医療機関の職員や歯科技工所で従事する者の賃上げを実施すること等の観点から、初再診料や歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る項目について評価を見直す」とされたことを踏まえ、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第二区分番号M0-18に規定する「有床義歯」及び同表区分番号A0-000の1に規定する「歯科初診料」の点数を引き上げることともに、令和七年一月二十九日の同協議会の答申において、「現下の高齢化の進展等により歯科診療のニーズが増加しているなか、歯科診療所等において、より専門的な業務を行う歯科衛生士及び歯科技工士を確保し、限られた人材で歯科医療を効率的に提供する観点から、歯科衛生士及び歯科技工士の業務に係る評価を見直す」とされ

たこと等を踏まえ、同表区分番号M0-03の注1等に規定する「歯科技工士連携加算」の点数を引上げたところであり、引き続き、賃金の動向や令和六年度診療報酬改定による影響等を踏まえ、同協議会において検討してまいりたい。

令和七年六月十七日提出
質問 第三五一号

コメ作況指数の公表廃止に関する質問主意書
提出者 緑川 貴士

コメ作況指数の公表廃止に関する質問主意書

政府は、毎年のコメの作柄を示す「作況指数」について、農家の実感と異なることから廃止している。以下質問する。

一 同指数よりも実際の収量が平年より少ないケースが確認される等、生産現場との乖離が指摘されるが、同指数は現状、コメの生産量を唯一、客観的に推し量ることができる指標である。実態に合っていないのであれば、指標の改善を図り実態に合うよう、まずは努めるべきであり、廃止の結論には飛躍があると考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第三五一号
令和七年六月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員綠川貴士君提出コメ作況指数の公表廃止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員綠川貴士君提出コメ作況指数の公表廃止に関する質問に対する答弁書

について

作況指数は、農林水産省が毎年実施している水稻の収穫量に係る調査（以下「収穫量調査」といふ。）により把握した当該年の水稻の十アールあたりの収量を、過去三十年の収量のすう勢か

乱が生じる懸念がある。政府の見解を伺う。

四三に関し、コメの収穫量調査についてデジタル技術の導入を進め、予測精度を改善していくが、同調査が概算金を決める際や、流通現場でのコメの仕入れや価格交渉のための情報となりうるものと考えているのか。そうである場合、同調査の改善には一定期間が必要であり、現場での同調査の活用にも時間を要するものと考えるが、政府の見解を伺う。

五 コメ作況指数や収穫量調査を含め、統計調査に対する適切な予算配分と人員配置が、同調査の円滑な実施と正確なデータ収集を可能にし、その結果得られる統計の信頼性も高めていくけると考える。統計分野の人員・予算の削減が進められてきたが、政策立案や行政運営の根拠となる基礎情報を提供する重要な分野であり、同人員・予算の充実を図ることが不可欠であると考えるが、政府の見解を伺う。

ら算定した水稻の十アール当たりの収量(以下「平年収量」という)で除したものであり、当該年の水稻の収穫量全体の多寡を示したものではない。

令和七年四月から行つてゐる地方公共団体や生産者団体等との意見交換においても、当該年の水稻の作柄を前年の水稻の十アール当たりの収量と比較して判断しているとの意見や、平年収量が生産者の感覚に合っていない等の意見があり、御指摘のような「生産現場との乖離」が生じていることが明らかになつたことを踏まえ、今般、同省として、作況指數の公表を廃止すると判断したものである。

米政策の企画・立案等に当たり活用している
水稻の十アール当たりの収量及び収穫量全体について
は、引き続き収穫量調査において把握を行
い、公表することとしており、「コメ政策に
対する政府の責任が不透明になるおそれがあ
る」との指摘は当たらないと考えている。
三について

作況指數は、水稻の収穫量全体の多寡を示したものではないことから、その公表の廃止によつて「コメの価格形成に混乱が生じる懸念がある」との指摘は当たらないと考えている。

四について
収穫量調査により把握している水稻の十アール当たりの収量及び収穫量全体については、御指摘の「概算金を決める際や、流通現場でのコメの仕入れや価格交渉のための情報となりうるもの」と考えている。収穫量調査については、衛星データ等を活用して御指摘の「予測精度の向上を図ること」としているが、その対象となるほ場における水稻の十アール当たりの収量は、平均値を中心偏りなく分布しており、現時点

で正確性を確保できていると考えていることから、収穫量調査により把握した水稻の十アール当たりの収量及び収穫量全体を「現場」で「活用」することに特段の支障はないと考えている。

政府としては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和五年三月二十八日閣議決定)において、「社会の情報基盤としてふさわしい統計を提供するためには、統計の作成・提供の業務を支える人材・予算などの統計リソースの確保及び有効活用が重要である」とことから、「各府省は、定型的な業務などについて外部委託を活用する一方、統計作成の企画、品質管理、評価や見直しなどに十分なリソースを投入する」としているところである。

われている。また、二〇一五年にWHOが推薦したPrEP（曝露前予防）の有効性、安全性及び費用対効果は既に評価が確立され、海外では標準的な対策となっているが、我が国では、米国に遅れること十二年後の二〇一四年八月に、PrEPを効能とする薬剤が初めて薬事承認されただけで、当該薬による医師管理下での適正普及には全く至っていない。国際連合合同エイズ計画（UNAIDS）が掲げる二〇三〇年までにHIV／エイズ・IDSを流行終結させるため、以下、政府に質問する。

が新たに感染し、六十三万の方がエイズ関連疾患で死亡しているが、増加に転じている日本での動向についてどう考えているか、また、世界の動向との違いについて、政府の見解を伺う。

も検査機会拡充に大きく貢献すると言われているが、検査とP r E P の普及について、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第三五二号
令和七年六月二十七日

衆議院議長　額賀福志郎殿
衆議院議員梅村聰君提出我が国におけるエイズ
流行終結に向けた取組に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員梅村聰君提出我が國における工
イズ流行終結に向けた取組に関する質問に
対する答弁書
について

令和七年六月二十七日 衆議院会議録追録(二)

質問主意書及び答弁書

一四一

イズ計画が公表している「今まさに緊急事態…岐路に立つエイズ(仮訳)」において、世界の二千二十三年の年間新規HIV感染者数は千九百八十年代後半以降で最も少なくなった。命を救うために必要な抗レトロウイルス治療を受けている人の数は約三千百万人となり、こうした公衆衛生上の大きな成功により、エイズ関連の死亡者数は二千四年のピーク以来、最も低いレベルにまで減少した(仮訳)と記載されていると承知しているところ、日本においては、令和五年の後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という)の病原体(以下「HIV」という)の新規感染者数は過去最多の平成二十年の感染者数比べて減少し、令和五年のエイズの新規患者数は過去最多の平成二十五年の患者数と比べて減少している一方、お尋ねの「世界の動向」と異なり、日本における令和五年のHIVの新規感染者数及びエイズの新規患者数が前年と比較して増加した背景として、新型コロナウイルス感染症の流行により減少していた保健所等での検査の回数が増加したことが影響している可能性があると考えられる。

二について

御指摘の「宣言する決意」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、国連合同エイズ計画が公表している「不平等に終止符をそしてエイズ終結を世界エイズ戦略二千二十一～二千二十六(仮訳)」において、「公衆衛生上の脅威としてのエイズ終結を二千三十年までに成し遂げるという目標」(仮訳)を踏まえながら、指針に基づき、「HIV感染症・エイズに応じた予防の総合的な推進」を図つてまいりたい。

四について

お尋ねの「検査」の「普及」については、令和七年四月三日の参議院厚生労働委員会において、「公衆衛生上の脅威としてのエイズ終結を二千三十年までに成し遂げるという目標」(仮訳)を踏まえながら、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成三十年厚生労働省告示第九号。以下「指針」という。)に基づき、「HIV感染症・エイズに応じた予防の総合的な推進」を図るため、「正しい知識の普及啓発を行つておるところをございまして、引き続

く人の方は約三千百万人となり、こうした公衆衛生上の大きな成功により、エイズ関連の死亡者数は二千四年のピーク以来、最も低いレベルにまで減少した(仮訳)と記載されていると承知しているところ、日本においては、令和五年の後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という)の病原体(以下「HIV」という)の新規感染者数は過去最多の平成二十年の感染者数比べて減少し、令和五年のエイズの新規患者数は過去最多の平成二十五年の患者数と比べて減少している一方、お尋ねの「世界の動向」と異なり、日本における令和五年のHIVの新規感染者数及びエイズの新規患者数が前年と比較して増加した背景として、新型コロナウイルス感染症の流行により減少していた保健所等での検査の回数が増加したことが影響している可能性があると考えられる。

三について

お尋ねの「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」の「改正」については、令和七年五月十四日に開催された第八回厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会の資料一「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に向けた検討について」に基づき、「HIV流行終息に向けた目標設定」、「曝露前予防」、「郵送検査」等について審議されたところ、現在、その内容を踏まえて検討を行つておるところであり、現時点でお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、二についてで述べたとおり、国連合同エイズ計画が「不平等に終止符をそしてエイズ終結を世界エイズ戦略二千二十一～二千二十六(仮訳)」において、「公衆衛生上の脅威としてのエイズ終結を二千三十年までに成し遂げるという目標」(仮訳)を踏まえながら、指針に基づき、「HIV感染症・エイズに応じた予防の総合的な推進」を図つてまいりたい。

き、こうした取組を通じて早期治療の開始についての周知を行つてまいりたいと思います」と答弁しているとおりである。

また、お尋ねの「PrEPの普及」について

は、同月十六日の衆議院厚生労働委員会において、吉田厚生労働大臣政務官が「HIV感染症に対する曝露前予防、いわゆるPrEPにつきましては、これは、適切な服用により性的接触によるHIV感染に対する高い予防効果が報告をされておりまして、各国で利用をされていると承知をしているところでございます。一方で、調査研究によりますと、PrEP導入後のコンドーム使用率の低下とともに、HIV感染症以外の性感染症増加等の懸念も報告をされているところでございます。日本国内におけるPrEPの普及については、まずこうした懸念を払拭することが重要であると認識をしておりまして、このため、現在、厚生労働科学研究にて、PrEPの安全性や導入によるHIV感染症以外の性感染症の罹患率への影響等の評価を行つております。PrEPをどのようにHIV感染症対策に取り入れていくか、これについては引き続き検討をしつかり進めてまいりたいと思っております」と答弁しているとおりであります。

令和7年10月23日 木曜日 発行

官 報 (号外国会会議録)

令和七年六月二十七日

衆議院会議録追録(二)

一四四